

安全衛生教育関係通達集

(昭和48年9月～平成7年3月)

1996年9月

動力炉・核燃料開発事業団
東海事業所

複製又はこの資料の入手については、下記にお問い合わせ下さい。

〒319-11 茨城県那珂郡東海村大字村松4-33

動力炉・核燃料開発事業団

東海事業所 技術開発推進部・技術管理室

Inquiries about copyright and reproduction should be addressed to:Technology Management Section, Tokai Works, Power Reactor and Nuclear Fuel Development Corporation, 4-33 O-aza-Muramatsu, Tokai-mura, Naka, Ibaraki-ken, 319-11, Japan

動力炉・核燃料開発事業団 (Power Reactor and Nuclear Fuel Development Corporation) 1996

安全衛生教育関係通達集

(昭和48年9月～平成7年3月)

石黒秀治 *

篠原邦彦 **

久賀勝利 **

要 旨

労働安全衛生法では、労働者の就業にあたっての措置として安全衛生教育の実施を義務付けている。これらの安全衛生教育については、既に各労働省令、告示等により教育内容等が定められているが、さらに、最近の技術革新の急速な進展、社会経済情勢の変化に伴う労働災害の発生等から、新たな安全衛生水準の向上に対応するための安全衛生教育の実施が求められ、同法に昭和63年5月17日付けで第19条の2及び第60条の2が追加改正された。

これを受けて平成元年5月22日には、「労働災害防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針の公示について」及び「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について」が公表された。また、平成3年1月21日には、基発第39号により、新しい安全衛生教育推進要綱が定められた。

この安全衛生教育関係通達集は、これらの安全衛生教育のうち、昭和48年4月から平成7年3月までに発効された労働安全衛生関係通達の中から安全衛生教育に関する通達を収録したものである。(安衛則及び各労働省令に定める各種の取扱い業務特別教育規程、各種技能講習規程については除いた。)

この安全衛生教育関係通達集の中には、動燃事業団の業務に直接関係のないものも多く含まれているが、安全衛生教育の変遷、各業種又は教育対象者等に対する教育の考え方が述べられているので、本通達集を参考として当該施設等の各種教育対象者に対する教育カリキュラムの選択及び作成、教育訓練の検討等に広く活用されれば幸いである。

* 安全管理部

** 安全管理部 安全対策課

安全衛生教育関係通達集

(目 次)

通達番号	年月日	標 題	頁
基発第 525号	48. 9. 12	安全衛生教育センターの開設について	1
基発第 176号	49. 4. 3	安全衛生教育の推進について (59. 2. 16 基発第76号により 安全衛生教育推進要綱 廃止)	3
基発第 217号	51. 2. 20	安全衛生教育の推進について (49. 4. 3基発第 176号の関連 通達)	7
基発第 91号	52. 2. 21	安全衛生教育の推進について (51. 2. 20基発第 217号の関連 通達)	10
基安発第19号	53. 5. 30	林業における特別教育について	14
基発第 515号	53. 9. 18	安全衛生教育の推進について (51. 2. 20基発第 217号の関連 通達)	16
基発第 212号	54. 5. 2	安全衛生教育の推進について (51. 2. 20基発第 217号の関連 通達)	18
基安発第19号	54. 8. 29	特定粉じん作業に係る特別の教育の推進について	22
基発第 265号	55. 5. 22	ずい道等の掘削・覆工等の業務に従事する労働者に対する安全 衛生教育の実施について	25
基発第 424号	55. 8. 11	クレーン等の設計技術者に対する安全衛生教育について	29
基発第 216号	56. 4. 10	ずい道等の掘削・覆工等の業務及び高圧室内業務に係る特別教 育の実施について	33
基発第 258号	58. 5. 20	チェーンソー以外の振動工具取扱作業者に対する安全衛生教育の 推進について	34
基発第 417号	58. 8. 1	動力プレス機械設計技術者に対する安全教育について	36
基発第 76号	59. 2. 16	安全衛生教育の推進について「49. 4. 3基発第 176号を廃止」 安全衛生教育推進要綱 (H3. 1. 21基発第39号により廃止)	37
基発第 148号	59. 3. 26	安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について	42
基安発第 6号	59. 3. 26	安全衛生教育(新規) 3ヶ年(昭和59年度～昭和61年度)の 実施種類について	48
基発第 195号	59. 4. 20	タイヤ空気充填業務の作業従事者に対する安全教育について	49
基発第 205号	59. 4. 25	仮設機材管理者に対する安全教育について	51
基発第 328号	59. 6. 26	原子力発電所における放射線業務従事者に係る労働衛生教育の 推進要領について	53
基発第 328号の2	59. 6. 26	原子力発電所における放射線業務従事者に係る労働衛生教育の 推進要領について	56
基発第 337号	59. 6. 29	有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育の推進について	57
基安発第15号	59. 7. 16	有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育の推進について	59

通達番号	年月日	標 題	頁
基発第 377号	59. 7. 25	中小企業安全衛生指導員の養成研修について	61
基発第 387号	59. 8. 1	ビル管理業及び清掃業における職長等教育に準じた教育のトレーナーの養成研修について	63
基発第 544号	59. 10. 9	車両建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）作業安全技術教育について	65
基発第 545号	59. 10. 9	安全・衛生管理特別指導事業場等の経営首脳者等に対する安全セミナーについて	68
基発第 546号	59. 10. 9	移動式クレーンの定期自主検査者に対する安全教育について	70
基発第 547号	59. 10. 9	移動式クレーンの整備者に対する安全教育について	72
安全課長名内翰	60. 3. 12	安全管理者に対する実務教育の実施について	74
基発第 133号	60. 3. 13	積卸し作業の作業指揮者等に対する安全教育について	75
基発第 141号	60. 3. 18	造林作業の作業指揮者等に対する安全教育について	77
基発第 152号	60. 3. 25	ボイラー及び圧力容器の設計技術者等に対する安全教育について	79
基発第 283号	60. 5. 23	ボイラー技士に対する技能向上教育及びボイラー取扱い作業主任者に対する実務向上教育について	81
基発第 284号	60. 5. 23	採石のための掘削作業主任者に対する実務向上教育について	85
基発第 321号	60. 6. 10	型式検定対象機械等に対する安全教育について	87
基発第 561号	60. 10. 1	船内荷役作業主任者に対する実務向上教育について	89
基発第 649号	60. 11. 18	チェーンソーを用いて行う伐木等の業務に従事する者に対する実務向上教育について（4. 4. 23 付け廃止）	91
基発第 39号	61. 1. 27	レーザー光線による障害の防止対策について	94
基発第 54号	61. 2. 7	ボイラー整備士に対する技能向上教育について	104
基発第 55号	61. 2. 7	ボイラー溶接士に対する技能向上教育について	106
基発第 56号	61. 2. 7	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習の修了者に対する技能向上教育について	108
基発第 187号	61. 3. 31	VDT作業に係る労働衛生教育の推進について	110
基安発第30号	61. 7. 16	建設業粉じん作業特別教育指導員講習の実施について	114
基発第 543号	61. 9. 13	建設工事における移動式クレーン作業の安全技術教育について	116
基発第 670号	61. 11. 21	天井クレーンの定期自主検査者に対する安全教育について	118
基発第 683号	61. 12. 22	ストラドルキャリアの運転者に対する安全教育について	120
基安発第 3号	62. 2. 9	安全衛生教育の実施種類の変更について	122
基発第 136号	62. 3. 13	ボイラー取扱い技能講習を修了した者に対する技能向上教育について	124
基発第 163号	62. 3. 24	ショベルローダー等の定期自主検査者に対する安全教育について	126
基発第 211号	62. 4. 13	鉛作業主任者に対する実務向上教育について	128
基発第 213号	62. 4. 13	化学設備等の定期自主検査者に対する安全教育について	130

通達番号	年月日	標 題	頁
基発第 270号	62. 5. 8	再圧室操作業務従事者に対する特別教育指導員（インストラクター）講習について	133
基発第 572号	62. 9. 25	トラクター等による集材作業の指揮者等に対する安全教育について	135
基発第 631号	62.10. 27	第一種圧力容器取扱作業主任者に対する実務向上教育について	136
基発第 669号	62.11. 26	フォークリフト特定自主検査者に対する実務向上教育について	139
基発第 670号	62.11. 26	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）特定自主検査者に対する実務向上教育について	141
基発第 676号	62.12. 4	クレーン組立・解体作業指揮者に対する安全教育について	143
安全課長・化学物質調査課長名内翰	63. 2. 24	昭和63年度に新規に実施する安全衛生教育について	145
基発第 127号	63. 3. 4	揚貨装置運転士に対する技能向上教育について（廃止）2.3.1	147
基発第 128号	63. 3. 4	荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育について	149
基発第 135号	63. 3. 7	プレス機械作業主任者に対する実務向上教育について	151
基発第 200号	63. 3. 30	石綿除去・改修工事現場管理者に対する衛生教育について	153
基発第 782号	63.12. 28	電気工事作業指揮者に対する安全教育について	156
基発第 246号	1. 5. 22	労働災害防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針の公示について	158
労働省	1. 5	労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針	162
基発第 247号	1. 5. 22	危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について	171
労働省	1. 5	危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針	175
基発第 485号	1. 9. 5	木造建築物の解体工事の作業指揮者等に対する安全教育について	183
基発第 521号	1. 9. 28	陸上貨物運送事業における安全管理者能力向上教育（初任時）について	185
基発第 111号	2. 3. 1	揚貨装置運転士安全衛生教育について	188
基発第 112号	2. 3. 1	クレーン運転士安全衛生教育について	191
基発第 113号	2. 3. 1	移動式クレーン運転士安全衛生教育について	194
基発第 114号	2. 3. 1	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育について	197
基発第 129号	2. 3. 15	建設業における安全衛生推進者能力向上教育（初任時）について	201
基発第 130号	2. 3. 15	陸上貨物運送事業における安全衛生推進者能力向上教育（初任時）について	204
基発第 131号	2. 3. 15	港湾貨物運送事業における安全衛生推進者能力向上教育（初任時）について	207
基発第 466号	2. 7. 20	能力向上教育実施促進事業の創設について	210

通達番号	年月日	標 題	頁
基発第 469号	2 . 7. 23	ボイラー取扱作業主任者能力向上教育について	212
基発第 470号	2 . 7. 23	普通第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育について	214
基発第 471号	2 . 7. 23	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育について	216
基発第 472号	2 . 7. 23	ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育について	218
基発第 473号	2 . 7. 23	ボイラー溶接業務従事者安全衛生教育について	220
基発第 474号	2 . 7. 23	ボイラー整備士安全衛生教育について	222
基発第 539号	2 . 9. 3	プレス作業主任者能力向上教育について	224
基発第 602号	2 . 10. 1	足場の組立て等作業主任者能力向上教育について	226
基発第 604号	2 . 10. 1	木造建築物の組立て等作業主任者能力向上教育について	228
基発第 723号	2 . 12. 4	労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針について	230
基発第 724号	2 . 12. 4	危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針について	234
基発第 39号	3 . 1. 21	安全衛生教育の推進について 「59. 2. 16 基発第76号を廃止」	236
基安発第 2号	3 . 1. 21	安全衛生教育推進要綱の運用について	244
基発第 536号	3 . 9. 6	木材加工用機械作業主任者能力向上教育について	246
基発第 646号	3 . 11. 11	林内作業車を使用する集材作業に従事する者に対する安全教育について	249
基発第 1号	4 . 1. 1	石綿含有建築材料の施工作业における石綿粉じんばく露防止対策の推進について	251
基発第 124号	4 . 3. 17	港湾貨物運送事業における安全管理者能力向上教育（定期又は随時）について	259
基発第 125号	4 . 3. 17	林業架線作業主任者能力向上教育について	261
基発第 260号	4 . 4. 23	チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（安衛則第36条第8号の業務のうちチェーンソーを用いて行うもの及び同条第8号の2の業務）従事者安全衛生教育について	263
基発第 319号	4 . 6. 1	安全管理者能力向上教育（初任時）について	266
基発第 320号	4 . 6. 1	ガス溶接作業主任者能力向上教育について	269
事務連絡	4 . 6. 8	平成4年度における定年退職者等を活用した安全衛生活動促進制度（シニア・セーフティ・リーダー制度）推進事業の運営について	271
基発第 330号	4 . 6. 10	有機溶剤作業主任者能力向上教育について	274
事務連絡	4 . 8. 27	平成4年度に行う能力向上教育実施促進事業について	276
基発第 518号	4 . 9. 17	機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育について	278
基発第 546号	4 . 10. 1	騒音障害防止のためのガイドラインの策定について	280
基発第 617号	4 . 11. 20	健康保持増進対策推進のためのスタッフに対する実務向上研修について	291

通達番号	年月日	標 題	頁
基発第 650号	4 . 12. 11	車両系荷役運搬機械等作業指揮者に対する安全教育について	294
基発第 659号	4 . 12. 21	ストラドルキャリア運転業務従事者安全衛生教育（定期又は 随時）について	296
基発第 35号	5 . 1. 20	労働災害再発防止講習規程について	298
基発第 36号	5 . 1. 20	労働災害再発防止講習機関の指定について	300
基発第 366号	5 . 6. 11	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務 従事者安全衛生教育について	303
事務連絡	5 . 6. 24	平成5年度に行う能力向上教育実施促進事業について	306
基発第 583号	5 . 9. 30	危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育 に関する指針について	308
基発第 709号	5 . 12. 22	玉掛業務（労働安全衛生法施行令第20条第16号の業務）従事者 安全衛生教育について	309
事務連絡	5 . 12. 22	玉掛業務（労働安全衛生法施行令第20条第16号の業務）従事者 安全衛生教育の実施について	310
基発第 41号	6 . 1. 20	玉掛業務従事者労働災害再発防止講習の特例について	311
基発第 30号	6 . 1. 14	労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教 育に関する指針の一部を改正する指針について	312
基発第 36号	6 . 1. 19	店社安全衛生管理者に対する能力向上教育について	314
事務連絡	6 . 1. 19	店社安全衛生管理者に対する能力向上教育の実施について	314
基発第 82号	6 . 2. 17	衛生管理者能力向上教育（定期又は随時）について	315
事務連絡	6 . 2. 17	衛生管理者能力向上教育（定期又は随時）の実施について	317
基発第 437号	6 . 7. 6	労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教 育に関する指針の一部を改正する指針について	318
基発第 438号	6 . 7. 6	乾燥設備作業主任者に対する能力向上教育について	320
事務連絡	6 . 7. 11	平成6年度能力向上教育実施促進事業の実施について	322
基発第 547号	6 . 9. 6	職場における腰痛予防対策の推進について	323
基発第 600号	6 . 9. 29	フォークリフト特定自主検査者能力向上教育について	334
事務連絡	6 . 9. 29	フォークリフト特定自主検査者能力向上教育の実施について	336
基発第 136号	7 . 3. 22	職場における腰痛予防対策に係る労働衛生教育の推進について	337
基発第 136号02	7 . 3. 22	職場における腰痛予防対策に係る労働衛生教育の推進について	341

安全衛生教育センターの開設について

4 8. 9. 1 2 基発第 5 2 5 号

標記については、かねてから鋭意建設を進めてきたところであるが、このほど諸般の準備もほぼ完了し、中央労働災害防止協会にその運営を委託して、来る10月1日から業務を開始するはこびとなった。本年度においては、安全衛生トレーナー養成講座、安全管理基礎講座、労働衛生工学講座等のコースが開講されることになっている。

本教育センターは、労働安全衛生法第63条に基づき事業者が行なり安全衛生教育に対する国の援助措置の一環として設けられたものであり、名実ともにかわが国における安全衛生教育のメッカとすべきものであるので、貴職におかれども同センターの効果的運用がはかられるよう広く関係方面に対しその設立の趣旨、講座内容等について周知するとともに、受講者の勧誘につとめられたい。なお、講座内容等の細部についてはおって連絡する。

安全衛生建育センターの開設について

4 8. 9. 1 2 基安発第 2 3 号

標記については、昭和48年9月12日付け基発第525号をもって通達したとおり、中央労働災害防止協会の委託運営のもとに来る10月1日から業務を開始するはこびとなったところである。

本教育センターは、すでに承知のとおり労働安全衛生法（以下「法」という。）第63条に基づく国の援助措置の一環として設けられたものであり、ここで実施される安全衛生教育は、その全体系の中核的中核的推進者となる指導者の養成を目的としているものである。

したがってその成否は今後における安全衛生教育の発展に大きな影響を与えるものである。

については、本教育センターが設立の趣旨に沿って十分な活用がなされるよう関係方面に対する周知等について特別の努力が必要とされるので、貴職においては下記事項に留意のうえその徹底につとめられたい。

記

1. 名称等

- (1) 施設名 安全衛生教育センター
 (2) 運営主体 中央労働災害防止協会
 (3) 所在地

東京都清瀬市梅園1～4～6

Tel 0424 (91) 6920 (代)

(労働省産業安全研究所清瀬実験場内)

2. 講習内容等

昭和48年度における教育計画、教育日程等は別添のとおりであるが主要な講座については次の点に留意すること。

- (1) 安全衛生トレーナー養成講座について

この講座は、法第60条に基づく隊長等の現場監督者教育の実効ある推進に資するためその教育を担当すべき指導者を養成することを目的とするもので、視聴覚教育方式、討議形式等の新しい教育手法を駆使して安全衛生教育における教えかたに関する知識及び技術を研修しようとするものである。

(2) 安全管理基礎講座について

この講座は安全管理者を対象とした他の類似の講習と区別するため「基礎講座」としているが、安全管理に関する体系的知識及び施策、最近の安全情報等について広範に研修することをねらっており、その内容はかなり高度なものとしている。

したがって、この講座は新任の安全管理者及び新たに安全管理者になろうとするものはもちろんであるが、すでに安全管理者である者又は生産ライン等において安全管理に関係している者に対しても十分推奨できる内容となっている。

(3) 労働衛生工学講座について

この講座は、労働環境の改善を進めるに必要な労働衛生工学上の知識、技術を具体的に理解させるため、局所排気実験設備その他の実験設備による実習、視聴覚教育、設計製図実習等を含めた教育が計画されている。

したがって、この講座は、衛生工学衛生管理者、労働環境改善担当の技術者のみならず、労働環境改善の問題に関心のある多くの者に推奨できる内容を有している。

3. 受講者の勧誘

受講者の勧誘は、できるだけ広く関係方面に対して行なりことはもとよりであるが、各講座の特色を十分勘案のうえ適切な対象に対して具体的な呼びかけを行なりより配慮する必要があること。特に安全管理基礎講座については、たとえば安全管理特別指導事業場、安全衛生融資対象事業場その他管内において安全管理水準の一層の向上をはかる必要のある事業場等に対しても呼びかけを行なりより配慮すること。

4. その他

- (1) 安全衛生教育センターには、個室で約70人分の宿泊施設が設けられており、受講申込と同時に宿泊申込が行なわれれば先着順で宿泊が可能であること。なお、この場合の宿泊費は、1日あたり1,500円でほかに3食750円食事代が必要であること。
- (2) 来年度以降における講座は、前記の講座のほか、新たなものが追加される予定であること。
- (3) 安全衛生教育センターの組織は所長、事務主幹、教務主幹、専任講師のほか部外講師もあらかじめ委嘱する予定である。

安全衛生教育の推進について

49. 4. 3 基発第176号

安全衛生教育は、労働災害防止上極めて重要な施策であり、労働安全衛生法においても、その柱の一つとしているところである。この安全衛生教育については、さきに昭和46年度を初年度とする安全衛生教育推進計画を策定するとともに、教育基本要領を定めて、計画的な推進を図り、一応その計画期間を終了したところであるが、今後においても長期にわたってその実効ある展開を図ることが重要である。

については、この際安全衛生教育のあるべき体系を整理し、国、関係団体、企業がそれぞれの立場で果たすべき役割を明らかにして、その一層の充実を期することとしたので、今後における安全衛生教育の推進に当たっては、局署、関係実施団体等の主体的能力と管内の実態を勘案し、別紙安全衛生教育推進要綱に基づき、その積極的推進に努められたい。

なお、本通達をもって、昭和46年3月31日付け基発第261号通達、昭和46年6月17日付け基発第439号通達及び昭和48年2月15日付け基発第64号通達は廃止する。

別 紙

安全衛生教育推進要綱

1. 安全衛生教育の基本的態度

機械設備等本質的安全化、危険、有害原材料の排除等を指向することが、労働災害防止に当たっての基本的あり方であることはいまでもないが、現状においては、なお作業者の知識技能に依存して労働災害の要因の排除を図らなければならない分野も多く、そのための安全衛生教育の徹底が重要である。

また、労働安全衛生法のねらいの一つである企業の自主的安全衛生管理活動を促進するには、経営首脳者をはじめ各級管理者等が行う安全衛生管理活動を実効あらしめることが肝要であり、このためにも必要な知能能力を付与するための安全衛生教育が必要である。

このような観点から、今後における安全衛生教育の推進に当たっては、労働安全衛生法に定めるものについてはもとより、同法の目的達成に必要な各般の安全衛生教育についても、その内容の充実を図る等国は、当該教育の体系的、計画的な実施について、関係団体等に対し必要な指導援助に努めるとともに、自らもその一部を実施するものとする。

2. 安全衛生教育の体系

安全衛生教育は、本来企業が実施主体となり自主的に実施すべきものが少なくないが、その充実を期するためには、国、関係団体等も協力援助するとともに、それぞれの立場で教育の一部を実施することが必要である。この教育の体系を実施主体別に整理すると、次のとおりである。(別添図参照)

(1) 国が行う安全衛生教育

国は、安全衛生教育の基本要領を示すほか、国の政策上自らが行う必要があると認められるもの又は関係団体、企業では実効を期しがたいものを対象として安全衛生教育を行うこととする。

国が行う安全衛生教育には、当面次のようなものがある。

- イ 中学校、高等学校卒業予定者に対する就職前の安全衛生教育

中学校、高等学校卒業予定者に対する就職前の安全衛生教育は、教育委員会等と連絡を密にし、その実施を図ること。この場合、当面は、実業高校卒業予定者に重点をおくものとする。
- ロ 学校教育における安全衛生教育

大学、高等学校等の学校教育について、安全衛生講座及び教科の設置、拡充等の促進を図ること。
- ハ 出稼労働者の送出地における安全衛生教育

出稼労働者については、送出地において安全衛生教育が行われるよう職業安定機関等と連絡を密にし、就職前の安全衛生教育の実施を図ること。この場合、必要に応じ関係団体の協力を要請するものとする。
- ニ 安全推進員、労働衛生管理員の安全衛生教育

安全管理者及び衛生管理者の選任を要しない小規模事業場等における安全推進員及び労働衛生管理員に対しては、昭和49年3月4日付け基発第112号通達によりその安全衛生教育の実施を図ること。この場合、必要に応じ関係団体の協力を求めるものとする。
- ホ 産業医及び産業歯科医に対する研修

産業医及び産業歯科医に対し専門的知識の向上のための研修を関係団体と協力して実施すること。
- ヘ 安全衛生教育センターにおける安全衛生教育

安全衛生教育センターは、労働安全衛生法第63条に基づいて労働省が設置し、中央労働災害防止協会にその運営を委託して企業における指導者の養成等わが国安全衛生教育水準の向上を図る見込から労働省が必要と認める教育を実施するためのものであり、当面は、その教育内容等からみて、地方においては実施困難なもの、比較的長期にわたるものうち、次のものを計画しているので、局層においては、関係者に対して

受講を積極的に勧奨すること。

- (イ) 安全管理講座——安全管理者及び安全衛生担当者を対象とする。
 - (ロ) 産業安全専門講座——当面、化学工場、建設業等特に問題のある業種における安全管理担当者及び現場技術者を対象とする。
 - (ハ) 衛生管理講座——当面、衛生管理者を対象とする。
 - (ニ) 労働衛生専門講座——環境改善担当者及び測定方法の講習の講師を対象とする。
 - (ホ) R・S・T・（労働省方式現場監督者安全衛生教育トレーナー）講座——現場監督者の安全衛生教育の講師となる者を対象とする。
 - (ヘ) 特殊教育インストラクター講座——特別の教育等の講師となる者を対象とする。
 - (ロ) 労働安全衛生コンサルタント講座——労働安全・衛生コンサルタントを対象とする。
 - (ハ) 受託研修——他の機関から委託を受けて行うものであって、たとえば、検査代行機関の委託による検査員の研修、他の公的機関の委託による安全衛生研修等がこれに含まれる。
- (2) 関係団体が行う安全衛生教育
- 地域別、業種別等地方単位で行うことが適切であり、比較的短期間で行える安全衛生教育については、関係団体を指導し、その実施を図ること。
- 地方単位の安全衛生教育には、次のようなものがある。
- イ 経営首脳者に対する安全衛生教育

安全衛生について経営首脳者の理解を深めるために行うもので、できれば業種別、地域別等にセミナー方式等で実施すること。
 - ロ 総括安全衛生管理者、統括安全衛生責任者に対する安全衛生教育

労働安全衛生法に定める職務事項の遂行に当たって必要な知識を与えるためのものであり、実施方法は、前記イに準ずること。
 - ハ 安全管理者、衛生管理者に対する実務研修

現に安全管理者又は衛生管理者の職についている者に対するものであり、一般的には、最近における安全又は衛生に関する管理上、技術上等の問題点その他各種の必要な実務の進め方を中心に行うこと。

ニ 特殊技能者に対する実務研修

ボイラー技士、クレーン運転士等に対するものであり、最近の技術の進歩に対応できるような実務の研修を行うこと。

ホ 職長等に対する安全衛生教育

この教育は、本来事業者が行うべきものであるが、中小規模事業場であって、その実態からみて関係団体等がその実施について援助することが適当と認められるものに対し、業種別、職種別等に行うこと。

なお、この場合、当初は、新たに職長等に就任した者のみならず、既に当該職務に就いている者に対してもこの教育を受けるよう奨励するものとする。

なお、関係団体が行う安全衛生教育には、上記に掲げるもののほか、労働安全衛生法第76条に基づく技能講習及び同法第59条に規定する特別の教育のうち事業者に代って行うものがある。

(3) 企業が行う安全衛生教育

企業においては、労働安全衛生法第59条及び第60条に規定されたいわゆる法定教育にとどまらず、中間管理者、安全衛生管理担当者等に対する安全衛生教育を自主的に実施することが必要である。しかしながら、小規模事業場等においては、自ら計画し、実施する能力にとぼしい場合が少なくない。

このような事業場に対しては、機会あるごとに安全衛生教育のあり方、実施方法等について指導を行うとともに、関係団体等に対して、これらの事業場の教育対象者に対する必要な安全衛生教育の実施援助を強力に要請すること。

この場合、関係団体等に対しては、当面、特に小規模事業場で危険有害

業務に就こうとする者に対する特別の教育及び職長その他現場監督者に対する教育について積極的に実施援助を行うよう要請するものとする。

また、下請事業が行う安全衛生教育に対しては、元方事業又は親企業において所要の教育がなされるよう指導援助をすること。

3 安全衛生教育担当者の確保及び資質の向上

安全衛生教育を推進するに当たっては、教育担当者の確保が第一条件であることはいうまでもなく、国にあっては、前記2の(1)の安全衛生教育センターにおいて、E・S・T講座、特殊教育インストラクター講座等を設けて教育担当者の養成を図っている。局署においても、関係方面に対し、この講座の受講を積極的に勧奨する等により教育担当者の確保を図るとともに、各種教育担当者の相互研修の機会を設ける等により、資質の向上に努めること。

4 計画の策定及び推進

(1) 国及び関係団体が行う安全衛生教育

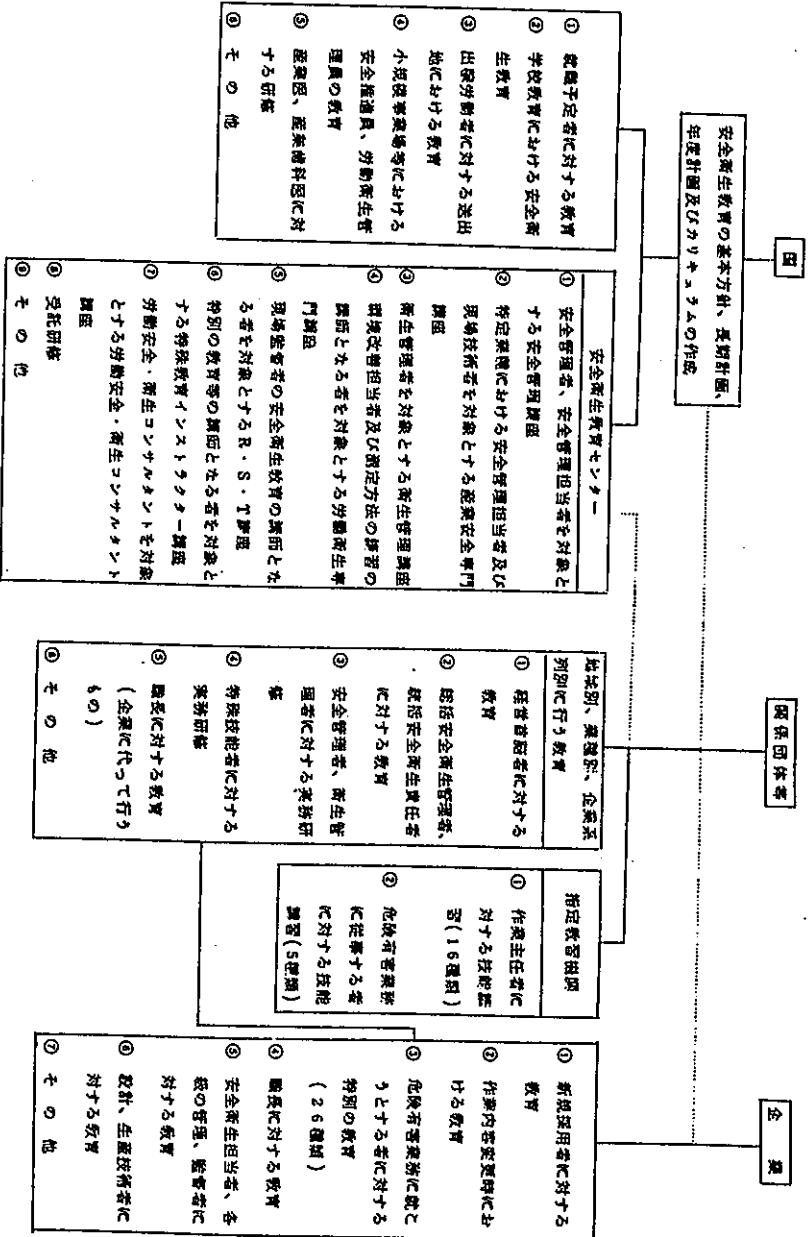
局においては、管内状況を検討のうえ、特に次の点を配意し、局署、関係団体等が行う安全衛生教育全体の長期基本計画(少くとも向う3カ年のもの)を策定するとともに、各年度当初に年度計画を作成し、その推進を図ること。

イ 長期基本計画については、管内事情を勘案のうえ、重点をおくべき教育対象、安全衛生教育の種類、実施順序等を考慮すること。この場合、労働安全衛生法に定めるものは優先して組み入れること。

ロ 年度計画については、安全衛生教育が年間を通じて円滑に行えるよう教育対象、教育内容、実施方法、実施予定月、関係団体等の協力体制等必要な細部事項について定めること。

ハ 関係行政機関、関係団体等との連絡を密にし、必要に応じその意見を聴取するとともに、その協力を求めること。

別添 安全衛生教育実施体系図



ニ 計画の策定及び推進に当たっては、実施しようとする安全衛生教育の内容が安易に流れないようにすること。

ホ 安全衛生教育計画、特に年度計画については、作成後できるだけ早い時期に関係方面に対し周知徹底を図ること。

ハ 常に安全衛生教育計画の進捗状況をは握し、その円滑な推進に努めるものとするが、計画の進捗状況、その他管内事情の変化に即応して計画期間の途中において適宜修正を行って差し支えないこと。

(2) 企業が行う安全衛生教育

企業が行う安全衛生教育については、集団指導その他の機会をとらえて、計画的に実施されるよう適切な指導を行うこと。

安全衛生教育の推進について

5 1. 2. 2 0 基発第 2 1 7 号

安全衛生教育は、施設面の本質的安全化とともに、労働災害防止対策の基本をなすものであり、昭和46年以来基本計画及び年次計画を策定し、実効ある展開を図ってきたところである。その間、労働安全衛生法の施行を機会に教育体系等の抜本的な見直しを行い、新たに「安全衛生教育推進要綱」（昭和49年4月3日付け基発第176号）を定め、これに基づいて安全衛生教育の推進に努めているところである。

しかしながら、現在までにおけるその推進状況を検討すると、①教育計画が管内事情からくるニーズに必ずしも対応していないこと。②各局間の教育進度にアンバランスが見受けられること。③教育内容の十分でないものがみられること等なおその質的面において改善を要する点が少なくない実情である。

については貴局管内の安全衛生教育実施状況の実態等をさらには掘し、上記要項によるほか、特に下記事項に留意のうえ一層効果的な推進を図られたい。

記

1 カリキュラムの策定等について

安全衛生教育の内容の充実を図るためには、そのカリキュラムについて整備充実する必要がある。前記要綱に示す各教育のカリキュラムについては今後順次示すこととするが、今般、その一部として経営首脳者等に対する安全衛生教育のカリキュラムを別紙のとおり定めため、関係団体等に周知のうえ、その実施を図ること。

なお、これらの安全衛生教育の実施に当っては、次の点に留意するものとする。

- (1) 実業高等学校の卒業予定者に対する就職前の安全衛生教育については、教育委員会及び学校当局との一層の連携に努め、その実施について指導援助すること。
- (2) 経営首脳者に対する安全衛生教育については、商工会議所、中小企業団体中央会、商工会連合会等の経営者団体及び防災関係団体と連絡を図り、当面30人以上100人未満の規模の事業場の経営者を対象として実施を促進す

ること。

- (3) 安全管理者に対する実務研修については、管内における労働災害発生状況等を勘案し、重点対策業種から順次その実施を促進すること。
- (4) 衛生管理者に対する実務研修については、労働衛生関係法令の制定、改正がしばしば行われているが、衛生管理者に十分理解されていないこと、また、新しい有害物質や有害のおそれある作業方式の導入に際して、それによる職業性疾病の予防について十分な対策が打たれていないこと、さらに健康診断や環境測定結果に基づく事後措置が未実施のまま放置されていること等、管理上技術上の問題が多いので、これらを配慮して重点対象業種から実施を促進すること。
- (5) ボイラー技士に対する実務研修については、自動制御などの新しい知識、技能を附与することをねらいとし、当面ボイラー取扱作業主任者であつて、10年以前に免許を取得した者を中心に、関係団体と連携のうえ実施の推進を図ること。

2 安全衛生教育計画の見直しについて

教育年次計画の策定にあたっては、前年に実施された教育の種類、実施対象者数、教科内容、実施結果等を検討するとともに、管内事情からくる教育のニーズ等を考慮したりえ、実効ある計画を樹てるようにし、あわせて長期計画についても適切に調整するように努めること。

3 教育内容の充実について

安全衛生教育の内容の充実を図るため、関係団体に対して各教育コースに適応した講師が確保できるよう教育計画に併せた講師団の編成等に努めさせること。

とくに、職長教育及び特別の教育については、それぞれ安全衛生教育センターにおけるRST講座、特殊教育インストラクター講座の修了者を講師とするよう一層の勧奨に努めること。

また、事業場に対する監督指導の際には教育の実施状況の確認にとどまらず、教育計画の実施結果等を十分チェックし、教育内容の充実を図らせること。

4 小規模事業場における職長教育等の促進について

職長教育及び特別の教育については、特に小規模事業場における実施状況が未

だ低調であるので、関係団体に対しこれらの事業場を対象として所要の教育を実施するより勧奨し、その促進を図ること。

別紙 安全衛生教育カリキュラム

1. 就職予定者に対する安全衛生教育

科目	範囲	時間	備考
1 産業安全及び労働衛生の概要	(1) 労働災害の現況 (2) 産業安全及び労働衛生の重要性 (3) 生産と安全衛生の関係 (4) これからの安全衛生管理 (5) 安全衛生行政の概要(安全衛生法規を含む)	3	
2 安全衛生管理の実際	(1) 安全衛生管理体制(安全衛生委員会を含む) (2) 設備、環境の安全化(整理・整頓、環境条件の整備を含む) (3) 安全衛生教育(作業標準の整備を含む)	2	
3 具体的労働災害防止対策	(1) 機械災害の防止 (2) ボイラー、クレーン等による災害の防止 (3) 電気災害の防止 (4) 爆発火災の防止 (5) 取扱運搬災害の防止 (6) 墜落災害の防止 (7) 崩壊・倒壊災害の防止 (8) 手工具災害の防止 (9) 化学的要因による健康障害の防止 (10) 物理的要因による健康障害の防止	4	
計		9	

2. 経営首脳者に対する安全衛生教育

(主として中小企業の経営首脳者に対するもの)

科目	範囲	時間	備考
1 安全衛生上の諸問題と対策の方向	(1) 労働災害の現況 (2) 労働災害発生状況からみた問題点 (3) 労働災害防止計画 (4) 国等の労働災害防止対策	1.5	
2 企業経営と安全衛生	(1) 企業経営と安全衛生の関係 (2) 災害コストその他	1.5	
3 時事問題	健康管理、セフティアセメント等当面の問題をとりあげて解説する	2	
4 事業場における安全衛生管理の進め方	次の事項について、事例をまじえてシンポジウム又はパネルディスカッション方式により行う。 (1) 安全衛生管理の基本方針 (2) 安全衛生管理計画のたて方とすすめ方 (3) 安全衛生活動を現場へ定着させる方法 (4) 質疑応答	4	
計		9	

3. 安全管理者に対する実務研修

科目	範囲	時間	備考
1 これからの安全管理	(1) 労働災害の発生状況 (2) 生産活動と安全 (3) 安全管理者の役割 (4) これからの安全管理	1	
2 設備、環境の安全化	(1) 設備、環境の安全化の考え方 (2) 安全点検 (3) 環境条件の保持	2	
3 安全教育・訓練	(1) 安全教育・訓練の計画 (2) 教育の方法 (3) 教育後のフォローアップ (4) 作業標準 (5) 安全意識の昂揚	2	
4 総合安全管理	(1) 総合安全管理の考え方 (2) 総合安全管理体制 (3) 総合安全管理の進め方	1	
5 具体的災害防止対策	(1) 機械災害の防止 (2) 電気災害の防止 (3) 爆発火災の防止 (4) 取扱運搬災害の防止 (5) 墜落災害の防止 (6) 崩壊・倒壊災害の防止	6	
6 関係法令	(1) 労働安全衛生法 (2) 労働基準法	1	
計		13	

4. 衛生管理者に対する実務研修

科目	範囲	時間	備考
1 これからの衛生管理	(1) 業務上疾病等の状況 (2) 生産活動と衛生 (3) 衛生管理者の役割 (4) これからの衛生管理	1	
2 設備、環境管理	(1) 設備、環境管理のすすめ方 (2) 衛生点検 (3) 環境条件の保持 (4) 労働衛生保護具	1	
3 教育・訓練	(1) 衛生教育・訓練の計画 (2) 教育の方法 (3) 教育効果の持続方法 (4) 作業標準 (5) 衛生意識の昂揚	2	
4 健康管理	(1) 一般及び特殊健康診断及びこれに基づく措置 (2) 作業環境測定	2	
5 業務上疾病等の防止対策	(1) 水銀等有害物による中毒の予防 (2) 職業がんの予防 (3) 有機溶剤による中毒の予防 (4) じん肺症の予防 (5) 電離放射線障害の予防 (6) 振動障害の予防 (7) 腰痛症の予防 (8) 頸肩腕症候群の予防 (9) 騒音による障害の予防 (10) 酸素欠乏症の予防等	6	
6 関係法令	(1) 労働安全衛生法 (2) 作業環境測定法 (3) じん肺法 (4) 労働基準法	1	
計		13	

5. ボイラー技士に対する実務研修

科目	範囲	時間	備考
1 最近のボイラーと構造上の特徴	(1) ボイラーの発達と動向 (2) 最近のボイラーの構造上の特徴	2	
2 自動制御	(1) シーケンス制御とフィードバック制御(自動起動停止シーケンスを含む) (2) 制御動作(オンオフ動作、P動作、I動作、D動作) (3) ボイラー制御の基本特性(圧力制御、水位制御、温度制御、その他)	3	
3 水管理	(1) 給水、ボイラー水の標準値 (2) ボイラー外処理 (3) ボイラー内処理 (4) 薬注と化洗 (5) 水質試験 (6) 排水処理 (7) 水管理点検基準	2	
4 燃料と燃焼	(1) 燃料と燃焼の管理 (2) 燃焼に伴う障害の防止 (3) 燃焼に伴う公害と防止 (4) ボイラーの熱勘定	2	
5 取扱と保守	(1) 油だきボイラーの取扱 (2) ガスだきボイラーの取扱 (3) 低水事故防止対策 (4) 燃焼安全装置(火炎検出器、燃料シャ断弁、水位検出器) (5) 保守と点検 (6) 異常時の処置 (7) 災害事例	3	
6 法規	ボイラー技士として必要な法規	2	
計		14	

安全衛生教育の推進について

5 2.2.2 1 基発第91号

安全衛生教育の推進については、「安全衛生教育推進要綱」及びこれに関連する通達により充実を期しているところであるが、昭和51年2月20日付け基発第217号において順次示すこととしていたカリキュラムのうち、今般、統括安全衛生責任者等に対する安全衛生教育のカリキュラムを別紙のとおり定めたので、関係団体等に周知し、その実施に当たっては下記事項に留意の上効果的な推進を図られたい。

記

1. 統括安全衛生責任者に対する安全衛生教育については、当面、建設業について実施することとし、建設業労働災害防止協会各支部との連携を密にして工事別、規模別等管内の労働災害発生状況等に応じその実施を推進すること。

なお、対象者の選定に当たっては、重大災害の発生傾向がみられる土木工事に係る責任者を優先すること。

2. 生産技術者に対する安全衛生教育は、生産技術者が災害防止についての役割を果たすに必要な知識を付与することを主眼とし、災害事例等を引用し、具体的内容をもって行うこと。

なお、建設業を対象とする部分については、建設業労働災害防止協会各支部との連携を密にし、1に掲げる事項に配慮してその実施を促進すること。

3. 林業架線作業主任者に対する実務研修については、林業労働災害防止協会各支部等と連絡を図り、管内の労働災害発生状況等に応じその実施を促進すること。

4. 基礎工事用機械運転者に対する研修については、機体重量3トン以上の車輛系建設機械のうち基礎工事用機械の運転についての知識、技能を付与することをねらいとしているが、当面、研修実施母体の指導育成を図りつつ、くい打機、くい抜機の運転の業務に係る特別の教育を修了した者を対象としてその実施を促進すること。

(別紙)

1. 統括安全衛生責任者に対する安全衛生教育(建設業)

科目	範囲	時間	備考
1 建設業の労働災害と問題点	(1) 労働災害の現況 (2) 労働災害防止上の問題点 (3) 安全管理のシステム化と安全活動の現場への定着化 (4) これからの安全管理	1.5	
2 建設工事と安全の考え方	(1) 建設業のおかれている状況 ①工事費 ②資材 ③労働力 ④工事環境 ⑤その他 (2) 建築施工の安全性の考え方 (3) 土木施工の安全性の考え方	1.5	
3 建設業と労働衛生	(1) 労働衛生の基本的あり方 (2) 建設労働者の疾病構造とその特質 (3) 建設労働者の疾病予防と健康管理対策	1	
4 統括安全衛生管理のすすめ方	次の事項について、事例をまじえてシンポジウム又はパネルディスカッション方式により行う。 (1) 現場における統括安全衛生管理のあり方 (2) 工事計画のたて方とすすめ方 (3) 現場における統括安全衛生管理のすすめ方 (4) 質疑応答	3	
計		7.0	

2. 生産技術者に対する安全衛生教育

(1) 化学工業

科目	範囲	時間	備考
1 災害発生の現状と問題点	(1) 化学工業における災害発生の現状 (2) 災害防止上の問題点	1	
2 災害防止についての生産技術者の役割	(1) 安全衛生管理組織の概要 (2) 生産技術と災害防止(セーフティ・アセスメントを含む。)	1	
3 災害の要素	(1) 危険性物質の漏えいと拡散 (2) 着火源(若しくは発火源) (3) 燃焼と爆発 (4) 異常反応の発生 (5) 不安全行為	2	
4 危険性物質の取扱い	(1) 危険物の取扱い (2) 特定化学物質等の取扱い (3) 高圧ガスの取扱い (4) 放射線源の取扱い	1.5	
5 機器の取扱い	(1) ボイラー (2) 反応機器, 塔, そろ類 (3) 回転機器 (4) 電気機器	2.5	
6 プロセス制御	(1) 制御システム(設計, 材質, 計装等) (2) 制御対象 (3) 危険性の評価 (4) 配管その他 (5) ユーティリティ (6) 正常運転	2.5	

科目	範囲	時間	備考
7 オペレーターの行動	(7) 緊急事態とその処理 (1) 不安全行動の防止(標識の科学, 行動の心理, 騒音と作業行動) (2) 個人と集団機能の把握 (3) 作業基準(原理説明資料と要領書の作成, 改訂手順) (4) 特殊作業の安全(臨時作業, 起動, 停止等の安全指示) (5) 教育訓練の手法 (6) オペレーターに対する指揮, 監督(指示, 誘導, 連絡, 報告等)	3	
8 設備の保全	(1) 補修作業の安全確保, 立会の要点 (2) 点検パトロール(異常発見の手法を含む。) (3) その他特殊作業	1.5	
9 その他の対策	(1) 作業環境の整備(環境の測定とその対策) (2) 酸素欠乏の防止 (3) 保護具の取扱い (4) 除毒作業 (5) 救急活動	1.5	
10 事例研究(グループディスカッション)	(1) 改善事例 (2) 災害事例	3	
11 関係法令	労働安全衛生法関係法令	1.5	
計		21	

(2) 建設業

科目	範囲	時間	備考
1 安全管理一般	(1) 建設業における労働災害の現状と問題点 (2) 安全管理の意義 (3) 安全管理一般 (4) 工事計画と安全	7	
2 工事用設備	(1) 種類と用途 (2) 問題点 (3) 計画及び設計 (4) 施工及び管理 (5) 主要機材の許容荷重	2.5	
3 掘削工事	(1) 掘削工事における安全上の問題点 (2) 土質工学の概要 (3) 土質調査, 試験 (4) 切取工事の計画と施工 (5) 土止支保工の設計と計算	2.5	
4 工事用機械等	(1) 建設機械の問題点 (2) 機械化施工の計画 (3) 機械の管理 (4) 工事用電気設備等	2.0	
5 専門工事の安全施工	(1) 調査と施工計画 (2) 各専門工事の安全施工技術 (3) 各専門工事の災害発生状況と問題点 (4) 事例研究 1 安全管理計画の樹立 □ 災害事例	7.0	ダム, トンネル, 地下鉄, 鉄道, 橋梁, 道路, 河川, 砂防, 土地整理, 上下水道, 港湾, 圧気, 建築, 設備, 電気の各専門

科目	範囲	時間	備考
			工事ごとに実施する
計		21時間 (3日)	

3 林業架線作業主任者に対する実務研修

科目	範囲	時間	備考
1 最近の労働災害発生状況からみた問題点 (法令を含む)	(1) 林業における労働災害の現況 (2) 労働災害防止上の問題点 (3) これからの安全管理 (4) 最近における法制の整備	1	
2 最近の索張方式	(1) 各種索張方式とそれらを採用する場合の留意点 (2) 主索の安全係数の検定の方法	2	
3 ワイヤロープ等の取扱い	(1) ワイヤロープの取扱い (2) 索張りに使用する付属品等の取扱い	2	
4 集材機の運転	(1) 運転操作の留意事項 (2) 集材機の点検, 整備	1	
5 部下の作業者に対する指導等	(1) 部下の作業者に対する指導 (2) 危険区域の設定 (3) 信号, 合図等の励行	1	
計		7	

4 基礎工事用機械運転者に対する研修

科 目	範 囲	時間	備 考
学 科			
1 基礎工事用機械の走行に関する装置の構造及び取扱の方法に関する知識	基礎工事用機械の原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取装置、操向装置、ブレーキ、電気装置、警報装置及び走行に関する付属装置の構造及び取扱い方法	4	
2 基礎工事用機械の作業に関する装置の構造、取扱い及び施工方法に関する知識	(1) 基礎工事用機械の種類及び用途 (2) 作業装置、巻上装置及び作業に関する付属装置の構造及び取扱の方法 (3) くい及び矢板の種類、用途及び構造 (4) 基礎工事用機械による施工方法	6	
3 基礎工事用機械の運転に必要な一般的な事項に関する知識	(1) 基礎工事用機械の運転に必要な力学 (2) 土質工学 (3) 施工方法 (4) ワイヤロープ及び補助具についての知識	3	
4 関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項	1	
実 技			
1 基礎工事用機械の走行の操作	(1) 基本操作 (2) 定められたコースによる基本走行及び応用走行	5	
2 基礎工事用機械の作業のための装置の操作及び合図	(1) 基本操作 (2) 定められた方法による基本施工及び応用施工(くい及び矢板の種類に応じたつり込み等)	20	

科 目	範 囲	時間	備 考
	(3) 手、小旗を用いて行合図		
計		39	

林業における特別教育について

5 3.5.3 0 基安発第19号

標題のことについては、昭和52年11月25日付け基発第635号により通達されたところであり、本年10月1日から施行されることになっている。

これに先立ち、林野庁により「チェーンソー作業従事者特別教育促進事業」による特別教育（以下「本促進事業による特別教育」という。）が、林業労働災害防止協会都道府県支部（以下「林災防支部」という。）を実施主体として進められている。

本促進事業による特別教育の修了者は、労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第36条第8号の2に掲げる「チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造林の業務」に係る特別教育を受けた者等とされることから、各局とも、これが有効に活用されるよう指導をされているところであるが、本促進事業による特別教育の実施に際し、一部の地方で受講料を労働者に立替え払いさせ、当日の日当をも事業者が支払わなかったことが国会でもとりあげられ、これらについては早急に労働者に返却及び支払うことで一応の解決が図られることになったが、この種の問題の再発を防ぐため下記に留意し、関係機関との関係を密にし、必要な指導をされたい。

記

1. 本促進事業による特別教育は、事業者の責任において労働者に受講させるものであること。
2. いわゆる一人親方等現時点では雇用されていないが将来雇用される予定の者が求職に当たって不利とならないよう前もって受講する際の受講料についても何らかの軽減措置を講ずる等、林野庁が別添写のとおり各県を通して林災防支部に対し指導しているので、各局においてもこれらの趣旨に沿った運用が図られるよう必要な指導を行うこと。
3. 本促進事業による特別教育の実施について林災防支部からの呼びかけ文書等の内容については労働者が自主的に自費で受講しなければならないと受けとられる

表現は避ける等その取扱いには慎重を期するよう指導されたいこと。

4. 本促進事業による特別教育は、林野庁の補助事業によるものではあるが、当該事業による特別教育修了者は、労働安全衛生法第59条に基づく特別教育を受けた者等とされることにかんがみ、改正規則の施行日等にとらわれることなく、関係機関と関係を密にし、円滑に運用されるよう配慮されたいこと。
5. 昭和52年度において本促進事業による特別教育について問題とされた事例があれば連絡をされたいこと。

別添 ㉔

53-30

昭和53年5月11日

林務主管部長 殿

林野庁林政部長

チェーンソー作業従事者特別教育促進事業について

このことについては、林業労働力対策実施要領（昭和45年7月31日付け45林野済第95号。林野庁長官通達。）に基づき実施しているところであるが、昭和53年度以降においては、下記事項に留意の上、この事業がより円滑かつ適正に実施されるよう実施主体である林業労働災害防止協会都道府県支部を指導されたい。

記

1. 受講料の額の決定について

受講料の額は、補助対象外の経費も含めた必要経費額、国及び都道府県からの学科教育費に係る補助金額、受講予定人員等を勘案して適正に定めること。

2. 受講料の徴収について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。）第59条第3項に基づく特別教育の実施は、労働者を雇用する事業主に義務付けられていることから、受講料については、本来、事業主が負担すべきものであること。

したがって、現在雇用関係にない労働者が将来の求職に当たって不利を招かないよう前もって受講する際の受講料については、何らかの軽減措置（例えば、①受講料を労働者が立て替えて支払っているものとみなし、この者を雇用した事業主がその時点で負担すること。②受講料をチェーンソー使用手帳代及びテキスト代の実費にとどめること等）が講ぜられるようにすること。

なお、いわゆる一人親方として雇用されることなくチェーンソー作業に従事しており、今後とも雇用される見込みのない者については、受講料を本人が負担することはやむをえないと考えられる。

3. 受講者手当の支給について

受講者手当に係る補助金は、事業主が受講労働者に日当を支給する費用の一部を助成するものであることから、この補助金の支出に当たっては、日当が労働者に支給されていることを十分確認すること。

なお、日当の額は、本来事業主と労働者との間で決定されるべきものであって、補助金単価に制約されないことに留意されたい。

安全衛生教育の推進について

53. 9. 18 基発第515号

安全衛生教育の推進については、「安全衛生教育推進要綱」（昭和49年4月3日付け基発第176号）及びこれに関連する通達により充実を期しているところであるが、昭和51年2月20日付け基発第217号において順次示すこととしていたカリキュラムのうち、今後、車両系荷役運搬機械等作業指揮者に対する安全教育及びフォークリフト運転者に対する実務講習のカリキュラムを別紙のとおり定め、関係団体等に周知し、その実施に当たっては下記に留意の上、効果的な推進を図られたい。

記

1. 車両系荷役運搬機械等作業指揮者に対する安全教育

車両系荷役運搬機械等作業指揮者に対する安全教育は、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（昭和52年12月27日付け労働省令第32号。以下「改正省令」という。）により当該作業指揮者の制度が新たに設けられたことにかんがみ、作業指揮者として選任される者に必要な知識を付与することをねらいとするものである。なお、当該安全教育の推進に当たっては、陸上貨物運送事業労働災害防止協会等フォークリフト運転技能講習の指定教習機関との連携を密にされたい。

また、教材としては、「作業指揮者必携——車両系荷役運搬機械等——」（陸上貨物運送事業労働災害防止協会発行）が適当と認められる。

2. フォークリフト運転技能講習修了者に対する実務講習

フォークリフト運転技能講習修了者に対する実務講習は、改正省令によりフォークリフトを使用する作業に係る規定が整備されたことにかんがみ、既に技能講習を修了した者に対して改正法令に関する知識、作業開始前点検及び月例検査の進め方に関する知識、技能等を付与することをねらいとするものである。

なお、当該実務講習の推進に当たっては、陸上貨物運送事業労働災害防止協会等フォークリフト運転技能講習の指定教習機関との連携を密にされたい。

別紙

1. 車両系荷役運搬機械等作業指揮者に対する安全教育

科 目	範 囲	時間	備 考
1. 荷役運搬作業と作業指揮者の職務	(1) 荷役運搬作業に関する知識 (2) 災害発生状況及び災害発生のしくみ (3) 作業指揮者の選任及び職務 (4) 作業指揮者の心構え (5) 作業計画	1.5	
2. 車両系荷役運搬機械等による作業	(1) 服装、保護具など (2) 作業員の適正配置 (3) 荷の品目等 (4) 車両系荷役運搬機械等の種類とその特性 (5) 車両系荷役運搬機械等による作業 (6) 荷役、運搬のための器具、用具 (7) 作業環境	3	
3. 品目別の作業及び異常時の措置	(1) 荷の品目別による車両系荷役運搬機械等の作業 (2) 異常時の措置	3	
4. 車両系荷役運搬機械等の作業に必要な力学に関する知識	力（合成、分解、つり合い及びモーメント）、重量、重心及び物の安定、速度及び加速度、仕事、荷重、応力、材料等の強さ	1.5	
5. 作業者に対する教育等に関する知識	(1) 作業者に対する教育及び指導の方法 (2) 災害事例検討	2	
6. 関係法令	労働安全衛生法関係法令	1	
合 計		12	

2. フォークリフト運転者に対する実務講習

科 目	範 疇	時間	備 考
1. 荷役運搬作業に関する基礎知識及び関係法令	(1) 作業計画 (2) 作業指揮者 (3) 荷役運搬作業に必要な災害予防措置 (4) フォークリフト関係法令	1	
2. 作業開始前点検の進め方	(1) 制動装置及び操縦装置 (2) 荷役装置及び油圧装置 (3) 車 輪 (4) 前照燈、後照燈、方向指示器及び警報装置	1.5	
3. 月例点検の進め方	(1) 制動装置、クラッチ及び操縦装置 (2) 荷役装置及び油圧装置 (3) ヘッドガード及びバックレスト	0.5	フォークリフト定期自主検査基準による。
4. 災害事例研究	(1) 車両系荷役運搬機械等に係る災害発生状況 (2) フォークリフト作業の災害事例とその防止対策	3	(2)はなるべく討議方式とする。
合 計		6	

安全衛生教育の推進について

53. 9. 18 安全課長名内翰

標記については、昭和53年9月18日付け基発第515号をもって車両系荷役運搬機械等作業指揮者に対する安全教育及びフォークリフト運転技能講習修了者に対する実務講習の推進を図るよう通達したところであるが、本年度においては引き続き下記の講習等のカリキュラムを定める予定であるので、これらの推進についても留意されたい。

記

- クレーン運転士及び移動式クレーン運転士に対する実務研修
クレーン等の大型化、使用材料の高級化が進む一方、過負荷防止装置の取付け等クレーン等の安全性は高まってきたものの、クレーン等の運転に係る災害は依然減少していないため、クレーン運転士免許及び移動式クレーン運転士免許取得者に対する実務研修のカリキュラムを定める。
- 木材加工用機械作業主任者に対する実務講習
木材加工用機械による災害が相変わらず多発しているので、当面、製材業を中心として作業主任者に対する実務講習のカリキュラムを定める。
- プレス安全インストラクター講座
発注者の技術員に対し、プレス災害を防止するための専門的な知識、技術を付与し、系列下にある中小企業における安全なプレス作業を指導することができる人材を養成するためのカリキュラムを定める。

安全衛生教育の推進について

54. 5. 2. 基発第212号

安全衛生教育の推進については「安全衛生教育推進要綱」（昭和49年4月3日付け基発第176号）及びこれに関連する通達により充実を期しているところであるが、昭和51年2月20日付け基発第217号において順次示すこととしているカリキュラムのうち、今般木材加工用機械作業主任者に対する実務講習、クレーン運転士及び移動式クレーン運転士に対する実務研修並びに沿岸荷役主任者に対する安全教育のカリキュラムを別紙のとおり定めため、関係団体等に周知し、その実施に当たっては下記に留意の上、効果的な推進を図られたい。

記

1. 木材加工用機械作業主任者に対する実務講習は、最近における製材作業の機械化に対応した十分な教育が行われなため、製材作業において重篤な労働災害が多発している現状にかんがみ、既に木材加工用機械作業主任者講習を修了した者のうち主として製材作業を行う者にこれらの機械化に対する知識を付与することをねらいとして、行うものであること。

なお、実務講習の実施主体は、林業労働災害防止協会又はこれに代る安全関係団体とすること。

教材としては「製材関係木材加工用機械作業主任者必携」（林業労働災害防止協会発行）が適当と認められるものであること。

2. クレーン運転士及び移動式クレーン運転士に対する実務研修は、最近におけるクレーン災害の発生にかんがみ、クレーン運転士又は移動式クレーン運転士免許を有する者のうち、より高度な知識の修得を希望する者に対し、最近におけるクレーン等の大型化及び構造、材料等の変化に対応した新しい知識を付与することをねらいとして行うものであること。

なお、実務研修の実施主体は、従来からクレーン運転士、移動式クレーン運転士に対する教育を実施している安全関係団体とすること。

教材としては、「クレーン運転の安全」及び「移動式クレーン運転の安全」

（社）日本クレーン協会発行）が適当と認められること。また、移動式クレーン運転士に対する実務研修においては、必要に応じて、（社）日本クレーン協会企画のスライド「移動式クレーン安全運転」を併用することが望ましいこと。

3. 沿岸荷役主任者に対する安全教育は、港湾貨物運送事業労働災害防止協会が会員に対し設置を指導している沿岸荷役作業における作業責任者に対し安全のために必要な知識を付与することをねらいとして行うものであること。

なお、安全教育の実施主体は、港湾貨物運送事業労働災害防止協会とすること。

教材としては、「沿岸荷役主任者テキスト」（港湾貨物運送事業労働災害防止協会発行）が適当と認められるものであること。

別紙 1

1 本材加工用機械作業主任者に対する実務講習

科 目	範 囲	時間	備 考
1. 製材工場における木材加工用作業主任者の職務	(1) 作業主任者の職務 (2) 作業主任者の心構え	0.5	
2. 製材機械	(1) 製材機械の種類 (2) 製材機械の構造 (3) 製材機械の機能 (4) 製材機械の取扱い (5) 製材機械の付帯設備	2	
3. 製材機械及び付帯設備の保守点検	(1) 製材機械点検の基本 (2) 各種製材機械の保守点検 (3) 製材機械の付帯設備の保守点検	1	
4. のこの仕上、加工、取扱い	(1) のこの種類と特性 (2) のこの仕上加工	0.25	
5. 安全装置	(1) 安全装置の種類と構造 (2) 安全装置の機能 (3) 安全装置の取扱い	0.25	
6. 作業標準	(1) 作業標準の作成と変更 (2) 各種作業の作業標準	1	
7. 災害事例	災害事例の検討	1	
8. 関係法令	労働安全衛生法関係法令	1	
合 計		7	

2の1 クレーン運転士に対する実務研修

科 目	範 囲	時間	備 考
1. 最近のクレーンの動向	(1) 概 説 (2) 構造部分 (3) 機械部分 (4) 電気機器等 (5) つり具	2	
2. 安全装置	(1) 過負荷の防止(荷重計、ロードリミッタ、過負荷防止装置) (2) 巻過ぎの防止装置 (3) 過速防止装置 (4) 衝突防止装置 (5) 自動運転における安全装置 (6) その他の安全装置	2	
3. 速度制御	(1) 速度および加速度 (2) 衝撃と遠心力 (3) ブレーキ (4) 速度制御 (5) 荷振れ防止	2	
4. 取扱いと点検	(1) 基本的な事項 (2) 運 転 時 (3) 作業終了時 (4) 点 検		
5. 災害発生状況と災害事例	(1) 災害発生状況 (2) 現象別、機種別災害発生状況 (3) 災害事例、その原因と対策	3	
6. 関係法令	労働安全衛生法関係法令	2	
合 計		13	

2の2 移動式クレーン運転士に対する実務研修

科 目	範 囲	時間	備 考
1. 最近の移動クレーンと安全装置	(1) 構造上の特徴 イ 機械式トラッククレーン クローラクレーン ロ 油圧式トラッククレーン ハ 油圧式クローラクレーン ニ 浮きクレーン (2) 主要部分 イ ジブの構造 ロ アウトリガ (3) 安全装置	2	
2. 移動式クレーンの安定性	(1) 定格総荷重と性能曲線 (2) 安定度 (3) 安定性に影響する諸要件 (4) 後方安定度	2	
3. 油圧装置の故障とその処置	(1) 油圧クレーンの運動と油圧回路 (2) 各弁類の機能 (3) 附属機器の役割と取扱い (4) 作動油の管理 (5) 故障と対策	2	
4. 取扱いと点検	(1) 運転に対する心得 (2) 作業開始前 (3) 運 転 時 (4) 移 動 時 (5) 作業終了時 (6) 点 検		
5. 災害発生状況と災害事例	(1) 災害発生状況 (2) 現象別、機種別災害発生状況 (3) 災害事例、その原因と対策	3	
6. 関係法令	労働安全衛生法関係法令	2	
合 計		13	

3. 沿岸荷役主任者に対する安全教育

科 目	範 囲	時間	備 考
1. 作業の指揮に必要な知識	(1) 港湾運送業における災害発生状況 (2) 沿岸荷役主任者の責務 (3) 災害の発生原因と要因 (4) 不安全な状態と行動 (5) 災害防止方法 (6) 作業計画と作業員の配置 (7) 教育訓練方法 (8) 監督・指導上の注意点 (9) 災害発生時の措置	3	
2. 荷役機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識	(1) 荷役機械の種類と構造 (2) 各種機械取扱い上の留意点 (3) 荷役用具の構造と特性 (4) 荷役用具取扱い上の留意点 (5) 点検・検査 (6) 力学に関する知識	2	
3. 玉掛け作業及び合図の方法に関する知識	(1) 玉掛け作業の基本 (2) 玉掛け作業に必要な力学に関する知識 (3) 重量目測 (4) 玉掛け作業の応用動作	4	
4. 荷役の方法に関する知識	(1) 船内及びはしけの荷役 (2) 横持作業 (3) 危険又は有害な貨物の取扱い作業 (4) 貨物取扱い作業の心得 (5) コンテナ荷役作業	2	
5. はい付け、はいくずし作業に関する知識	(1) はいに関する知識 (2) 屋内はい、屋外はい (3) 人力によるはい付け・はいくずし作業 (4) 機械によるはい付け・はいくずし作業 (5) はい作業時の安全心得	3	

科 目	範 囲	時 間	備 考
6. 関 係 法 令	労働安全衛生法関係法令	3	
合 計		17	

特定粉じん作業に係る特別の教育の推進について

54. 8. 29. 基安発第19号

粉じん障害防止規則の制定により、新たに、常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就業させる際の特別の教育が規定され、その趣旨等については昭和54年7月26日付け基発第382号通達（以下「通達」という。）で示されたところである。この特別の教育の実施が義務づけられている特定粉じん作業を行う事業場は広範な産業にわたるため教育の対象者は多いが、零細な事業場も多いことから独自で教育を実施できない事業者も多数存在することが予想される現状である。ついては、別添1「粉じん作業特別教育推進計画について」により「粉じん作業特別教育推進計画」（以下「計画」という。）を策定し、下記に留意のうえ、本教育が円滑かつ効果的に実施されるよう努められたい。

記

1. 通達記の第2、18(3)でいう団体としては、①労働基準協会（都道府県単位のもの）、②建設業労働災害防止協会支部、③鉱業労働災害防止協会支部が適当と認められるものであること。したがって、本年10月1日以降これらの団体において教育を実施できるよう指導すること。
2. 事業場で行なう粉じん作業特別教育の講師については、十分な知識及び経験を有するものに当たらせるよう指導すること。

なお、特別の教育の講師の養成のため中央労働災害防止協会の東京、大阪の両安全衛生教育センターにおいて「粉じん作業特別教育指導員講習」（別添2）を予定しているので受講を勧奨すること。

3. 団体の行う特別の教育の講師については、次の者のうちから選ぶよう指導すること。

- ① 粉じん対策指導委員
- ② じん肺診査医、労働衛生指導医その他労働衛生に関する学識経験を有する者
- ③ 中央労働災害防止協会の行う粉じん作業特別教育指導員講習修了者

4. 講習の教材としては、労働省安全衛生部労働衛生課編「粉じん作業特別教育用

テキスト（作業用）」（中央労働災害防止協会発行）が適当と認められるものであること。

なお、講師用には労働省安全衛生部労働衛生課編「粉じん作業特別教育用テキスト（指導者用）」（中央労働災害防止協会発行）が適当と認められるものであること。

5. 特別の教育の対象者については、これまでの監督指導結果、じん肺健康診断結果、業界団体からの資料等に基づき的確な数をは握するようすること。
6. 計画の推進に当たっては、次の点を配慮し、その効果的な推進に努めること。
 - (1) 計画の推進に当たっては、粉じん作業特別教育規程の内容が適正に行われるようすること。特に、団体の行うものについては、講師の打合せ会等によりこの旨の徹底を図ること。
 - (2) 団体の行うものについては、常に連絡を密にし、計画の進捗状況をは握し、その円滑な推進に努めるものとするが、管内事情の変化に即応した修正を適行すること。

別紙 対象作業別教育対象者等

区 分	坑内以外の特定粉じん作業	
	規模50人以上	規模50人未満
教育実施主体（特別の教育の実施主体は事業者であるが、事業者が特別の教育の実施が困難な場合について、都道府県労働基準局長が認められた労働基準協会等の団体が行う教育を修了した者も特別の教育を受けた者とされること。）	建設労働災害防止協会支部 鉱業労働災害防止協会支部	労働基準協会 （都道府県単位のもの）
	事業者が行うもの 13,400人 団体が行うもの 26,600人	事業者が行うもの 65,000人 団体が行うもの 65,000人
受講対象者見込 （全国推定） 教育実施期間（54.10.1～55.9.30）中における一機関当たりの教育実施頻度（全国平均）	建設労働災害防止協会支部 月1回程度 労働基準協会 月2～3回程度	労働基準協会 月2～3回程度

註 団体が行うものについては、1回当たりの受講者数は1000人を限度とすること。

別添 1.

粉じん作業特別教育推進計画について

1. 計画の策定

都道府県労働基準局においては、粉じん作業特別教育の実施の推進を図るため、別紙「対象作業別教育対象者等」を参考として、管内の特定粉じん作業の状況を検討のうえ、特に次の点に配慮し、粉じん作業特別教育推進計画（以下「計画」という。）を策定すること。

- (1) 計画の期間は、昭和54年10月1日より昭和55年9月30日までとすること。
- (2) 計画は、現に特定粉じん作業に従事している者を含め、期間中に対象者への教育を終了できるように策定すること。
- (3) 計画においては、じん肺の発生状況等管内事情を勘案のうえ、業種、産地（地域）、工業団地等を考慮して、教育の実施について優先順位を設定すること。この場合、特に事業者が特別の教育を実施することが困難である零細企業の集中する地域をできる限り優先させること。
- (4) 計画の中で団体において行うこととされた教育については、団体にその実施計画（以下「実施計画」という。）を策定させること。
- (5) 団体の策定する実施計画については、教育対象、実施方法、実施予定月等必要な細部事項について定めさせること。
- (6) 団体の行う特別の教育の受講料については、零細企業が多いことにかんがみ、テキスト、会場費、その他所要実費を考慮して適正な金額とすること。

2. 計画の周知

計画については、策定後できる限り早い時期に関係方面に対し周知徹底を図ること。

別 紙

科 目	範 囲	内 容	容	時 間	時間計	日 程
1. 指導員の役割と心構え	同 左	同	左	1	1	5日
2. 衛生管理の概論	これからの衛生管理	労働衛生の目的、衛生管理		3	3	
3. 粉じんによる疾病と健康	① 粉じんの有害性 ② 疾病の病像 ③ 健康管理	粉じんとは、粉じんの有害性を左右する因子、粉じんによる疾病 じん肺の進展、じん肺の合併症 じん肺の予防、じん肺健康診断、じん肺管理区分、健康管理のための措置		2 1 3	6	
4. 粉じんによる疾病の防止	① 粉じんの発散及び粉じんへのばく露の減少 ② 粉じんの発生源に対する対策	生産工程、作業方法及び原材料の改良、建屋の構造や生産設備の配置等の改善、全体換気等 発じん源の密閉、局所排気装置等の設置、湿式化		2 5	7	
5. 粉じん作業の管理	同 左	特別の教育、設備等の点検、清掃、作業環境の状態の把握、その他の管理		4	4	
6. 呼吸用保護具	同 左	呼吸用保護具の種類、防じんマスク、送気マスク、自給式呼吸器		4	4	
7. 関係法令	同 左	安衛法・令、じん肺法、粉じん則、安衛則		2	2	
8. グループ討議				3	3	
計				30	30	

(註) 内容については、若干変更が予定されること。

粉じん作業特別教育指導員講習

別添 2.

1. 目 的

粉じん障害防止規則第22条に基づき、常時特定粉じん作業に係る業務に従事する労働者に対する特別の教育を実施しようとする者に対し、粉じんに係る疾病及び健康管理、粉じんの発散防止及び作業場の管理等について専門的な知識を体系的に付与し、もって特別教育の効果を上げることがを目的とする。なお、本講習修了者は、粉じん作業特別教育指導員（インストラクター）と称することとする。

2. 対 象

粉じん作業特別教育指導員として、事業者、都道府県労働基準局長、労働基準協会、労働災害防止団体支部等関係団体の推せんする者

3. 講習場所

東京安全衛生教育センター、大阪安全衛生教育センター

4. 研修期間

5日間（昭和54年11月末より開始予定）

5. 教科内容

別紙のとおり

6. 講習対象者数

約800人

ずい道等の掘削・覆工等の業務に従事する労働者に対する安全衛生教育の実施について

55. 5. 22 基発第265号

ずい道建設工事においては、労働災害の度数率、強度率がともに高く、また死亡災害ないし重大災害の発生件数も相当数にのぼっている。

このため、ずい道建設工事における労働災害の防止については、昨年8月に発表された「建設業における総合的労働災害防止対策」においても重点としてとりあげているところである。

今般、この総合的労働災害防止対策に基づき、ずい道等の建設工事に係る計画の審査の充実、救護に関する準備措置の実施等について、労働安全衛生法の一部を改正するほか、労働安全衛生規則においても、ずい道等の建設工事における爆発・火災による労働災害防止のため規制を強化することとしているところである。

現在、その一環としてずい道の掘削・覆工等の業務に従事する労働者に対する安全又は衛生に関する特別教育の実施等についても検討を進めているところであるが、ずい道等の建設工事の特殊性、危険性等を勘案すると、これらの工事に従事する労働者に対して早急に安全衛生教育を実施する必要があると思われる。このため、当面、ずい道等の掘削・覆工等の業務に従事する労働者に対して別添のとおり安全衛生教育の実施を図っていくこととしたので、関係機関との連携を密にし効果的な推進に努められたい。

(別 添)

ずい道等の掘削・覆工等の業務に従事する労働者に対する安全衛生教育の実施要綱

1 目 的

坑内という特殊な作業環境で行われるずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑をいう。以下同じ。）の建設工事は、自然条件の変化が著しいため、落盤、湧水、ガスの発生等の異常事態を生じやすく、他の建設工事と比しても極めて危険性が高い。

したがって、ずい道等の建設工事における労働災害の防止については、事業者が行う労働災害防止の各措置とともに、これに従事する労働者が安全に作業を行うための知識を有し、これに基づいて作業を進めることが必要である。

この観点から、ずい道等の掘削・覆工等の業務に従事する労働者に対してずい道等の建設工事の危険性、労働災害防止の方法、異常事態が発生したときの対応措置等を中心とした安全衛生教育を実施するものである。

2 実施者

ずい道等の建設工事を行う事業者とする。

なお、事業者による安全衛生教育の実施が困難な場合、建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）が行う安全衛生教育を利用すること。

3 対象者

労働安全衛生規則第382条に規定するずい道等の建設の作業に従事する労働者で、常時ずい道等の内部で作業するものとする。

4 実施時期

昭和55年6月からとする。

5 実施方法

(1) カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
1 作業方法等に関する知識	工法の概要及び作業の種類地質の種類及び性質	1.5
2 工事中設備等に関する知識	工事中設備等の種類 工事中設備等の取扱い	1.5
3 労働災害防止の方法等	肌落ち、落盤防止のための措置坑内運搬設備による災害のための措置 爆発、火災防止のための措置 一般工事中設備等による災害防止のための措置 作業環境管理の方法 保護具の使用法 事故発生時の対処法	3.0
4 関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生規則等の中の関係条項	1.0

を交付する等により安全衛生教育の終了が明らかになるようにすること。

当該安全衛生教育の範囲からは、粉じん作業特別教育、高気圧業務特別教育及び酸素欠乏危険作業特別教育等従来からの特別教育によって実施される科目の範囲は除かれるものとする。

なお、安全衛生教育の科目（関係法令を除く。）の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての安全衛生教育を省略して差し支えないこと。

(2) 講 師

安全衛生教育の講師については、ずい道等建設工事に十分な知識及び経験を有する者であって、RST講習若しくは安全管理実務講習を修了した者、建災防の安全管理士又は労働安全コンサルタントとするよう配慮すること。

(3) 教 材

建災防発行予定の「ずい道等の掘削・覆工等業務安全衛生教育用テキスト（仮称）」が適当と認められること。

(4) 修了の証明

昭和54年12月18日付け基発第620号によって示された建設労働手帳の所持者については、当該手帳の所定欄に記入し、非所持者については修了証

ずい道等の掘削・覆工等の業務に従事する労働者に対する安全衛生教育の実施について
55 5. 27 安全課長・労働衛生課長連名内翰

標記については昭和55年5月22日付け基発第265号（以下「通達」という。）により指示されたところであるが通達の運用に当たっては下記の事項に留意の上、関係機関との連携を密にし、効果的な実施を図られたい。

記

1 実施時期等

ずい道等の掘削・覆工等の業務に従事する労働者に対する安全衛生教育教育(以下単に「安全衛生教育」という。)は、通達前文にも示したとおり、労働安全衛生規則の改正によるずい道等の掘削・覆工等の業務に係る特別教育(以下「特別教育」という。)に先立って行われるものであるから、実施時期については、昭和55年6月から特別教育の施行時(昭和56年4月当初を予定)までとすること。

なお、安全衛生教育を受講した者については、特別教育を受講した者と同様の取扱いをすることを予定していること。

また、現在粉じん障害防止規則に基づいて特定粉じん作業に係る特別教育を実施する事業場及び建設業災害防止協会各支部においては対象者に当該特別教育とあわせて安全衛生教育の実施を図ること。

2 その他

建設業労働災害防止協会が行う安全衛生教育に係る費用の一部については、国から補助が行われる予定であること。

なお、同協会では、安全衛生教育と特定粉じん作業に係る特別教育とあわせて行うことを予定しているが、その実施要綱は別添のとおりとされていること。

(別 添)

ずい道の建設工事における特定粉じん作業に係る特別教育及びずい道等の掘削等の業務に係る安全衛生教育の実施要綱

建設業労働災害防止協会

1 目 的

- (1) 粉じん障害防止規則の制定により、本年10月以降常時特定粉じん作業に係る業務に従事する労働者に対しては、特別教育を行うことが事業者には義務づけられている。
- (2) 労働省ではまた、ずい道等の建設工事における労働災害防止対策として、ずい道等の掘削等の業務に従事する労働者に対しても特別教育の実施を検討しているところであるが、ずい道等の建設工事が有する特殊性、並びに労働災害の発生状況を勘案すると、早急にこれらの特殊性等に見合った安全衛生教育を実施する必要がある。
- (3) これらの観点から、関係労働者に対し、上記(1)の特別教育及び(2)の安全衛生教育を併せて実施するものである。

2 実施の主体及び地区

建設業労働災害防止協会(建災防)各支部とする。ただし一部地区においては建災防本支部共催にて実施する。

3 対象者

粉じん障害防止規則第2条第1項第3号の特定粉じん作業に係る業務に常時就業する労働者であって、労働安全衛生規則第382条のずい道等の建設の作業において常時ずい道等の内部で作業するものとする。

4 実施時期

昭和55年7月から同年9月末までとする。

5 実施方法

- (1) カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
1 粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法	粉じんの発散防止対策の種類及び概要、換気の種類及び概要	1.0
2 作業場の管理	粉じんの発散防止対策に係る設備及び換気のための設備の保守点検の方法 作業環境の点検の方法 清掃の方法	1.0
3 呼吸用保護具の使用の方法	呼吸用保護具の種類、性能、使用方法及び管理	0.5
4 粉じんに係る疾病及び健康管理	粉じんの有害性、粉じんによる疾病の病理及び症状、健康管理の方法	1.0
5 労働災害防止の方法等	肌落ち、落盤防止のための措置坑内運搬設備による災害防止のための措置 爆発、火災防止のための措置一般工事用設備等による災害防止のための措置 作業環境管理の方法 保護具の使用の方法 事故発生時の対処法	3.0
6 関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則粉じん障害防止規則及びじん肺法等の中の関係条項	1.5

ずい道等の掘削・覆工等の作業従事者に対する安全衛生教育の正規の科目は、上記の労働災害防止の方法等、関係法令のほかに、作業方法等に関する知識及び工事用設備等に関する知識があり、合計で7時間とされているが、このカリキュラムは、作業方法等に関する知識及び工事用設備等に関する知識について、十分な知識を有していると認められる労働者を想定して、当該科目を省略して組まれたものであるため、これに該当しない労働者については、事業者において省略された科目についての安全衛生教育を行う必要があること。

(2) 講 師

上記1の(1)の特別教育の講師については粉じん作業特別教育指導員（インストラクター）又は専門医の(2)の安全衛生教育の講師については、ずい道等建設工事に十分な知識及び経験を有する者であって、RST講習、建災防の建設技

術者安全衛生教育トレーナー講習若しくは安全管理担当者実務講習を終了した者、建災防の安全管理士又は労働安全コンサルタントのうちから選ぶよう配慮すること。

(3) 教 材

上記1の(1)については、労働省労働衛生課編「粉じんによる疾病の防止（作業用）」1の(2)については建災防発行予定の「ずい道等の掘削・覆工等業務安全衛生教育用テキスト（仮称）」を使用すること。

(4) 修了の証明等

受講者には建災防本部作成の修了証を交付すること。

なお、昭和55年1月8日付け55建災防技発第1号（昭和54年12月18日付け基発第620号）によって示された建設労働手帳の所持者については、当該手帳の所定欄に記入すること。

6 受講定員

1会場100名以内とする。

7 受講料

1名 3,000円（テキスト代を含む）とする。

〔別紙〕

クレーン等の設計技術者に対する安全教育について
55. 8. 11 基発第424号

クレーン等の設計技術者に対する安全教育カリキュラム

安全衛生教育の推進については、「安全衛生教育推進要綱」（昭和49年4月3日付け基発第176号）及びこれに関連する通達により充実を期しているところであるが、今般、クレーン等の設計技術者に対する安全教育のカリキュラムを別紙のとおり定めたので、クレーン関係者に周知するとともに、下記に留意の上、効果的な推進を図られたい。

記

- クレーン等の設計技術者に対する安全教育は、最近におけるクレーン等の災害をみると、設計段階における安全上の配慮が不足しているために構造部分の座屈及び破損、運転の誤操作等を誘発している例が少なくないことにかんがみ、安全設計を行うに必要な知識を付与することをねらいとして行うものであること。
- 対象者は、クレーン等を製造する事業場における主任設計者又はこれに準ずる者とする。
- 本省においては、本講習の特殊性にかんがみ社団法人日本クレーン協会と連携をとり、同協会に実施させる予定であること。

科目	範 囲	時間数
1. 災害発生の現状と問題点	(1) クレーン等による災害発生の現状 (2) 災害防止上の問題点	1.0
2. 災害防止についての設計技術者の役割	(1) 設計段階における安全性の配慮 (2) 製品の安全責任	1.0
3. 安全設計	(1) 人間工学的見地からのクレーン設計 (2) 安全性確保のための設計 イ 安全係数 ロ フェール・セーフ ハ 本質安全化 ニ その他 (3) 保全性と信頼性 (4) 設計審査（デザイン・レビュー） イ 審査の方法 ロ F T A 等 (5) つり荷の動特性とクレーンの安全性 (6) 大型化と設計上の問題点	8.0
4. 構造部分の破損	(1) 破壊の諸形式 (2) 破壊解析（フラクトグラフィ） (3) 座 屈 (4) 溶接部の破損	6.5
5. 附属装置等の安全	(1) 安全装置（モーメントリミッタ等）の特性 (2) ワイヤロープの特性	2.5
6. 検査結果と問題点	検査結果からみたクレーン等の問題点	1.0
7. 関係法令	労働安全衛生関係法令（労働安全衛生法、クレーン等安全規則、クレーン等構造規格）	1.0

クレーン等の設計技術者に対する安全教育の
実施について

55. 8. 11 安全課長名内翰

標記のことについては、昭和55年8月11日付け基発第424号により通達されたところであるが、昭和55年度については、別添実施要領により（社）日本クレーン協会において実施することとなったので、管内のクレーン又は移動式クレーンを製造する事業場に対し、受講方、勤奨をされたい。

〈別 添〉

昭和55年度クレーン等の設計技術者に対する安
全教育実施要領（（社）日本クレーン協会）

1. 目 的

最近におけるクレーン又は移動式クレーン（以下クレーン等という）の災害をみると、設計段階における安全上の配慮が不足しているために、構造部分の座屈、破損、運転の誤操作を誘発する例が少なくないことにかんがみ、クレーン等の設計技術者に対し安全設計を行うに必要な知識を付与する。

2. 対象者

クレーン等を製造する事業場における主任設計者又はこれに準ずる者

3. 教科内容及び講師

科 目	内 容	時間数	講 師
1. 災害発生 の現状と 問題点	(1) クレーン等による災害発生 の現状 (2) 災害防止上の問題点	1.0	労働省安全課 中央産業安全専門官 伊藤 健一
2. 災害防止に ついで設計技 術者の役割	(1) 設計段階における安全性の 配慮 (2) 製品の安全責任	1.0	大阪労働基準局 安全課長 松村 昭夫
3. 安 全 設 計	(1) 人間工学的見地からのクレーン設計	2.0	日本人間工学会 常任理事 飯山 雄次
	(2) 安全性確保のための設計 イ 安全係数 ロ フェールセーフ ハ 本質安全化 ニ その他	1.5	埼玉工業大学 教授 井上 威恭
	(3) 保全性と信頼性	1.0	

科 目	内 容	時間数	講 師
	(4) 設計審査 (デザインレビュー) イ 審査の方法 ロ FTA等	1.0	
	(5) つり荷の動特性とクレーンの安全性	1.5	長岡技術科学大学 教授
	(6) クレーン等の大形化と設計上の問題点	1.0	伊藤 廣 長岡技術科学大学 助教授 長谷川光彦
4. 構造部分の破 損	(1) 破壊の諸形式 (2) 破面解析 (フラクトグラフィ)	2.0	産業安全研究所 機械研究部 主任研究官 橋内 良雄
	(3) 屈 服	2.0	長岡技術科学大学 教授 伊藤 廣 長岡技術科学大学 助教授 長谷川光彦
	(4) 溶接部の破損	2.5	石川島播磨重工(株) 技術研究所 構造強度部部長 内野 和雄
	(1) 安全装置 (モーメントリミッタ等) の 特性	1.0	長岡技術科学大学 教授 伊藤 廣 長岡技術科学大学 助教授 長谷川光彦
5. 付属装置等の 安全			

科 目	内 容	時間数	講 師
	(2) ワイヤロープの特性	1.5	東京製鋼(株)技術部 サービス課長代理 小屋敷 一 神鋼鋼線工業(株) 上尾工場 開発担当課長 吉田 龍生
6. 検査結果と問 題点	検査結果からみたクレーン等の問題点	1.0	財団法人日本クレーン協会 理事検査部長 朝倉 輝純 財団法人日本クレーン協会 理事近畿地区検査 事務所長 相原門五郎
7. 関係法令	労働安全衛生関係法令 (労働安全衛生法、 クレーン等安全規則、クレーン等構造規格)	1.0	労働省安全課 中央産業安全専門官 伊藤 健一 大阪労働基準局 安全課長 松村 昭夫

4. 研修期日、場所、定員

回 数	期 日	場 所	定 員
東京第1回	5.6. 1. 12 (月)	東京安全衛生教育センター	40名
	～ 14 (水)		
東京第2回	5.6. 2. 12 (木)	東京都清瀬市梅園1-4-6	40名
	～ 14 (土)		
大阪第1回	5.6. 1. 19 (月)	大阪安全衛生教育センター	40名
	～ 21 (水)		
大阪第2回	5.6. 3. 5 (木)	大阪府河内長野市河合寺423	40名
	～ 7 (土)		

5. 修了証

修了者には、修了証を交付する。

6. 受講料

4 5,000 円 (テキスト代を含む)

ただし、関係法令のテキストとして使用する労働安全衛生法、クレーン等安全規則及びクレーン等構造規格は、上記のテキストには含まないので、各自手持ちのものを持参すること。

7. 宿泊料、食事代

宿泊して受講することを原則とする。宿泊料及び食事代は、受講料に含まない。

8. 受講申込先

〒101 東京都千代田区内神田2-13-9

共同ビル6階 (TEL 256-9571~3)

社団法人日本クレーン協会

ずい道等の掘削、覆工等の業務及び高圧室内業務に係る特別教育の実施について

56. 4. 10 基発第216号

労働安全衛生規則及び高気圧作業安全衛生規則の改正により、新たに標記の業務に労働者を就業させる際の特別教育の実施が規定されたところである。

当該特別教育の趣旨等については、昭和55年11月25日付け基発第648号通達で示し、また特別教育の細目については、昭和56年4月10日労働省告示第36号及び第37号で示されたところであり、関係事業場において当該特別教育が円滑に行われるよう周知、徹底を図られたい。

なお、昭和55年5月22日付け基発第265号通達「ずい道等の掘削、覆工等の業務に従事する労働者に対する安全衛生教育の実施について」は、廃止する。

ずい道等の掘削、覆工等の業務及び高圧室内業務に係る特別教育の実施について

56. 4. 10 安全課長名内翰

標記については、昭和56年4月10日付け基発第216号により指示されたところであるが、これの運用に当たっては下記の事項に留意のうえ、特別教育の円滑な実施がなされるよう努められたい。

記

1. 特別教育の講師については、当該特別教育の対象となる業務に十分な知識及び経験を有する者とする。たとえば、ずい道等の掘削、覆工等の業務については、RST講習若しくは建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）の安全管理実務講習を修了したもの、建災防の安全管理士又は労働安全コンサルタント等が適任者と認められること。
2. 教材については、山岳ずい道等の掘削、覆工等の業務に係る特別教育の場合、建災防発行の「トンネル作業の安全（山岳編）」、圧気シールド工法のずい道等では、「トンネル作業の安全（シールド編）」、また圧気された潜函内業務に係る特別教育では、建災防発行予定の「潜函作業の安全（仮称）」が適当と認められること。
3. 特別教育の修了者については、修了証を交付し、また昭和54年12月18日付け基発第620号によって示された建設労働手帳の所持者については、当該手帳の所定欄に記入する等により、教育の修了が明らかになるようにすること。

チェーンソー以外の振動工具取扱作業者に対する
安全衛生教育の推進について

58.5.20 基発第258号

安全衛生教育の推進については、「安全衛生教育推進要綱」（昭和49年4月3日付け基発第176号）及びこれに関連する通達により充実を期しているところであるが、今般、チェーンソー以外の振動工具取扱者に対する振動障害防止のための安全衛生教育実施要綱を別添のとおり定めたので、事業者を始め関係団体等に周知されたい。

特に本年度は、昭和56年7月6日付け基発第422号により示した「振動障害防止推進計画」の概ね最終年度に当り、また、本年度行政運営方針において、労働災害防止対策の基本方針として安全衛生教育の徹底を図ることとしているところであるので、関係団体等との連携を密にし、効果的な推進を図られたい。

別添

チェーンソー以外の振動工具取扱者に対する
振動障害防止のための安全衛生教育実施要綱

1. 目 的

チェーンソー以外の振動工具取扱者に対して、労働安全衛生法に基づく特別の教育に準じた安全衛生教育を実施し、振動障害の防止のために必要な知識を付与することを目的とする。

2. 実施主体

昭和50年10月20日付け基発第608号に定めるチェーンソー以外の振動工具の取扱業務（以下「チェーンソー以外の振動業務」という。）を行う事業者とする。

なお、事業者による安全衛生教育の実施が困難な場合には、その業種等に応じ労働基準協会、建設業労働災害防止協会等関係団体を活用すること。

3. 対象者

チェーンソー以外の振動業務に従事する労働者とする。

4. 実施方法

(1) カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
1. 振動工具に関する知識	振動工具の種類及び構造 " の選定方法 " の改善	1 時間
2. 振動障害及びその予防に関する知識	振動障害の原因及び症状 " の予防措置	2.5時間
3. 関係法令等	労働安全衛生法・労働安全衛生法施行令等 中の関係条項及び関係通達中の関係事項等	0.5時間

(2) 講 師

当該安全衛生教育の講師については、労働衛生指導医、労働衛生コンサルタント

ント、産業医、衛生管理者等であって振動障害に関する十分な知識及び経験を有する者又は中央労働災害防止協会若しくは建設業労働災害防止協会において実施する「振動工具取扱作業教育トレーナー講習」の修了者である者とするよう配慮すること。

(3) 教 材

次のものが適当と認められること。

イ 「製造業における振動工具取扱作業の知識（作業用）」（中央労働災害防止協会発行）

ロ 「建設業における振動工具取扱作業の知識（作業用）」（建設業労働災害防止協会発行予定）

なお、必要に応じ、中央労働災害防止協会発行のスライド「振動障害を防止するために」を併用することが望ましいこと。

(4) 修了の証明等

受講者には実施主体者において修了証を交付すること。

また、事業者は当該教育を行ったときは、受講者名、科目、受講日等の記録を作成して保存することが望ましいこと。

動力プレス機械設計技術者に対する安全教育について
58.8.1 基発第117号

安全衛生教育の推進については、「安全衛生教育実施要綱」（昭和49年4月3日付け基発第176号）及びこれに関連する通達により充実を期しているところであるが、本年度の労働基準行政運営方針においては標記教育（以下「本教育」といふ）の推進を図ることとしているところである。ついては、当該教育のカリキュラムを別添のとおり定めたので、プレス機械製造者等に周知するとともに、下記に留意の上、効果的な推進を図られたい。

記

1. プレス機械による労働災害防止については、「プレス災害防止総合対策」（昭和54年7月31日付け基発第391号）によりその推進を図っているところであるが、これが推進にあたっては、設計段階においてプレス機械の本質的安全化を図ることが重要である。そのため、本教育は、プレス機械の設計者等に安全設計を行うために必要な知識を付与しようとするものであること。
2. 本教育の対象者は、動力プレス機械又はその安全装置を製造する事業場における設計者その他これに準ずる者とする事。
3. 本教育は、中央労働災害防止協会の東京安全衛生教育センター及び大阪安全衛生教育センターにおいて実施することとしていること。

別 添

動力プレス機械設計技術者に対する安全教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間 数
1 プレス災害の現状と問題点	(1) 動力プレス機械による災害発生状況 (2) 災害防止上の問題点	1.0
2 プレス災害防止についての設計技術者の役割	(1) 設計技術者の心構え (2) 製造物責任	1.5
3 安全設計	(1) 材料、構造上の安全 (2) 機能制御の安全 ① 油圧系 ② 電気系 (3) 安全装置の性能・選択 (4) 作業性、保安全性 (5) 機械の信頼性	15.0
4 セーフティアセスメント	(1) 設計ミス分析 (2) セーフティアセスメントの手法 (3) 災害の原因分析と安全対策のあり方	1.5
5 関係法令	労働安全衛生関係法令（労働安全衛生法、同施行令、労働安全衛生規則、機械等検定規則、動力プレス機械構造規格、プレス機械又はシャーの安全装置構造規格、プレス機械の安全金型の安全基準に関する技術上の指針	1.5

安全衛生教育の推進について

59. 2. 16 基発第76号

安全衛生教育は労働災害防止の重要な施策の1つとして、昭和49年4月3日付け基発第176号「安全衛生教育の推進について」の基本通達により計画的にその推進を図ってきたところである。

しかしながら、最近の労働災害の発生状況をみると、就業初期の者及び中高年齢労働者の発生率が高いこと、また、依然として中小企業における発生率が高いことのほか、技術革新の急速な進展による機械設備の大型・高速化、新工法、新原材料の導入等に伴う新たな型の労働災害が発生してきており、機械設備等の安全化及び危険有害環境の改善等と併せて労働者及び関係者の安全衛生教育を一層充実強化することが要請されている。そこで、新たな視点から別紙「安全衛生教育推進要綱」を定め、労働者の職業生活の全般を通じ適時適切な安全衛生教育の推進を図ることとしたので、その円滑な運用に努められたい。

なお、本通達をもって、昭和49年4月3日付け基発第176号は廃止する。

別紙

安全衛生教育推進要綱

I. 基本的態度

労働災害を防止するための基本的対策が、機械設備の本質安全化、危険有害環境の改善等物的な要因の排除にあることは論をまたないところであるが、物的な面を完全に安全化するには一定の制約もあり、また、作業者の不安全な行動、有害要因の健康障害への認識不足等が、労働災害に結びつくことも少なくないことから人的な要因の排除を目的とした安全衛生教育の実施も重要な対策である。

このため、労働安全衛生法においては、新規雇入時、作業内容変更時の安全衛生教育、危険有害業務及び職長等に対する安全衛生教育の実施を義務づけている。また、国は、企業における自主的な安全衛生活動を促進し、労働災害防止の実効をあげるため、経営首脳者に対する啓発、各級管理者に対する安全衛生教育をはじめとして、免許所有者等特殊技能者等に対する安全衛生教育の推進を図ってきたところである。

一方、近年においては生産技術の進展、産業構造の変化、労働者の高齢化等に伴う新しい型の労働災害、新しい分野での労働災害が発生してきており、これらへの対応が強く要請されている。

そのためには、計画的・継続的な各種の安全衛生教育の充実強化が必要であり、国は、安全衛生教育について、その体系化を図り、国、関係団体、事業者等が一体となった効果的、効率的な推進を図っていくものとする。

II. 安全衛生教育の体系

1. 安全衛生教育の区分

安全衛生教育は、法定のものはもちろんのこと、労働災害防止に必要なものを継続的に行うことが重要である。そのため、労働者の職業生活の全般を通じ、次のような安全衛生教育を行うものとする（図1参照）。

(1) 就業前における安全衛生教育

① 学校教育における安全衛生教育

学校教育においては、特に実業高校等を中心に職業生活において必要な安全衛生に係る基本的な教育を行うとともに、危険有害業務に係る教育の推

進を行うものとする。このため、国は、教育委員会等との連携を図るとともに、教育に必要な教材、教育方法等について指導援助を行うものとする。

② 職業訓練における安全衛生教育

職業訓練においては、安全衛生に係る基本的な教育を行うとともに、危険有害業務に係る教育の内容の充実を図るものとする。

③ 出稼ぎ労働者に対する安全衛生教育

出稼ぎ労働者に対しては、送出地において関係機関との連携のもとに、就業先において必要な安全衛生教育の実施促進を図るものとする。このため国は、教育に必要な教材、教育の実施等について指導援助を行うものとする。

(2) 就業時における安全衛生教育

① 雇入れ時等の安全衛生教育

事業者の行う労働者の「雇入れ時」及び「作業内容変更時」の安全衛生教育については、その徹底及び内容の充実を図るものとする。この場合、雇入れ時等教育の実施体制が十分でない中小企業等における教育の徹底を図るため、構外企業系列事業場及び構内下請事業場等については、親企業又は元方事業場がこれら事業場の労働者を含めて実施することを指導勧奨するとともに、工業団地、事業協同組合等の集団においては、当該集団が共同で実施することを促進するものとする。このため、国は、特に、これらの集団における教育を担当する者に必要な知識を付与するものとする。

② 特別教育等

危険有害な業務に従事する者に対する法定の「特別教育」については、その徹底及び教育内容の充実を図るとともに、法定以外の危険有害な業務についても「特別教育」に準じた教育を促進するものとする。特に、事業者に代わり安全衛生団体（労働災害防止団体、労働災害防止を目的とするその他の団体）等が行う教育内容を充実するため、教育を担当する者の資質の向上を図るものとし、このため、国は、その養成教育等を行うものとする。なお、事業者が行う「特別教育」についても当該養成教育を修了した者の活用を勧奨するものとする。

また、技術の進展に伴う作業態様の変化に対応するため、特に変化の著しい業務に従事する者について、一定期間ごとに必要な実務向上のための安全衛生教育（以下「実務向上教育」という。）を実施するものとし、国は、実務向上教育を担当する者に必要な知識等を付与するものとする。

③ 特殊技能者等（作業主任者を除く。）に対する教育

就業制限に係る業務等に従事する特殊技能者等（作業主任者を除く。）の養成については、特に指定教習機関等における講習の内容の充実を図るものとする。

なお、指定教習機関等においては、特に講師の資質の向上に努めるものとする。

また、特殊技能者等について、技術の変化等に伴う作業態様の変化に対応するため、特に変化の著しい業務に従事する者等について、一定期間ごとに必要な技能向上のための安全衛生教育（「技能向上教育」）を実施するものとし、国は、当該教育を担当する者に必要な知識等を付与するものとする。

(3) 高年齢労働者に対する安全衛生教育

高年齢労働者については、労働災害の発生率が高いことから、その防止対策の推進が急がれているところであるが、安全衛生教育についても事業者に対し、あらゆる機会をとらえ啓発を行うとともに、配置転換等に伴い新たな職務に従事することとなった者について、特に高年齢労働者に着目した「作業内容変更時教育」等の推進を図るものとする。

(4) 経営首脳者、管理監督者等に対する安全衛生教育

① 経営首脳者に対する啓発

経営首脳者に対しては、安全衛生についての理解を深めるとともに、必要な知識を付与するため「経営首脳者安全衛生セミナー」の開催等により啓発を行うものとする。

② 安全・衛生管理特別指導事業場の経営首脳者等に対する安全衛生教育

安全・衛生管理特別指導事業場等の経営首脳者等に対して、労働災害防止の実効をあげるため、安全衛生に関する必要な知識を付与するための教

育を実施するものとする。

③ 総括安全衛生管理者等に対する安全衛生教育

総括安全衛生管理者、統括安全衛生責任者等安全、衛生管理のトップに対し、「安全衛生セミナー」の開催等により職務遂行に必要な教育を実施するものとする。

④ 安全・衛生管理者等に対する安全衛生教育

安全管理者については、安全に関する技術的事項を直接管理する立場にあることから、選任段階において、労働災害防止の実務に必要な知識を付与するための教育を実施するものとし、国は、受講を勧奨するものとする。また、安全管理者及び衛生管理者に対し、技術の進展等に対応した安全・衛生管理活動を行わせるために必要な実務向上教育を一定期間ごとに実施するものとする。

安全推進員、労働衛生管理員についても一定期間ごとに実務向上教育を実施するものとする。

⑤ 作業主任者等に対する安全衛生教育

作業主任者の養成については、指定教習機関における講習内容の充実を図るものとし、特に講師の資質の向上に努めるものとする。また、作業主任者に対し、技術の変化等に伴う作業態様の変化に対応するため、特に変化の著しい作業主任者について一定期間ごとに必要な実務向上教育を実施するものとし、国は、当該教育を担当する者に必要な知識等を付与するものとする。

作業指揮者等に対してもその職務遂行に必要な知識等を付与するための教育を実施するものとする。

⑥ 職長等に対する安全衛生教育

職長等教育については、その適正な実施を図るものとし、当該教育を担当するトレーナーについては、一定規模以上の事業場ごとに確保するよう勧奨するものとする。また、法定以外の業種においても労働者を直接指揮監督する者に対し、「職長等教育」に準じた教育を実施するものとする。職長等教育を担当する者に必要な知識能力を付与するための「R.S.T講座」については、その内容の充実を図るとともに、技術の進展等に対応し

た安全衛生に関する知識を付与するため、その修了者に対し、一定期間ごとに実務向上教育を実施するものとする。

なお、中小規模事業場であって、自ら職長等教育の実施が困難な事業場については、「R.S.T講座」を修了したトレーナーを有する安全衛生団体が実施援助するものとする。

⑦ 計画参画者等に対する安全衛生教育

建設業に係る「計画参画者」については、その教育内容の充実を図るものとし、法定以外の業種等であって事前評価を担当する者については、これに準じた教育を実施するものとする。

⑧ 救護技術管理者に対する安全衛生教育

建設業等の仕事で、爆発火災等が生じたことに伴い作業員の救護に関する措置がとられる場合における技術的事項を管理する者に対する教育については、その養成を促進するとともに、教育内容の充実を図るものとする。

⑨ 生産技術管理者等に対する安全衛生教育

化学工業、建設業等特に労働災害の防止のうえで必要ある業種における生産技術管理者、現場技術者等については、安全衛生に関し、必要な知識等を付与するための教育を実施するものとする。

⑩ 設計技術者等に対する安全衛生教育

設計技術者等については、設計の段階で安全衛生を確保することが重要であることから、必要な安全衛生に関する教育を実施するものとする。

また、設計に基づき現場において工作を担当する者についても必要な安全衛生に関する教育を実施するものとする。

⑪ 定期自主検査者等に対する安全衛生教育

機械設備、局所排気装置等の定期自主検査を担当する者については、適正な検査を実施するために必要な安全衛生に関する教育を実施するものとし、国は、当該教育を担当する者に、必要な知識等を付与するものとする。特に、特定自主検査を担当する者の教育内容の充実を図るとともに、機械等の大型化等技術の進展に対応した安全衛生に関する知識等を付与するため、一定期間ごとに実務向上教育を実施するものとする。

また、機械設備等の整備等を担当する者についても必要な安全衛生に関する教育を実施するものとする。

② 作業環境測定士等に対する安全衛生教育

作業環境測定士等については、技術の進歩等に対応した測定技術、環境管理技術等に関する実務向上教育を実施するものとする。

(5) 安全衛生に関する専門家の資質の向上

労働安全・衛生コンサルタント、労働災害防止団体に所属する安全・衛生管理士等については、技術の進展等に対応した適切な指導が行われるよう、その資質の向上を図るものとする。

(6) 産業医及び産業歯科医に対する研修

産業医及び産業歯科医については、専門的知識の向上を図るための研修を関係団体と協力して行うものとする。

2. 実施体制

安全衛生教育を効率的に推進するため、国、安全衛生団体、企業等は相互の連携を密にし、それぞれの分担に応じた適切な教育を実施するものとする。

また、安全衛生教育の推進に当たっては、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント、安全・衛生管理士等専門家の活用を図るものとする。

なお、国は、必要に応じ安全衛生教育のカリキュラム等を策定するものとする。

実施主体別の教育の区分は図2に示すとおりである。

(1) 国が行う安全衛生教育

国は、安全衛生教育推進要綱に定める教育を安全衛生団体、企業等に対して積極的に取り組むよう指導援助するとともに、自らが行う必要があると認められるもの又は、安全衛生団体、企業では実効が期し難いと考えられるものについて教育を実施するものとする。

なお、自らが行うものの一部については、中央労働災害防止協会又は建設業労働災害防止協会の「安全衛生教育センター」に委託するものとする。

(2) 安全衛生団体等が行う安全衛生教育

業種別、地域別等により行うことが効率的であり、比較的短期間で行える

安全衛生教育については、安全衛生団体等が実施するものとする。

国は、安全衛生団体等が行う教育が適正に行われるようカリキュラム、教育要領、教育資料、講師等に関し、必要な指導援助を行うとともに、必要に応じ教育の実施状況の確認を行うものとする。

(3) 企業が行う安全衛生教育

企業は、労働安全衛生法第59条及び第60条に規定する安全衛生教育を適正に実施するとともに、中間管理者、安全衛生担当者等に対する安全衛生教育を実施するものとする。

なお、小規模事業場等であって、自ら適正な安全衛生教育を行うことが困難なところは、その実施について安全衛生団体等の援助を受けるものとする。また、国は、企業が行う教育について、資料の提供等指導援助に努めるものとする。

Ⅲ 計画の策定及び推進

1. 実施計画の策定

国は、本推進要綱に基づく安全衛生教育の計画的な推進を図るため、概ね5か年程度の実施計画を策定するものとする。

また、実施計画の策定に当たっては、関係行政機関、関係団体等との連携を図るものとする。

また、各局においては、実施計画が円滑に推進されるよう実施主体との連携のもとに、あらかじめ重点を置くべき教育の種類、対象者数等について管内状況を把握するとともに、必要な細部事項の策定を行うものとする。

企業に対しては、自らが行う安全衛生教育の実施計画を策定するよう指導するものとする。

2. 実施計画の周知等

国は、本推進要綱及び実施計画について、その周知徹底を図るとともに、国または安全衛生団体が行う教育への受講勧奨を行うものとする。

図1 安全衛生教育体系における教育の位置づけ

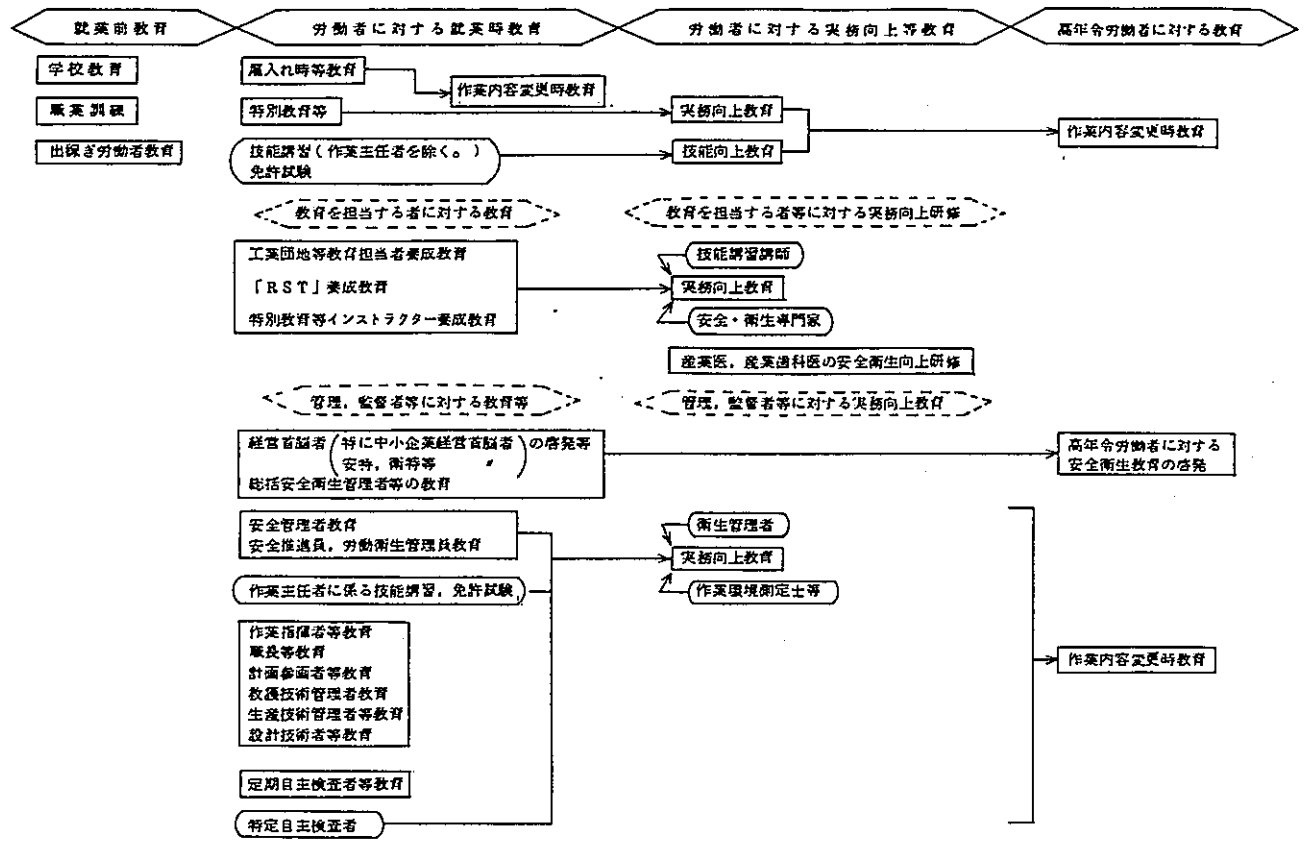
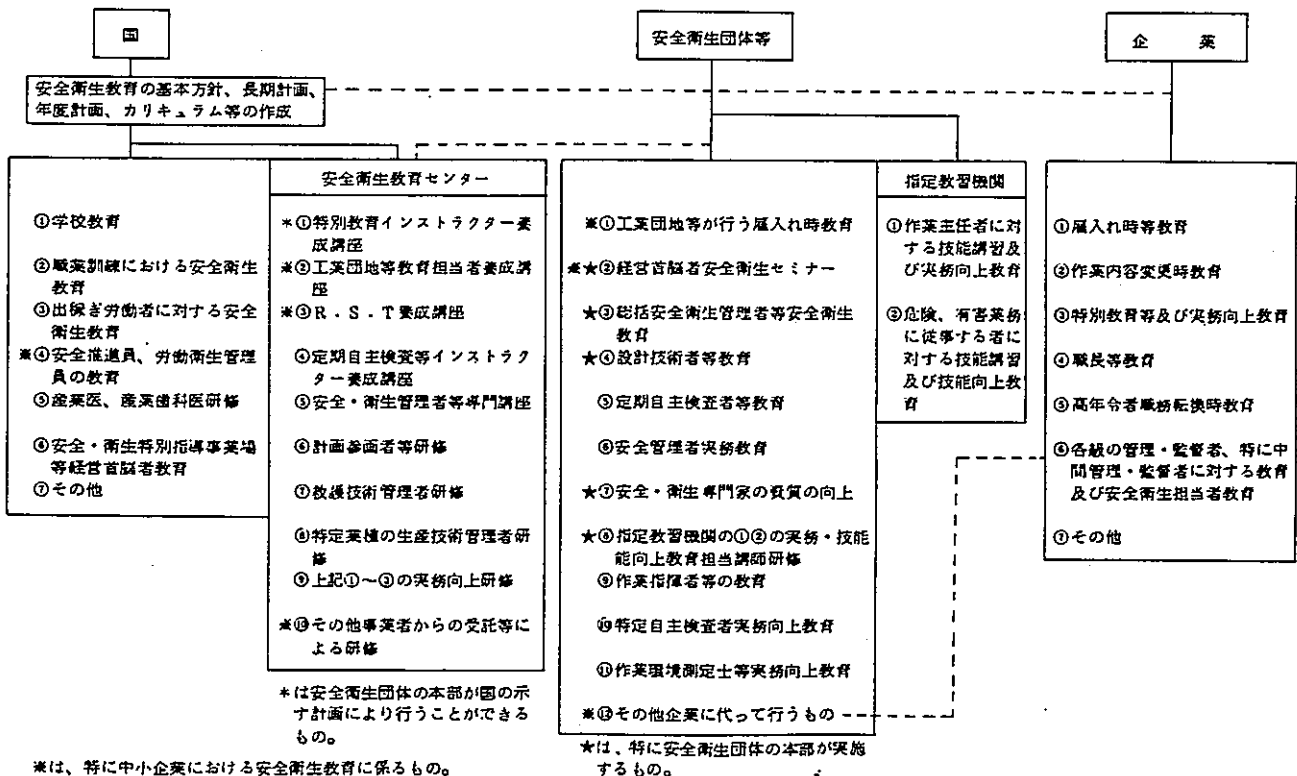


図2 安全衛生教育体系図



安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項
について

59.3.26 基発第148号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号により新たに「安全衛生教育推進要綱」を定め、これに基づいて安全衛生教育の推進を図ることとしたが、これが推進に当たっては、日頃から広く機会をとらえ、関係者に対しその趣旨の周知に努めるとともに、下記事項に留意のうえ一層効果的な推進を図られたい。

なお、昭和49年4月3日付け基発第176号「安全衛生教育の推進について」の通達の廃止に伴い、これに関連する各種の通達については、「昭和49年4月3日付け基発第176号」を「昭和59年2月16日付け基発第76号」と読み替えるものとする。

記

1. 安全衛生教育の区分について

(1) 就業前における安全衛生教育

① 学校教育における安全衛生教育関係

学校教育における安全衛生教育の推進については、今後、必要な安全衛生講座の設定又は教科の整備等を図り、その実効を期するものとする。また、実業高校の卒業予定者に対し、就業前の安全衛生教育を当面昭和51年2月20日付け基発第217号「安全衛生教育の推進について」に基づきその推進を図ること。このため、教育委員会及び学校当局との連絡を密にすること。

② 職業訓練における安全衛生教育関係

イ. 職業訓練法による職業訓練を修了した者に係る労働安全衛生法令関係の資格等の取扱いについては、引き続き適正な運用に努めること。なお、運用に当たっては、昭和57年7月23日付け基安発第13号「職業訓練修了者に対する労働安全衛生令に基づく資格等の取扱いについて」によることとすること。

ロ. 職業訓練を修了した者に係る「雇入れ時等」及び「特別教育」の免除等の措置については、昭和47年9月18日付け基発第601号の1及び昭和48年

3月19日付け基発第145号の通達によること。

③ 出稼ぎ労働者に対する安全衛生教育関係

出稼ぎ労働者に対する送出地における安全衛生教育については、関係機関と連携のうえ、教育に必要な災害統計その他の資料の提供を行うこと。

(2) 就業時における安全衛生教育

① 雇入れ時等の安全衛生教育関係

イ. 雇入れ時等教育の実施体制が十分でない中小企業等における当該教育は、系列構外下請に属する事業場及び構内下請事業場については親企業又は元方事業者を中心にその実施を促進するものとし、実施に当たっては、「R. S. T. 講座」修了のトレーナー（以下、「トレーナー」という。）等の活用を図らせること。

ロ. 工業団地、事業協同組合等（以下、「集団」という。）の構成員で、当該教育を自ら実施することが困難であるものについては、集団所属の教育を担当する者（以下、「中小企業安全衛生指導員」という。）を活用し、共同して当該教育の実施を図らせること。このため「中小企業安全衛生指導員」の養成のために必要な研修を新たに安全衛生教育センターにおいて実施することとするが、当該指導員が確保されるまでの間は、トレーナー等の活用を図らせること。また、必要に応じ当該指導員に対して実務向上教育を行うこととしている。

ハ. 「事業協同組合等」の「等」には、地域別または業種別の団体が含まれること。

ニ. イ及びロに係る教育を修了した者については、雇入れ時等教育の一部の省略を認める趣旨（昭和47年9月18日付け基発第601号の1関係）であること。

② 特別教育等関係

イ. 安全衛生団体が行う特別教育等については、引き続きその適正化が図られるよう実施内要、方法等について必要な指導を行うこと、特に当該教育を担当する講師（以下、「インストラクター」という。）については、十分な知識、能力、経験等を有する者を当てさせること。また、資質の向上に

については必要に応じ特別教育等に必要な知識等を付与するための研修（特別教育インストラクター養成講座）を安全衛生教育センター又は安全衛生団体の本部が主体となって実施することとする。なお、企業自らが実施する場合の教育担当者についても、当該研修に積極的に参加するよう勧奨すること。

- ロ. 「特別教育」に準じた教育については、その業務の種類ごとにカリキュラム、実施方法等により実施するものとする。
- ハ. チェーンソー以外の振動工具取扱作業者に対する安全衛生教育については、昭和58年5月20日付け基発第258号に基づきその推進を図ること。なお、この場合「トレーナー講習」とあるのを「インストラクター講習」と読み替えるものとする。
- ニ. 特に業務内容の変化が著しい業務にかかる「実務向上教育」については、その業務の種類ごとに新たに示すカリキュラム、実施方法等により実施するものとする。「実務向上教育」にかかる一定期間ごとは、特別教育等修了後、概ね5～7年程度をいうこと。
- ホ. 当該教育を担当するインストラクターについては必要に応じ「実務向上教育」に必要な知識等を付与するための研修（インストラクター実務向上研修）を安全衛生教育センター又は安全衛生団体の本部において新たに実施することとする。なお、企業自らが実施する「実務向上教育」についても、教育を担当するものが当該研修に積極的に参加するよう勧奨すること。
- ヘ. 特別教育の免除等措置については、昭和47年9月18日付け基発第601号の1「労働安全衛生規則の施行について」等関係通達によること。

③ 特殊技能者（作業主任者を除く、以下本項において同じ。）に対する教育関係

- イ. 指定教育機関が行う技能講習の講師の資質の向上については、監査指導等を通じ、日頃より担当科目に関する各種の安全技術に関する講習会等への参加等によりその研鑽に努めるよう指導すること。
- ロ. 特に業務の内容の変化が著しい業務に係る「技能向上教育」については、その業務の種類ごとに新たに示すカリキュラム、実施方法等により実施す

るものとする。「技能向上教育」に係る一定期間ごとは、免許試験及び技能講習の資格取得後、概ね5～7年程度をいうこと。当該教育を担当する講師については、必要に応じ、「技能向上教育」に必要な知識等を付与するための研修（技能向上教育担当講師研修）を安全衛生団体の本部において新たに実施することとする。

- ハ. 「クレーン運転士及び移動式クレーン運転士」に係る技能向上教育については、当面昭和54年5月2日付け基発第212号「安全衛生教育の推進について」に基づき実施するものであること。なお、この場合、「実務研修」とあるのを「技能向上教育」と読み替えるものとし、対象者については、上記ロによること。
 - ニ. 「フォークリフト運転技能講習修了者」に係る「技能向上教育」については、当面昭和53年9月18日付け基発第515号「安全衛生教育の推進について」に基づき実施するものであること。なお、この場合、「実務講習」とあるのを「技能向上教育」と読み替えるものとし、対象者については上記ロによること。
- (3) 高年齢労働者に対する安全衛生教育
- イ. 高年齢労働者に対する安全衛生教育については、年齢別の災害発生状況、高年齢者の安全衛生対策に関する好事例等に関して集団・個別指導等の機会をとらえ、事業者に対し啓発を行うこと。また、教育の実施に当たっては安全衛生に関する専門家等の活用に配慮すること。
 - ロ. 職務の配置転換等に伴う「作業内容変更時教育」の実施に際しては教育対象者が高年齢労働者であることを考慮して教育内容が十分習得されるものであるように事業者に対し指導すること。
- (4) 経営首脳者、管理監督者等に対する安全衛生教育

- ① 経営首脳者に対する啓発関係
 - 経営首脳者に対する啓発については、安全衛生団体本部の行う「経営首脳者安全衛生セミナー」を中心に行うものとし、実施に当たって波及的効果をあげるため、業種別、地区別等の開催に配慮することとする。特に中小企業の経営首脳者に対しては、上記セミナーの受講を勧奨するとともに、昭和51

年2月20日付け基発第217号「安全衛生教育の推進について」に基づき促進すること。

- ② 安全・衛生管理特別指導事業場の経営首脳者等に対する安全衛生教育関係
安全・衛生管理特別指導事業場の経営首脳者に対しては、新たに示すカリキュラム、実施方法等により必要な安全衛生教育を実施するものとする。また、実施に当たっては安全衛生教育センター、安全衛生サービスセンター等の活用に配慮すること。

なお、当該教育には「災害多発事業場の経営首脳者」も含める趣旨であること。

③ 総括安全衛生管理者等に対する安全衛生教育関係

総括安全衛生責任者に対する安全衛生教育については、昭和52年2月21日付け基発第91号「安全衛生教育の推進について」に基づき引き続き実施するものであること。

④ 安全・衛生管理者等に対する安全衛生教育関係

イ. 安全管理者に対する選任段階における安全衛生教育（実務教育）については、当面昭和51年2月20日付け基発第217号「安全衛生教育の推進について」に基づく実務研修の内容により実施すること。なお、この場合「実務研修」を「実務教育」と読み替えるものとし、当該教育は安全衛生団体が業種別、地区別等に開催すること。

ロ. 教育対象は新たに選任された者はほか選任されて間もない者を含む趣旨であること。

ハ. 安全管理者及び衛生管理者に対する「実務向上教育」の一定期間ごとは、安全管理者については選任後、衛生管理者については資格取得後、概ね5～7年程度をいうこと。なお当該教育については安全衛生団体が行うものとする。

ニ. 安全推進員及び労働衛生管理員に対する安全衛生教育については、昭和49年3月4日付け基発第112号「安全推進員制度及び労働衛生管理員制度の推進について」に基づき引き続き実施すること。

なお、教育対象者は新たに選任された者のほか選任されて間もない者を含む趣旨であること。

⑤ 作業主任者等に対する安全衛生教育関係

イ. 指定教習機関が行う作業主任者に係る技能講習の講師については、1.(2)③イによること。

ロ. 特に変化の著しい業務に係る作業主任者の「実務向上教育」については、その業務の種類ごとに新たに示すカリキュラム、実施方法等により実施するものとする。

「実務向上教育」に係る一定期間ごとは、免許試験又は技能講習の資格取得後、概ね5～7年程度をいうこと。当該教育を担当する講師については、必要に応じ、「実務向上教育」に必要な知識等を付与するための研修（実務向上教育担当講師研修）を安全衛生団体の本部において新たに実施することとする。

ハ. 「ボイラー取扱い作業主任者」に対する「実務向上教育」については当面昭和51年2月20日付け基発第217号「安全衛生教育の推進について」に基づき実施すること。

なお、この場合「ボイラー技工士に対する実務研修」とあるのを「ボイラー取扱い作業主任者に対する実務向上教育」に「10年以前に免許を取得した者を中心に」とあるのを「免許取得後5～7年ごとに」読み替えるものとする。

ニ. 「林業架線作業主任者」に対する「実務向上教育」については、昭和52年2月21日付け基発第91号「安全衛生教育の推進について」に基づき引き続き実施すること。

なお、この場合「実務研修」とあるのを「実務向上教育」と読み替えるものとし、対象者については、上記ロによること。

ホ. 「木材加工用機械作業主任者」に対する実務向上教育については当面昭和54年5月2日付け基発第212号「安全衛生教育の推進について」に基づき実施すること。

なお、この場合「実務講習」とあるのを「実務向上教育」と読み替えるものとし、対象者に対しては、上記ロによること。

ヘ. 昭和54年5月2日付け基発第212号「安全衛生教育の推進について」に

基づく「沿岸荷役主任者」については、引き続き実施するものであること。

ト. 作業指揮者等に対する安全衛生教育については、その業務の種類ごとに新たに示すカリキュラム、実施方法等により実施するものとする。

チ. 「車輛系荷役運搬機械等の作業指揮者」の安全衛生教育については、昭和53年9月18日付け基発第515号「安全衛生教育の推進について」に基づき当該作業指揮者等に対する教育として引き続き実施すること。

⑥ 職長等に対する安全衛生教育関係

イ. 「職長教育を担当するトレーナーについては一定規模以上の事業場に確保する」とは、労働者数100人以上の規模の事業場で対象職長等の教育を行うに必要な数を自ら確保することをいい、当該対象事業場に対し「R、S、T講座」の受講を勧奨すること。トレーナーの養成については、中央労働災害防止協会安全衛生教育センターの行う「R、S、T養成講座」により実施するものであること。

ロ. 職長等教育に係る法定以外の業種については、その業種を新たに示すものとする。この場合、教育内容は法定の職長等教育に準ずるものとする。

ハ. 安全衛生団体が行う職長等教育は、トレーナー未充足の事業場及び労働者数100人未満の事業場を対象として実施することとする。なお、対象者としては、新たに選任される者のほか、選任されて間もない者を含める趣旨であること。

また、業種別、地区別等の開催に努めるとともに講師としてトレーナー等の活用を図らせること。

ニ. トレーナーの「実務向上教育」に係る一定期間ごととは、R、S、T、講座修了後、概ね5～7年程度をいうこと。当該教育については、中央労働災害防止協会安全衛生教育センターで実施するものとする。

⑦ 計画参画者等に対する安全衛生教育関係

イ. 建設業に係る計画の作成に参画する者に対する安全衛生教育については、引き続き「計画作成参画者」により実施すること。

ロ. 法第88条第5項の規定に基づき労働災害の防止に関する計画の作成に参画する者以外の者で事前評価を担当する者（以下、「アセスメント参画者」

という。）に対する安全衛生教育については、その業種の種類ごとに新たに示すカリキュラム、実施方法等により実施するものとする。

⑧ 救護技術管理者に対する安全衛生教育関係

救護技術管理者として選任される者に対する安全衛生教育については、引き続き「ずい道等救護技術管理者研修」により実施すること。

⑨ 生産技術管理者等に対する安全衛生教育関係

イ. 当該教育の対象者は、ラインの安全管理担当者、現場の生産技術者、現場の技術管理責任者等とするものであること。

ロ. 化学工業及び建設業に係る生産技術管理者に対する安全衛生教育については、昭和52年2月21日付け基発第91号「安全衛生教育の推進について」に基づき引き続き実施すること。なお、この場合、「生産技術者」とあるのを「生産技術管理者」に、「化学工場」とあるのを「化学工業」と読み替えるものとする。

ハ. 当該教育の修了者は、安全管理者選任の段階における教育（ただし、安全管理者として資格を有する者に限る。）及び安全推進員の選任時の教育を修了したものとみなすものであること。

ニ. 当該教育は、安全衛生教育センターの「特定業種の生産技術管理者研修」により行うものとする。

⑩ 設計技術者等に対する安全衛生教育関係

イ. 設計技術者に対する教育の対象者は、当面、動力プレス機械、木材加工用機械、建設機械、荷役運搬機械、ボイラー、クレーン等の設計技術者、建設工事に係る設計技術者等とすること。

ロ. 工作を担当する者に対する教育の対象者は、当面、ボイラー、クレーン等の工作責任者、検定対象機械の工作責任者とすること。

ハ. 設計技術者等に対する安全衛生教育については、その業務の種類ごとに新たに示すカリキュラム、実施方法等により実施するものとする。

ニ. 「クレーン等の設計技術者」に対する安全衛生教育は、昭和55年8月11日付け基発第424号「クレーン等の設計技術者に対する安全衛生教育について」に基づき引き続き実施すること。なお、当該教育は、クレーン等の工

作責任者に必要な教育も含まれているものであり、当該教育の修了者はクレーン等の工作責任者の教育を必要としないものであること。

ホ. 「動力プレス機械の設計技術者」に対する安全衛生教育は、昭和58年8月1日付け基発第417号「動力プレス機械設計技術者に対する安全衛生教育について」に基づき引き続き実施すること。

へ. 当該教育は、安全衛生団体の本部の「設計技術者等教育」により行うものとする。

⑩ 定期自主検査者等に対する安全衛生教育関係

イ. 定期自主検査を担当する者の安全衛生教育については、その業務の種類ごとに新たに示すカリキュラム、実施方法等により実施するものとする。

ロ. 特定自主検査を担当する者の「実務向上教育」の一定期間ごとは、研修により資格を取得した者において取得後、その以外の者においては当該業務に就いた後、概ね5～7年程度をいうこと。

ハ. 機械設備等の整備を担当する者とは、特定機械、建設機械、仮設機材等については、点検・検査等の結果に基づき保守管理する者をいうこと。当該教育は業務の種類ごとに新たに示すカリキュラム、実施方法等により実施するものとする。

⑪ 作業環境測定士等に対する安全衛生教育関係

作業環境測定士等に対する安全衛生教育については、作業環境測定、測定結果の評価、局所排気装置等に関する事項等環境管理技術に関し、技術の進歩、発展の状況に従い実施するものとする。

2. 実施体制関係

安全衛生教育の推進に当たって、各種の教育を担当する者として、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、安全・衛生管理士の積極的活用を図ること。

3. 計画の策定及び推進関係

概ね5か年程度の実施計画については別紙によるものとする。なお、実施計画に基づき新たに行う安全衛生教育については、3年ごとにその種類を示すものとする。

別紙

安全衛生教育実施計画

安全衛生教育区分	実施年度	59	60	61	62	63	64
〔学校教育関係〕							
① 就職予定者に対する安全衛生教育		○					
② 危険有害業務にかかる安全衛生教育				○			
〔職業訓練関係〕							
① 危険有害業務にかかる安全衛生教育		○					
② 特殊技能者教育		○					
〔出稼ぎ労働者に対する教育関係〕		○					
〔雇入れ時等教育関係〕							
① 雇入れ時等教育		○					
② 中小企業安全衛生指導員の養成		○					
③ 集団で実施する安全衛生教育			○				
〔特別教育等関係〕							
① 特別教育		○					
② 特別教育に準ずる安全衛生教育		○					
③ インストラクターの養成		○					
④ 特別教育にかかる実務向上教育				○			
特殊技能者等（作業主任者を除く。）に対する教育関係							
① 特殊技能者等に対する技能向上教育の講師の養成		○					
② 特殊技能者等に対する技能向上教育		○					
〔高年齢労働者に対する教育関係〕							
① 事業者等に対する啓発		○					

安全衛生教育区分	実施年度					
	59	60	61	62	63	64
② 配置転換等に伴う作業内容変更時教育			○	→		
〔経営首脳者に対する啓発関係〕						
① 安全衛生セミナー等による啓発	○					
② 安全・衛生管理特別指導事業場等の経営首脳者等に対する啓発	○					
〔総括安全衛生管理者等に対する教育関係〕						
〔安全管理者、衛生管理者等に対する教育関係〕						
① 安全管理者選任段階における実務教育	○					
② 安全管理者及び衛生管理者に対する実務向上教育				○	→	
③ 安全推進員及び労働衛生管理員選任段階における教育	○					
④ 安全推進員及び労働衛生管理員に対する実務向上教育						○
〔作業主任者に対する教育関係〕						
① 作業主任者に対する実務向上教育	○					
② 作業主任者に対する実務向上教育講師の養成		○				
③ 作業指揮者等に対する安全衛生教育	○					
〔職長等に対する教育関係〕						
① 職長等教育	○					
② トレーナーの養成	○					
③ 職長等教育に準ずる安全衛生教育	○					
④ トレーナーに対する実務向上教育						○
〔計画参画者等に対する教育関係〕						

安全衛生教育区分	実施年度					
	59	60	61	62	63	64
① 計画参画者に対する安全衛生教育	○					
② アセスメント参画者に対する安全衛生教育					○	→
〔救護技術管理者に対する教育関係〕	○					
〔生産技術管理者等に対する教育関係〕	○					
〔設計技術者等に対する教育関係〕	○					
〔定期自主検査等に対する教育関係〕						
① 定期自主検査者に対する安全衛生教育	○					
② 機械設備等の整備等担当者に対する安全衛生教育	○					
③ 特定自主検査者に対する実務向上教育					○	→
〔作業環境測定士に対する教育関係〕						
① 作業環境測定士に対する実務向上教育	○					

安全衛生教育（新規）

教育内容／実施年度	59	60	61
<p>雇入れ時等教育 特別教育等</p> <p>工業団地等集団の教育担当者養成 有機溶剤薬務インストラクター養成 有機溶剤薬務教育 原発放射線業務教育 ダイオキシン等化学業務教育</p>	<p>工業団地等集団で実施する教育 クレーン等運転業務インストラクター養成 射撃と石取巻上等業務インストラクター養成 ストラドルンキヤリヤー運転業務インストラクター養成 ストラドルンキヤリヤー運転業務教育</p>	<p>高年齢労働者職場内安全更新時教育 高気圧等業務インストラクター養成 コンクリートボンプ運転作業インストラクター養成 チェーンソー業務「実務向上教育」 フューグリフト運転業務「実務向上教育」 小型ボイラー収扱い業務「実務向上教育」 動力プレス金の取付け等の業務「実務向上教育」</p>	
<p>特殊技能者（作業主任者を除く。）教育</p> <p>車両系建設機械「技能向上教育」講師養成 ボイラー、圧力容器「技能・実務向上」講師養成 ボイラー整備士「技能向上教育」講師養成 フューグリフト「技能向上教育」講師養成</p>	<p>車両系建設機械「技能向上教育」講師養成 ボイラー、圧力容器「技能向上教育」講師養成 ボイラー整備士「技能向上教育」講師養成 揚貨装置運転士「技能向上教育」講師養成 クレーン、移動式クレーン「技能向上教育」講師養成 ボイラー溶接士「技能向上教育」講師養成</p>	<p>ボイラー収扱い「技能向上教育」 揚貨装置運転士「技能向上教育」</p>	
<p>教育者等養成 安全、衛生管理者等教育 作業主任者等教育</p> <p>安・衛特等経営官職者「安全衛生セミナー」 安全管理者選任時教育</p> <p>船内作業主任者「実務向上教育」講師養成 採石作業主任者「実務向上教育」講師養成</p>	<p>安・衛特等経営官職者「安全衛生セミナー」 安全管理者選任時教育</p> <p>船内作業主任者「実務向上教育」講師養成 採石作業主任者「実務向上教育」講師養成 はいい作業主任者「実務向上教育」講師養成 ボイラー掘削工事作業主任者「実務向上教育」講師養成 クレーン組立解体作業指導者教育 掘削し作業指導者教育 造林作業指導者教育 船作業主任者「実務向上教育」講師養成 健康欠乏危険作業主任者「実務向上教育」講師養成</p>	<p>足場組立作業主任者「実務向上教育」講師養成 プレス作業主任者「実務向上教育」講師養成 はいい作業主任者「実務向上教育」講師養成 第一種圧力容器作業主任者「実務向上教育」講師養成 移動式クレーン解体作業指導者教育 電気工事作業指導者教育 船作業主任者「実務向上教育」講師養成 健康欠乏危険作業主任者「実務向上教育」講師養成 特定化学物質等作業主任者「実務向上教育」講師養成</p>	
<p>専長等教育 計画参画等教育 設計技術者等教育 定期自主検査者等教育</p> <p>ビル管理業・清掃業のトレーナー養成 すい道工事等計画参画者教育 ボイラー、圧力容器等工作責任者教育 ボイラー、圧力容器設計技術者教育 移動式クレーン定期自主検査者教育 移動式クレーン整備者教育 阪急機械管理者教育</p>	<p>校定対象機械工作責任者教育 天井クレーン定期自主検査者教育、 荷役運搬機械係主管理各教育</p>	<p>化学設備等定期自主検査者教育</p>	

安全衛生教育（新規）3ヶ年（昭和59年度～昭和61年度）の実施種類について
59. 3. 26 基安発第 6 号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当って留意すべき事項について」により新たにその推進を図ることとしたところであるが、当該通達に基づき昭和59年度以降昭和61年度までの3ヶ年間に新規に実施する安全衛生教育については、その種類を別添のとおりとしたので通知する。

なお、当該教育のカリキュラム実施方法等については、教育の種類ごとに順次示すものとする。

また、当該教育の実施にあたっては、各局において、管内状況、主体的能力等を勘案し、安全衛生実施主体と連携を図りその推進に努められたい。

タイヤ空気充填業務の作業者に対する安全教育
について

59. 4. 20 基発第195号

安全衛生教育については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」によりその推進を図ることとしたが、今般、これらの通達に基づき特別教育に準じた教育のうち新たに標記の教育に係る実施要領を別添のとおり定めたので、関係事業者に対し、その実施を勧奨するとともに、事業者に代って当該教育を行う団体に対しても指導援助を図りたい。

タイヤ空気充填業務安全教育実施要領

1. 目的

自動車タイヤ整備作業において空気充填中のタイヤが破裂する等により労働災害が発生していることから、自動車タイヤの分解作業に伴うタイヤに空気を充填する業務（以下「タイヤ空気充填業務」という。）の安全を確保するため、当該業務従事者に対し、必要な知識及び技能を付与する。

2. 対象者

タイヤ空気充填業務に従事する労働者とする。

3. 実施者

実施主体は、タイヤ空気充填業務を行う事業者又は、当該事業者に代って当該教育を行う安全衛生団体等とする。

4. 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは別紙の「タイヤ空気充填業務安全教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「タイヤ整備作業安全必携」及び「同付録災該事例集」（全国タイヤ商工協同組合連合会編）等が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が行うものにあつては、1回の教育対象人員は50人以内とすること。ただし、実技教育については、10人以内の受講者を1単位とすること。
- (4) 安全衛生団体等が実施する場合の講師については、全国タイヤ商工協同組合連合会が実施する講師養成講習会を修了した者又は、教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者を当てること。

5. 修了の証明等

- (1) 事業者は、当該教育を実施した結果について、その旨記録し、保管すること。
- (2) 安全衛生団体等が事業者に代って当該教育を実施した場合は、修了者に対してその修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し保管すること。

別紙

タイヤ空気充填業務安全教育カリキュラム

タイヤ空気充填業務の作業者に対する安全教育
の実施について

59. 4. 20 安全課長内翰

1. 学 科

科 目	範 囲	時 間
タイヤに関する知識	タイヤの種類、構造及び機能	2.0時間
作業用機器に関する知識	ホイール脱着機等作業用機器の種類、構造及び取扱い方法	1.0時間
タイヤ・ホイール・セットの分解及び組立作業に関する知識	タイヤ・ホイール・セットの車体からの取外し、分解、及び点検の作業方法 タイヤ・ホイール・セットの組立て及び車体への取付けの作業方法 完成検査の方法	2.5時間
空気の充填作業に関する知識	エア・コンプレッサー等空気充填機器の種類、構造及び取扱い方法 空気充填作業の留意事項	1.0時間
関係法令及び災害事例	労働安全衛生法、同施行令及び労働安全衛生規則のうちタイヤ空気充填等業務に係るもの 災害事例	1.5時間

2. 実 技

実技教育は、作業用機器の取扱い、タイヤ・ホイール・セットの分解及び組立て作業、並びに空気の充填作業の方法について8時間以上行うものとする。ただし、実技教育の内容について、十分な技能、経験等を有する者にとっては実技教育の一部又は全部を免除することができる。

標記については、昭和59年4月20日付け基発第195号「タイヤ空気充填業務の作業者に対する安全教育について」をもって実施要領が示されたところであるが、その実施に当たっては下記により関係団体を指導のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1. 実施者について

(1) 全国タイヤ商工協同組合連合会からその会員である都道府県のタイヤ商工協同組合等（別添参照）を単位として、当該教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施にあたっての相談があった場合には、適切な指導を行うこと。

(2) 上記以外の団体から、当該教育の実施について申し出等があった場合には、当分の間、安全衛生部安全課に連絡されたい。

2. 修了の証明等について

修了の証明等については、前記通達に示されたものとする。ただし、記1.(1)の、全国タイヤ商工協同組合連合会が行う当該教育については、同連合会で修了の証明等を一括して行うこととしているので了知されたい。

仮設機材管理者に対する安全教育について

59. 4. 25 基発第 2 0 5 号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」によりその推進を図ることとしたが、今般、これらの通達に基づき定期自主検査者等に対する安全衛生教育のうち新たに標記の教育に係る実施要領を別添のとおり定めたので関係事業者に対し、実施を勧奨するとともに、事業者に代って当該教育を行う団体に対しても指導援助を図られたい。

仮設機材管理者安全教育実施要領

1 目 的

建設工事に使用するパイプサポート等の仮設機材の経年劣化に伴う安全を確保するため、経年仮設機材（建設工事現場等で使用したことのあるパイプサポートその他の労働大臣が定める規格を具備しなければならない仮設機材（合板足場板を除く。）をいう。以下同じ。）の点検、検査及び性能試験並びにこれらの結果に基づく整備等の実務に従事する者を管理する者（以下「仮設機材管理者」という。）に対して必要な知識等を付与する。

2 対 象 者

仮設機材管理者として新たに当該業務に選任される者及び選任されて間もない者とする。こと。

3 実 施 者

実施主体は、経年仮設機材の前記1の管理を行う事業者又は、当該事業者に代わって当該教育を行う安全衛生団等とする。

4 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙の「仮設機材管理者安全教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「仮設機材構造基準とその解説」及び「仮設機材の管理に関する技術基準と解説（改訂版）」（社団法人仮設工業会編）等が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が行うものにあつては、1回の教育対象人員は50人以内とする。
- (4) 安全衛生団体等が実施する場合の講師については、建設業労働災害防止協会都道府県の支部に所属する安全指導員であつて社団法人仮設工業会が実施する経年仮設機材の管理に関する講習会を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者を当てること。

5 修了の証明等

- (1) 事業者は、当該教育を実施した結果について、その旨記録し、保管すること。
- (2) 安全衛生団体等が事業者に代わって当該教育を実施した場合は、修了者に対して、その修了を証する書面を交付する等の方法により所定の教育を受けたことを証明するとともに教育終了者名簿を作成し、保管すること。

別紙

仮設機材管理者安全教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
仮設機材に関する知識	1 「型わく支保工用のパイプサポート等の規格」、「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格」及び「つり足場用のつりチェーン及びつりわくの規格」 2 その他仮設機材の構造、性能等の基準	4 時間
仮設機材の経年劣化の管理に関する知識	1 経年仮設機材の点検、検査、整備、修理等の管理基準 2 経年仮設機材の性能試験等の方法	6 時間
教育指導法	1 作業者に対する教育指導法 2 作業マニュアル	1 時間
関係法令	労働安全衛生法、同施行令及び労働安全衛生規則のうち仮設機材に係るもの	1 時間

仮設機材管理者に対する安全教育の実施について

59.4.25 安全課長内翰

標記については、昭和59年4月25日付け基発第205号「仮設機材管理者に対する安全教育について」をもって実施要領が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記により関係団体を指導のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 実施者について

- (1) 社団法人仮設工業会から同工業会と建設業労働災害防止協会の都道府県の支部とが共催して全国を数ブロックに分け、当該教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から、当該教育の実施について申し出等があった場合には、当分の間安全衛生部安全課に連絡すること。

2 修了の証明等

修了の証明等については、前記通達に示されたものとする。ただし、記1.(1)の社団法人仮設工業会が建設業労働災害防止協会の支部と共催して行う当該教育については、社団法人仮設工業会で修了の証明等を一括して行うこととしていること。

原子力発電所における放射線業務に係る労働衛生教育の推進要領について

59.6.26 基発第328号

電離放射線障害防止については、昭和48年3月12日付け基発第121号「電離放射線による障害の防止対策の徹底について」により強化徹底を図ってきたところである。

原子力発電所において、放射線業務に従事する労働者の被ばく線量をできるだけ少なくする等の被ばく管理対策の実効をあげるためには、事業者が各般にわたって行う労働衛生管理の中で、個々の労働者に対する放射線業務に係る必要な知識、技能を習得させるための労働衛生教育を積極的に推進することが重要である。

一方、労働衛生教育については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」により、その推進を図ることとしたところである。

これらの趣旨を踏まえて、今般、特別教育に準じた教育のうち、新たに「原子力発電所における放射線業務に係る労働衛生教育推進要領」を別添1のとおり定めたので、関係事業者に対し、指導援助を行うとともに、本教育が効果的に推進されるよう遺憾なきを期されたい。

なお、電気事業連合会会長及び日本電気工業会会長に対しては、本職より別添2の通り要請を行ったので了知されたい。

(別添1)

原子力発電所における放射線業務に係る労働衛生教育推進要領

1. 目的

原子力発電所における放射線業務に係る労働衛生教育（以下「教育」という。）を体系的かつ計画的に推進することにより、放射線業務に従事する労働者に対して放射線業務に係る必要な知識及び技能を付与し、もって当該労働者の被ばく低減化に資することを目的とする。

2. 実施主体

実施主体は、原子力発電所において放射線業務を行う事業の事業者とする。

なお、複数の事業者が共同して教育の全部又は一部を行うことができるものとする。

3. 原子炉設置者、元方事業者等の行う指導・援助

原子炉設置者、元方事業者等は、次に掲げる事項に関し、教育を行う事業者に対して必要な指導・援助を行うものとする。

- (1) 安全衛生協議組織の活用等による実施体制の確立
- (2) 実施計画の策定
- (3) 教育施設の設置又は提供
- (4) 講師の養成及び派遣
- (5) 教材の開発及び整備
- (6) 実施結果等の記録の保存
- (7) その他必要な事項

4. 教育対象者

教育対象者は、原子力発電所において管理区域に業務上立ち入る労働者とする。

なお、放射線業務に関して、十分な知識及び経験を有する作業指揮者の適切な管理下で、一時的に立ち入る労働者は除くことができるものとする。

5. 入所時教育及び入所後教育

入所時教育とは、労働者が当該原子力発電所に業務上初めて立ち入る（以下「入所」という。）までに事業者が当該労働者に対して行う教育をいう。

入所後教育とは、入所した労働者に対して事業者が行う教育をいう。

6. 教育の方法

教育の方法は、入所時教育のうち、放射線防護に関する基礎的知識については学科教育により、放射線防護に関する実務的知識については学科教育及び実技教育により、また、入所後教育については実技教育により行うものとする。

7. 教育カリキュラム

前記の学科教育及び実技教育は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について、同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

なお、同表の「総合的実地教育」は、作業の内容、対象設備、放射線防護計画等を勘案の上、予め策定した教育内容、教育方法及び教育時間等に係る計画に従って、現場での作業を実践しつつ、9の(3)に述べる講師の要件を満たす作業管理者のもとで作業者に対し実施することとし、危険性の伴う部分については、実物大模型（モックアップ）等を使用するなどできるだけ実際の作業に即した教育が行えるよう努めるものとする。

入所時教育（学科）

科 目	範 囲	時 間
放射線防護に関する基礎的知識	放射線に関する基礎的知識、放射線の人体に及ぼす影響、被ばく限度と管理基準 放射線の測定と防護、関係法令	2時間
放射線防護に関する実務的知識	構内建屋内・機器の配置状況及び区域部分、管理区域内での遵守事項	1.5時間

入所時教育（実技）

科 目	範 囲	時 間
放射線防護に関する実務的知識	管理区域の入退域手順、保護具の使用 方法、緊急時の措置	1.5時間

入所後教育（実技）

科 目	範 囲	時 間
入退域の実務	管理区域の入退域手順、管理区域での遵守事項、保護具の使用 方法	2時間
総合的実地教育	定期検査業務において必要な教育全般	概ね10日間
	定期検査以外の業務において必要な教育全般	注) 必要な期間

注) 必要な期間とは概ね10日間を超えないものとする。

8. 実施時期

実施の時期は、原子力発電所に入所するまでに「入所時教育」を行い、管理区域に初めて入退する時期までに「入所後教育」のうち「入退域の実務」を行うものとする。

なお、「総合的実地教育」については作業開始後速やかに行うものとする。

9. 実施方法

(1) 実施計画

事業者は、次に掲げる事項について実施計画を策定することとする。

- イ. 実施時期
- ロ. 実施場所
- ハ. 講師
- ニ. 受講者数
- ホ. 教育カリキュラム
- ヘ. 教材
- ト. その他必要な事項

(2) 教育施設

教育施設は、実施計画からみて適切な施設を確保するものとする。なお、原子力発電所等に視聴覚教材等を常備した専用の教育施設がある場合には、その活用を努めるものとする。

(3) 講 師

講師は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- イ. 放射線防護に関する専門的知識を有していること。
- ロ. 現場の状況を熟知していること。
- ハ. 教育方法に習熟していること。

(4) 教材等

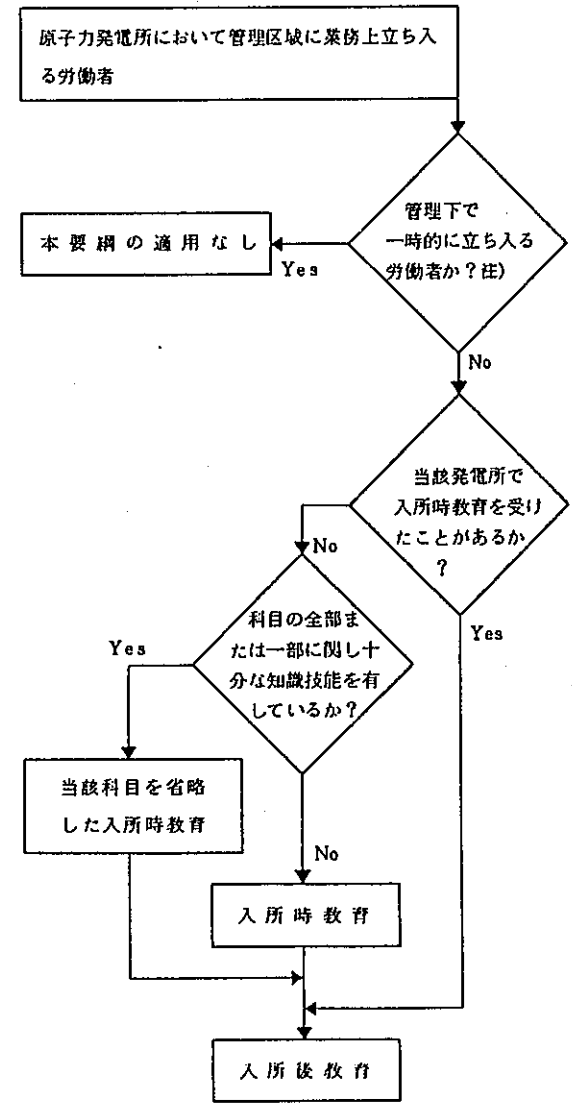
教材等については、次に掲げる事項について、整備に努めるとともに、その有効な活用を図るものとする。

- イ. 教育テキスト
- ロ. 視聴覚教材
- ハ. 放射線測定器
- ニ. 保護具
- ホ. 実物大模型（モックアップ）
- ヘ. その他、必要な教材

(5) 実施結果の評価と記録の保存

実施結果については、実施計画と合わせて3年間保存するものとし、実施結果の記録の項目については、(1)の実施計画の項目と同じものとする。なお、実施結果について適宜評価し、実施計画の各項目について検討を行い、教育内容の充実に努めることとする。

(参考) 教育の実施フローチャート



注) 放射線業務に関して十分な知識及び経験を有する作業指揮者の適切な管理下で、一時的に立ち入る労働者

(別添乙)

基発第 328 号の 2

昭和59年 6 月 26日

日本電気工業会会長
電気事業連合会会長 殿

労働省労働基準局長

原子力発電所における放射線業務に係る労働衛生教育の推進要領について

労働災害の防止につきましては、日頃から格別の御配慮を頂き、感謝申し上げます。

労働省におきまして、かねてから原子力発電所における放射線被ばく管理の徹底につきまして、行政の重点施策の一つとして積極的に取り組んで参ったところであります。

放射線の被ばく管理は、単に被ばく線量を一定限度以下に管理することのみならず、放射線業務に従事する労働者の被ばく線量をできるだけ少なくすることが必要であり、このために、労働衛生管理体制の確立、外部被ばく・内部被ばくの防護の強化、被ばく線量管理の徹底、健康管理の充実等の諸対策とあいまって、放射線業務に係る知識及び技能の付与等、労働衛生教育の積極的な推進を図ることが必要であります。

労働省としましては、このたび、原子力発電所における体系的な労働衛生教育を推進する目的で、別添のとおり、「原子力発電所における放射線業務に係る労働衛生教育推進要領」を策定いたしました。

つきましては、貴会の会員の方々に対し、本要領について周知されますとともに、その趣旨が十分理解され、本教育が積極的に実施されるよう、指導方につきましてお願い申し上げます。

有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育の推進について

59. 6. 29 基発第 3 3 7 号

有機溶剤中毒の予防対策の実効をあげるためには、事業者が行う労働衛生管理に加えて、個々の労働者が有機溶剤の毒性及び中毒の予防対策の必要性を正しく理解し、事業者が行う諸対策に積極的に協力することが重要である。しかし最近の有機溶剤中毒の発症事例をみると、労働者に対する労働衛生教育が行われていないか、又は不十分であることが原因であるものが依然として相当数にのぼっている。

一方、労働衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」によりその推進を図ることとしたところである。

これらの背景及び通達の趣旨を踏まえて、今般、「特別教育」に準じた教育として、別添のとおり有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育実施要領を定め、同教育を推進することとしたので、了知のうえ、その円滑な運用に努められたい。

(別 添)

有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育実施要領

1. 目 的

有機溶剤中毒の予防対策の一環として、有機溶剤業務に従事する者に対し、

- (1) 有機溶剤による疾病及び健康管理
- (2) 作業環境管理
- (3) 保護具の使用方法
- (4) 関係法令

についての知識を付与することを目的とする。

2. 実施者

実施者は、有機溶剤業務に労働者を就かせる事業者又は当該事業者 に代わって当該教育を行う安全衛生団体等とする。

3. 対象者

対象者は、有機溶剤業務に従事する者とする。

4. 実施時期

実施時期は、有機溶剤業務に就かせる前とする。

ただし、現に有機溶剤業務に従事している者であって本教育を受けていないものについては、順次実施するものとする。

5. 教育カリキュラム

教育カリキュラムは、別紙「有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育カリキュラム」のとおりとし、その表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表中欄に掲げる範囲について同表右欄に掲げる時間以上行うものとする。

6. 修了の証明等

(1) 事業者は、当該教育を実施した結果について、その旨を記録し、保管するものとする。

(2) 安全衛生団体等が事業者 に代わって当該教育を実施した場合は、修了者に対してその修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し保管するものとする。

(別紙)

有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育カリ
キュラム

科 目	範 囲	時 間
有機溶剤による疾病 及び健康管理	有機溶剤の種類及びその性状 有機溶剤の使用される業務 有機溶剤による健康障害、その予防方法及び応 急措置	1時間
作業環境管理	有機溶剤蒸気の発散防止対策の種類及びその概 要 有機溶剤蒸気の発散防止対策に係る設備及び換 気のための設備の保守、点検の方法 作業環境の把握 有機溶剤に係る事項の掲示、有機溶剤の区分の 表示 有機溶剤の貯蔵及び空容器の処理	2時間
保護具の使用方法	保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理	1時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働 安全衛生規則及び有機溶剤中毒予防規則(これ に基づく告示を含む。)中の関係条項	0.5時間

有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育の推進について

59. 7. 16 基安発第15号

有機溶剤業務従事者に対する「特別教育」に準じた教育（以下「教育」という）の実施については、昭和59年6月29日付け基発第337号「有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育の推進について」（以下「通達」という。）で示されたところである。

この教育の実施対象となる有機溶剤業務を行う事業場は、広範な産業にわたり、また、教育の対象者も多い反面、零細な事業場が多く、独自で教育を実施できない実態にあることが予想される。

については、下記事項に留意のうえ、教育の円滑かつ効果的な推進を図らねたい。

記

1. 通達中の別添「有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育実施要領」の2の「安全衛生団体」としては、製造業を中心とする教育については労働基準協会その他これに準ずる団体が、建設業を中心とする教育については建設業労働災害防止協会支部が適当と認められるので、これらの団体において実施できるよう指導すること。
2. 事業者が行う教育の講師については、十分な知識及び経験を有する者に当たらせるよう指導すること。

なお、教育の講師の養成のため、製造業を中心とするものについては中央労働災害防止協会の安全衛生教育センター（東京、大阪）において別添により、「有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育指導員（インストラクター）講習」を実施する予定であるので受講を勧奨されたいこと。

また、建設業を中心とする上記指導員講習については、建設業労働災害防止協会において、昭和59年12月以降に実施する予定であるので了知されたいこと。

3. 団体の行う教育の講師については、次の者のうちから選ぶよう指導すること。
 - (1) 労働衛生指導医、労働衛生コンサルタントその他労働衛生に関する学識経験を有する者

- (2) 中央労働災害防止協会又は建設業労働災害防止協会が行う「有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育指導員（インストラクター）講習」の修了者

別 添

有機溶剤業務従事者に対する労働衛生
教育指導員（インストラクター）講習

1. 目 的

有機溶剤業務に従事する労働者に対する労働衛生教育の講師になろうとする者に対し、専門的な知識を体系的に付与し、当該教育の効果をあげることを目的とする。

なお、本講習修了者は、有機溶剤業務従事者教育指導員（インストラクター）と称することとする。

2. 講習場所

東京安全衛生教育センター、大阪安全衛生教育センター

3. 研修期間

3日間

4. 講習カリキュラム

別紙のとおり

5. 定 員

東京安全衛生教育センター 20名/1回

大阪安全衛生教育センター 30名/1回

（別紙）

有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育指
導員（インストラクター）講習カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
指導員の役割と心構え		0.5時間
労働衛生管理の概論	労働衛生の目的 労働衛生管理における作業環境管理、作業管理及び健康管理 労働衛生教育	1時間
有機溶剤による疾病及び健康管理	有機溶剤の種類及びその性状 有機溶剤の有害性 有機溶剤による健康障害、その予防方法及び応急措置	2.5時間
作業環境管理	生産工程、作業方法及び原材料の変更、建屋の構造及び生産設備の配置の改善等有機溶剤蒸気へのばく露の低減対策 有機溶剤蒸気の発散源の密閉、局所排気装置の設置等発散源対策 設備の保守、点検 作業環境状の把握 有機溶剤に係る事項の掲示、有機溶剤の区分の表示 有機溶剤の貯蔵及び空容器の処理	3時間
保 護 具	保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理	1時間
関 係 法 令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び有機溶剤中毒予防規則（これに基づく告示を含む。）中の関係条項	2時間
有機溶剤中毒の発生事例	有機溶剤中毒の発生事例の紹介 原因と予防対策の概要	3.5時間
教 育 の 方 法	教育技法 教育演技 グループ討議	4時間

中小企業安全衛生指導員の養成研修について

59. 7. 25 基発第 377号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」によりその推進を図ることとしたが、今般これらの通達に基づく雇入れ時等の安全衛生教育のうち、工業団地、事業協同組合等の集団（ビル管理業及び清掃業に係るものを除く。以下同じ。）所属の教育を担当する者である「中小企業安全衛生指導員」の養成研修に係る実施要領を新たに別添のとおり定めたので、関係集団に対し、当該指導員の設置の要請を図るとともに、研修の受講を勧奨されたい。

なお、当既中小企業安全衛生指導員の活動内容については、昭和59年2月16日付け基発第78号「中小企業集団における自主的安全衛生活動の推進について」により構成員企業から選任され、安全衛生に関し指導を担当する者としての活動内容をも含める趣旨であることとしたので留意されたい。

中小企業安全衛生指導員養成研修実施要領

1. 目的

中小企業における自主的安全衛生活動の推進を図るため、中小企業安全衛生指導員として工業団地、事業協同組合等の集団において構成員企業が共同して実施する雇入れ時等教育及び当該集団における安全衛生活動の内容の指導援助を担当するに必要な知識等を付与する。

2. 対象者

中小企業安全衛生指導員として上記の集団における構成員企業に所属する者のうちから、産業安全及び労働衛生の実務に精通した者で集団において選出された者とする。

3. 実施者

実施主体は、中央労働災害防止協会安全衛生教育センターとする。

4. 実施方法

- (1) 研修カリキュラムは、別紙の「中小企業安全衛生指導員養成研修カリキュラム」によること。
- (2) 1回の研修対象人員は50人以内とすること。

別紙

中小企業安全衛生指導員養成研修カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
中小企業安全衛生指導員（以下「指導員」という。）の役割	指導員の職務、指導員の具体的実施事項、心構え	1 時間
共同安全衛生活動実施計画のたて方	共同安全衛生活動の目的、共同安全衛生活動実施計画のたて方	5 時間
作業設備及び作業場所の保守管理	作業設備の安全化及び作業環境の改善の方法、作業環境条件の保持、点検検査の方法	3.5 時間
作業方法の決定及び労働者の適正配置	作業手順の定め方、作業方法の改善、労働者の適正な配置の方法	3 時間
指導及び教育の方法	効果的な指導及び教育の方法、指導教育効果の持続とその方法	3.5 時間
異常時及び災害発生時の措置	異常時における措置、災害発生時における措置	1.5 時間

ビル管理業及び清掃業における職長等教育に準
じた教育のトレーナーの養成研修について

59. 8. 1 基発第 3 8 7 号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」によりその推進を図ることとしたが、今般、これらの通達に基づき職長等に対する安全衛生教育のうち、法定の業種以外の業種に係るものとして、ビル管理業及び清掃業について職長等教育に準じた教育を新たに実施することとした。

については、当該教育を担当するトレーナーの養成研修に係る実施要領を別添のとおり定めたので、労働者数が原則として100人以上の規模の関係事業場に対し、当該トレーナーの設置の要請を図るとともに、研修の受講を勧奨されたい。

なお、当該研修は、昭和59年2月17日付け基発第81号「ビル管理業、清掃業等における自主的安全衛生活動の推進について」の記の1.(2)、ハにより集団の構成員企業が共同して行う安全衛生教育（ビル管理業及び清掃業に限る。）のうち職長等教育に準じた教育を担当する者をも含めることとするので関係集団に対して同様に、当該教育担当者の設置の要請等を図られたい。

また、ビル管理業及び清掃業に係る職長等に対する教育の実施については、労働安全衛生規則第40条第2項に掲げる内容により行われるよう指導されたい。

ビル管理業及び清掃業における職長等教育に
準じた教育のトレーナー養成研修実施要領

1. 目的

ビル管理業及び清掃業における自主的安全衛生活動の推進を図るため、労働者数が原則として100人以上の規模の事業場で労働者を直接指揮監督する職長等に対し、当該事業場が自ら行う職長等教育に準じた教育を担当する者、またはビル管理業及び清掃業に係る企業集団が共同して行う職長等教育に準じた教育を担当する者に対し、トレーナーとして必要な知識等を付与する。

2. 対象者

- (1) 労働者数が原則として100人以上の規模の事業場においては、産業安全及び労働衛生の実務に精通した者で、トレーナーとして選任される者とする。
- (2) 集団においては、当該集団の構成員企業に所属する者のうちから産業安全及び労働衛生の実務に精通した者でトレーナーとして集団において選出された者とする。

3. 実施者

実施主体は、中央労働災害防止協会安全衛生教育センターとする。

4. 実施方法

- (1) 研修カリキュラムは、別紙の「ビル管理業及び清掃業における職長等教育等に準じた教育のトレーナー養成研修カリキュラム」による。
- (2) 1回の研修対象人員は、50人以内とする。

5. その他

集団におけるトレーナーは、構成員企業が共同して行う雇入れ時等教育を担当する者としても適当である。

別紙

ビル管理業及び清掃業における職長等教育等
に準じた教育のトレーナー養成カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
職長等教育トレーナーの役割 及び現場監督者に対する教育	職長等教育トレーナーの役割 現場監督者教育の目的カリキュラム、方法、教 材等教育を実施に当たっての留意事項	1.0時間
作業方法の決定及び労働者の 配置	作業手順の定め方、作業方法の改善 労働者の適正配置の方法	3.0時間
労働者に対する指導及び監督 の方法	教育指導の方法、作業中の監督及び指示の方法、 作業手順の守らせ方、職場の安全意識の高揚の方 法	4.5時間
作業設備及び作業場所の保守 管理	機械設備工具の安全化、環境改善及び保持の方 法、安全点検の方法	3.5時間
異常時災害発生時における措 置	異常時の緊急措置、災害発生時の緊急及び救急 措置	1.5時間
災害事例検討	災害の要因分析の方法、災害調査の要点、転倒、 墜落、転落、はさまれ、巻き込まれ、動作の反動、 無理な動作、酸素欠乏等による災害等についての 事例検討及び防止対策の研究	4.0時間

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）作業安全技術教育について

59. 10. 9 基発第 544 号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」によりその推進を図ることとしたが、今後これらの通達に基づく生産技術管理者等に対する安全衛生教育のうち新たに標記の教育に係る実施費額を別添のとおり定めたので関係事業者に対し、実施を勧奨するとともに、事業者に代って当該教育を行う団体に対しても指導援助を図られたい。

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）作業安全技術教育実施要領

1. 目的

近年における建設工事の工法の多様化に伴い、車両系建設機械による施工は、当該機械の使用場所や建設の工法等に対応したその適切な使用が求められている。

一方、これに伴う作業態様の変化により、車両系建設機械による労働災害も多く発生している。

このため、建設工事現場において、当該機械の使用にあたって、使用場所、工法等に対応した運転の安全を確保するため、当該機械の運転者が行う整地、運搬、積込み等の作業を管理する者に対し、車両系建設機械施工の管理・監督者として必要な知識等を付与する。

2. 対象者

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）（以下、「整地・掘削用等」という。）運転技能講習修了後概ね5年以上経過した者であって、建設工事現場の中間的管理・監督の立場にある者又は、これらの立場に就こうとする者とすること。

3. 実施者

車両系建設機械（整地・掘削用等）による施工を行う事業者又は当該事業者に代って当該教育を行う安全衛生団体等とする。

4. 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙の「車両系建設機械（整地・掘削用等）作業安全技術教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、建設業労働災害防止協会編「車両系建設機械の安全作業（整地・掘削用等）」等が適当であること。
- (3) 安全衛生団体等が行うものにあつては、1回の教育対象人員は50人以内とすること。
- (4) 講師については、安全衛生団体等が行うものにあつては、建設業安全衛生教育センターが実施する「車両系建設機械（整地・掘削用等）作業安全技術研修

講師養成講座」を修了した者又は、教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者をあてること。

また、事業者が自ら行うものにあっても当該研修を修了した者をあてることが望ましいこと。

5. 修了の証明等

- (1) 事業者が自ら行う場合には、当該教育を実施した結果について、その旨記録し、保管すること。
- (2) 安全衛生団体等が事業者に代わって当該教育を実施した場合は、修了者に対してその修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し保管すること。

別紙

車両系建設機械（整地・掘削用等）作業安全技術教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
建設工事の安全管理に関する知識	<ol style="list-style-type: none"> 1. 車両系建設機械の労働災害の原因と問題点 2. 作業現場における安全管理組織及び小集団活動 3. 車両系建設機械の運転者を管理するに必要な心構え 	1.0 時間
車両系建設機械（整地・掘削用等）による安全な施工に関する知識	<ol style="list-style-type: none"> 1. 車両系建設機械（整地・掘削用等）の使用場所及び工法等に応じた施工の留意事項 2. 車両系建設機械（整地・掘削用等）の積込み及び積卸し時の留意事項 	3.0 時間
車両系建設機械（整地・掘削用等）の点検及び整備に関する知識	<ol style="list-style-type: none"> 1. 車両系建設機械（整地・掘削用等）の運転開始及び終了時の留意事項 2. 車両系建設機械（整地・掘削用等）の点検及び整備の留意事項 	1.5 時間
関係法令及び災害事例	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働安全衛生法、同施行令及び労働安全衛生規則のうち、車両系建設機械に係るもの 2. 災害事例 	1.0 時間

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）作業安全技術教育の実施について

59.10.9 安全課長名内翰

標記については、昭和59年10月9日付け基発第544号「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）作業安全技術教育について」をもって実施要領が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記により関係団体を指導のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1. 実施者について

- (1) 建設業労働災害防止協会から都道府県支部単位に、また、社団法人日本機械土工協会から全国を数ブロックに分けて当該教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から、当該教育の実施について申し出等があった場合には、当分の間安全衛生部安全課に連絡すること。

2. 他の教育との関係について

当該教育の修了者については、昭和59年3月26日付け基安発第6号「安全教育（新規）3ヶ年（昭和59年度～昭和61年度）の実施種類について」により示した車両系建設機械「技能向上教育」の「整地・運搬・積込み用及び掘削用運転技能向上教育」の科目の一部免除を予定しているものであること。

安全・衛生管理特別指導事業場等の経営首脳者
等に対する安全衛生セミナーについて

59.10.9 基発第545号

安全衛生教育については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」によりその推進を図ることとしたが、今般、これらの通達に基づき新たに標記のセミナーに係る実施要領を別添のとおり定めたので、関係事業者等に対して当該セミナーの受講を勧奨するとともに、実施にあたって中央労働災害防止協会安全衛生教育センター及び同協会地区安全衛生サービスセンターと有機的な連携を図られたい。

安全・衛生管理特別指導事業場経営首脳者等安
全衛生セミナー実施要領

1. 目 的

安全・衛生管理特別指導事業場及び災害多発事業場の安全衛生管理水準の向上を図るため、これらの経営首脳者等に対し、安全衛生セミナーの実施を通じ必要な知識を付与するとともに、労働災害防止の重要性を認識させる。

2. 対象者

次に掲げる事業場の経営首脳者及び当該事業場の労働災害防止に関し責任ある者等とすること。

- (1) 安全・衛生管理特別指導事業場
- (2) 災害多発事業場

3. 実施者

実施主体は都道府県労働基準局又は国に代わって安全衛生教育を行う中央労働災害防止協会安全衛生教育センター（以下、「教育センター」という。）とする。

なお、都道府県労働基準局が自ら行うに当たっては、中央労働災害防止協会地区安全衛生サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）と連携を図ること。

4. 実施方法

- (1) 当該セミナーのカリキュラムは、別紙の「安全・衛生管理特別指導事業場経営首脳者等安全衛生セミナーカリキュラム」によること。
- (2) 1回のセミナー対象人員は50人以内とし、カリキュラムの示す内容について必要に応じ、産業安全及び労働衛生に区分して実施することが望ましいこと。
- (3) 当該セミナーの講師については、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、安全・衛生管理士等を当てること。
- (4) 教材の選定に当たっては、サービスセンターと連携を図ること。

別 紙

安全・衛生管理特別指導事業場経営首脳者等安
全衛生セミナーカリキュラム

科 目	題 題	時 間
安全衛生上の問題点と対策の 方向	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働災害の現状 2. 労働災害発生状況からみた問題点 3. 労働災害防止計画 	1.5 時間
労働安全衛生法と安全衛生配 慮義務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働安全衛生法の概要 2. 事業者の安全衛生配慮義務 	2.0 時間
企業経営と安全衛生	企業経営と安全衛生の関係	1.5 時間
労働災害防止の基本的事項に 関する対策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全衛生についての基本方針の確立 2. 安全衛生管理体制の整備 3. 安全衛生管理計画のたて方とすすめ方 4. 安全衛生に関する労働者の意識の高揚 	3.0 時間
労働災害防止の具体的な対策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 機械設備の安全確保 2. 作業環境の改善 3. 安全衛生教育の推進 4. 高年齢労働者対策 	3.0 時間

移動式クレーンの定期自主検査者に対する安全
教育について

59.10.9 基発第546号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」によりその推進を図ることとしたが、今般、これらの通達に基づき定期自主検査者等に対する安全衛生教育のうち、新たに標記の教育に係る実施要領を別添のとおり定めたので関係事業者に対し、実施を勧奨するとともに、事業者に代わって当該教育を行う団体に対しても指導援助を図られたい。

移動式クレーン定期自主検査者安全教育実施要
領

1. 目 的

移動式クレーンについて、1年以内ごとに1回、定期に行われる自主検査の適切かつ有効な実施を図るため、当該クレーンの検査及び荷重試験並びにこれらの結果に基づく判定等の業務に従事する者に対して必要な知識等を付与する。

2. 対象者

移動式クレーンの定期自主検査者として新たに選任される者及び選任されて間もない者とする。こと。

なお、1月以内ごとに1回、定期に行われる移動式クレーンの自主検査の業務に従事する者を含めて差し支えないこと。

3. 実施者

実施主体は、上記2の対象者を使用する事業者又は当該事業者に代わって当該教育を行う安全衛生団体等とする。

4. 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙の「移動式クレーン定期自主検査者安全教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「移動式クレーンの定期自主検査指針解説」（社団法人日本クレーン協会編）等が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が実施するものにあつては、1回の教育対象人員は50人以内とすること。
- (4) 安全衛生団体等が実施する場合の講師については、当該教育カリキュラムの科目について十分な知識、技能等を有するものをあてること。

5. 修了の証明等

- (1) 事業者は当該教育を実施した結果について、その旨記録し、保管すること。
- (2) 安全衛生団体等が事業主に代わって当該教育を実施した場合は、修了者に対して、その修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明するとともに教育修了者名簿を作成し、保管すること。

6. その他

当該教育は、社団法人日本クレーン協会が実施する「移動式クレーン整備者安全教育」を修了した者については必要としないものであること。

移動式クレーン定期自主検査者安全教育カリキ
ュラム

科 目	範 囲	時 間
移動式クレーン定期自主検査の意義	移動式クレーンの定期自主検査の目的及び検査者の役割	0.5 時間
移動式クレーンの上部旋回体、下部走行体及びアウトリガの検査に関する知識	1. エンジン、動力伝達装置、操縦装置、旋回フレーム、締付け部等移動式クレーン上部旋回体各部の検査方法及び判定基準 2. フレーム、クローラ部、駆動装置、ブレーキ、クラッチ、各締付け部等、クローラクレーン下部走行体各部の検査方法及び判定基準 3. かじ取り装置、制動装置、走行装置、緩衝装置、動力伝達装置、各締付け部等、トラッククレーン及びホイールクレーン下部走行体各部の検査方法及び判定基準 4. アウトリガの検査方法及び判定基準	3.0 時間
移動式クレーンのフロントアタッチメントの検査に関する知識	1. トラス構造ジブ及びボックス構造ジブの検査方法及び判定基準 2. シープ、フックブロック、ワイヤロープ等の検査方法及び判定基準 3. フロントアタッチメントの各締付け部の検査方法及び判定基準	1.0 時間
移動式クレーンの安全装置の検査に関する知識	移動式クレーンの各種安全装置の検査方法及び判定基準	1.0 時間
移動式クレーンの荷重試験の方法及び各部給油一般の検査に関する知識	1. つり上げ試験等、旋回試験等及び走行試験による移動式クレーンの能力に関する検査方法及び判定基準 2. 各部給油一般の検査方法及び判定基準	1.0 時間
関係法令及び災害事例	1. 労働安全衛生法、同施行令及び労働安全衛生規則のうち移動式クレーンの定期自主検査に係るもの 2. 災害事例	0.5 時間

移動式クレーンの定期自主検査者に対する安全教育の実施について

59.10.9 安全課長名内翰

標記については昭和59年10月9日付け基発第546号「移動式クレーン定期自主検査者に対する安全教育について」をもって実施要領が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記により関係団体を指導のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1. 実施者について

- (1) 社団法人日本クレーン協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会から全国を数ブロックに分け当該教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から当該教育の実施について申し出等があった場合には、当分の間安全衛生部安全課に連絡すること。

2. 修了の証明等

修了の証明等については、前記通達の実施要領の5に示すとおりであるが、上記1.(1)の社団法人日本クレーン協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会が行う当該教育については、それぞれの団体の本部で修了の証明等を一括して行うこととしていること。

移動式クレーンの整備者に対する安全教育について

59.10.9 基発第547号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び昭和59年3月26日付け教発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」によりその推進を図ることとしたが、今般、これらの通達に基づき定期自主検査者等に対する教育のうち、機械設備等の整備を担当する者に対する教育の一環として新たに標記の教育に係る実施要領を別添のとおり定めたので、関係事業者に対し、実施を勧奨するとともに、事業者に代わって当該教育を行う団体に対しても指導援助を図られたい。

移動式クレーン整備者安全教育実施要領

1. 目的

移動式クレーンの安全を確保するため、定期自主検査や性能検査等の点検検査等の結果に基づき当該機械の整備を行い又は性能検査等に先だてて整備を行う者に対して、当該整備の実務に必要な安全の知識等を付与する。

2. 対象者

下記1.に示す移動式クレーンの整備の実務に従事する者とする。

3. 実施者

実施主体は、上記2の対象者を使用する事業者又は当該事業者に代わって当該教育を行う安全衛生団体等とする。

4. 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙の「移動式クレーン整備者安全教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「移動式クレーン整備の手引き」（社団法人日本クレーン協会編）等が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が実施するものにあつては、1回の教育対象人員は50人以内とする。
- (4) 安全衛生団体等が実施する場合の講師については、当該教育カリキュラムの科目について十分な知識、技能等を有する者をあてること。

5. 修了の証明等

- (1) 事業者は、当該教育を実施した結果について、その旨記録し、保管すること。
- (2) 安全衛生団体等が事業者に代わって当該教育を実施した場合は、修了者に対して、その修了を証する書画を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明するとともに教育修了者名簿を作成し、保管すること。

移動式クレーン整備者安全教育カリキュラム

移動式クレーンの整備者に対する安全教育の実施について

59.10.9 安全課長名内翰

標記については、昭和59年10月9日付け基発第547号「移動式クレーンの整備者に対する安全教育について」をもって実施要領が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記により関係団体を指導のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1. 実施者について

- (1) 社団法人日本クレーン協会から全国を数ブロックに分け当該教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から当該教育の実施について申し出等があった場合には、当分の間安全衛生部安全課に連絡すること。

2. 修了の証明等

修了の証明等については、前記通達の実施要領の5に示すとおりとするが、上記1.(1)の社団法人日本クレーン協会が行う当該教育については、当該団体の本部で修了の証明等を一括して行うこととしていること。

科 目	範 囲	時 間
移動式クレーンの整備の意義	移動式クレーンの整備の目的及び整備者の役割	1.0 時間
移動式クレーン整備概論	1. 移動式クレーンの整備作業の基本的事項 2. 機械要素	2.0 時間
移動式クレーンの上部旋回体、下部旋回体及びアウトリガの整備に関する知識	1. エンジン、動力伝達装置、操縦装置、旋回フレーム、締付け部等移動式クレーン上部旋回体各部の整備方法 2. フレーム、クローラ部、駆動装置、ブレーキ、クラッチ、各締付け部等クローラクレーン下部走行体各部の整備方法 3. かじ取り装置、制動装置、緩衝装置動力伝達装置、各締付け部等トラッククレーン等及びホイールクレーン下部走行体各部の整備方法 4. アウトリガの整備方法	8.0 時間
移動式クレーンのフロントアタッチメントの整備に関する知識	1. トラス構造ジブ及びボックス構造ジブの整備方法 2. シープ、フックブロック、ワイヤロープ等の整備方法 3. フロントアタッチメントの各締付け部の整備方法	2.0 時間
移動式クレーンの安全装置の整備に関する知識	移動式クレーンの各種安全装置方法	2.0 時間
移動式クレーンの荷重試験の方法及び給油各部の整備の方法	1. つり上げ試験等、旋回試験等及び走行試験による移動式クレーンの能力に関する知識 2. 給油各部の整備方法	1.0 時間
関係法令及び災害事例	1. 労働安全衛生法、同施行令、労働安全衛生規則及び構造規格のうち移動式クレーンに係るもの 2. 災害事例	1.0 時間

安全管理者に対する実務教育の実施について

60. 3. 12 安全課長名内翰

安全管理者に対する選任段階における安全衛生教育については、昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」に基づき、当面昭和51年2月20日付け基発第217号「安全衛生教育の推進について」に示された実務教育の内容により行うこととされているが、その実施に当たっては、下記により関係団体を指導のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 対象者

安全管理者として新たに選任された者又は選任されて間もない者とする。

2 実施者

各都道府県の安全衛生団体等とすること。

3 教育カリキュラム等

(1) 教育カリキュラムについては、前記通達により示されたものとする。

(別添参照)

(2) 教材としては、「安全管理の実務」(中央労働災害防止協会発行)等が適当であること。

(3) 講師については、労働安全コンサルタント、労働災害防止協会に所属する安全管理士等又は教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者をあてること。

(4) 1回の講習対象人員は50人以内とすること。

4 修了の証明等

安全衛生団体等において、当該教育を実施した場合は、修了者に対して「安全管理者実務教育」の修了を証する書面等を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明するとともに教育修了者名簿を作成し、保管すること。

(参考)

安全管理者実務教育カリキュラム

科目	範囲	時間
1 これからの安全管理	(1) 労働災害の発生状況 (2) 生産活動と安全 (3) 安全管理者の役割 (4) これからの安全管理	1
2 設備、環境の安全化	(1) 設備、環境の安全化の考え方 (2) 安全点検 (3) 環境条件の保持	2
3 安全教育・訓練	(1) 安全教育・訓練の計画 (2) 教育の方法 (3) 教育後のフォローアップ (4) 作業標準 (5) 安全意識の昂揚	2
4 総合安全管理	(1) 総合安全管理の考え方 (2) 総合安全管理体制 (3) 総合安全管理の進め方	1
5 具体的災害防止対策	(1) 機械災害の防止 (2) 電気災害の防止 (3) 爆発火災の防止 (4) 取扱運搬災害の防止 (5) 墜落災害の防止 (6) 崩壊・倒壊災害の防止	6
6 関係法令	(1) 労働安全衛生法 (2) 労働基準法	1
計		13

積卸し作業の作業指揮者等に対する安全教育について

60. 3. 13 基発第 133 号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」によりその推進を図ることとしたが、今般、これらの通達に基づき作業主任者等に対する教育のうち、作業指揮者等の職務を担当する者に対する教育の一環として新たに標記の教育に係る実施要領を別添のとおり定めたので、関係事業者に対し、実施を勧奨するとともに、事業者によって当該教育を行う団体に対しても指導援助を図られたい。

積卸し作業の作業指揮者等安全教育実施要領

1 目的

陸上貨物運送事業における構内運搬車、貨物自動車又は貨車（以下、「貨物自動車等」という。）に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車等から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）（以下、「積卸し作業」という。）の安全を確保するため、積卸し作業を直接指揮する者等に対し、当該職務の遂行に必要な知識等を付与する。

2 対象者

1の荷でその重量が100キログラム以上のものの貨物自動車等への積卸し作業を直接指揮・監督する者であって、新たに選任される者及び選任されて間もない者とする。

3 実施者

貨物自動車等へ荷の積卸し作業を行う陸上貨物運送事業者又は当該教育を行う安全衛生団体等とする。

4 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙「積卸し作業の作業指揮者等安全教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「積卸し作業指揮者安全実務必携」、「荷役運搬作業の安全作業マニュアル」（いずれも陸上貨物運送事業労働災害防止協会編）等が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が行うものにあつては、1回の教育対象人員は50人以内とすること。
- (4) 安全衛生団体等が実施する場合の講師については、陸上貨物運送事業労働災害防止協会が行う「積卸し作業指揮者安全教育講師養成講座」研修を修了した者、当該協会に所属する安全管理士又は教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者を当てること。

5 修了の証明等

- (1) 事業者は、当該教育を実施した結果について、その旨記録し、保管すること。
- (2) 安全衛生団体等が事業者によって当該教育を実施した場合は、修了者に対して、その修了を証する書面を交付する等の方法により所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別 紙

積卸し作業の作業指揮者等安全教育カリキュラム

積卸し作業の作業指揮者等に対する安全教育の
実施について

60. 3. 13 安全課長名内翰

標記については、昭和60年3月13日付け基発第133号「積卸し作業の作業指揮者等に対する安全教育について」をもって実施要領が示されたところであるが、その実施にあたっては、下記により関係団体を指導のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1. 実施者について

- (1) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会から都道府県支部単位で当該教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から当該教育の実施について申し出等があった場合には、当分の間安全衛生部安全課に連絡すること。

2. 修了の証明等

修了の証明等については、前記通達の実施要領の5に示すとおりであるが、上記1.(1)の陸上貨物運送事業労働災害防止協会の都道府県支部ごとに行うこととしている。

3. 当面、安衛則第151条の4作業指揮者教育（昭和53年9月18日付基発第515号「安全衛生教育の推進について」の記の1に掲げる「車両系荷役運搬機械等作業指揮者に対する安全教育」を示す。）を受講した者については、新たに当該教育を受講する必要はないものであること。

科 目	範 囲	時 間
1. 積卸し作業指揮者等の職務	(1) 荷役運搬作業における積卸し作業の知識 (2) 災害発生のしくみと災害発生状況 (3) 作業指揮者の選任及び職務 (4) 作業指揮者の心構え	1.0
2. 貨物自動車等への積卸し作業	(1) 荷の品目等 (2) 構内運搬車、貨物自動車、貨車の種類とその特性 (3) 荷役機械等の種類とその対策 (4) 使用器具及び工具の点検 (5) 作業箇所の安全確認 (6) 服装及び保護具の確認 (7) 構内運搬車等への積卸し作業 (8) ロープ掛け、ロープ解きの作業及びシート掛け、シート外しの作業	4.0
3. 異常時等における措置と災害事例	(1) 異常時の措置 (2) 災害発生時の措置 (3) 災害事例	1.0
4. 関係法令	労働安全衛生法令等の関係条項	1.0
計		7.0

造林作業の作業指揮者等に対する安全衛生教育
について

60. 3. 18 基発第141号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」によりその推進を図ることとしたが、今般、これらの通達に基づき、作業主任者等に対する教育のうち、作業指揮者等の職務を担当する者に対する教育の一環として、新たに標記の教育に係る実施要領を別添のとおり定めたので、関係事業者に対し、実施を勧奨するとともに、事業者に代わって当該教育を行う安全衛生団体等に対しても指導援助を図られたい。

造林作業の作業指揮者等安全衛生教育実施要領

1. 目的

林業における下刈り、地ごしらえ等の造林作業における安全の確保と健康障害の防止を図るため、造林作業を指揮する者等に対し、当該職務の遂行に必要な知識等を付与する。

2. 対象者

造林作業の現場で、造林作業従事者に対し、現に作業の指揮を行っている者又は新たに当該作業を指揮する者として選任される予定の者とする。

3. 実施者

造林作業を行う事業者又は当該教育を行う安全衛生団体等とする。

4. 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙の「造林作業の作業指揮者等安全衛生教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「造林作業安全衛生実務必携」（林業・木材製造業労働災害防止協会編）等が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が行うものにあつては、1回の教育対象人員は原則として50人以内とすること。
- (4) 安全衛生団体等が実施する場合の講師については、林業・木材製造業労働災害防止協会に所属する安全管理士及び衛生管理士又は別紙の教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者を当てること。

5. 修了の証明等

- (1) 事業者は、当該教育を実施した結果について、その旨記録し、保管すること。
- (2) 安全衛生団体等が事業者に代って当該教育を実施した場合は、修了者に対して、その修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別 紙

造林作業の作業指揮者等安全衛生教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
造林作業に関する知識	作業の一般的注意事項 手工具の取扱い 刈払機等の取扱い 作業の進め方	2.5時間
刈払機等に関する知識	刈払機等の選択及び点検 刈刃等の目立てと整備	2時間
振動障害に関する知識	振動障害の原因と症状及び予防等	1時間
関係法令等	法、施行令及び安衛則中の関係条項 労働災害の現状	1時間

造林作業の作業指揮者等に対する安全衛生教育の実施について

60. 3. 18 全 安 課 長 } 名内翰
 労働衛生課長 }

標記については、昭和60年3月18日付け基発第141号「造林作業指揮者等に対する安全衛生教育について」をもって実施要領が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記により関係団体を指導のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1. 実施者について

- (1) 林業・木材製造業労働災害防止協会から都道府県支部単位で当該教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から当該教育の実施について申し出等があった場合には、当分の間、安全衛生部安全課又は労働衛生課に連絡すること。

2. 修了の証明等

修了の証明等については、前記通達の実施要領の5に示すとおりであるが、上記1.(1)の林業・木材製造業労働災害防止協会の都道府県支部ごとに証明等を行うこととしているものであること。

ボイラー及び圧力容器の設計技術者等に対する
安全教育について

60. 3. 25 基発第 152 号

ボイラー・圧力容器の設計技術者・工作
責任者安全教育実施要領

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」によりその推進を図ることとしたが、今般、これらの通達に基づき設計技術者等に対する教育のうち、新たに標記の教育に係る実施要領を別添のとおり定めたので、関係事業者に対し当該教育の受講を勧奨するとともに、当該教育を行う団体に対しても指導援助を図られたい。

1. 目的

ボイラー及び圧力容器の安全を確保するためには、これらの設計・製造の段階から安全性を評価し、適切な安全措置を講ずることが重要である。このため、これらの設計又は製造を担当する責任者等に対し、安全性確保に必要な知識等を付与する。

2. 対象者

次に掲げる者を対象とすること。

- (1) ボイラー及び圧力容器の製造許可基準（昭和47年9月30日労働省告示第75号）に定める工作責任者
- (2) ボイラー又は圧力容器の設計を担当する技術者

3. 実施者

社団法人日本ボイラ協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会とする。なお、実施にあたっては、当該団体の本部が全国を数ブロックに分け実施されるものである。

4. 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙の「ボイラー・圧力容器の設計技術者・工作責任者安全教育カリキュラム」によること。
- (2) 当該教育の講師については、当該教育カリキュラムの科目について十分な知識、技能等を有する者を当てること。
- (3) 1回の教育対象人員は100人以内とすること。
- (4) 教材は別途示すものとする。

5. 修了の証明等

前記3の団体においては、教育修了者に対して「ボイラー・圧力容器の設計技術者・工作責任者安全教育」の修了を証する書面を交付し、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を団体の本部で作成し、保存すること。

別 紙

ボイラー・圧力容器の設計技術者・工作責任者安全教育カリキュラム

科 目	範 疇	時 間
設計技術者及び工作責任者の役割	① 設計・製造段階における安全性の配慮 ② 設計技術者及び工作責任者の役割	0.5時間
最近におけるボイラー及び圧力容器の動向	① 最近におけるボイラー・圧力容器の設置動向 ② 最近におけるボイラー・圧力容器の構造上の特徴	1.0時間
最近の材料及び材料の選択(主として圧力容器用材料)	① 材料一般 ② 炭素鋼材 ③ 非鉄金属材料 ④ 特殊用途鋼	1.5時間
設計及び製造段階における安全確保	① 安全確保のための設計 ② 熱伝達 ③ ボイラー・圧力容器に加わる荷重 ④ 破壊の形式	3.0時間
最近における溶接及び工作並びに技術管理	① 最近における溶接施工方法の概要(溶接機・溶接棒等も含む。) ② 溶接部の性質 ③ ボイラー・圧力容器の工作方法 ④ ボイラー・圧力容器の修繕方法 ⑤ 溶接技術管理	3.0時間
非破壊検査法及び水圧試験	① 非破壊検査一般 ② 放射線透過試験 ③ 超音波探傷試験 ④ 磁粉探傷試験 ⑤ 浸透探傷試験 ⑥ 電磁誘導試験 ⑦ ひずみ測定 ⑧ 水圧試験	2.0時間
自動制御	① 自動制御一般 ② フィードバック制御 ③ シーケンス制御(主安全制御器、火炎検出器、遮断弁など)	1.5時間
関係法規及び災害事例	① 労働安全衛生関係法令(労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、ボイラー及び圧力容器安全規則、ボイラ構造規格など) ② ボイラー・圧力容器の災害発生状況と災害事例	1.5時間
	合 計	14.0時間

ボイラー技士に対する技能向上教育及びボイラー取扱い作業主任者に対する実務向上教育について

60. 5. 23 基発第 283 号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」、同年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」等により、その推進を図ることとしているところである。今般、就業制限に係る業務に従事する特殊技能者及び作業主任者に対するこれらの通達に基づく安全衛生教育のうち、ボイラーに係るものの実施要領をそれぞれ別添1（「ボイラー技士技能向上教育実施要領」）及び別添2（「ボイラー取扱い作業主任者実務向上教育実施要領」）のとおり定めたので、当該安全衛生教育を行おうとする団体に対して当該実施要領に基づいて実施するよう指導援助を図るとともに、対象労働者に対し当該安全衛生教育を受講させるよう関係事業主に勧奨されたい。

なお、本通達をもって、昭和51年2月20日付け基発第217号「安全衛生教育の推進について」の記の1の(5)及び同通達の別紙「安全衛生教育カリキュラム」の5「ボイラー技士に対する実務研修」並びに昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」の記の1の(4)の⑤のハは削除する。

別添 1

ボイラー技士技能向上教育実施要領

1 目 的

最近のボイラーは、構造、材料、工作方法、水処理等の技術の進展が著しく、また、ボイラーの制御方式についてもほとんどが自動化されている。

これに伴い、ボイラーの取扱いに従事する者は、安全衛生を確保するため従来にもまして自動制御、水管理、燃焼方法等について高度な知識と技能が要求されている。

このため、ボイラー技士に対し、この要領に基づくボイラー技士技能向上教育（以下「ボイラー技士技能向上教育」という。）を実施し、当該業務に係る資格を取得した後における最新の技術の進展に対応した知識等を付与し、もって安全衛生の一層の確保に資することとする。

2 対 象 者

特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許又は二級ボイラー技士免許を受けた者であって、免許取得後概ね5年以上経過し、現にボイラーの取扱いの業務に従事するものとする（過去に別添2のボイラー取扱い作業主任者実務向上教育を修了した者を除く。）。

なお、「免許取得後、概ね5年以上経過」とは、

(1) 二級ボイラー技士免許を受けた後、一級ボイラー技士免許又は特級ボイラー技士免許を受けた者にあつては二級ボイラー技士免許を受けたときから概ね5年以上経過したこと。

(2) 一級ボイラー技士免許を受けた後、特級ボイラー技士免許を受けた者にあつては、一級ボイラー技士免許を受けたときから概ね5年以上経過したこと。

をいうものであること。

3 実 施 者

社団法人日本ボイラ協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会の各都道府県支部等であること。

4 実施方法

- (1) ボイラー技士技能向上教育のカリキュラムは、別紙1の「ボイラー技士技能向上教育カリキュラム」によること。
- (2) 1回の教育対象人員は、50人以内とすること。
- (3) 教材としては、「最近のボイラーとその取扱い」（社団法人日本ボイラ協会編）等が適当と認められること。
- (4) 講師については、上記3の団体の本部が実施する「ボイラー、圧力容器技能・実務向上教育講師養成研修」を修了した者又は別紙のカリキュラムの科目について学識経験等を有する者を当てること。

5 修了の証明等

前記3の実施者は、ボイラー技士技能向上教育の修了者に対して当該教育の修了を証する書面を交付し、当該教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保存すること。

別紙 1

ボイラー技士技能向上教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
1. 最近のボイラー と構造上の特徴	(1) ボイラーの発達と動向 (2) 最近のボイラーの構造上の特徴	0.5
2. 自 動 制 御	(1) 圧力制御 (2) 水位制御 (3) 燃焼制御	1.0
3. 水 管 理	(1) 給水、ボイラー水の管理 (2) ボイラー外処理 (3) ボイラー内処理	1.0
4. 燃 料 と 燃 焼	(1) 燃焼に伴う傷害と防止 (2) 燃焼に伴う公害の防止	1.0
5. 取 扱 と 保 守	(1) 低水事故防止対策 (2) 燃焼安全装置 (火災検出器、燃料遮断弁水位検出器) (3) 保守と点検 (4) 異常時の処置（天災対策を含む）	1.5
6. ボイラーの省エ ネ ル ギ ー	(1) ボイラーの省エネルギー	1.0
7. 関 係 法 令 及 び 災 害 事 例	(1) 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生 規則及びボイラー及び圧力容器安全規則のうちボイラーに 係るもの並びにボイラ構造規格 (2) 災害事例	1.0

別添 2

ボイラー取扱い作業主任者実務向上教育実施要領

向上教育」の修了を証する書面を交付し、所定の教育を受けたことを証明するとともに教育修了者名簿を作成し、保存すること。

1 目的

最近のボイラーは、構造、材料、工作方法、水処理等の技術の進展が著しく、また、自動制御装置、燃焼装置等の取扱いや水等管理の技術が変化してきている。これに伴い、ボイラーの取扱いに従事する者は、安全衛生を確保するため、従来にもまして、このような技術等について高度な知識と技術が要求されている。

このため、ボイラー取扱い作業主任者に対し、この要領に基づくボイラー取扱い作業主任者実務向上教育（以下「ボイラー取扱い作業主任者実務向上教育」という。）を実施し、当該職務に係る資格を取得した後における最新の技術の進展に対応した知識等を付与し、もって安全衛生の一層の確保に資することとする。

2 対象者

ボイラー取扱い作業主任者として選任されてから、概ね5年以上経過した者であつて、現に、ボイラー取扱い作業主任者の職務に就いているものとする。

3 実施者

社団法人日本ボイラ協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会の各都道府県支部等であること。

4 実施方法

- (1) 当該教育のカリキュラムは、別紙2の「ボイラー取扱い作業主任者実務向上教育カリキュラム」によること。
- (2) 1回の対象人員は、50人以内とすること。
- (3) 教材としては、「最近のボイラーとその取扱い」（社団法人日本ボイラ協会編）等が適当と認められること。
- (4) 講師については、上記3の団体の本部が実施する「ボイラー、圧力容器技能・実務向上教育講師養成研修」を修了した者又は別紙2のカリキュラムの科目について学識経験等を有する者を当てること。

5 修了の証明等

前記3の実施者は、当該教育修了者に対して「ボイラー取扱い作業主任者実務

別紙 2

ボイラー取扱作業主任者実務向上教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
1. ボイラー取扱作業主任者の職務	(1) 安全管理体制 (2) ボイラーの安全管理 (3) 作業主任者の職務	1.0
2. 最近のボイラーと構造上の特徴	(1) ボイラーの発達と動向 (2) 最近のボイラーの構造上の特徴	1.0
3. 自動制御	(1) シーケンス制御とフィードバック制御 (自動起動停止シーケンスを含む) (2) 制御動作(オンオフ動作、P動作、I動作、D動作) (3) ボイラー制御の基本特性(圧力制御、水位制御その他)	2.5
4. 水 管 理	(1) 給水、ボイラー水の標準値 (2) ボイラー外処理 (3) ボイラー内処理 (4) 薬注と化洗 (5) 水質試験 (6) 排水処理 (7) 水管理点検基準	2.0
5. 燃 料 と 燃 焼	(1) 燃料と燃焼の管理 (2) 燃焼に伴う傷害の防止 (3) 燃焼に伴う公害の防止 (4) ボイラーの熱勘定	1.5
6. 取 扱 と 保 守	(1) 油だきボイラーの取扱 (2) ガスだきボイラーの取扱 (3) 低水事故防止対策 (4) 燃焼安全装置(火炎検出器、燃料遮断弁水位検出器)	2.0

科 目	範 囲	時 間
	(5) 保守と点検 (6) 異常時の処置(天災対策を含む)	
7. ボイラーの省エネルギー	(1) ボイラーの省エネルギー	2.0
8. 関係法令及び災害事例	(1) 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及びボイラー及び圧力容器安全規則のうちボイラーに係るもの並びにボイラ構造規格 (2) 災害事例	2.0

採石のための掘削作業主任者に対する実務向上
教育について

60. 5. 23 基発第 284 号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び同年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」により、その推進を図ることとしているところである。今般、これらの通達に基づく作業主任者等に対する安全衛生教育のうち、新たに標記の教育に係る実施要領を別添のとおり定めたので当該教育を行おうとする団体等に対して本実施要領に基づいて標記教育を実施するよう指導援助を図るとともに、対象労働者に対し当該教育を受講させるよう関係事業主に勧奨されたい。

別添

採石のための掘削作業主任者実務向上教育実施要領

1. 目 的

採石業においては、最近の採掘技術の進展に伴い、採掘方法の変化がみられるほか、車両系建設機械の導入等の機械化が図られている。

これに伴い、採石のため掘削作業に従事する者は、安全衛生を確保するため従来にもまして最近の採掘技術、これに対応した作業方法等について高度な知識と技能が要求されている。

このため、採石のための掘削作業の指揮等を行う作業主任者に対し、当該職務に係る資格を取得した後における採石作業をとりまく技術の進展等に対応した知識等を付与し、もって安全衛生の一層の確保に資することとする。

2. 対 象 者

採石のための掘削作業主任者技能講習修了後、概ね5年以上経過した者であつて、採石法（昭和25年法律第291号）第2条に規定する岩石の採取のための掘削（掘削面の高さが2m以上となるものに限る。）の作業に従事する労働者の指揮等を現に行っているものとする。

3. 実 施 者

採石のための掘削作業主任者技能講習に係る指定教習機関であること。

4. 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙の「採石のための掘削作業主任者実務向上教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、社団法人日本砕石協会編「採石のための実務必携」等が適当であること。
- (3) 1回の教育対象人員は、100人以内とすること。
- (4) 講師については、社団法人日本砕石協会が行う「採石のための掘削作業主任者実務向上教育講師養成講座」研修を修了した者又は、教育カリキュラムの科目について十分な学識経験等を有する者を当てること。

別紙

採石のための掘削作業主任者実務向上教育カリキュラム

5. 修了の証明等

前記3の実施者は、教育修了者に対し、「採石のための掘削作業主任者実務向上教育」の修了を証する書面の交付又は本教育を修了した旨を記入することができる採石のための掘削作業主任者技能講習修了証へのその旨の記載により、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し保存すること。

科目	範囲	時間
採石のための作業主任者の職務	1. 作業主任者の職務 2. 安全管理のすすめ方	1時間
最近の岩石の採掘方法に関する知識	1. 採掘方法、採掘方法の種類及び展開の方法 2. 運搬方法 3. 石材の採掘方法	1.5時間
地山の崩壊に関する知識	1. 岩盤斜面崩壊の原因とその防止対策 2. 落石防護方法	1時間
最近のせん孔、発破及び掘削に関する知識	1. せん孔機の種類及び特徴 2. 火薬の種類及び発破法（ゆるめ発破及び小割発破を含む。） 3. 掘削に使用する機械の種類及び特徴 4. リッピング工法	1時間
作業環境の改善及び職業性疾病の防止に関する知識	1. 粉じん障害の原因、症状及びその防止対策 2. 防じんマスクの種類及び構造 3. 振動・騒音障害の原因・症状及びその防止対策	1時間
危険予知訓練	危険予知訓練の概要及び演習	2時間
労働災害発生の動向と災害発生時の処置	1. 採石業における労働災害発生の特徴 2. 救急処置等災害発生時の処置及び演習 3. 災害事例研究	4時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、粉じん障害防止規則及びじん肺法中の採石作業に係る条項	1時間

(計) 12.5時間

型式検定対象機械等の工作責任者等に対する
安全教育について

60. 6. 10 基発第321号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び同年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」により、その推進を図ることとしているところである。今般、これらの通達に基づく工作責任者等に対する安全衛生教育のうち、新たに標記の教育に係る実施要領を別添のとおり定めたので、当該教育を行おうとする団体に対して本実施要領に基づいて当該教育を実施するよう指導援助を図るとともに、関係事業主に対して対象労働者に当該教育を受講させるよう勧奨されたい。

別 添

型式検定対象機械等の工作責任者等安全教育
実施要領

1. 目 的

型式検定の対象とされている機械等の安全性を確保するためには、これらの設計・製造の段階において、その安全性を評価し、適切な措置を講ずることがまず重要である。このため、これらの設計及び工作を担当する責任者等は、機械等の設計・製造に際して、機械等が使用されることによる労働災害の防止に資するよう努めることとされているところであるが、今般これらの者に対して最近の技術の進展も踏まえて、安全性確保に必要な知識等を体系的に付与することとし、もって安全衛生の一層の確保に資することとする。

2. 対象者

(1) 労働安全衛生法施行令（以下単に「令」という。）第13条第1号から第3号まで、第10号、第14号から第16号まで及び第39号に掲げる機械等（同条第2号に掲げる機械等にあつては同号に掲げる急停止装置のうち電氣的制動方式以外の制動方式のもの、同条第10号に掲げる機械等にあつては同号に掲げる歯の接触予防装置のうち可動式のものに限る。以下「対象機械等」という。）に係る機械等検定規則第8条第1項第2号ロの工作責任者

(2) 対象機械等の設計又は品質管理を担当する技術者

3. 実施者

実施主体は、社団法人産業安全技術協会とすること。

4. 実施方法

(1) 教育カリキュラムは、別紙の「型式検定対象機械等の工作責任者安全教育カリキュラム」によること。

(2) 教材としては、「型式検定対象機械等の安全必携」（社団法人産業安全技術協会編）等が適当と認められること。

(3) 当該教育の講師については、教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を当てること。

(4) 1回の教育対象人員は100人以内とすること。

5. 修了の証明等

前記3の実施者は、教育修了者に対して「型式検定対象機械等の工作責任者等安全教育」の修了を証する書面を交付し、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保存すること。

型式検定対象機械等の工作責任者等安全教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
1. 工作責任者等の役割	1. 対象機械等の安全の意義 2. 設計・製造段階における安全性の配慮 3. 製造物責任 4. 工作責任者等の役割	1.5時間
2. 安全設計の基本	1. 機械等の安全原理 2. 人間工学と安全 3. 材料安全 4. セーフティアセスメント	2.0時間
3. 対象機械等の設計一般	次の各号に掲げる項目のうち、いずれか1つの科目を選択すること。 1. 令第13条第3号に掲げる対象機械等関係 (1) 電気機械器具に起因する爆発防止 (2) 電気機械器具の防爆構造 (3) 設計上の要点 2. 令第13条第1号、第2号、第10号及び第14号に掲げる対象機械等関係 (1) 機械等の安全と安全装置 (2) 回路設計とフェールセーフ (3) さく、囲い等とインターロック構造 (4) 設計上の要点 3. 令第13条第15号、第16号及び第39号に掲げる対象機械等関係 (1) 絶縁用保護具、絶縁用防具及び保護帽に関する生体工学 (2) 絶縁用保護具、絶縁用防具及び保護帽の構造 (3) 設計上の要点	2.0時間

科 目	範 囲	時 間
4. 対象機械等の試験・検査	「対象機械等の設計一般」の選択に応じて、次の各号に掲げる科目のうちいずれか1つの科目を選択すること。 1. 令第13条第3号に掲げる機械等関係 (1) 試験・検査一般 (2) 構造検査 (3) 防爆性確認試験 2. 令第13条第1号、第2号、第10号及び第14号に掲げる機械等関係 (1) 試験・検査一般 (2) 構造検査及び回路試験 (3) 性能試験 3. 令第13条第15号、第16号及び第39号に掲げる機械等関係 (1) 試験・検査一般 (2) 外観検査及び寸法検査 (3) 性能試験	3.0時間
5. 品質管理	1. 品質管理の意義とすすめ方 2. 品質データのまとめ方 3. 管理図の書き方と見方	2.0時間
6. 関係法令及び災害事例	1. 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、機械等検定規則及び労働大臣の定める規格又は構造規格のうち対象機械等に係るもの 2. 災害事例	1.5時間

船内荷役作業主任者に対する実務向上教育について

60.10.1 基発第561号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び同年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」により、その推進を図ることとしているところである。今般、これらの通達に基づく作業主任者に対する安全衛生教育のうち、新たに標記の教育に係る実施要領を別添のとおり定めたので、当該教育を行おうとする団体等に対して本実施要領に基づいて標記教育を実施するよう指導援助を図るとともに、対象労働者に当該教育を受講させるよう関係事業主に勧奨されたい。

(別 添)

船内荷役作業主任者実務向上教育実施要領

1. 目 的

最近の船内荷役作業においては、貨物のユニット化、コンテナ化等が進み、さらに荷の積付け取卸し等の作業については、揚貨装置のみならず、ふ頭クレーン、車両系荷役運搬機械等による機械化が図られてきており、また、これら荷役機械が大型化する等船内荷役作業を取り巻く状況が変化してきている。

これに伴い、船内荷役作業に従事する者には、作業の安全衛生を確保するため、従来にも増して最近の荷役技術及びこれに対応した作業方法等に関する高度な知識と技能が要求されている。

このため、船内荷役作業の指揮等を行う作業主任者に対し、当該職務に係る資格を取得した後における船内荷役作業を取り巻く技術の進展等に対応した知識等を付与し、もって安全衛生の一層の確保に資することとする。

2. 対 象 者

船内荷役作業主任者技能講習修了後、おおむね5年以上経過した者であって、船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業（総トン数500トン未満の船舶において揚貨装置を用いないで行うものを除く。）に従事する労働者の指揮等を現に行っているものとする。

3. 実 施 者

船内荷役作業主任者技能講習に係る指定教習機関であること。

4. 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙「船内荷役作業主任者実務向上教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、当分の間、港湾貨物運送事業労働災害防止協会編「船内荷役作業主任者テキスト（昭和57年10月31日発行）」等を使用するものとする。
- (3) 1回の教育対象人員は、100人以内とすること。
- (4) 講師については、港湾貨物運送事業労働災害防止協会が行う「船内荷役作業主任者実務向上教育講師養成講座」研修を修了した者又は教育カリキュラムの

科目について十分な学識経験等を有する者を当てること。

5. 修了の証明等

前記3の実施者は、教育修了者に対し、「船内荷役作業主任者実務向上教育」の修了を証する書面を交付し、又は船内荷役作業主任者技能講習修了証に本教育を修了した旨を記載することにより、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保存すること。

(別紙)

船内荷役作業主任者実務向上教育カリキュラム

科目	範囲	時間
船内荷役作業主任者の職務	1 作業主任者の職務 2 安全管理のすすめ方 3 モデル作業計画の作成方法	2 時間
最近の船舶、船内荷役機械等に関する知識	1 船舶、はしけ等の構造及び特徴 2 揚貨装置、ふ頭クレーン、車両系荷役運搬機械等の種類及び特徴 3 玉掛け用具の種類及び特徴	1 時間
最近の船内荷役方法に関する知識	1 荷(コンテナを含む)の種類及び取扱い並びに玉掛け方法 2 車両系荷役運搬機械等による荷役方法 3 船内及びはしけ内の積付け、取卸し及び荷繰り作業の方法 4 ニューマチックアソローダーによる荷役方法	4 時間
危険物、有害物及び有害環境に関する知識	1 危険物及び有害物の種類並びに取扱い方法 2 酸素欠乏空気、有害ガス等の発生原因と対策 3 保護具の種類及び特徴	1.5 時間
災害発生の動向と災害事例	1 港湾貨物運送事業における労働災害発生の特徴 2 災害事例研究	2 時間
関係法令	1 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質等障害予防規則、酸素欠乏症等防止規則、粉じん障害防止規則及びじん肺法中の船内荷役作業に係る条項 2 港湾貨物運送事業労働災害防止規程	1 時間

(11.5 時間)

チェーンソーを用いて行う伐木等の業務に従事
する者に対する実務向上教育について

60.11.18 基発第 649 号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び同年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」により、その推進を図ることとしているところである。

今般、これらの通達に基づく特別教育の対象業務に従事する者に対する安全衛生教育のうち、新たに標記の教育に係る実施要領を別添のとおり定めたので、関係事業者に対し、その実施を勧奨するとともに、事業者に代って当該教育を行う団体に対しても指導援助を図られたい。

別 添

チェーンソーを用いて行う伐木等業務
実務向上教育実施要領

1. 目 的

林業においては、近年、天然林の伐採箇所が奥地化していることに伴い、材木の生育条件の劣る場所における伐採作業が増加していること、施業方法において択伐によることが多くなっていること等により、偏心木、空洞木又は大径木の伐木、かかり木の処理等の危険な作業や急斜地での伐木等の危険な場所における作業が多くなっている。

また、これら伐木の作業等に多く用いられるチェーンソーは、本体の構造の改善、ソーチェーンの刃の角型化等による低振化が図られて来たが、いまだ振動障害の発生が後をたたない状況にある。

このため、チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第36条第8号の業務のうちチェーンソーを用いて行うもの及び同条第8号の2の業務をいう。以下同じ。）に従事する者は、安全衛生を確保するため、伐木等の業務、チェーンソーの点検・整備等について従来にもまして高度な技術が必要とされているところである。

そこで、既にチェーンソーを用いて行う伐木等の業務に係る特別の教育を受けている者について、上記の状況に対応した実務向上教育を行い、さらに高度の知識、技能を身につけさせ、伐木の作業等における安全衛生の一層の向上に資することとする。

2. 対 象 者

チェーンソーを用いて行う伐木等の業務に従事するものであって、これらの業務に従事してから概ね5年以上経過し、かつ、当該業務を現に行っているものとする。

3. 実 施 者

労働者をチェーンソーを用いて行う伐木等の業務に就かせる事業者及び上記特別の教育を行う安全衛生団体等とすること。

4. 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙の「チェーンソーを用いて行う伐木等業務実務向上教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、林業・木材製造業労働災害防止協会編「伐木造材作業安全衛生実務必携」等が適当であること。
- (3) 安全衛生団体等が当該教育を実施する場合については、1回の教育対象人員は、100人以内とすること。
- (4) 安全衛生団体等が当該教育を実施する場合の講師については、林業・木材製造業労働災害防止協会に所属する安全管理士及び衛生管理士又は別紙のカリキュラムの科目について学識経験を有する者を当てること。

5. 修了の証明等

- (1) 事業者は、当該教育を実施した結果を記録し、保存すること。
- (2) 安全衛生団体等が当該教育を実施した場合は、教育修了者に対し、「チェーンソーを用いて行う伐木等業務実務向上教育」の修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の教育を修了したことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保存すること。

別紙

チェーンソーを用いて行う伐木等業務
実務向上教育カリキュラム

科 目	範 囲	時間
伐木等の作業に関する知識	1. 作業着手前の準備 2. 伐倒し方向の決定方法 3. 伐木作業の方法 4. 造材作業の方法	1.5
大径木、偏心木等の伐木及びびかり木の処理に関する知識	1. 大径木の伐倒の方法 2. 偏心木の伐倒の方法 3. 腐れのある木及び空洞木の伐倒の方法 4. 転倒木及びびかり木の処理の方法	1.5
チェーンソーの取扱い及び点検整備に関する知識	1. 作業姿勢の基本 2. キックバックの防止等作業上の注意事項 3. チェーンソーの故障の原因及び点検・整備 4. ソーチェーンの点検・整備 5. ソーチェーンの目立て	1.5
振動障害に関する知識	1. 振動障害の予防措置 2. 健康管理（健康診断及び事後措置）	1.0
関係法令及び災害事例	1. 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中のチェーンソーを用いて行う伐木等の業務に係る条項並びにチェーンソーの規格 2. 災害事例	

(7時間)

チェーンソーを用いて行う伐木等の業務に従事
する者に対する実務向上教育の実施について

60.11.18 安全課長・労働衛生課長名内翰

標記については、昭和60年11月18日付け基発第649号「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務に従事する者に対する実務向上教育について」をもって実施要領が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記により関係団体を指導のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1. 実施者について

- (1) 林業・木材製造業労働災害防止協会から都道府県支部単位で当該教育を実施する計画がある旨の申し出が既になされているので、その実施について相談があった場合は適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から当該教育の実施について申し出等があった場合には、事前に安全衛生部安全課又は労働衛生課に連絡すること。

2. 修了の証明等

修了の証明等については、前記通達の実施要領の記の5に示すとおりであるが、上記1の(1)の林業・木材製造業労働災害防止協会の都道府県支部が既に伐木等の業務に係る特別の教育修了を証明する書面を発行している場合は、本教育の修了の証明を当該書面に本教育を修了した旨を記載することにより行うことも実施要領の記の5を満たすものであること。

レーザー光線による障害の防止対策について

61. 1. 27 基発第39号

レーザー光線は、高密度のエネルギーとして切断、開孔、溶接等各種材料の加工に、また均質な電磁波として計測、通信、情報処理等に、さらに医療等にも利用されており、今後においてもその利用分野は一層拡大していくものと予想されるが、特に、レーザー加工等の分野においては、レーザー光線は、大量のエネルギーを小さな面積に集中させて高密度のエネルギーを利用するものであるため、レーザー光線に対する労働衛生上の配慮が十分でない、眼障害、皮膚障害等の障害の発生が懸念される状況となってきたところである。

今般、労働省においては、レーザー光線の使用実態、各種調査研究結果等を踏まえ、レーザー光線にさらされるおそれのある業務における障害を防止するため、別紙のとおり「レーザー光線による障害防止対策要綱」を策定したので、これにより関係事業者等を指導されたい。

なお、レーザー光線の利用に関する技術が急速に進展している状況にあることに鑑み、本要綱に従って指導する際に疑義が生じた場合には、その旨を本省あて報告されたい。

おって、わが国におけるレーザー光線の主要な応用技術一覧（参考1）、レーザー光線の人体に与える影響（参考2）及びレーザー光線の安全衛生基準に関する各国の動向（参考3）を添付するので、業務の参考とされたい。

別 紙

レーザー光線による障害防止対策要綱

1. 目 的

この要綱は、レーザー機器を取扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務（以下「レーザー業務」という。）に常時従事する労働者（以下「レーザー業務従事者」という。）の障害を防止することを目的とする。

2. 用 語

本要綱において用いる用語の意味は、次のとおりとする。

(1) レーザー（LASER：Light Amplification by Stimulated Emission of Radiation）光線

特定の物質に人工的に光や放電などの強いエネルギーを与えて励起させ、それが元の状態に戻るときに発生する電磁波を制御された誘導放射の過程により増幅させたものをいう。レーザー光線は、^{注)}200 nm から1 mmまでの波長域にあり、単一波長で位相のそろった指向性の強いものである。

注) nm：ナノメートル = 10^{-9} m

(2) レーザー発振器

レーザー光線を生成し、又は増幅することができる機器をいう。

(3) レーザー機器

レーザー光線を計測、通信、加工等に利用するための機器をいう。レーザー機器は、レーザー発振器、レーザー光路、加工テーブル、制御装置、電源装置等から構成される。

(4) 被ばく放出限界（AEL：Accessible Emission Limits）

レーザー光線の波長と放射持続時間に応じて、人体に許容されるレーザー光線の最大被ばく放出レベルをいう。

(5) レーザー機器のクラス

レーザー機器を、それから発生するレーザー光線の波長、放出持続時間に応じた被ばく放出限界をもとに、別紙2に定めるところにより分類した、レーザー機器の人体に与える影響の程度に係る等級をいう。各等級（クラス）の意義

は、以下の通りである。

- クラス 1 : 人体に障害を与えない低出力(注)のおおむね 0.39 mW 以下のもの。
- クラス 2 : 可視光(波長 400 nm~700 nm)で、人体の防御反応により障害を回避し得る程度の出力以下(おおむね 1 mW 以下)のもの。
- クラス 3 A : 光学的手段でのビーム内観察は危険で、放出レベルがクラス 2 の出力の 5 倍以下(おおむね 5 mW 以下)のもの。
- クラス 3 B : 直接又は鏡面反射によるレーザー光線のばく露により眼の障害を生じる可能性があるが、拡散反射によるレーザー光線のばく露しても眼の障害を生じる可能性のない出力(おおむね 0.5 W 以下)のもの。
- クラス 4 : 拡散反射によるレーザー光線のばく露でも眼に障害を与える可能性のある出力(おおむね 0.5 W を超える)のもの。

注) $1 W = 10^3 mW = 10^6 \mu W$

3. 適用範囲

この要綱は、クラス 3 A、クラス 3 B 及びクラス 4 のレーザー機器を用いて行うレーザー業務について適用する。

ただし、当分の間、医療用及び教育研究機関における教育研究用のレーザー機器を用いて行うレーザー業務については適用しない。

4. レーザー光線による障害を防止するための措置

(1) 労働衛生管理体制の整備

労働安全衛生法の規定による労働衛生管理体制の整備を図るほか、レーザー機器の取扱い及びレーザー光線による障害の防止について十分な知識と経験を有する者のうちからレーザー機器管理者を選任し、次に掲げる事項を行わせること。

- イ レーザー光線による障害防止対策に関する計画の作成及び実施
- ロ レーザー管理区域(レーザー機器から発生するレーザー光線にさらされるおそれのある区域をいう。以下同じ。)の設定及び管理
- ハ レーザー機器を作動させるためのキー等の管理
- ニ レーザー機器の点検、整備及びそれらの記録の保存

ホ 保護具の点検、整備及びその使用状況の監視

ヘ 労働衛生教育の実施及びその記録の保存

ト その他レーザー光線による障害を防止するために必要な事項

なお、衛生管理者を選任すべき事業場にあつては、上記のレーザー機器管理者が行う業務は、衛生管理者の指揮のもとで行わせるものとする。

(2) レーザー機器のクラス別措置基準

レーザー機器のクラス分けに応じ、別紙 1 に掲げる「レーザー機器のクラス別措置基準」に基づいて必要な措置を講じること。

別紙 1

レーザー機器のクラス別措置基準

I クラスⅠのレーザー機器に係る措置

1. レーザー管理区域

- (1) レーザー管理区域を囲い等により、他の区域と区画し、標識等によって明示すること。
- (2) レーザー管理区域は、関係者以外の者の立入りを禁止し、その出入口には必要に応じ、自動ロック等の措置を講じること。
- (3) 関係者以外の者がレーザー管理区域に立入る必要が生じた場合は、レーザー機器管理者の指揮のもとに行動させること。

2. レーザー機器

(1) レーザー光路に対する措置

- イ レーザー光路は、作業者の眼の高さを避けて設置すること。
- ロ 不透明で不燃性の強固な材料により、レーザー光路をしゃへいすること。
- ハ レーザー光路は終端させ、終端部は耐火構造とするとともに、反射、散乱を防止するために囲い等を設けること。

(2) キー・コントロール

レーザー機器は、キー等により作動する構造とすること。

(3) 緊急停止スイッチ等

レーザー機器には、次に掲げる緊急停止スイッチ等を設けること。

イ 緊急停止スイッチ

レーザー光線の放出を直ちに停止させることができる非常停止スイッチを操作部及び必要な箇所に設けること。

ロ 警報装置

レーザー光線を放出中であること又は放出可能な状態であることが容易に確認できる自動表示灯等の警報装置を設けること。

ハ シャッター

レーザー機器のレーザー光線の放出口には、不意にレーザー光線が放出

されることを防止するためのシャッターを設けること。

(4) インターロックシステム等

レーザー管理区域の囲いを開け、又はレーザー光路のしゃへいを解除した場合には、インターロック機能等によりレーザー光線の放出が行われないようにすること。

(5) レーザー光線の放出口には、その旨の表示を行うこと。

3. 作業管理・健康管理等

(1) レーザー機器の操作

レーザー機器の操作は、レーザー光路からできるだけ離れた位置で行うこと。

(2) 光学系調整時の措置

レーザー光線により光学系の調整を行う場合は、調整に必要な最小の出力のレーザー光線により行うこと。

(3) 保護具等の使用

イ レーザー光線の種類に応じた有効な^{注)}保護眼鏡を作業者に着用させること。ただし、眼に障害を及ぼさないための措置が講じられている場合はこの限りでない。

注) レーザー用保護眼鏡(メガネ形式とゴーグル形式がある。)を用いること。

ロ できるだけ皮膚の露出が少なく、燃えにくい素材を用いた衣服を作業者に着用させること。特に溶融して玉状になる化学繊維の衣服は、好ましくないこと。

(4) 点検・整備

イ 作業開始前に、レーザー機器管理者にレーザー光路、インターロック機能等及び保護具の点検を行わせること。

ロ 一定期間以内ごとに、レーザー機器について専門の知識を有する者に次の項目を中心にレーザー機器を点検させ、必要な整備を行わせること。

- ① レーザー光線の出力、モード、ビーム径、広がり角、発振波長等の異常の有無

- ② 入力電力、励起電圧・電流、絶縁、接地等の異常の有無
- ③ 安全装置、自動表示灯、シャッター、インターロック機能等の作動状態の異常の有無
- ④ パワーメーター、パワーモニター等の異常の有無
- ⑤ ファン、シャッターその他の可動部分の異常の有無
- ⑥ 冷却装置、ガス供給装置、有害ガス除去装置、粉じん除去装置等の異常の有無

(5) 安全衛生教育

レーザー業務に従事する労働者を雇い入れ、若しくは労働者の作業内容を変更して当該業務につかせ、又は使用するレーザー機器を変更したときは、労働安全衛生法第59条第1項又は第2項に基づく教育を行うこと。この場合、特に次の事項が含まれるよう留意すること。

- ① レーザー光線の性質、危険性及び有害性
- ② レーザー機器の原理及び構造
- ③ レーザー機器の取扱い方法
- ④ 安全装置及び保護具の性能並びにこれらの取扱い方法
- ⑤ 緊急時の措置及び退避

(6) 健康管理

レーザー業務従事者については、雇い入れ又は配置替えの際に視力検査に併せて前眼部（角膜、水晶体）検査及び眼底検査を行うこと。

4. その他

- (1) レーザー管理区域の出入口等の見やすい箇所に次の事項を掲示すること。
 - イ レーザー機器管理者の氏名
 - ロ レーザー光線の危険性、有害性及びレーザー機器取扱い上注意すべき事項
 - ハ レーザー機器の設置を示す表示
- (2) レーザー機器の高電圧部分には、その旨を表示するとともに、当該部分に接触することによる感電の危険を防止するための措置を講じること。
- (3) レーザー管理区域内には、爆発性の物、引火性の物等を持ち込まないこと。

- (4) レーザー業務を行う際、有害ガス、粉じん等が発生する場合には、これらによる健康障害を防止するため、密閉設備、局所排気装置等の設置、防護マスク、防じんマスクの使用等労働安全衛生法令所定の措置を講じること。
- (5) レーザー光線による障害の疑いのある者については、速やかに医師による診察又は処置を受けさせること。

II クラス3Bのレーザー機器に係る措置

1. レーザー管理区域

- (1) レーザー管理区域を囲い等により、他の区域と区画し、標識等によって明示すること。
- (2) レーザー管理区域は、関係者以外の者の立入りを禁止し、その出入口には、必要に応じ、自動ロック等の措置を講じること。
- (3) 関係者以外の者がレーザー管理区域に立入る必要が生じた場合は、レーザー機器管理者の指揮のもとに行動させること。

2. レーザー機器

(1) レーザー光路に対する措置

- イ レーザー光路は、作業者の眼の高さを避けて設置すること。
- ロ レーザー光線に対して不透明で不燃性の強固な材料によりレーザー光路をしゃへいすること。

(2) キーコントロール

レーザー機器は、キー等により作動する構造とすること。

(3) 緊急停止スイッチ等

レーザー機器には、次により緊急停止スイッチ等を設けること。

イ 緊急停止スイッチ

レーザー光線の放出を直ちに停止させることができる非常停止スイッチを操作部及び必要な箇所に設けること。

ロ 警報装置

レーザー光線を放出中であること又は放出可能な状態であることが容易に確認できる自動表示灯等の警報装置を設けること。

ハ シャッター

レーザー機器のレーザー光線の放出口には、不意にレーザー光線が放出されることを防止するためのシャッターを設けること。

(4) インターロックシステム等

レーザー管理区域の閉を開け、又は、レーザー光路のシャへいを解除した場合には、インターロック機能等によりレーザー光線の放出が行われないようにすること。

(5) レーザー光線の放出口には、その旨の表示を行うこと。

3. 作業管理・健康管理等

(1) 光学系調整時の措置

レーザー光線により光学系の調整を行う場合は、調整に必要な最小の出力のレーザー光線により行うこと。

(2) 保護具等の使用

イ レーザー光線の種類に応じた有効な保護眼鏡注)を作業者に着用させること。ただし、眼に障害を及ぼさないための措置が講じられている場合はこの限りでない。

注) レーザー用保護眼鏡(メガネ形式とゴーグル形式がある。)を用いること。

ロ できるだけ皮膚の露出が少ない衣服を作業者に着用させること。

(3) 点検、整備

イ 作業開始前に、レーザー機器管理者はレーザー光路、インターロック機能等及び保護具の点検を行わせること。

ロ 一定期間以内ごとに、レーザー機器について専門的知識を有する者に次の項目を中心にレーザー機器を点検させ、必要な整備を行わせること。

- ① レーザー光線の出力、モード、ビーム径、広がり角、発振波長等の異常の有無
- ② 入力電力、励起電圧・電流、絶縁、接地等の異常の有無
- ③ 安全装置、自動表示灯、シャッター、インターロック機能等の作業状態の異常の有無

④ パワーメーター、パワーモニター等の異常の有無

⑤ ファン、シャッターその他の可動部分の異常の有無

⑥ 冷却装置、ガス供給装置、有害ガス除去装置、粉じん除去装置等の異常の有無

(4) 安全衛生教育

レーザー業務に従事する労働者を雇い入れ、若しくは労働者の作業内容を変更して当該業務につかせ、又は使用するレーザー機器を変更したときは、労働安全衛生法第59条第1項又は第2項に基づく教育を行うこと。この場合、特に次の事項が含まれるよう留意すること。

- ① レーザー光線の性質、危険性及び有害性
- ② レーザー機器の原理及び構造
- ③ レーザー機器の取扱い方法
- ④ 安全装置及び保護具の性能並びにこれらの取扱い方法
- ⑤ 緊急時の措置及び退避

(5) 健康管理

レーザー業務従事者については、雇い入れ又は配置替えの際に視力検査に併せて前眼部(角膜、水晶体)検査を行うこと。

4. その他

(1) レーザー管理区域の出入口等の見やすい箇所に次の事項を掲示すること。

イ レーザー機器管理者の氏名

ロ レーザー光線の危険性、有害性及びレーザー機器取扱い上注意すべき事項

ハ レーザー機器の設置を示す表示

(2) レーザー機器の高電圧部分には、その旨を表示するとともに、当該部分に接触することによる感電の危険を防止するための措置を講じること。

(3) レーザー光路の付近に、爆発性の物、引火性の物等を持ち込まないこと。

(4) レーザー業務を行う際、有害ガス、粉じん等が発生する場合には、これらによる健康障害を防止するため、密閉設備、局所排気装置等の設置、防毒マスク、防じんマスクの使用等労働安全衛生法所定の措置を講じること。

- (5) レーザー光線による障害の疑いのある者については、速やかに医師による診察又は処置を受けさせること。

Ⅲ クラス 3 A のレーザー機器に係る措置

1. レーザー機器

(1) レーザー光路に対する措置

イ レーザー光路は、作業者の眼の高さを避けて設置すること。

ロ 囲いの設置等により、レーザー光路に立ち入ることができない措置を講じること。

(2) キーコントロール

レーザー機器は、キー等により作動する構造とすること。

(3) 警報装置

レーザー光線を放出中であること又は放出可能な状態であることが容易に確認できる自動表示灯等の警報装置を設けること。

2. 作業管理・健康管理等

(1) 光学系調整時の措置

レーザー光線により光学系の調整を行う場合は、調整に必要な最小の出力のレーザー光線により行うこと。

(2) 保護具等の使用

レーザー光線の種類に応じた有効な保護眼鏡^{注)}を作業者に着用させること。ただし、眼に障害を及ぼさないための措置が講じられている場合はこの限りでない。

注) レーザー用保護眼鏡(メガネ形式とゴーグル形式がある。)を用いること。

(3) 点検、整備

イ 作業開始前に、レーザー機器管理者はレーザー光路、インターロック機能等レーザー機器及び保護具の点検を行わせること。

ロ 一定期間以内ごとに、レーザー機器について専門的知識を有する者に次の項目を中心にレーザー機器を点検させ、必要な整備を行わせること。

① レーザー光線の出力、モード、ビーム径、広がり角、発振波長等の異常の有無

② 入力電力、励起電圧・電流、絶縁、接地等の異常の有無

③ 安全装置、自動表示灯、シャッター、インターロック機能等の作動状態の異常の有無

④ パワーメーター、パワーモニター等の異常の有無

⑤ ファン、シャッターその他の可動部分の異常の有無

(4) 安全衛生教育

レーザー業務に従事する労働者を雇い入れ、若しくは労働者の作業内容を変更して当該業務につかせ、又は使用するレーザー機器を変更したときは、労働安全衛生法第59条第1項又は第2項に基づく教育を行うこと。この場合、特に次の事項が含まれるよう留意すること。

① レーザー光線の性質、危険性及び有害性

② レーザー機器の原理及び構造

③ レーザー機器の取扱い方法

④ 安全装置及び保護具の性能並びにこれらの取扱い方法

⑤ 緊急時の措置及び退避

(5) 健康管理

レーザー業務従事者については、雇い入れ又は配置替えの際に視力検査に併せて前眼部(角膜、水晶体)検査を行うこと。

3. その他

(1) レーザー機器等の見やすい箇所に次の事項を掲示すること。

イ レーザー機器管理者の氏名

ロ レーザー光線の危険性、有害性及びレーザー機器取扱い上注意すべき事項

(2) レーザー機器の高電圧部分には、その旨を表示するとともに、当該部分に接触することによる感電の危険を防止するための措置を講じること。

(3) レーザー光線による障害の疑いのある者については、速やかに医師による診察又は処置を受けさせること。

レーザー機器のクラス別措置基準一覧表

レーザー機器のクラス分け

措置内容(項目のみ)		レーザー機器のクラス			
		4	3 B	3 A	
レ ー ザ ー 機 器	管理区域(標識、立入禁止等)		○	○	
	レーザー光路	光路の位置	○	○	○
		光路のしゃへい	○	○	
		耐火物による終端	○		
	キーコントロール		○	○	○
	緊急停止スイッチ等	緊急停止スイッチ	○	○	
		警報装置	○	○	○
		シャッター	○	○	
	インターロックシステム		○	○	
	放出口の表示		○	○	
作 業 管 理 等	遠隔操作		○		
	光学系の調整		○	○	○
	保護具等	保護眼鏡	○	○	○
		保護衣	○	○	
		難燃性素材の使用	○		
	点検、整備		○	○	○
	安全衛生教育		○	○	○
	健康管理	前眼部検査	○	○	○
		眼底検査	○		
	そ の 他	管理者の氏名等の掲示		○	○
高電圧の表示		○	○	○	
危険物の持込み禁止		管理区域内	○		
		レーザー光路付近		○	
有害ガス、粉じん		○	○		
レーザー光線による障害の疑いのある者に対する医師の診察、処置		○	○	○	

○印は、措置が必要なことを示す。

- レーザー機器のクラス分けは、国際的な機関である国際電気標準会議 I E C (International Electrotechnical Commission) に設けられたレーザー光線に関する技術委員会が定めた「レーザー機器及びその使用者のための安全指針 (Radiation Safety of Products and Users)」(Publication 825)におけるものに準拠した。レーザー光線の人体に与える影響は、レーザー機器の出力、レーザー光線の波長、被ばく時間、発振形態、ビームの断面積等により異なることから、当該指針は、そのような諸要素をもとに、レーザー機器のクラス分けを行っている。
- レーザー機器のクラス分けは、以下により行う。
 - その出力及び放射輝度又は積分放射輝度が、別表 I に掲げるレーザー光線の波長及び放出持続時間の区分に応じ、それぞれ、同表に定める被ばく放出限界以下であるレーザー機器のクラスは、クラス 1 とする。
 - その出力及び放射輝度又は積分放射輝度が、別表 II に掲げるレーザー光線の波長及び放出持続時間の区分に応じ、それぞれ、同表に定める被ばく放出限界以下であるレーザー機器のクラスは、クラス 2 とする。
 - その出力及び放射照度又は放射露光が、別表 III に掲げるレーザー光線の波長及び放出持続時間の区分に応じ、それぞれ、同表に定める被ばく放出限界以下であるレーザー機器のクラスは、クラス 3 A とする。
 - その出力及び放射照度若しくは放射露光が、別表 IV に掲げるレーザー光線の波長及び放出持続時間の区分に応じ、それぞれ、同表に定める被ばく放出限界以下であるレーザー機器のクラスは、クラス 3 B とする。
 - その出力及び放射照度若しくは放射露光が、別表 V に掲げるレーザー光線の波長及び放出持続時間の区分に応じ、それぞれ、同表に定める被ばく放出限界を超えるレーザー機器のクラスは、クラス 4 とする。
- レーザー機器のクラス分けは、レーザー機器の構造、レーザー光線の発振形態等が複雑であり、若しくは困難な場合も少なくないので、その判定にあたっては、メーカー等の専門家の意見を十分に聴取する必要がある。

別表 I クラス 1 のレーザー機器に関する被ばく放出限界

放出持続時間 t (秒)	波長 λ (nm)	$< 10^{-9}$	10^{-9}	10^{-7}	1.8×10^{-5}	5×10^{-5}	10	10^1	10^4	
			10^{-7}	1.8×10^{-5}	5×10^{-5}	10	10^3	10^4	3×10^4	
200 ~ 302.5		$2.4 \times 10^{-5} \text{ J}$								
312.5 ~ 315	$2.1 \times 10^4 \text{ W}$	$2.9 \times 10^{-2} C_1 \text{ J} (t < T_1)$				$7.9 \times 10^{-2} C_2 \text{ J} (t > T_1)$				
		$2.9 \times 10^{-2} C_1 \text{ J}$				$7.9 \times 10^{-2} \text{ J}$		$7.9 \times 10^{-4} \text{ W}$		
315 ~ 400		$2.9 \times 10^{-2} C_1 \text{ J}$				$7.9 \times 10^{-2} \text{ J}$		$7.9 \times 10^{-4} \text{ W}$		
400 ~ 550	200 W	$2 \times 10^{-7} \text{ J}$		$7 \times 10^{-4} t^{0.75} \text{ J}$			$3.9 \times 10^{-3} \text{ J}$		$3.9 \times 10^{-7} \text{ W}$	
	$10^{11} \text{ W/m}^2 \text{ sr}$	$10^5 t^{0.33} \text{ J/m}^2 \text{ sr}$						$2.1 \times 10^5 \text{ J/m}^2 \text{ sr}$		$21 \text{ W/m}^2 \text{ sr}$
550 ~ 700	200 W	$2 \times 10^{-7} \text{ J}$		$7 \times 10^{-4} t^{0.75} \text{ J} (t < T_2)$			$3.9 \times 10^{-3} C_3 \text{ J} (t > T_2)$		$3.9 \times 10^{-7} C_3 \text{ W}$	
	$10^{11} \text{ W/m}^2 \text{ sr}$	$10^5 t^{0.33} \text{ J/m}^2 \text{ sr}$						$2.1 \times 10^5 C_3 \text{ J/m}^2 \text{ sr}$		$21 C_3 \text{ W/m}^2 \text{ sr}$
700 ~ 1050	200 W	$2 \times 10^{-7} C_1 \text{ J}$		$7 \times 10^{-4} t^{0.75} C_1 \text{ J}$			$1.2 \times 10^{-4} C_1 \text{ W}$			
	$10^{11} \text{ W/m}^2 \text{ sr}$	$10^5 t^{0.33} C_1 \text{ J/m}^2 \text{ sr}$						$3.9 \times 10^4 t^{0.75} C_1 \text{ J/m}^2 \text{ sr}$		$6.4 \times 10^3 C_1 \text{ W/m}^2 \text{ sr}$
1050 ~ 1400	$2 \times 10^4 \text{ W}$	$2 \times 10^{-6} \text{ J}$		$3.5 \times 10^{-3} t^{0.75} \text{ J}$			$6 \times 10^{-4} \text{ W}$			
	$5 \times 10^{11} \text{ W/m}^2 \text{ sr}$	$5 \times 10^5 t^{0.33} \text{ J/m}^2 \text{ sr}$						$1.9 \times 10^5 t^{0.75} \text{ J/m}^2 \text{ sr}$		$3.2 \times 10^4 \text{ W/m}^2 \text{ sr}$
1400 ~ 10^5	$8 \times 10^4 \text{ W}$	$8 \times 10^{-5} \text{ J}$	$4.4 \times 10^{-3} t^{0.75} \text{ J}$			$8 \times 10^{-4} \text{ W}$				
$10^3 \sim 10^6$	10^7 W	10^{-2} J	$0.56 t^{0.75} \text{ J}$			0.1 W				

注 被ばく放出限界の欄で、上段、下段に分かれているものは、上段が出力、下段が放射輝度又は積分放射輝度であり、それぞれの数値以下でなければならない。

別表 II クラス 2 のレーザー機器に関する被ばく放出限界

波長 λ (nm)	放出持続時間 t (秒)	被ばく放出限界
400 ~ 700	$t < 0.25$	クラス 1 の被ばく放出限界に同じ
	$t \geq 0.25$	10^{-4} W

別表Ⅲ クラス 3 A のレーザー機器に関する被ばく放出限界

放出持続時間 t (秒)	波長 λ (nm)	< 10 ⁻⁹	10 ⁻⁹	10 ⁻⁷	1.8 × 10 ⁻⁵	5 × 10 ⁻⁵	0.25	10	10 ³	
			l	l	l	l	l	l	l	l
200 ~ 302.5	1.2 × 10 ³ W	1.2 × 10 ⁻⁴ J								
		30 J/m ²								
302.5 ~ 315	3 × 10 ¹⁰ W/m ²	4 × C ₁ × 10 ⁻⁶ J 及び C ₁ J/m ² (t < T ₁)				(t > T ₁) 4 × C ₂ × 10 ⁻⁶ J 及び C ₂ J/m ²		4 × C ₂ × 10 ⁻⁶ J		
315 ~ 100		4 × C ₁ × 10 ⁻⁶ J				C ₁ J/m ²		4 × 10 ⁻² J	4 × 10 ⁻⁵ W	
100 ~ 700	1000 W	10 ⁻⁶ J	3.5 × 10 ⁻³ × t ^{0.75} J		5 × 10 ⁻³ W					
	5 × 10 ⁶ W/m ²	5 × 10 ⁻³ J/m ²	18 × t ^{0.75} J/m ²		0.25 秒より長い放出に対する過熱反応で保護される 25 W/m ²					
700 ~ 1050	1000 W × C ₄ W	10 ⁻⁶ × C ₄ J	3.5 × 10 ⁻³ × C ₄ × t ^{0.75} J		6 × 10 ⁻⁴ × C ₄ W					
	5 × t ₁ × 10 ⁶ W/m ²	5 × C ₄ × 10 ⁻³ J/m ²	18 × C ₄ × t ^{0.75} J/m ²		3.2 × C ₄ W/m ²					
1050 ~ 1400	10 ⁴ W	10 ⁻⁵ J		1.8 × 10 ⁻² × t ^{0.75} J			3 × 10 ⁻³ W			
	5 × 10 ⁷ W/m ²	5 × 10 ⁻² J/m ²		90 × t ^{0.75} J/m ²			16 W/m ²			
1400 ~ 10 ⁵	4 × 10 ⁵ W	4 × 10 ⁻⁴ J	2.2 × 10 ⁻² × t ^{0.25} J		4 × 10 ⁻³ W					
	10 ¹¹ W/m ²	100 J/m ²	5600 × t ^{0.25} J/m ²		1000 W/m ²					
10 ⁵ ~ 10 ⁶	5 × 10 ⁷ W	5 × 10 ⁻² J	2.8 × t ^{0.25} J		0.5 W					
	10 ¹¹ W/m ²	100 J/m ²	5600 × t ^{0.25} J/m ²		1000 W/m ²					

註 被ばく放出限界欄で、上段、下段に分かれているものは、上段が出力、下段が放射照度又は放射露光であり、それぞれの数値以下でなければならない。

別表Ⅳ クラス 3 B のレーザー機器に関する被ばく放出限界

放出持続時間 t (秒)	波長 λ (nm)	< 10 ⁻⁹	10 ⁻⁹ ~ 0.25	0.25 ~ 3 × 10 ⁴
		200 ~ 302.5	3.8 × 10 ⁵ W	3.8 × 10 ⁻⁴ J
302.5 ~ 315	1.25 × 10 ⁴ × C ₂ W	1.25 × 10 ⁻⁵ C ₂ J	5 × 10 ⁻⁵ C ₂ W	
315 ~ 400	1.25 × 10 ⁸ W	0.125 J	0.5 W	
400 ~ 700	3.14 × 10 ¹¹ W/m ²	3.14 × 10 ⁵ × t ^{0.33} J/m ² (< 10 ⁵ J/m ²)	0.5 W	
700 ~ 1050	3.14 × 10 ¹¹ × C ₄ W/m ²	3.14 × 10 ⁵ × C ₄ t ^{0.33} J/m ² (< 10 ⁵ J/m ²)	0.5 W	
1050 ~ 1400	1.57 × 10 ¹² W/m ²	1.57 × 10 ⁶ × t ^{0.33} J/m ² (< 10 ⁵ J/m ²)	0.5 W	
1400 ~ 10 ⁵	10 ¹⁴ W/m ²	10 ⁵ J/m ²	0.5 W	

(備考)

1. 別表 I ~ IV に使われている単位は、次の通りである。

放射束；放射パワー (W)

放射の形態で放出、伝送又は受信されるパワー。

放射エネルギー (J)

放射の形態で放出、伝送又は受信されるエネルギー。

放射輝度 ($W/m^2 sr$)

放射面の単位面積当り、放出の単位立体角当りの放射パワー。

積分放射輝度 ($J/m^2 sr$)

与えられた露光時間にわたっての放射輝度積分量で、放出の単位立体角当り、放射面の単位面積当りの放射エネルギーとして表わす。

放射照度 (W/m^2)

面の 1 点において、その 1 点を含んだ素面に入射する放射束を、その素面の面積で割った商。

放射露光 (J/m^2)

素面に入射した放射エネルギーを、その素面の面積で割った商。

2. 別表 I ~ IV に用いられている補正係数 $C_1 \sim C_4$ と折点 T_1 及び T_2 は、次の式で表わされる。

パラメータ	波長範囲
$C_1 = 5.6 \times 10^3 \lambda^{0.15}$	302.5 ~ 400 nm
$T_1 = 10^{0.4 (\lambda^{-0.005})} \times 10^{-15}$	302.5 ~ 315 nm
$C_2 = 10^{0.2 (\lambda^{-0.005})}$	302.5 ~ 315 nm
$T_2 = 10 \times 10^{0.001 (\lambda^{-0.005})}$	550 ~ 700 nm
$C_3 = 10^{0.001 (\lambda^{-0.005})}$	550 ~ 700 nm
$C_4 = 10 (\lambda^{-0.100}) / 100$	700 ~ 1050 nm

ボイラー整備士に対する技能向上教育について

61. 2. 7 基発第54号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」、同年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」等により、その推進を図ることとしているところである。今般、就業制限に係る業務に従事する特殊技能者に対するこれらの通達に基づく安全衛生教育のうち、標記の教育に係るものの実施要領を新たに別添のとおり定めたので、当該教育を行う団体に対して当該実施要領に基づいて実施するよう指導援助を図るとともに、対象労働者に対し当該教育を受講させるよう関係事業主に勧奨されたい。

(別添)

ボイラー整備士技能向上教育実施要領

1. 目的

最近のボイラー及び第一種圧力容器(以下「ボイラー等」という。)においては、構造、材料、工作方法、水処理等に関する技術の進展が著しく、また、その制御方法についてもほとんどが自動化されている。これに伴い、ボイラー等の整備の業務に従事する者は、従来にもましてボイラー等の本体、附属品、自動制御装置等の整備について高度な知識と技能が要求されている。

このため、ボイラー整備士に対し、ボイラー整備士技能向上教育を実施し、当該業務に係る資格を取得した後における最新の技術の進展に対応した知識等を付与し、もって職場における労働者の安全衛生の一層の確保に資することとする。

2. 対象者

ボイラー整備士免許を受けた者であって、免許取得後既に5年以上経過し、かつ、現にボイラー等の整備の業務に従事しているものとする。

3. 実施者

社団法人日本ボイラ整備据付協会であること。

4. 実施方法

- (1) 都道府県を単位として行われること。
- (2) 教育カリキュラムは、別紙の「ボイラー整備士技能向上教育カリキュラム」によること。
- (3) 1回の教育対象人員は、50人以内とすること。
- (4) 教材としては、「ボイラー整備実務教本」(社団法人日本ボイラ整備据付協会編)等が適当と認められること。
- (5) 講師については、社団法人日本ボイラ整備据付協会が実施する「ボイラー整備士技能向上教育講師養成研修」を修了した者又は別紙のカリキュラムの科目について学識経験等を有する者を当てること。

5. 修了の証明等

前記3の実施者は、ボイラー整備士技能向上教育の修了者に対して当該教育の修了を証する書面を交付し、当該教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保存すること。

別紙

ボイラー整備士技能向上教育カリキュラム

科目	範囲	時間
最近のボイラー等の動向及びその構造上の特徴	(1) 最近のボイラー等の動向 (2) ボイラー等の構造及び損傷を生じやすい箇所	1時間
整備作業の要領及び化学洗浄	(1) ボイラー等整備前の準備 (2) ボイラー等の外部清掃 (3) ボイラー等の内部清掃 (4) 化学洗浄の必要性、薬剤の選定 (5) 洗浄作業、廃液処理	2時間
附属品の整備及び自動制御機器の点検	(1) 安全弁の整備 (2) 水面計の整備 (3) 缶付き弁の整備 (4) パーナの整備 (5) 附属設備の整備 (6) 水位検出器、火災検出器、自動着火装置並びに圧力制御器及び圧力調節器の整備	2時間
性能検査の立合い及び補修作業、復旧作業	(1) 検査前の準備と検査中の注意事項 (2) 補修作業、復旧作業及びたき試し (3) 火災検出器、感震器及び圧力調節器の作動状態の確認の順序 (4) 増締め要領	1時間
関係法令及び災害事例	(1) 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及びボイラー及び圧力容器安全規則並びにボイラ構造規格及び圧力容器構造規格中の関係条項 (2) 災害事例	1時間

ボイラー整備士に対する技能向上教育の実施について

61. 2. 7 安全課長名内翰

標記については、昭和61年2月7日付け基発第54号「ボイラー整備士に対する技能向上教育について」をもって実施要領が示されたところであるが、その実施に当たっては下記により関係団体を指導のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1. 実施者について

実施者は、社団法人日本ボイラ整備据付協会とし、都道府県単位で実施するものとするが、都道府県の実情に応じ、他のボイラー関係団体との共催等により実施させることは差し支えない。

2. 修了の証明等

修了の証明等は、他のボイラー関係団体と共催して実施した場合であっても社団法人日本ボイラ整備据付協会が一括して行うものとする。

ボイラー溶接士に対する技能向上教育について

61. 2. 7 基発第55号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」、同年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」等により、その推進を図ることとしているところである。今般、就業制限に係る業務に従事する特殊技能者に対するこれらの通達に基づく安全衛生教育のうち、標記の教育に係るものの実施要領を新たに別添のとおり定めたので、当該教育を行う団体に対して当該実施要領に基づいて実施するよう指導援助を図るとともに、対象労働者に対し当該教育を受講させるよう関係事業主に勧奨されたい。

別 添

ボイラー溶接士技能向上教育実施要領

1 目 的

最近のボイラー及び第一種圧力容器（以下「ボイラー等」という。）においては、構造、材料等に関する技術の進展が著しく、また、これに関連してボイラー等の溶接技術も高度化してきている。これに伴い、ボイラー等の溶接の業務に従事する者は、従来にも増して、溶接技術について高度な知識と技能が要求されている。

このため、ボイラー溶接士に対し、ボイラー技能向上教育を実施し、当該業務に係る資格を取得した後における最新の技術の進展に対応した知識等を付与し、もって職場における労働者の安全衛生の一層の確保に資することとする。

2 対 象 者

特別ボイラー溶接士免許又は普通ボイラー溶接士免許を受けた者であって、普通ボイラー溶接士免許取得後概ね5年以上経過し、かつ、現にボイラー等の溶接作業に従事しているものとする。

3 実 施 者

社団法人日本ボイラ協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会の各都道府県支部等であること。

4 実 施 方 法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙の「ボイラー溶接士技能向上教育カリキュラム」によること。
- (2) 1回の教育対象人員は、50人以内とすること。
- (3) 教材としては、「ボイラー溶接士教本」（社団法人日本ボイラ協会編）等が適当と認められること。
- (4) 当該教育の講師については、前記3の団体の本部が実施する「ボイラー溶接士技能向上教育講師養成研修」を修了した者又は別紙のカリキュラムの科目について学識経験等を有する者を当てること。

別 紙

ボイラー溶接士技能向上教育カリキュラム

5 修了の証明等

前記3の実施者は、ボイラー溶接士技能向上教育の修了者に対して当該教育の修了を証する書面を交付し、当該教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保存すること。

科 目	範 囲	時 間
1 最近におけるボイラー等の動向及びその構造上の特徴	(1) 最近におけるボイラー等の動向とその構造 (2) 最近におけるボイラー等用材料の動向	2.0
2 最近における溶接法と溶接施行法	(1) 最近における新しい溶接法 (2) 溶接施行方法 (3) 第一種圧力容器に用いられる各種金属の溶接	1.0
3 溶接棒の選定等並びに溶接部の性質及び検査方法	(1) 溶接棒及びその選定 (2) 溶接部の性質 (3) 溶接熱影響部の性質 (4) 溶接性 (5) 溶接欠陥、歪み及び残留応力の防止 (6) 破壊試験 (7) 非破壊試験	2.5
4 溶接作業の安全衛生と関係法令	(1) 電撃防止 (2) ヒューム、有害ガス、有害光線及び放射線に対する防護並びに酸素欠乏の防止 (3) 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及びボイラー及び圧力容器安全規則並びにボイラ構造規格及び圧力容器構造規格中の関係条項 (4) 災害事例	1.5

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習の修了者に対する技能向上教育について

61. 2. 7 基発第56号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」、同年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」等によりその推進を図ることとしているところである。今般、就業制限に係る業務に従事する特殊技能者に対するこれらの通達に基づく安全衛生教育のうち、標記の教育に係るもの実施要領を新たに別添のとおり定めたので、当該教育を行おうとする団体等に対して本実施要領に基づいて標記教育を実施するよう指導援助を図るとともに、対象労働者に対し当該教育を受講させるよう関係事業主に勧奨されたい。

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能向上教育実施要領

1. 目的

最近の車両系建設機械においては、大型・高速化、機種が多様化等の技術革新が著しく、これに伴い、運転方法、作業に関する装置の操作方法等が変化し、運転等に起因する労働災害も多く発生している。

このため、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者に、技能向上教育を実施し、当該技能講習を修了した後における最新の技術の進展に対応した知識等を付与し、もって職場における労働者の安全衛生の一層の確保に資することとする。

2. 対象者

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習の修了後概ね5年以上経過した者であって、現に当該機械の運転の業務に従事しているものとする。

3. 実施者

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習に係る指定教習機関であること。

4. 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙の「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能向上教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、社団法人全国指定教習機関協会編「車両系建設機械運転技能向上テキスト（整地・運搬・積込み用及び掘削用）」等を使用することが適当と認められること。
- (3) 1回の教育対象人員は、学科教育にあつては50人以内とすること。また、実技教育にあつては、受講者を1単位10人以内として実施すること。
- (4) 講師については、社団法人全国指定教習機関協会が実施する「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能向上教育講師養成研修」を修了した者、建設業安全衛生教育センターが実施する「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）作業安全技術研修講師養成講座」を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者を当てること。

5. 修了の証明等

前記3の実施者は、教育修了者に対し、「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能向上教育」の修了を証する書面の交付又は本教育を修了した旨を記入することができる車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了証へのその旨の記載により、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し保存すること。

6. その他

昭和59年10月9日付け基発第544号「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）作業安全技術教育」を修了した者については、別紙「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能向上教育カリキュラム」の学科教育のうち、「最近の車両系建設機械の特徴及び機構に関する知識」及び「関係法令及び災害事例」の科目並びに「車両系建設機械の故障診断に関する知識」の科目のうち「故障診断の要領」に係る部分を省略することができること。

別 紙

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び
掘削用）運転技能向上教育カリキュラム

1. 学科教育

科 目	範 囲	時 間
最近の車両系建設機械の特徴及び機構に関する知識	<ol style="list-style-type: none"> 1. 車両系建設機械の特徴 2. 車両系建設機械の各装置の機構 3. アタッチメントとその取扱い方法 	2.0時間
車両系建設機械の故障診断に関する知識	<ol style="list-style-type: none"> 1. 故障診断の要領 2. 主要装置の故障の診断とその処理方法 3. モニタリングシステムによる故障の診断の方法 	2.5時間
車両系建設機械の故障診断に関する知識	<ol style="list-style-type: none"> 1. 車両系建設機械の管理の必要性 2. 施工コストの算出方法に関する基礎知識 	1.0時間
関係法令及び災害事例	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働安全衛生法、同施行令及び労働安全衛生規則のうち、車両系建設機械に係るもの 2. 災害事例 	1.0時間

2. 実技教育

科 目	範 囲	時 間
車両系建設機械の運転操作	<p>次に掲げるいずれか1つの作業の運転操作を行うこと。</p> <p>(1) ブルドーザによる変化した地盤における作業</p>	2.0時間

科 目	範 囲	時 間
	<ol style="list-style-type: none"> (2) トラクタシヨベルによるVシェーブローデング作業 (3) 油圧パワーシヨベルによる法面掘削作業 	
車両系建設機械の積込み及び積卸し作業	トレーラ、トラック等への車両系建設機械の積込み及び積卸し作業	2.0時間
車両系建設機械の故障診断	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業開始前の点検作業 2. 測定器具等を使用した故障診断 	2.5時間

V D T作業に係る労働衛生教育の推進について

61. 3. 31 基発第187号

V D T作業に係る労働衛生管理については、昭和60年12月20日付け基発第705号「V D T作業のための労働衛生上の指針について」により、関係事業場を指導するよう通達したところであるが、今般、別添1のとおり「V D T作業に係る労働衛生教育実施要領」（以下「教育要領」という。）を、また、別添2のとおり「V D T作業に係る労働衛生教育指導員（インストラクター）講習実施要領」（以下「講習要領」という。）を定め、V D T作業に係る労働衛生教育を推進することとしたので、下記の事項に留意の上、本教育が円滑かつ効果的に推進されるよう配慮されたい。

記

1. 教育要領の2の「安全衛生団体」としては、労働基準協会、中央労働災害防止協会安全衛生サービスセンターその他これらに準ずる団体が適当と認められるので、これらの団体において実施できるよう指導すること。
2. 事業者が行う本教育の講師については、V D T作業に係る労働衛生教育指導員（インストラクター）等十分な知識及び経験を有する者のうちから選任するよう指導すること。
3. 講習要領に基づく講習として、中央労働災害防止協会安全衛生教育センター（東京及び大阪）及び建設業労働災害防止協会建設業安全衛生教育センターにおいて別添2により、「V D T作業に係る労働衛生教育指導員（インストラクター）講習」を昭和61年度より実施する予定であるので、受講を勧奨されたいこと。
4. 安全衛生団体等の行う本教育の講師については、次の者のうちから選任するよう指導すること。
 - (1) 労働衛生指導医、労働衛生コンサルタントその他労働衛生に関する学識経験を有する者。
 - (2) 中央労働災害防止協会又は建設業労働災害防止協会が行う「V D T作業に係る労働衛生教育指導員（インストラクター）講習」の修了者

(別添 1)

V D T作業に係る労働衛生教育実施要領

1. 目的

V D T作業に従事する労働者（以下「V D T作業従事者」という。）及びV D T作業従事者を直接管理監督する者（以下「V D T作業管理者」という。）に対し、V D T作業に係る的確な労働衛生管理を行う上で必要な知識を付与することにより、作業環境・作業方法の改善、適正な健康管理の実施に資することを目的とする。

2. 実施者

実施者は、V D T作業に労働者を就かせる事業者又は安全衛生団体等とする。

3. 対象者

対象者は、V D T作業従事者及びV D T作業管理者とする。

4. 実施時期

実施時期は、V D T作業従事者についてはV D T作業に就かせる前とする。ただし、現にV D T作業に就いている者であって本教育を受けていない者については、順次実施するものとする。

また、V D T作業管理者については、V D T作業従事者を直接管理監督させる前とするが、現にV D T作業従事者を直接管理監督している者であって本教育を受けていない者については、順次実施するものとする。

5. 教育カリキュラム

V D T作業従事者に対する教育カリキュラムは別表1「V D T作業従事者に対する労働衛生教育カリキュラム」とし、V D T作業管理者に対する教育カリキュラムは別表2「V D T作業管理に対する労働衛生教育カリキュラム」とし、各表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表中欄に掲げる範囲について同表右欄に掲げる時間以上行うものとする。

6. 講師

本教育の講師は、V D T作業又はV D T作業に係る労働衛生管理について十分な知識及び経験を有する者とする。

7. 修了の証明等

- (1) 事業者は、本教育を実施したときは、当該教育の受講者、科目等の記録を作成し、保管するものとする。
- (2) 安全衛生団体等が本教育を実施したときには、修了者に対してその修了を証する書面を交付する等の方法により、本教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管するものとする。

(別表 1)

V D T 作業従事者に対する労働衛生教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
V D T 作業の健康への影響	V D T 作業への健康への影響	45分
作業環境管理	照明、採光及びグレアの防止等	1時間45分
作業管理	作業時間等、作業姿勢	
V D T 機器等及び作業環境の維持管理	V D T 機器等及び作業環境の維持管理	1時間
健康管理	健康診断とその結果に基づく事後措置、健康相談、職場体操	

(計3時間30分)

(別表 2)

V D T 作業管理者に対する労働衛生教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
管理者の役割と心構え	管理者の役割と心構え	1時間
労働衛生管理の概論	労働衛生の目的、労働衛生管理の進め方、労働衛生教育	
V D T 作業の健康への影響	V D T 作業の健康への影響	1時間
作業環境管理	照明、採光及びグレアの防止等	2時間30分
作業管理	作業時間等、作業姿勢	
V D T 機器等及び作業環境の維持管理	V D T 機器等及び作業環境の維持管理	1時間30分
健康管理	健康診断とその結果に基づく事後措置、健康相談、職場体操	
V D T 作業従事者に対する労働衛生教育の方法	V D T 作業従事者に対する労働衛生教育の方法	1時間

(計7時間)

(別添 2)

VDT作業に係る労働衛生教育指導員
(インストラクター)講習実施要領

1. 目的

VDT作業に従事する労働者及びこれらの労働者を直接管理監督する者に対するVDT作業に係る労働衛生教育の講師になろうとするものに対し、VDT作業に係る労働衛生管理に関する専門的な知識を体系的に付与することにより、効果的な教育の実施に資することを目的とする。

なお、本講習修了者は、VDT作業教育指導員(インストラクター)と称することとする。

2. 実施期間

実施期間は、中央労働災害防止協会東京安全衛生教育センター及び大阪安全衛生教育センター並びに建設業労働災害防止協会建設業安全衛生教育センターとする。

3. 講習カリキュラム

講習カリキュラムは、別表「VDT作業に係る労働衛生教育指導員(インストラクター)講習カリキュラム」とし、同表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表中欄に掲げる範囲について同表右欄に掲げる時間以上行うものとする。

4. 講師

本講習の講師は、VDT作業に係る労働衛生管理に関する学識経験を有する者とする。

5. 定員

定員は、1回30名以内とする。

6. 修了の証明等

本講習を実施した機関は、修了者に対してその修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の講習を修了したことを証明するとともに、講習修了者名簿を作成し、保管するものとする。

(別表)

VDT作業に係る労働衛生教育指導員
(インストラクター)講習カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
インストラクターの役割と心構え	インストラクターの役割と心構え	30分
労働衛生管理の概論	労働衛生の目的、労働衛生管理の進め方、労働衛生教育、関係法令	1時間
VDT作業の現状と問題点	VDT作業の特徴、VDT作業の労働衛生対策事例	2時間
作業環境管理	照明及び採光、グレアの防止、騒音伝ばの防止、その他事務所衛生基準規則に定める措置	2時間
作業管理	作業時間等、作業姿勢、VDT機器及びワークステーション	2時間
VDT機器等及び作業環境の維持管理	VDT機器等及び作業環境の維持管理	2時間
VDT作業が健康に及ぼす影響	VDT作業が健康に及ぼす影響	1時間
健康管理	健康診断とその結果に基づく事後措置、健康相談、職場体操	2時間
労働衛生教育の方法	教育技法、指導案の作成、教育演技	5時間

(計17時間30分)

安全衛生団体におけるVDT作業に係る労働衛生教育に対する協力について

62.2.2 労働衛生課長名内翰

VDT作業に係る労働衛生教育については、昭和61年3月31日付け基発第187号「VDT作業に係る労働衛生教育の推進について」により、VDT作業従事者及びVDT作業管理者に対する「VDT作業に係る労働衛生教育実施要領」並びに「VDT作業に係る労働衛生教育指導員（インストラクター）講習実施要領」（以下「インストラクター講習」という。）が示されているところであるが、貴局管内において安全衛生協会を含む都道府県労働基準協会等の安全衛生団体が「VDT作業に係る労働衛生教育実施要領」に基づいて教育を実施する場合には、下記の事項に留意し、教育が円滑かつ効果的に実施されるよう配慮されたい。

中央労働災害防止協会安全衛生教育センター（東京及び大阪）におけるインストラクター講習は、昨年度に引き続き昭和62年度においても実施することになり、また、建設業労働災害防止協会安全衛生教育センターにおけるインストラクター講習は、昭和62年3月から実施されることとなったので、了知されたい。

なお、金融業等の第三次産業においてはインストラクター講習を受講する者が少ないため、本省において受講を勧奨しているところであるが、貴職においても受講を勧められたい。

記

1 講師について

- (1) VDT作業従事者に対する教育の講師は、別添「中央労働災害防止協会安全衛生教育センター（東京及び大阪）におけるVDT作業労働衛生教育インストラクターコース受講者名簿」により選ぶよう安全衛生団体を指導すること。ただし、やむを得ない事情によりインストラクターを講師とすることができない場合には、インストラクターと同等以上の知識を有する者を講師としても差し支えないこと。
- (2) VDT作業管理者に対する教育の講師についても、原則的には(1)と同じであるが、安全衛生団体から講師派遣等について相談があった場合には、「管理者

の役割と心構え」及び「労働衛生管理の概論」については、都道府県労働基準局労働衛生主務課長又は労働衛生専門官が対応しても差し支えなく、また、「VDT作業の健康への影響」及び「健康管理」については、VDT作業に係る労働衛生に造詣の深い産業医、労災病院の医師等を選んで推薦すること。

2 テキストについて

VDT作業従事者に対する教育用テキストとして「新/VDT作業を楽しく」が、VDT作業管理者に対する教育用テキストとして「VDT作業の労働衛生実務」が中央労働災害防止協会より発行されているので参照されたい。

なお、VDT作業管理者に対する教育に際しての参考書として日本労働総合研究所より「VDTと労働衛生」が発行されているので参照されたい。

3 その他

自らはVDT作業従事者及びVDT作業管理者に対する労働衛生教育を実施することができない事業者に対しては、できるだけ安全衛生団体が行う教育を受講させるよう指導すること。

建設業粉じん作業特別教育指導員講習の実施について

61. 7.16 基安発第30号

粉じん障害防止規則第22条第1項の規程による特別の教育の実施等については、昭和54年8月29日付け基安発第19号「特定粉じん作業に係る特別の教育の推進について」により示したところであり、特定粉じん作業に係る特別の教育の講師の養成のための講習が、中央労働災害防止協会の東京、大阪の両安全衛生教育センターで行われているところである。

今般、上記特別の教育のうち、ずい道等の建設の作業（労働安全衛生規則第382条の「ずい道等の建設の作業」をいう。）に係る特定粉じん作業に係る特別の教育について、その講師の養成のための講習を、「建設業粉じん作業特別教育指導員講習」（別添）として、建設業労働災害防止協会の建設業安全衛生教育センターにおいて行うこととなった。

については、ずい道等の建設の作業に係る特定粉じん作業に係る特別の教育について上記基安発第19号の例によるとともに、標記の講習について受講を勧奨し、本教育が円滑かつ効果的に実施されるよう努められたい。

別 添

建設業粉じん作業特別教育指導員講習

1. 目 的

粉じん障害防止規則第22条に基づき、ずい道等の建設の作業に係る特定粉じん作業に係る業務に従事する労働者に対する特別の教育を実施しようとする者に対し、粉じんに係る疾病及び健康管理、粉じんの発散防止及び作業場の管理等について専門的な知識を体系的に付与し、もって当該教育の効果を上げることを目的とする。

なお、本講習修了者は、建設業粉じん作業特別教育指導員（インストラクター）と称することとする。

2. 対 象

建設業粉じん作業特別教育指導員として、事業者、都道府県労働基準局長、建設業労働災害防止協会の支部等が推薦するもの。

3. 講習場所

建設業安全衛生教育センター

4. 研修期間

5日間

5. 教科内容

別紙のとおり。

建設業粉じん作業特別教育の実施について
61. 7.16 労働衛生課長名内翰

標記特別教育の指導員になる者を養成するための指導員講習の実施については、昭和61年7月16日付け基安発第30号「建設業粉じん作業特別教育指導員講習の実施について」により示されたところであり、建設業安全衛生教育センターにおいて、昭和61年度は、7月末及び12月に開催を予定しているのぞき知されたい。

なお、今後、建設業粉じん作業特別教育指導員講習修了者が講師となる、ずい道等の建設に係る粉じん作業に従事する労働者に対する特別の教育についての講習教材としては、労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課監修「建設業における粉じん作業特別教育用テキスト」（建設業労働災害防止協会発行）が適当と認められるものであることに留意のうえ適正な指導を行われたい。

別紙

科目	範囲	内容	時間	時間計	日程
1. 指導員の役割と心構え	同 左	同 左	1	1	5日
2. 衛生管理の概論	同 左	労働衛生の目的、衛生管理	3	3	
3. 粉じんによる疾病と健康管理	① 粉じんの有害性 ② 疾病の病像 ③ 健康管理	粉じんの解説、粉じんの特性とその人体に及ぼす影響	2	6	
		じん肺の進展、じん肺の合併症	1		
		じん肺の予防、じん肺健康診断、じん肺管理区分、健康管理のための措置	3		
4. 粉じんによる疾病の防止	① 粉じんの発散及び粉じんへのばく露の減少 ② 粉じんの発生源に対する対策	ずい道建設工事における粉じん対策の現状と今後の方向、換気設備及び集じん機の設計講習	3	7	
		風管換気、坑道換気及び型式工法の種類及び設計法、工法別粉じん対策、集じん機	4		
5. 粉じん作業の管理	同 左	設備の点検、清掃、作業環境の状態の把握、粉じん濃度の測定要領	3	4	
6. 呼吸用保護具	同 左	粉じん濃度の測定実習、測定値の整理実習	1		
7. 関係法令	同 左	呼吸用保護具の種類、防じんマスク及び送気マスクの適正な使用方法（着脱実習を含む）	4	4	
		労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び粉じん障害防止規則並びにじん肺法及びじん肺法施行規則中の関係条項	2		
8. グループ討議			3	3	
計			30	30	

(注) 内容については、若干の変更が予定されること。

建設工事における移動式クレーン作業の
安全技術教育について

61. 9. 13 基発第 543 号

安全衛生教育については、昭和 59 年 2 月 16 日付け基発第 76 号「安全衛生教育の推進について」、昭和 59 年 3 月 26 日付け基発第 148 号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」により、その推進を図ってきているところである。今般、これらの通達に基づく生産技術管理者等に対する安全衛生教育のうち、標記の教育に係るものの実施要領を別添のとおり定めたので、当該教育を行う団体に対して当該実施要領に基づいて実施するよう指導援助を行うとともに、対象労働者に対して当該教育を受講させるよう関係事業者に勧奨されたい。

建設工事における移動式クレーン作業の
安全技術教育実施要領

1. 目 的

近年における建設工事の工法の多様化及び移動式クレーンの大型・高速化、機種が多様化等の技術の進展に伴い、建設工事における移動式クレーン作業においては、従来にも増して高度な知識と技能が要求されるに至っているが、依然として運転等に起因する労働災害が多く発生しているところである。

このため、移動式クレーン運転士免許を有する者、建設工事における移動式クレーン作業を管理・監督する者等に対して、最新の技術の進展に対応した知識等を付与し、もって職場における労働者の安全衛生の一層の確保に資することとする。

2. 対 象 者

次に掲げる者とする。

- (1) 移動式クレーン運転士免許の取得後おおむね 5 年以上経過した者であって、建設工事における移動式クレーン作業の中間的管理・監督の立場にあるもの。
- (2) 建設工事における移動式クレーン作業を管理・監督する立場にある者。
- (3) 上記(1)又は(2)の立場に就こうとする者

3. 実 施 者

建設業労働災害防止協会及び社団法人全国クレーン建設業協会とすること。

4. 実 施 方 法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙の「建設工事における移動式クレーン作業の安全技術教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、建設業労働災害防止協会編「建設工事における移動式クレーン安全作業」等が適当と認められること。
- (3) 1 回の教育対象人員は、50 人以内とすること。
- (4) 講師については、建設業労働災害防止協会が実施する「建設工事の移動式クレーン作業安全技術教育講師養成講座」を修了した者又は別紙の教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者を充てること。

5. 修了の証明等

前記 3 の実施者は、教育修了者に対して、当該教育の修了を証する書面を交付することにより、当該教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保存すること。

6. 科目の省略

昭和 59 年 3 月 26 日付け基発第 148 号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」の記の 1 の(2)の③へによる移動式クレーン運転士に対する技能向上教育を修了した者については、別紙の教育カリキュラムのうち、「移動式クレーンの点検及び故障等に関する知識」、「最近の移動式クレーンと安全装置に関する知識」及び「関係法令及び災害事例」の科目を省略することができること。

別 紙

建設工事における移動式クレーン作業の
安全技術教育カリキュラム建設工事における移動式クレーン作業の
安全技術教育の実施について

61. 9. 13 安全課長名内翰

科 目	範 囲	時間
建設工事の安全管理に関する知識	1. 移動式クレーンを用いる建設工事とその労働災害 2. 作業現場における安全管理組織及び小集団活動	1.5 時間
移動式クレーンによる安全な施工に関する知識	移動式クレーンの使用場所、工法等に応じた施工の留意事項	2.5 時間
移動式クレーンの点検及び補修に関する知識	1. 移動式クレーンの運転開始時及び運転終了時の留意事項 2. 移動式クレーンの点検及び補修に当たっての留意事項	1.0 時間
最近の移動式クレーンと安全装置に関する知識	1. 移動式クレーンの構造上の特徴と技術動向 2. 移動式クレーンの安全装置	1.0 時間
関係法令及び災害事例	1. 労働安全衛生法、同施行令及びクレーン等安全規則のうち、移動式クレーンに係るもの 2. 災害事例	1.0 時間

標記については、昭和61年9月13日付け基発第543号「建設工事における移動式クレーン作業の安全技術教育について」をもって実施要領が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記のことには留意し、関係団体を指導のうえ、遺憾のないようにされたい。

記

1. 修了の証明等

- (1) 当該教育の修了の証明については、建設業労働災害防止協会においては、各都道府県支部で行い、また、社団法人全国クレーン建設業協会においては、本部で一括して行うこととしていること。
- (2) 修了を証する書面は、修了者が、常時携帯できるものであり、かつ元方事業者等が現場において、容易に確認することができる様式のものとする。

2. その他

- (1) 本教育の普及促進に当たっては、実施団体において、建設労働者の雇用の改善等に関する法律に基づく「雇用改善推進事業助成金」又は、事業者において、雇用保険法に基づく「生涯能力開発給付金制度」の適用が可能であること。
- (2) 本教育は、生産技術管理理等に対する安全衛生教育であり、移動式クレーン運転士に係る技術向上教育の実施については、従前通り、その促進に努めること。

天井クレーンの定期自主検査者に対する安全教育について

61. 11. 21 基発第670号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」、同年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」等により、その推進を図ることとしているところであるが、今般、定期自主検査者等に対するこれらの通達に基づく安全衛生教育のうち、新たに標記の教育に係るものの実施要領を別添のとおり定めたので、関係事業者に対し、実施を勧奨するとともに、事業者に代わって当該教育を行う団体に対しても指導援助を図られたい。

別添

天井クレーン定期自主検査者安全教育実施要領

1. 目的

天井クレーンについて、1年以内ごとに1回、定期に行われる自主検査の適切かつ、有効な実施を図るため、当該クレーンの検査及び荷重試験並びにこれらの結果に基づく判定等の業務に従事する者に対して必要な知識等を付与する。

2. 対象者

天井クレーンの定期自主検査者として新たに選任される者及び選任されて間もない者とする。

なお、1月以内ごとに1回、定期に行われる天井クレーンの自主検査の業務に従事する者を含めて差し支えないこと。

3. 実施者

実施主体は、上記2の対象者を使用する事業者又は当該事業者に代わって当該教育を行う安全衛生団体等とする。

4. 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙の「天井クレーン定期自主検査者安全教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「天井クレーンの定期自主検査指針解説」（社団法人日本クレーン協会編）等が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が実施するものにあつては、1回の教育対象人員は50人以内とすること。
- (4) 安全衛生団体等が実施する場合の講師については、社団法人日本クレーン協会が実施する「天井クレーン定期自主検査安全教育講師養成講座」研修を修了した者又は当該教育カリキュラムの科目について十分な学識経験等を有する者を充てること。

5. 修了の証明等

- (1) 事業者は、当該教育を実施した結果について、その旨記録し、保管すること。
- (2) 安全衛生団体等が事業者に代わって当該教育を実施した場合は、修了者に対して、その修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明するとともに教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別紙

天井クレーン定期自主検査者安全教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
天井クレーン定期自主検査の意義	天井クレーンの定期自主検査の目的及び検査者の役割	0.5 時間
天井クレーンの構造部分、ランウェイ及び機械装置の検査に関する知識	1. ガーダ、サドル、横行フレーム、トロリフレーム等の構造部分及び運転室（運転台を含む。）の検査方法及び判定基準 2. ランウェイの検査方法及び判定基準 3. 走行装置、横行装置及び巻上装置の検査方法及び判定基準	3.0 時間
天井クレーンの電気設備の検査に関する知識	1. 電動機、配電盤、抵抗器、集電装置、機内配線、照明、信号等の電気設備の検査方法及び判定基準 2. コントローラ及び操作用開閉器の検査方法及び判定基準 3. 電気設備の回路の絶縁状態の検査方法及び判定基準	1.0 時間
天井クレーンの安全装置の検査に関する知識	巻過防止装置、非常停止装置、過負荷防止装置、衝突防止装置及び逸走防止装置の検査方法及び判定基準	1.0 時間
天井クレーンの荷重試験の方法及び潤滑装置の検査に関する知識	1. つり上げ試験、走行試験及び横行試験による天井クレーンの能力に関する検査方法及び判定基準 2. 潤滑装置の検査方法及び判定基準	1.0 時間
関係法令及び災害事例	1. 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及びクレーン等安全規則のうち天井クレーンの定期自主検査に係るもの 2. 災害事例	0.5 時間

天井クレーンの定期自主検査者に対する安全教育の実施について

61. 11. 21 安全課長名内翰

標記については、昭和61年11月21日付け基発第670号「天井クレーンの定期自主検査者に対する安全教育について」をもって実施要領が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記により関係団体を指導のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1. 実施者について

- (1) 社団法人日本クレーン協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会から全国を数ブロックに分け当該教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から当該教育の実施について申し出等があった場合には、当分の間安全衛生部安全課に連絡すること。

2. 修了の証明等

修了の証明等については、前記通達の実施要領の5に示すとおりであるが上記1の(1)の社団法人日本クレーン協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会が行う当該教育については、それぞれの団体の本部で修了の証明等を一括して行うこととしていること。

ストラドルキャリアの運転者に対する安全教育について

61. 12. 22 基発第683号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」により、その推進を図ってきているところである。

今般、これらの通達に基づく特別教育に準じた教育のうち、標記の教育に係るものの実施要領を新たに別添のとおり定めたので、当該教育を行う団体に対して、別添実施要領に基づいて当該教育が適切に実施されるよう指導援助を図るとともに、対象労働者に対し当該教育を受講させるよう関係事業者に勧奨されたい。

なお、本通達により実施することとなる安全教育は、昭和60年4月5日基発第185号の3「ストラドルキャリアによる労働災害の防止について」の別添「ストラドルキャリア安全対策要綱」の5の(1)において別途示すところにより実施するものとされたストラドルキャリア運転業務教育のことであるので、念のため申し添える。

別添

ストラドルキャリア運転業務安全教育実施要領

1. 目的

近年、港湾荷役作業においては、コンテナ輸送に代表される機械化、省力化が進められ、特に沿岸荷役作業では、その担い手としてストラドルキャリアが多数使用されるに至っている。

ストラドルキャリアは、その構造上重心の位置が高く、また運転席からの視界もある程度制約されること等から、その運転に高度な知識及び技能が要求される場所であり、また運転等に起因する労働災害が数多く発生しているところである。

このため、ストラドルキャリアの運転者に対して安全にストラドルキャリアを運転するために必要な知識及び技能を付与し、もって職場における安全の一層の確保に資することとする。

2. 対象者

ストラドルキャリアの運転の業務に従事する労働者とする。

3. 実施者

ストラドルキャリアの運転の業務に労働者をつかせる事業者に代わって当該教育を行う安全衛生団体等とすること。

4. 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙の「ストラドルキャリア運転業務安全教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、港湾貨物運送事業労働災害防止協会編「ストラドルキャリアの安全運転」等が適当と認められること。
- (3) 1回の教育対象人員は、学科教育にあつては50人以内とすること。また、実技教育にあつては、受講者を1単位2人以内として行うこと。
- (4) 講師については、港湾貨物運送事業労働災害防止協会が実施する「ストラドルキャリア運転業務インストラクター養成研修」を修了した者又は別紙の教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者を充てること。

5. 修了の証明等

- (1) 事業者は、当該教育を実施した結果について、その旨記録し、保管すること。
- (2) 安全衛生団体等が事業者に代わって当該教育を実施した場合は、修了者に対してその修了を証する書面を交付する等の方法により所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別紙

ストラドルキャリアー運転業務安全教育カリキュラム

1. 学科教育

科 目	範 囲	時 間
ストラドルキャリアーの走行装置の構造及び取扱い方法に関する知識	ストラドルキャリアーの原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、電気装置、警報装置及び走行に関する附属装置の構造及び取扱い方法	2時間
ストラドルキャリアーの荷役装置の構造及び取扱い方法に関する知識	ストラドルキャリアーの荷役装置、油圧装置、スプレッド及び荷役に関する附属装置の構造及び取扱い方法	2時間
ストラドルキャリアーの運転に必要な力学に関する知識	力（合成、分解、つり合い及びモーメント）、重量、重心、速度、加速度及び安定度	1時間
関係法令等	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項、ストラドルキャリアー構造規格並びに港湾貨物運送事業労働災害防止規程中の関係条項	1時間
災害事例	災害事例研究	1時間

2. 実技教育

科 目	範 囲	時 間
ストラドルキャリアーの走行の操作	発進、停止、前進、後進、施回、空ベイへの進入等の基本走行の操作	20時間
ストラドルキャリアーによる荷役運搬の操作	基本操作、スプレッドによる荷の着脱及び昇降の操作並びにコンテナの運搬走行及び所定位置着床の操作	10時間
ストラドルキャリアーの作業開始前点検	走行装置及び荷役装置の作業開始前の点検方法	2時間

ストラドルキャリアー運転業務の作業者に対する安全教育の実施について

61. 12. 22 安全課長名内翰

標記については、昭和61年12月22日付け基発第683号「ストラドルキャリアーの運転者に対する安全教育について」をもって実施要領が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記の事項に留意するとともに、当該教育が円滑に行われるよう適切な指導等を行われたい。

記

1. 実施者について

港湾貨物運送事業労働災害防止協会から全国を数ブロックに分け、当該教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。

2. 修了の証明等

修了の証明等については、前記通達の実施要領の5に示すとおりであるが、港湾貨物運送事業労働災害防止協会が行う当該教育については、同協会本部で修了の証明等を一括して行うこととしていること。

安全衛生教育の実施種類の変更について

62.2.9 基安発第3号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」、昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」及び昭和59年3月26日付け基安発第6号「安全衛生教育（新規）3ヶ年（昭和59年度～昭和61年度）の実施種類について」により、その推進を図ってきたところであるが、その後における安全衛生教育の推進状況を勘案して、当該教育の実施種類を変更することとし、昭和62年度に新規に実施する安全衛生教育の種類については、別添1のとおりとしたので通知する。

なお、59年度から61年度までに新規に実施した安全衛生教育の種類は別添2のとおりであるので申し添える。

別添1

安全衛生教育（新規）の種類

教育内容／実施年度	62
雇入れ時等教育	
特別教育等	研削と石取替え等業務インストラクター養成 フォークリフト運転業務「実務向上教育」 動力プレスの金型取付け等の業務「実務向上教育」 再入室操作業務インストラクター養成 荷役機械等によるはい作業従事者教育
特殊技能者（作業主任者を除く。）教育	揚貨装置運転士「技能向上教育」講師養成 揚貨装置運転士「技能向上教育」
経営首脳者等啓発	
安全・衛生管理者等教育	衛生管理者「実務向上教育」講師養成
作業主任者等教育	トラクター等による集運材作業指揮者等教育 プレス作業主任者「実務向上教育」 移動式クレーン解体作業指揮者教育 鉛作業主任者「実務向上教育」 ボイラー据付工事作業主任者「実務向上教育」 クレーン組立解体作業指揮者教育 足場組立作業主任者「実務向上教育」講師養成 第一種圧力容器作業主任者「実務向上教育」 電気工事作業指揮者教育
職長等教育	
計画参画者等教育	
生産技術管理者等教育	
設計技術者等教育	
定期自主検査者等教育	フォークリフト特定自主検査者「実務向上教育」 車両系建設機械（整地・運搬・積込み及び掘削用機械） 特定自主検査者「実務向上教育」 化学設備等定期自主検査者教育

別添 2

安全衛生教育（新規）の種類

教育内容/実施年度	59	60	61
新人社員等教育	中小企業安全衛生指導員養成 クイックレスプレッシャー教育 危険物取扱者教育 労働者職業衛生教育 労働者職業衛生教育 労働者職業衛生教育	工場団地等集団で実施する教育 チーム・ソ・ソ・業務「技術向上教育」	スリッパ・ヘルメット・ヘルメット スリッパ・ヘルメット・ヘルメット VDT作業労働衛生教育 VDT作業労働衛生教育 VDT作業労働衛生教育
特別技能者（作業主任者を除く。）教育	フューリング「技能向上教育」講師養成	クイックレスプレッシャー「技能向上教育」講師養成 クイックレスプレッシャー「技能向上教育」講師養成 クイックレスプレッシャー「技能向上教育」講師養成 クイックレスプレッシャー「技能向上教育」講師養成 クイックレスプレッシャー「技能向上教育」講師養成 クイックレスプレッシャー「技能向上教育」講師養成	クイックレスプレッシャー「技能向上教育」
経営幹部等研修	安・業務研修等経営幹部「安全衛生セミナー」		
安全・衛生管理者等教育	安全管理者等研修教育		
作業主任者等教育	熟知し作業設備等教育講師養成 熟知し作業設備等教育 熟知し作業設備等教育 熟知し作業設備等教育 熟知し作業設備等教育	クイックレスプレッシャー「技能向上教育」 熟知し作業設備等教育「安全衛生セミナー」講師養成 熟知し作業設備等教育「安全衛生セミナー」講師養成 熟知し作業設備等教育「安全衛生セミナー」講師養成 熟知し作業設備等教育「安全衛生セミナー」講師養成	
職長等教育	ビル管理系・清掃系のリーダー養成		
計画参加者等教育	クイックレスプレッシャー「技能向上教育」		
生産技術管理担当者教育	クイックレスプレッシャー「技能向上教育」 熟知し作業設備等教育「作業安全技術教育」講師養成 熟知し作業設備等教育「作業安全技術教育」講師養成 熟知し作業設備等教育「作業安全技術教育」講師養成		建設工事の移動式クレーン「作業安全技術教育」講師養成 建設工事の移動式クレーン「作業安全技術教育」講師養成
設計技術者等教育			
定期自主検査者等教育	固定設備等検査者教育 移動式クレーン定期自主検査者教育 移動式クレーン定期自主検査者教育		天井クレーン定期自主検査者教育講師養成 天井クレーン定期自主検査者教育 クレーン定期自主検査者教育

ボイラー取扱技能講習を修了した者に対する技能向上教育について

62. 3. 13 基発第 136 号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」、同年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」等により、その推進を図ることとしているところである。

就業制限に係る業務に従事する特殊技能者に対するこれらの通達に基づく安全衛生教育であって、ボイラーに係るものについては、昭和60年5月23日付け基発第283号「ボイラー技士に対する技能向上教育及びボイラー取扱作業主任者に対する実務向上教育について」により、既に通達したところであるが、今般さらに、標記の教育に係るものの実施要領を別添のとおり定めたので、当該安全衛生教育を行う団体に対して当該実施要領に基づいて実施するよう指導援助を図るとともに、対象労働者に対し当該教育を受講させるよう関係事業主に勧奨されたい。

(別添)

ボイラー取扱技能講習修了者技能向上教育実施要領

1 目的

最近のボイラーは、構造、材料、工作方法、水処理等の技術の進展が著しく、また、自動制御装置、燃焼装置等の取扱方法も大きく変化している。

これに伴い、ボイラーの取扱いの業務に従事する者は、安全を確保するため従来にもまして自動制御、水管理、燃焼方法等について高度な知識と技能が要求されている。

このため、ボイラー取扱技能講習を修了した者に対し、この要領に基づくボイラー取扱技能講習修了者技能向上教育(以下「ボイラー取扱技能講習修了者技能向上教育」という。)を実施し、当該業務に係る資格を取得した後における最新の技術の進展に対応した知識等を付与し、もって安全の一層の確保に資することとする。

2 対象者

ボイラー取扱技能講習を修了した者であって、当該技能講習の修了後概ね5年以上経過し、現にボイラー(労働安全衛生法施行令第6条第16号イからニまでに掲げるボイラーに限る。)の取扱いの業務に従事するものとする(昭和60年5月23日付け基発第283号「ボイラー技士に対する技能向上教育及びボイラー取扱作業主任者に対する実務向上教育について」の別添2の「ボイラー取扱作業主任者実務向上教育」を修了した者を除く。)

3 実施者

ボイラー取扱技能講習に係る指定教習機関であること。

4 実施方法

- (1) 当該教育のカリキュラムは、別紙の「ボイラー取扱技能講習修了者技能向上教育カリキュラム」によること。
- (2) 1回の教育対象人員は、50人以内とすること。
- (3) 教材としては、「最近のボイラーとその取扱い」(社団法人日本ボイラー協会編)等が適当と認められること。

(4) 講師については、社団法人日本ボイラ協会又は社団法人ボイラ・クレーン安全協会の本部が実施する「ボイラー、圧力容器技能・実務向上教育講師養成研修」を修了した者又は別紙のカリキュラムの科目について学識経験等を有する者を当てること。

5 修了の証明等

前記3の実施者は、当該教育修了者に対して「ボイラー取扱技能講習修了者技能向上教育」の修了を証する書面を交付又は本教育を修了した旨を記入できるボイラー取扱技能修了証へその旨を記載することにより、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保存すること。

別紙

ボイラー取扱技能講習修了者技能向上教育カリキュラム

科目	範囲	時間
1 最近のボイラーと構造上の特徴	(1) ボイラーの発達と最近の傾向 (2) 最近のボイラーの構造上の特徴	0.5
2 自動制御	(1) 圧力制御 (2) 水位制御 (3) 燃焼制御	1.0
3 水管理及び吹出し	(1) 給水及びボイラー水の管理 (2) ボイラー外処理 (3) ボイラー内処理 (4) 薬注 (5) 吹出し	1.0
4 燃料及び燃焼並びに省エネルギー	(1) 燃料と燃焼方法(油及びガス) (2) 燃焼に伴う障害の防止 (3) 燃焼に伴う公害の防止 (4) 省エネルギー	1.5
5 取扱と保守	(1) 低水位事故防止対策 (2) 燃焼安全装置(火炎検出器、燃料遮断弁等) (3) 保守と点検 (4) 異常時の処置(天災対策を含む。)	2.0
6 関係法令及び災害事例	(1) 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及びボイラー及び圧力容器安全規則のうちボイラーに係るもの並びにボイラ構造規格 (2) 災害事例	1.0

ショベルローダー等の定期自主検査者に対する
安全教育について

62. 3. 24 基発第 163 号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」、昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」等によりその推進を図ることとしているところである。今般、これらの通達に基づき定期自主検査者等に対する安全衛生教育のうち、新たに標記の教育に係るもの実施要領を別添のとおり定めたので、当該教育を行う団体に対して当該実施要領に基づいて実施するよう指導援助を行うとともに、対象労働者に対して当該教育を受講させるよう関係事業者に勧奨されたい。

別添

ショベルローダー等定期自主検査者安全教育実施要領

1. 目的

ショベルローダー及びフォークローダー（以下「ショベルローダー等」という。）について、1年以内ごとに1回、定期に行われる自主検査の適切かつ有効な実施を図るため、ショベルローダー等の検査の業務に従事する者に対して必要な知識等を付与する。

2. 対象者

労働安全衛生規則第151条の31によるショベルローダー等の定期自主検査の業務に従事する者とする。

なお、1月以内ごとに1回定期に行われるショベルローダー等の自主検査の業務に従事する者を含めて差し支えないこと。

3. 実施者

実施主体は、陸上貨物運送事業労働災害防止協会又は、社団法人建設荷役車両安全技術協会とすること。

4. 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙の「ショベルローダー等定期自主検査者安全教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「ショベルローダー等定期自主検査マニュアル」（陸上貨物運送事業労働災害防止協会編）等が適当と認められること。
- (3) 1回の教育対象人員は、50人以内とすること。
- (4) 講師については、次のいずれかに該当する者とする。

- イ ショベルローダー等運転技能講習規程第1条に規定するショベルローダー等運転技能講習の講師の資格を有する者
- ロ 検査員等の資格等に関する規程第6条の5に規定するフォークリフトに係る労働大臣が定める研修の講師として認められる者
- ハ 別紙の安全教育カリキュラムの科目について、学識経験等を有する者

5. 修了の証明等

実施者は、当該教育を実施した場合、修了者に対して、その修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別紙

ショベルローダー等定期自主検査者安全教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
ショベルローダー等の定期自主検査の意義	ショベルローダー等の定期自主検査の目的及び検査者の役割	0.5時間
ショベルローダー等の検査に必要な一般的事項に関する知識	1. ショベルローダー等の種類及び構造 2. 原動機、動力伝達装置、走行装置、制動装置、操縦装置、荷役装置、油圧装置、車体関係、安全装置等の構造及び機能	2.0時間
ショベルローダー等の検査の方法に関する知識	1. 検査の手順 2. 検査機器の使用法 3. ショベルローダー等の部分の検査方法及び判定基準	4.0時間
関係法令及び災害事例	1. 労働安全衛生法、同法施行令及び労働安全衛生規則のうち、ショベルローダー等の定期自主検査に係るもの 2. 災害事例	0.5時間

ショベルローダー等の定期自主検査者に対する
安全教育の実施について

62. 3. 24 安全課長名内翰

標記については、昭和62年3月24日付け基発第163号「ショベルローダー等の定期自主検査者に対する安全教育について」をもって実施要領が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記の事項に留意するとともに、当該教育が円滑に行われるよう関係団体等に対して適切な指導等を行われたい。

記

1. 実施者について

陸上貨物運送事業労働災害防止協会及び(社)建設荷役車両安全技術協会は、本教育の実施に当たり互いに十分な協力を行い、修了証の様式、教育の実施方法等について調整を図ることとしていること。

2. 当該教育の対象者について

対象者に関係事業者に代わってショベルローダー等の定期自主検査を行う業者に所属する者をも含めることとして差し支えないこと。

3. その他

指導に当たっては、別表のショベルローダー都道府県別販売台数を参考とすること。

別表

ショベルローダー都道府県別販売台数

(昭和54年～60年分、(社)建設荷役車両安全技術協会調査)

都道府県名	2t未満	2t以上	計	都道府県名	2t未満	2t以上	計
北海道	184	457	641	滋賀	63	55	118
三重	179	69	248	合計	7,666	6,106	13,772

鉛作業主任者に対する実務向上教育について

62. 4. 13 基発第 211 号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」により、その推進を図ることとしているところであるが、今般、これらの通達に基づく作業主任者等に対する安全衛生教育のうち、新たに標記の教育に係る実施費額を別添のとおり定めたので、当該教育を行おうとする団体等に対して本実施費額に基づいて標記教育を実施するよう指導援助を図るとともに、対象労働者に対し当該教育を受講させるよう関係事業主に勧奨されたい。

別添

鉛作業主任者実務向上教育実施要領

1 目的

鉛業務については、近年の生産技術の進展に伴い、労働者の作業態様に変化がみられるほか、労働衛生管理技術にも著しい進歩がみられ、これに伴い、鉛作業主任者には、従来にも増して最近の労働衛生管理技術等についての高度な知識が要求されるに至っている。

このため、鉛作業主任者に対して、当該職務に係る資格を取得した後における鉛業務に係る労働衛生管理技術の進展等に対応した知識等を付与し、もって安全衛生の一層の確保に資することとする。

2 対象者

鉛作業主任者技能講習修了後おおむね5年以上経過した者であって、鉛業務に従事する労働者とする。こと。

3 実施者

鉛作業主任者技能講習に係る指定教習機関であること。

4 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙の「鉛作業主任者実務向上教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、労働省化学物質調査課編「鉛中毒予防の知識（鉛作業主任者実務向上教育テキスト）」等が適当であること。
- (3) 1回の教育対象人員は、100人以内とすること。
- (4) 講師については、鉛作業主任者技能講習の講師の資格を有する者又は別紙の教育カリキュラムの科目について十分な学識経験等を有する者を当てること。

5 修了の証明等

前記3の実施者は、教育修了者に対し「鉛作業主任者実務向上教育」の修了を証する書面を交付し、又は鉛作業主任者技能講習修了証に本教育を修了した旨を記載することにより所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保存すること。

別紙

鉛作業主任者実務向上教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
作業環境管理に関する知識	1 作業環境管理の概要 2 作業環境測定結果の評価及び当該結果に基づく作業環境管理 3 局所排気装置等の設計 4 局所排気装置等の維持管理	3.0
保護具に関する知識	1 鉛作業用保護具一般 2 呼吸用保護具 3 呼吸用保護具の保守管理 4 保護具の規格等	1.0
健康管理に関する知識	1 作業場における鉛 2 鉛の吸収、体内蓄積及び排せつ 3 鉛ばく露の指標 4 鉛中毒の症状 5 健康診断及び事後措置	2.0
関係法令及び災害事例	1 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則のうち鉛業務に係るもの並びに鉛中毒予防規則 2 災害事例	1.0

化学設備等の定期自主検査者に対する安全教育
について

62. 4. 13 基発第 213 号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」によりその推進を図ることとしたが、今般、これらの通達に基づき定期自主検査者等に対する安全衛生教育のうち、新たに標記の教育に係る実施要領を別添のとおり定めたので関係事業者に対し、実施を勧奨するとともに、事業者にかわって当該教育を行う団体に対しても指導援助を図られたい。

(別添)

化学設備等定期自主検査者安全教育実施要領

1. 目的

化学設備及びその付属設備(以下「化学設備等」という。)に係る、自主検査の適切かつ有効な実施を図るため、当該検査及びその結果に基づく判定等の業務に従事する者に対して必要な知識等を付与する。

2. 対象者

化学設備等の定期自主検査の業務に従事する労働者(当該業務に従事することが予定されている労働者を含む。)とする。

3. 実施者

実施主体は、上記2の対象者を使用する事業者又は当該事業者にかわって当該教育を行う安全衛生団体等とする。

4. 実施方法

(1) 教育カリキュラムは、別紙の「化学設備等定期自主検査者安全教育カリキュラム」によること。

(2) 安全衛生団体等が実施するものにあつては、1回の教育対象人員は50人以内とすること。

(3) 講師については、当該教育カリキュラムの科目について十分な知識、技能等を有する者とする。

5. 修了の証明等

(1) 事業者は、当該教育を実施した結果について、その旨記録し、保管すること。

(2) 安全衛生団体等が事業者にかわって当該教育を実施した場合は、修了者に対して、その修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明するとともに教育修了者名簿を作成し、保管すること。

(別紙)

化学設備等定期自主検査者安全教育カリキュラム

科目	範囲	時間
化学設備等定期自主検査の意義	化学設備等定期自主検査の目的及び実施要領並びに検査者の役割	0.5時間
塔槽類、熱交換器及び加熱炉の検査に関する知識	1 種類と構造 2 各部の内面及び外面の検査方法及び判定基準	1時間
冷却装置、加熱装置及び攪拌装置の検査に関する知識	1 種類と構造 2 機能検査及び各部の状態検査の方法並びに判定基準	0.5時間
移送装置、圧縮装置及び予備動力源の検査に関する知識	1 種類と構造 2 機能検査及び各部の状態検査の方法並びに判定基準	1.5時間
計測装置、制御装置等及び安全装置の検査に関する知識	1 種類と構造 2 機能検査及び各部の状態検査の方法並びに判定基準	2時間
関係法令	労働安全衛生法、同法施行令及び同法施行規則のうち、化学設備等定期自主検査に係るもの	0.5時間
検査機器の使用方法等に関する知識	検査方法の原理及び検査機器の使用法(超音波厚さ測定器等の使用法等のデモンストレーションを含む。)	3時間

化学設備等の定期自主検査者に対する安全教育の実施について

62. 4. 13 安全課長名内翰

化学設備等の定期自主検査者に対する安全教育については、昭和62年4月13日付け基発第213号「化学設備等の定期自主検査者に対する安全教育について」をもって実施要領が示されたところであるが、その実施に当っては、下記により関係団体を指導のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1. 対象者について

他人の求めに応じて化学設備等の定期自主検査を行う者に使用される労働者で、当該定期自主検査業務に従事する者(当該業務に従事することが予定されている者を含む。)が含まれる趣旨であること。

2. 実施者について

(1) 「安全衛生団体等」としては、各都道府県労働基準協会、中央労働災害防止協会各地区安全衛生サービスセンター等が適当と認められること。

なお、各局における実施者の選択については、局管内の実情を勘案して決定すること。

(2) 上記(1)に掲げる者以外の者から本教育の実施について申し出があった場合には、当分の間安全衛生部安全課に連絡すること。

3. 教材について

「化学設備等定期自主検査指針の解説」(労働省安全衛生部安全課編、中央労働災害防止協会発行)等が適当と認められること。

4. 実施方法について

(1) 安全衛生団体等が本教育を実施する場合には、「化学設備等定期自主検査者安全教育カリキュラム」(以下「カリキュラム」という。)のうち「検査機器の使用方法等に関する知識」の科目については、次に掲げる検査について、検査機器を用いて講師によるデモンストレーションを行うこと。

イ 超音波による肉厚検査

□ 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査

ハ 超音波探傷検査又は渦流探傷検査

(2) 講師及び上記(1)に掲げる検査に係る検査機器については、本省において社団法人日本ボイラ協会、社団法人ボイラ・クレーン安全協会及び石油化学工業協会に対し次により便宜を供与するよう要請済みであるので、必要に応じて連絡をとること。

イ 社団法人日本ボイラ協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会

カリキュラムのうち「検査機器の使用方法等に関する知識」の科目に係る講師の派遣及び検査機器（超音波による肉厚検査、浸透探傷検査及び超音波探傷検査に係る機器に限る。）の貸与

（連絡先 社団法人日本ボイラ協会 地区検査事務所

社団法人ボイラ・クレーン安全協会 検査部）

□ 石油化学工業協会

カリキュラム（「化学設備等定期自主検査の意義」及び「関係法令」の科目を除く。）に係る講師の派遣及び検査機器の貸与

（連絡先 石油化学工業協会 技術部 電話 03-501-7043）

再圧室操作業務従事者に対する特別教育指導員
(インストラクター)講習について

62. 5. 8 基発第 270 号

安全衛生教育については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び同年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当って留意すべき事項について」により、その推進を図ってきているところである。

今般、これらの通達に基づく安全衛生教育のうち、標記講習に係るものの実施要領を別添のとおり定め、建設業労働災害防止協会建設業安全衛生教育センターにおいて当該講習を昭和62年10月から実施することとしたので、関係者に対し受講を勧奨されたい。

(別添)

再圧室操作業務従事者に対する特別教育指導員
(インストラクター)講習実施要領

1 目 的

本講習は再圧室を操作する業務に従事する労働者に対する特別教育の講師になろうとする者に対し、専門的知識を体系的に付与し、当該教育の効果をあげることを目的とする。

なお、本講習終了者は、再圧室操作業務従事者特別教育指導員(インストラクター)と称することとする。

2 実施機関

実施機関は、建設業労働災害防止協会建設業安全衛生教育センター(所在地千葉県佐倉市)とする。

3 講習カリキュラム

講習カリキュラムは、別表「再圧室操作業務従事者に対する特別教育指導員(インストラクター)講習カリキュラム」とし、同表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

4 講 師

本講習の講師は、講習カリキュラムに掲げるそれぞれの科目について、十分な学識経験を有する者とする。

5 定 員

定員は、1回30名以内とする。

6 修了の証明等

本講習を実施した機関は、修了者に対してその修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の講習を修了したことを証明するとともに、講習修了者名簿を作成し、保管するものとする。

(別表)

再生室操業従事者に対する特別教育指導員

(インストラクター)講習カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
インストラクター の役割と心構え	インストラクターの役割と心構え	30分
労働衛生管理の 概論	労働衛生の目的 労働衛生管理の進め方 労働衛生 教育	1時間
高気圧障害の知 識に関すること	高気圧障害の生理と病気 高気圧障害の症状 高気 圧障害の予防(減圧管理を含む。)	3時間
救急再圧法に関 すること	標準再圧治療法 その他の救急再圧法	2時間
救急そ生法に関 すること	人工呼吸法 人工そ生法	3時間 30分
再生室に関する こと	再生室の構造、操作方法、保守点検等に関する知識	2時間
関係法令	労働基準法、労働安全衛生法、労働安全衛生法施行 令、労働安全衛生規則及び高気圧作業安全衛生規則 (これらに基づく告示を含む。)の中の関係条項	2時間 30分
再生室の操作及 び救急そ生法に 関する実技	再生室の操作及び保守点検法 人工呼吸法 人工そ 生法	3時間
労働衛生教育の 方法	教育技法 教育演技	1時間

(計17時間30分)

トラクター等による集材作業の指揮者等に対する安全教育について

62.9.25 基発第572号

安全衛生教育については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」等によりその推進を図っているところであるが、今般、これらの通達に基づき、作業主任者等に対する教育の一環として新たに標記の教育に係る実施要領を別添のとおり定めたので、関係事業者に対しその実施を勧奨するとともに、事業者に代わって当該教育を行う団体に対しても指導援助を図られたい。

別添

トラクター等による集材作業の指揮者等安全教育実施要領

1 目的

林業におけるトラクター等による集材作業（トラクター道の作設、荷かけ、木材の引寄せ、けん引等の作業をいう。）の安全を確保するため、当該作業を指揮する者等に対し、当該職務の遂行に必要な知識等を付与する。

2 対象者

トラクター等による集材作業に従事する者に対し現に作業の指揮を行っている者、又は新たに当該作業を指揮する者となる予定の者とする。

3 実施者

トラクター等による集材作業を行う事業者又は当該教育を行う安全衛生団体等とする。

4 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙の「トラクター等による集材作業の指揮者等安全教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、近く刊行される予定の「トラクター等による集材作業安全実務必携」（林業・木材製造業労働災害防止協会編）等が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が行うものにあつては、1回の教育対象人員は原則として50人以内とすること。
- (4) 安全衛生団体等が実施する場合の講師については、林業・木材製造業労働災害防止協会に所属する安全管理士等又は別紙の教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者を充てること。

5 修了の証明等

- (1) 事業者は、当該教育を実施した結果について、その旨記録し、保管すること。
- (2) 安全衛生団体等が事業者に代わって当該教育を実施した場合は、修了者に対してその修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し保管すること。

別紙

トラクター等による集材作業の指揮者等安全教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
トラクター等による集材作業に関する知識	(1) 作業計画 (2) 作業の一般的注意事項 (3) トラクター等の運転 (4) トラクター等による集材 (5) トラクター等の輸送	3.0時間
トラクター等の点検及び整備に関する知識	(1) トラクター等の点検及び整備 (2) ワイヤロープの取扱い及び点検	1.0時間
トラクター道の作設等に関する知識	(1) トラクター道の作設及び保守 (2) 土場の選定及び作設	0.5時間
関係法令	労働安全衛生関係法令中の関係条項	1.0時間

第一種圧力容器取扱作業主任者に対する実務向上教育について

62. 10. 27 基発第 631 号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」、同年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」等により、その推進を図ることとしているところである。

今般、これらの通達に基づく、作業主任者に対する安全衛生教育のうち、新たに標記の教育に係るものの実施要領を別添のとおり定めたので、当該教育を行おうとする団体に対して本実施要領に基づいて標記教育を実施するよう指導援助を行うとともに、対象労働者に対し当該教育を受講させるよう関係事業主に勧奨されたい。

別添

第一種圧力容器取扱作業主任者実務向上教育実施要領

1 目的

最近の第一種圧力容器は、構造、材料、工作方法等の技術の進歩が著しく、また、設備管理、自動制御等の取扱い技術が高度化している。これに伴い、第一種圧力容器の取扱い作業に従事する者は、安全衛生を確保するため、従来にもまして、このような技術について高度な知識と技能が要求されている。

このため、第一種圧力容器取扱作業主任者に対し、当該職務に係る資格を取得した後における最近の技術の進展に対応した知識等を付与し、もって安全衛生の一層の確保に資することとする。

なお、本教育は、第一種圧力容器取扱作業主任者を化学設備に係る第一種圧力容器の取扱い作業の指揮等を行う作業主任者（以下「化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者」という。）と当該作業以外の作業の指揮等を行う作業主任者（以下「普通第一種圧力容器取扱作業主任者」という。）とに区分し、それぞれの者に対し以下の要領で行うものとする。

2 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者実務向上教育関係

(1) 対象者

化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者として選任されてから、概ね5年以上経過をした者であって、現に、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者の職務に就いているものとする。

(2) 実施者

化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習に係る指定教習機関並びに社団法人日本ボイラ協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会の各都道府県支部等であること。

(3) 実施方法

イ 当該教育のカリキュラムは、別紙1の「化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者実務向上教育カリキュラム」によること。

ロ 一回の対象人員は、50人以内とすること。

ハ 教材としては、「最近の圧力容器とその取扱い（化学設備関係第一種圧力

容器)」（社団法人日本ボイラ協会編）が適当と認められること。

ニ 講師については、社団法人日本ボイラ協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会の本部が実施する「ボイラー、圧力容器技能・実務向上教育講師養成研修」を修了した者又は別紙1のカリキュラムの課目について学識経験等を有する者を充てること。

(4) 修了の証明等

前記(2)の実施者は、当該教育修了者に対して「化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者実務向上教育」の修了を証する書面を交付し、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保存すること。

3 普通第一種圧力容器取扱作業主任者実務向上教育関係

(1) 対象者

普通第一種圧力容器取扱作業主任者として選任されてから、概ね5年以上経過をした者であって、現に、普通第一種圧力容器取扱作業主任者の職務に就いているものとする。

(2) 実施者

普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習に係る指定教習機関並びに社団法人日本ボイラ協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会の各都道府県支部等であること。

(3) 実施方法

イ 当該教育のカリキュラムは、別紙2の「普通第一種圧力容器取扱作業主任者実務向上教育カリキュラム」によること。

ロ 一回の対象人員は、50人以内とすること。

ハ 教材としては、「最近の圧力容器とその取扱い（普通第一種圧力容器）」（社団法人日本ボイラ協会編）が適当と認められること。

ニ 講師については、社団法人日本ボイラ協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会の本部が実施する「ボイラー、圧力容器技能・実務向上教育講師養成研修」を修了した者又は別紙2のカリキュラムの課目について学識経験を有する者を充てること。

(4) 修了の証明等

前記(2)の実施者は、当該教育修了者に対して「普通第一種圧力容器取扱作業主任者実務向上教育」の修了を証する書面を交付し、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保存すること。

別紙 1

化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者実務向上教育カリキュラム

科 目	範 囲	時間
1 第一種圧力容器取扱作業主任者の職務	(1) 安全管理体制 (2) 第一種圧力容器の安全管理 (3) 作業主任者の職務	1.0
2 最近の第一種圧力容器及び構造上の特徴	(1) 最近の第一種圧力容器と進歩の動向 (2) 第一種圧力容器の構造上の特徴 (3) 最近の材料	1.0
3 計装及び制御	(1) 圧力・温度等の制御 (2) 計測・制御機器装置	1.0
4 取扱い及び保守	(1) 取扱い上の留意点 (2) 保守と点検 (3) 異常時の対策（地震対策を含む。）	1.5
5 危険物及び化学反応	(1) 最近の危険物 (2) 性状及び化学反応	1.0
6 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例 (2) 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及びボイラー及び圧力容器安全規則中の関係条項並びに圧力容器構造規格	1.5

別紙 2

普通第一種圧力容器取扱作業主任者実務向上教育カリキュラム

科 目	範 囲	時間
1 第一種圧力容器取扱作業主任者の職務	(1) 安全管理体制 (2) 第一種圧力容器の安全管理 (3) 作業主任者の職務	1.0
2 最近の第一種圧力容器及び構造上の特徴	(1) 最近の第一種圧力容器と進歩の動向 (2) 第一種圧力容器の構造上の特徴 (3) 最近の材料	1.0
3 計装及び制御	(1) 圧力・温度等の制御 (2) 計測・制御機器	1.0
4 取扱い及び保守	(1) 取扱い上の留意点 (2) 保守と点検 (3) 異常時の対策（地震対策を含む。）	1.5
5 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例 (2) 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及びボイラー及び圧力容器安全規則中の関係条項並びに圧力容器構造規格	1.5

フォークリフト特定自主検査者に対する実務向上教育について

62. 11. 26 基発第 669 号

安全衛生教育については、昭和 59 年 2 月 16 日付け基発第 76 号「安全衛生教育の推進について」及び昭和 59 年 3 月 26 日付け基発第 148 号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」等によりその推進を図っているところであるが、今般、これらの通達に基づき、定期自主検査者等に対する教育の一環として新たに標記の教育に係る実施要領を別添のとおり定めたので、当該教育を行う団体に対して本実施要領に基づいて標記教育を実施するよう指導援助を行うとともに、対象者に対し当該教育を受講させるよう関係事業者に勧奨されたい。

別添

フォークリフト特定自主検査者実務向上教育実施要領

1 目的

近年、フォークリフトは、物流の合理化、荷役の省力化等に伴い、高性能化、多機能化され、その技術的進展は著しいものがある。フォークリフトの特定自主検査を行う者は、これらの技術的進展に対応するため従来にもまして検査等について高度な知識と技能が要求されている。

このため、フォークリフトの特定自主検査者に対し実務向上教育を実施し、最近の技術の進展に対応した知識等を付与し、もって労働者の安全の一層の確保を図ることとする。

2 対象者

- (1) 労働大臣又は労働省労働基準局長が定めるフォークリフトの特定自主検査者資格取得研修を修了した後、おおむね 5 年以上経過した者とする。
- (2) 上記(1)の研修の修了を要しない資格による特定自主検査者については、当該機械の検査業務に従事しておおむね 5 年以上経過した者とする。

3 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙の「フォークリフト特定自主検査者実務向上教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、社団法人建設荷役車両安全技術協会編「フォークリフト特定自主検査者実務向上教育テキスト」が適当と認められること。
- (3) 1 回の教育対象人員は、50 人以内とすること。
- (4) 講師は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ① 検査員等の資格等に関する規程第 6 条の 5 に規定するフォークリフトに係る労働大臣が定める研修の講師として認められる者
 - ② 社団法人建設荷役車両安全技術協会が実施する本教育の講師養成コースを修了した者
 - ③ 別紙の「実務向上教育カリキュラム」の科目について学識経験等を有する者

4 修了の証明等

教育実施者は、教育修了者に対し、「フォークリフト特定自主検査者実務向上教育」の修了を証する画面を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し保存すること。

5 実施者

上記実施方法等に従って教育を実施する能力を有するフォークリフトに係る特定自主検査者の研修機関とすること。

別紙

フォークリフト特定自主検査者実務向上教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
フォークリフトに関する知識	最近のフォークリフトの特徴及び機構	1.0時間
検査及び検査機器に関する知識	1 診断の要領と判定基準 2 保安部品の寿命に関する診断要領 3 検査実施上の安全心得 4 検査機器の測定方法	5.0時間
災害事例と関係法令	1 災害事例 2 労働安全衛生法、同施行令及び労働安全衛生規則のうちフォークリフトの特定自主検査に係るもの	1.0時間

フォークリフト特定自主検査者に対する実務向上教育の実施について

62. 11. 27 安全課長名内翰

標記については、昭和62年11月26日付け基発第669号「フォークリフト特定自主検査者に対する実務向上教育について」をもって実施要領が示されたところであるが、その実施にあたっては、下記により関係団体を指導のうえ、遺憾のないようにされたい。

記

1 実施者について

- (1) 社団法人建設荷役車両安全技術協会から都道府県単位で当該教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には、適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から当該教育の実施について申し出等があった場合には、当分の間、安全衛生部安全課に連絡すること。

2 修了の証明等

修了の証明等については、前記通達の実施要領の4に示すとおりであるが、上記1(1)の社団法人建設荷役車両安全技術協会の本部又は都道府県支部で行うこととしていること。

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）特定自主検査者に対する実務向上教育について

62. 11. 26 基発第 670 号

安全衛生教育については、昭和 59 年 2 月 16 日付け基発第 76 号「安全衛生教育の推進について」及び昭和 59 年 3 月 26 日付け基発第 148 号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」等によりその推進を図っているところであるが、今般、これらの通達に基づき、定期自主検査者等に対する教育の一環として新たに標記の教育に係る実施要領を別添のとおり定めたので、当該教育を行う団体に対して本実施要領に基づいて標記教育を実施するよう指導援助を行うとともに、対象者に対し当該教育を受講させるよう関係事業者に勧奨されたい。

別添

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）
特定自主検査者実務向上教育実施要領

1 目的

近年、車両系建設機械は、メカトロ化、多機能化、大型化がなされ、その技術的進展は著しいものがある。

これに伴い、車両系建設機械の特定自主検査を行う者は、これらの技術的進展に対応するため従来にもまして検査等について高度な知識と技能が要求されてきている。

このため、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の特定自主検査者に対し実務向上教育を実施し、最近の技術の進展に対応した知識等を付与し、もって労働者の安全の一層の確保を図ることとする。

2 対象者

- (1) 労働大臣又は労働省労働基準局長が定める車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）特定自主検査者資格取得研修を修了した後、おおむね 5 年以上経過した者とする。
- (2) 上記(1)の研修の修了を要しない資格による特定自主検査者については、当該機械の検査業務に従事しておおむね 5 年以上経過した者とする。

3 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙の「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）特定自主検査者実務向上教育カリキュラム」による。
- (2) 教材としては、社団法人建設荷役車両安全技術協会編「車両系建設機械特定自主検査者実務向上テキスト（整地・運搬・積込み用及び掘削用）」が適当と認められる。
- (3) 1 回の教育対象人員は、50 人以内とする。
- (4) 講師は、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 検査員等の資格等に関する規程第 6 条の 7 に規定する車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）に係る労働大臣が定める研修の講師として認められる者
- ② 社団法人建設荷役車両安全技術協会が実施する本教育の講師養成コースを修了した者
- ③ 別紙の「実務向上教育カリキュラム」の科目について学識経験等を有する者

4 修了の証明等

教育実施者は、教育修了者に対し、「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）特定自主検査者実務向上教育」の修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し保存すること。

5 実施者

上記実施方法等に従って教育を実施する能力を有する車両系建設機械に係る特定自主検査者の研修機関とすること。

別紙

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）

特定自主検査者実務向上カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
車両系建設機械に関する知識	最近の車両系建設機械の特徴及び機構	1.0時間
検査及び検査機器に関する知識	1 診断の要領と判定基準 2 検査実施上の安全心得 3 検査機器の測定方法	5.0時間
災害事例と関係法令	1 災害事例 2 労働安全衛生法、同施行令及び労働安全衛生規則のうち車両系建設機械の特定自主検査に係るもの	1.0時間

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）特定自主検査者に対する実務向上教育の実施について

62. 11. 27 安全課長名内翰

標記については、昭和62年11月26日付け基発第670号「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）特定自主検査者に対する実務向上教育について」をもって実施要領が示されたところであるが、その実施にあたっては、下記により関係団体を指導のうえ、遺憾のないようにされたい。

記

- 1 実施者について
 - (1) 社団法人建設荷役車両安全技術協会から都道府県単位で当該教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には、適切な指導を行うこと。
 - (2) 上記以外の団体から当該教育の実施について申し出等があった場合には、当分の間、安全衛生部安全課に連絡すること。
- 2 修了の証明等

修了の証明等については、前記通達の実施要領の4に示すとおりであるが、上記1(1)の社団法人建設荷役車両安全技術協会の本部又は都道府県支部で行うこととしていること。

クレーン組立・解体作業指揮者に対する安全
教育について

62. 12. 4 基発第 676 号

安全衛生教育の推進については、昭和 59 年 2 月 16 日付け基発第 76 号「安全衛生教育の推進について」及び昭和 59 年 3 月 26 日付け基発第 148 号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」により、その推進を図っているところであるが、今般、これらの通達に基づき作業主任者に対する安全衛生教育のうち、新たに標記の教育に係るものの実施要領を別添のとおり定めたもので、関係事業者に対し実施を勧奨するとともに、事業者に代わって当該教育を行う団体に対しても指導援助を図られたい。

別添

クレーン組立・解体作業指揮者（クライミングクレーン関係）安全教育実施要領

1 目的

最近のクライミングクレーンは、建築物の高層化等に伴い大型化し、その種類及び型式も多様化してきているため、当該クレーンの組立・解体作業に伴う労働災害の発生の危険性が高くなっている。このため、クライミングクレーンの組立・解体作業を指揮する者に対して、作業指揮者としての職務に必要な知識等を付与し、もって労働者の安全の一層の確保に資することとする。

2 対象者

クライミングクレーンの組立・解体作業指揮者として選任された者又は新たに選任される予定の者とする。

3 実施者

実施主体は、上記 2 の対象者を使用する事業者又は事業者に代わって当該教育を行う安全衛生団体とする。

4 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙の「クレーン組立・解体作業指揮者（クライミングクレーン関係）安全教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「クライミングクレーンの組立・解体安全作業基準解説」（社団法人日本クレーン協会編）等が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体が実施するものにあつては、1 回の教育対象人員は 50 人以内とすること。
- (4) 講師については、社団法人日本クレーン協会が実施する「クライミングクレーン組立・解体作業指揮者安全教育講師養成講座」研修を修了した者又は教育カリキュラムの科目について十分な学識経験等を有する者をあてること。

5 修了の証明等

- (1) 事業者は、当該教育を実施した結果について、その旨記録し、保存すること。
- (2) 安全衛生団体が事業者に代わって当該教育を実施した場合は、教育修了者に対して、その修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保存すること。

別紙

クレーン組立・解体作業指揮者（クライミングクレーン関係）安全教育カリキュラム

科 目	範 囲	時間
クライミングクレーンの組立・解体作業指揮者の職務	(1) クライミングクレーンの組立・解体作業における災害発生状況と問題点 (2) 作業指揮者の選任とその職務	0.5
クライミングクレーンの組立・解体作業に関する基礎知識	(1) クライミングクレーンの機種、構造等 (2) 組立・解体作業に使用する機材等 (3) 組立・解体作業の事前準備等 (4) 組立・解体作業時の共通的安全対策	1.0
ワイヤロープ式クライミングクレーンの組立作業及びクライミング作業手順	(1) 架台及び昇降フレーム等の組立手順 (2) 旋回部、カウンタジブ、運転室等の取付け及び配線工事の手順 (3) ジブの取付け及びローピング等の手順 (4) 組立後の安全装置の調整、各部の点検、組立完成検査等 (5) クライミング作業の準備及び手順	1.5
ワイヤロープ式クライミングクレーンの解体作業手順	(1) 旋回部の降下準備及び降下手順 (2) ジブ及びカウンタジブ等の取外し手順 (3) 運転室、旋回装置、昇降フレーム等の取外し手順	1.0
油圧式クライミングクレーンの組立作業及びクライミング作業手順	(1) 架台及び昇降フレーム等の組立手順 (2) 油圧ユニット等の取付け手順 (3) クライミング作業の準備及びクライミング作業の手順	1.5
油圧式クライミングクレーンの解体作業手順	(1) 旋回部の降下準備及び降下手順 (2) 上部及び下部昇降フレームの取外し手順	1.0
関係法令	労働安全衛生法、同施行令、労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則の関係条項	0.5

クレーン組立・解体作業指揮者に対する安全教育の実施について

63. 1.22 安全課長名内翰

標記については、昭和62年12月4日付け基発第676号「クレーン組立・解体作業指揮者に対する安全教育について」をもって実施要領が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記により関係団体を指導のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 実施者について

(1) 社団法人日本クレーン協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会から、全国を数ブロックに分けて当該教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。

また、その実施に当たっては、建設業労働災害防止協会等建設業関係団体の協力を得よう特に配慮すること。

(2) 上記以外の団体から当該教育の実施について申し出等があった場合には、当分の間安全衛生部安全課に連絡すること。

2 修了の証明等

修了の証明等については、前記通達の実施要領の5に示すとおりであるが、上記1.(1)の社団法人日本クレーン協会及び社団法人日本ボイラ・クレーン安全協会が行う当該教育については、当該団体の本部で修了の証明等を一括して行うこととしていること。

別添 1

教育内容の区分	昭和63年度実施予定
雇入れ時等教育	
特別教育等	。研削と石取替え等業務インストラクター養成
特殊技能者（作業主任者を除く。）教育	
経営首脳者等啓発	
安全・衛生管理者等教育	。建築物の解体等（石綿関係）管理者教育
作業主任者等教育	。電気工事作業指揮者教育 。木造建築物の解体作業指揮者教育講師養成 。足場の組立て等作業主任者「実務向上教育」
職長等教育	
計画参画者等教育	。推進工事計画参画者教育 。PC構工事計画参画者教育
設計技術者等教育	。自動生産機械設計者等安全教育
定期自主検査者等教育	。車両系建設機械検査・整備者に対する技術教育

昭和63年度に新規に実施する安全衛生教育
について
63.2.24 安全課長・化学物質調査課長名内翰

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」等の通達によりその推進を図ってきたところであるが、昭和63年度に新たに実施する安全衛生教育の種類を別添1のとおりとしたので通知する。

なお、昭和59年度から昭和62年度までに実施した安全衛生教育の種類は、別添2のとおりであるので申し添える。

別添 2

昭和59年度から昭和62年度までに実施した安全衛生教育の種類

教育内容の区分	昭和59年度～昭和62年度に実施した安全衛生教育の種類	
雇入れ時等教育	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業安全衛生指導員養成 	<ul style="list-style-type: none"> 工業団地等集団で実施する教育
特別教育等	<ul style="list-style-type: none"> クレーン空気充填業務教育 原発放射線業務教育 有機溶剤業務教育 有機溶剤業務インストラクター養成 チェーンソー業務「実務向上教育」 再圧室操作業務インストラクター養成 	<ul style="list-style-type: none"> ストラドルキヤリヤー運転業務インストラクター養成 ストラドルキヤリヤー運転業務教育 VDT作業労働衛生教育インストラクター養成 VDT作業従事者労働衛生教育 VDT作業管理者労働衛生教育
特殊技能者（作業主任者を除く）教育	<ul style="list-style-type: none"> フナーグリフト「技能向上教育」講師養成 ボイラー・圧力容器「技能・実務向上」講師養成 ボイラー技士「技能向上教育」 ボイラー整備士「技能向上教育」講師養成 ボイラー整備士「技能向上教育」 	<ul style="list-style-type: none"> ボイラー溶接士「技能向上教育」講師養成 ボイラー溶接士「技能向上教育」 車両系建設機械「技能向上教育」講師養成 車両系建設機械「技能向上教育」 ボイラー取扱い「技能向上教育」
経営首脳者等啓発	<ul style="list-style-type: none"> 安・衛特等経営首脳者「安全衛生セミナー」 	
安全・衛生管理者等教育	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理者選任時教育 	

作業主任者等教育	<ul style="list-style-type: none"> 積卸し作業指揮者教育講師養成 積卸し作業指揮者教育 造林作業指揮者教育 ボイラー取扱作業主任者「実務向上教育」 トラクター等による集運材作業指揮者等教育 船作業主任者「実務向上教育」 第一種圧力容器作業主任者「実務向上教育」 	<ul style="list-style-type: none"> 採石作業主任者「実務向上教育」講師養成 採石作業主任者「実務向上教育」 船内作業主任者「実務向上教育」講師養成 船内作業主任者「実務向上教育」 クレーン組立解体作業指揮者教育 足場組立作業主任者「実務向上教育」講師養成
職長等教育	<ul style="list-style-type: none"> ビル管理業・清掃業のトレーナー養成 	
計画参画者等教育	<ul style="list-style-type: none"> ずい道工事等計画参画者教育 	
生産技術管理者等教育	<ul style="list-style-type: none"> ボイラー・圧力容器の設計技術者・工作責任者教育 車両系建設機械「作業安全技術教育」講師養成 車両系建設機械「作業安全技術教育」 	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事の移動式クレーン「作業安全技術教育」講師養成 建設工事の移動式クレーン「作業安全技術教育」
設計技術者等教育	<ul style="list-style-type: none"> 検定対象機械工作責任者等教育 	
定期自主検査者等教育	<ul style="list-style-type: none"> 仮設機材管理者教育 移動式クレーン定期自主検査者教育 移動式クレーン整備者教育 フナーグリフト特定自主検査者「実務向上教育」 車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用機械）特定自主検査者「実務向上教育」 	<ul style="list-style-type: none"> 天井クレーン定期自主検査者教育講師養成 天井クレーン定期自主検査者教育 ショベルローダー等定期自主検査者教育 化学設備等定期自主検査者教育

揚貨装置運転士に対する技能向上教育について

63.3.4 基発第127号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」、同年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」等により、その推進を図ることとしているところである。

今般、これらの通達に基づき、特殊技能者等に対する教育のうち、新たに標記の教育に係るものの実施要領を別派のとおり定めたので、当該教育を行おうとする団体に対して、本実施要領に基づいて標記教育を実施するよう指導援助を行うとともに、対象労働者に対し当該教育を受講させるよう関係事業主に勧奨されたい。

別 添

揚貨装置運転士技能向上教育実施要領

1. 目 的

近年、港湾荷役作業においては、科学技術の進展に伴い、荷役機械の高性能化、大型化などが進んでおり、特に船内荷役作業に使用される揚貨装置については、新しい型の機種の開発、取扱い技術の高度化などの大きな変化がみられる。また、このような変化に伴い、揚貨装置の運転に従事する者は、作業の安全を確保するため、従来にも増して、高度な知識と技術が要求されているところである。

このため、揚貨装置運転士に対し、当該職務に係る資格を取得した後における最近の技術の進展に対応した知識等を付与し、もって労働災害防止のなお一層の徹底に資することとする。

2. 対 象 者

揚貨装置運転士免許を取得した者であって、当該免許取得後、概ね5年以上経過し、現に揚貨装置の運転の業務に従事しているものとする。

3. 実 施 者

揚貨装置による作業を行う事業者又は当該教育を行う安全衛生団体等とする。

4. 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙の「揚貨装置運転士技能向上教育カリキュラム」によること。
- (2) 1回の教育対象人員は、50人以内とすること。
- (3) 教材としては、「揚貨装置安全運転必携（技能向上編）」及び「揚貨装置安全運転必携」（いずれも港湾貨物運送事業労働災害防止協会発行）等が適当と認められること。
- (4) 当該教育の講師については、港湾貨物運送事業労働災害防止協会が実施する「揚貨装置運転士技能向上教育インストラクター養成研修」を修了した者又は別紙の教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者を充てること。

5. 修了の証明等

- (1) 事業者は、当該教育を実施した結果について、その旨記録し、保管すること。
- (2) 安全衛生団体等が事業者に代わって当該教育を実施した場合は、修了者に対して、その修了を証する書面を交付する等の方法により所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別紙

揚貨装置運転士技能向上教育カリキュラム

科目	範囲	時間
最近の揚貨装置の構造に関する知識	最近の揚貨装置の型式、荷役方式及びそれらの特徴	1.0 時間
最近の揚貨装置の取扱い等に関する知識	最近の揚貨装置の型式、荷役方式別段取り、取扱い方法及び安全点検、原動機及び電気機器の取扱い方法並びに力学に関する知識	2.0 時間
災害事例	災害事例研究	2.0 時間
関係法令等	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び港湾貨物運送事業労働災害防止規程中の関係条項	1.0 時間

揚貨装置運転士に対する技能向上教育の実施について

63. 3. 5 安全課長名内翰

標記については、昭和63年3月4日付け基発第127号「揚貨装置運転士に対する技能向上教育について」により実施要領が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記の事項に留意するとともに、当該教育が円滑に行われるよう適切な指導等を行われたい。

記

1. 実施者について

港湾貨物運送事業労働災害防止協会から全国を数ブロックに分け、当該教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。

2. 修了の証明等

修了の証明等については、前記通達の実施要領の5に示すとおりであるが、港湾貨物運送事業労働災害防止協会が行う当該教育については、各ブロックごとに設置されている同協会総支部で修了の証明等をそれぞれ行うこととしていること。

荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する
安全教育について

63. 3. 4 基発第128号

安全衛生教育については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」等によりその推進を図っているところである。

今般、これらの通達に基づき、特別教育に準じた教育のうち、新たに標記の教育に係る実施要領を別添のとおり定めたので、当該教育を行う団体に対して、本実施要領に基づいて標記教育を実施するよう指導援助を行うとともに、対象者に対し当該教育を受講させるよう関係事業者に勧奨されたい。

別 添

荷役運搬機械等によるはい作業従事者に
対する安全教育実施要領

1. 目 的

近年のはい作業では、作業の効率化、省力化等の観点から、フォークリフト等の車両系荷役運搬機械、クレーン、移動式クレーン（以下「荷役運搬機械等」という。）を使用することが多くなっている。

特に、これらの荷役運搬機械等によるはい作業は、運転者の1人作業で行われることが多く、取り扱う荷も一搬に長尺物、重量物であり、また、作業速度も大きいところから、荷の落下、崩壊等によって多くの労働災害が発生している。

このため、荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対して、安全に作業を進めるための必要な知識を付与し、労働災害の防止を図ることとする。

2. 対 象 者

荷役運搬機械等によるはい作業に従事する労働者とする。こと。

3. 実 施 者

荷役運搬機械等によるはい作業に労働者を就かせる事業者又は事業者に代わって当該教育を行う安全衛生団体とすること。

4. 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙「荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育カリキュラム」（以下「安全教育カリキュラム」という。）によること。
- (2) 教材は、陸上貨物運送事業労働災害防止協会編「荷役運搬機械等によるはい作業の安全」等が適当と認められること。
- (3) 1回の教育対象人員は50人以内とすること。
- (4) 講師については、陸上貨物運送事業労働災害防止協会が実施する「荷役運搬機械等によるはい作業インストラクター養成研修」を修了した者又は別紙「安全教育カリキュラム」の教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者を充てること。

5. 修了の証明等

教育実施者は、教育修了者に対し、「荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育」の修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し保存すること。

別紙

荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育カリキュラム

科目	範囲	時間
はいに関する知識	はいの種類 はいの型	0.5時間
荷役運搬機械等によるはい作業の方法等に関する知識	荷役運搬機械等によるはい付け及びはいくずしの方法 荷役運搬機械等の点検及び整備の方法	2.5時間
災害事例	災害事例研究	1.0時間
関係法令	労働安全衛生関係法令中の関係条項	1.0時間

荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する
安全教育の実施について

63.3.5 安全課長名内翰

標記については、昭和63年3月4日付け基発第128号「荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育について」をもって実施要領が示されたところであるが、その実施にあたっては、下記により関係団体を指導のうえ、遺憾のないようにされたい。

記

1. 実施者について

- (1) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会から都道府県支部単位で当該教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には、適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から当該教育の実施について、申し出等があった場合には、当分の間、安全衛生部安全課に連絡すること。

2. 修了の証明等

修了の証明等については、前記通達の実施要領5に示すとおりであるが、上記1(1)の陸上貨物運送事業労働災害防止協会が行う当該教育については、同協会都道府県支部ごとに修了の証明等を行うこととしていること。

プレス機械作業主任者に対する実務向上教育について

63. 3. 7 基発第135号

安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び同年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」等により、その推進を図ることとしているところである。今般、これらの通達に基づく作業主任者に対する安全衛生教育のうち、新たに標記の教育に係る実施要領を別添のとおり定めたので、当該教育を行おうとする団体等に対して本実施要領に基づいて標記教育を実施するよう指導援助を図るとともに、対象労働者に当該教育を受講させるよう関係事業主に勧奨されたい。

別 添

プレス機械作業主任者実務向上教育実施要領

1. 目 的

最近のプレス機械は、制御装置の高度化、自動化等の技術の進展が著しく、また、加工内容も複雑、高度なものを行うようになってきている。

これに伴い、プレス機械作業に従事する者は、安全衛生を確保するため、従来にもまして、このような技術等について高度な知識と技術が要求されている。

このため、プレス機械作業主任者に対し、この要領に基づくプレス機械作業主任者実務向上教育（以下「プレス機械作業主任者実務向上教育」という。）を実施し、当該職務に係る資格を取得した後における技術の進展等に対応した知識等を付与し、もって安全衛生の一層の確保に資することとする。

2. 対 象 者

プレス機械作業主任者技能講習修了後、概ね5年以上経過した者であって、現にプレス機械作業主任者の職務についている者とする。

3. 実 施 者

プレス機械作業主任者技能講習に係る指定教習機関であること。

4. 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙の「プレス機械作業主任者実務向上教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「プレス機械作業主任者の実務」（中央労働災害防止協会発行）等が適当と認められること。
- (3) 1回の教育対象人員は、100人以内とすること。
- (4) 講師については、別紙のカリキュラムの科目について十分な学識経験等を有する者を当てること。

5. 修了の証明等

前記3の実施者は、教育修了者に対し、「プレス機械作業主任者実務向上教育」の修了を証する書面を交付し、又は、プレス機械作業主任者技能講習修了証に本

別紙

教育を修了した旨を記載することにより、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保存すること。

プレス機械作業主任者実務向上教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
プレス機械作業主任者の職務	1. 作業主任者の職務 2. プレス機械作業の安全化の進め方	0.5
プレス機械の知識と本質安全化の進め方	1. プレス機械の構造及び機能 2. プレス機械の選定条件と設置時の措置 3. 本質安全化の内容と進め方	2
安全装置の知識と使用方法	1. 安全装置の構造及び機能 2. 安全装置の選定条件 3. 安全装置の使用方法	1
非定常作業の安全対策	1. 金型の取り扱い方法 2. 故障時の措置	0.5
プレス機械及び安全装置の点検方法	1. プレス機械の点検の項目とその方法 2. 安全装置の点検の項目とその方法	1
作業手順の定め方と作業者の指導の方法	1. 作業手順の定め方と守らせ方 2. 作業者に対する教育指導の方法	1
関係法令及び災害事例	1. 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及びプレス機械又はシャーの安全装置構造規格中のプレス機械並びに動力プレス機械構造規格 2. 災害事例	1

石綿除去作業、石綿を含有する建設用資材の加工等の作業等における石綿粉じんばく露防止対策の推進について

63. 3. 30 基発第 200 号

石綿粉じんによる健康障害の防止については、かねてより重点施策の一つとして積極的にその推進を図ってきたところであり、昭和51年5月22日付け基発第408号「石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について」、昭和53年9月28日付け基発第541号「自動車のブレーキドラム等からのたい積物除去作業について」等故次にわたる通達によりその徹底を図ってきたところである。また、特に建築物の解体又は改修工事における労働者の石綿粉じんへのばく露に着目し、昭和61年9月6日付け基安発第34号により当該工事関係業界団体に対し安全衛生部長から当該対策の充実の要請を行わせたところである。

ところで、昭和30年初頭から昭和50年初頭までの間に建設されたビル等の建築物には断熱材、吸音材等として石綿が多量に使用されているものが多く、最近、老朽化等によりこれら建築物の解体等の工事件数が次第に増加していることから、石綿粉じんによる労働者の健康障害防止対策を一層徹底させることが緊急の課題となっている。また、石綿を含有する建設資材が多量に流通していることから当該資材の加工時に発生する石綿粉じんばく露防止対策の充実も必要とされている。

については、これらの問題に対処するため下記の対策を進めることとしたので、関係事業者及びその団体に対する指導援助、関係行政機関との連携の強化等を通じ、従来の対策と併せて石綿粉じんばく露防止対策のなお一層の推進を図らねばならない。

記

1 対象作業

本対策の対象とする作業は次に掲げるものとするが、これらの作業は、一現場での作業が比較的短時間で終了し、また、一定の場所で作業が行われることが少ないものであり、さらに、中小の事業者が行うことが多いものである。これらの

事情は、石綿粉じんによる健康障害防止対策の推進を図る上では困難な要因といえるが、今後これらの作業件数の増加が予想されることから特にこれらの作業に着目した健康障害予防対策の推進を図る必要があるものであること。

なお、これらの作業の多くは、建設業に属するものであることから、本対策は、主として昭和59年4月2日付け基発第161号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」に基づく労働災害防止対策推進の一環として進めること。この場合業界団体等に対する事前の指導、発注者との連携といった手法の活用特に留意し、的確かつ効果的な対策の推進を図ること。

- (1) 建築物の解体、改修等の工事における石綿等の除去、封じ込め等の作業
- (2) 建築物の建設、改修等の工事における石綿を含有する石綿スレート、石綿セメント板その他の建設用資材の加工等の作業
- (3) 上水道管の敷設、改修等の工事における石綿セメント管の破砕等の作業
- (4) ボイラー、熱交換器等の設備の解体、修理等の工事における石綿を含有する断熱材等の除去等の作業

2 基本的な対策

- (1) 作業現場の把握及び発注機関との連携

都道府県、市町村、教育委員会等石綿除去等の工事の発注機関、都道府県の住宅供給公社、大規模木造住宅団地開発業者等建築物の建設工事の発注機関等の連絡協議を密にし、作業現場、工期、施工業者等の把握に努めるとともに、必要な安全衛生経費及び適切な工期の確保等を行わせ、これらの工事の計画段階における石綿粉じんばく露防止対策の充実を図るものとする。

- (2) 関係事業者団体に対する指導援助

建設業労働災害防止協会、同協会の支部及び分会単位に設置されている木造家屋工事安全対策委員会、専門工事業者団体等の関係事業者団体に対し、次の事項について下記の3の作業別の対策に示した点を踏まえつつ必要な指導援助を行うものとする。

- イ 自主的な石綿粉じん暴露防止対策の策定
- ロ 特定化学物質等作業主任者の選任及び今後の工事量の増加に対応した作業主任者の養成

3 作業別の対策

(1) 建築物の解体、改修等の工事における石綿等の除去、封じ込め等の作業

イ 発注機関との連絡協議の場等で得られた情報をもとに施工業者に対し作業計画及びその対策を提出させる等の手法により、当該事業者が作業開始前に必要な対策を自主的に講ずるよう指導すること。なお、上記指導等に際しては次の(イ)～(四)に掲げる事項を徹底すること。

- (イ) 石綿等が使用されている箇所及び使用の状況の事前把握及び作業者に対する石綿使用箇所等の周知
- (ロ) 石綿等の破碎、解体作業時における当該箇所及びその周囲の湿潤化
- (ハ) 石綿粉じんの飛散防止
- (ニ) 防じんマスク、保護衣の使用
- (ホ) 特定化学物質等作業主任者の選任

なお、昭和63年度を初年度として3カ年程度の間公立学校における石綿等の除去等の工事が夏休みの期間を中心に集中して行われることとなる模様であるので、これら工事に関する情報収集及び事業者等に対する事前の指導に努めるとともに、必要がある場合には個別監督指導等の対象とすることにも配慮すること。

ロ 関係業者、その団体等に対する指導等に当たっては、別途送付する予定の「解体工事における石綿除去作業マニュアル(仮称)」(以下「作業マニュアル」という。)を活用すること。

ハ 建設業労働災害防止協会の支部に別表に示すカリキュラムにより石綿除去現場の管理者に対する講習を実施させ、発注者を含めた関係者に参加を促し、関係法令及び対策の周知徹底を図ること。

(2) 建築物の建設、改修等の工事における石綿を含有する石綿スレート、石綿セメント板その他の建設用資材の加工等の作業

建設工事現場における監督指導、木造家屋建築工事現場に対するパトロール監督指導等の実施時に石綿を含む建設用資材の使用が確認された場合には、次に掲げる事項その他石綿に係る法定事項の遵守の徹底を図ること。

イ 石綿が含有されていることの表示の有無の確認

ロ 石綿が含有されていること等の労働者への周知

ハ 特定化学物質等作業主任者の選任

ニ 防じんマスク及び移動式局所排気装置の使用又は局所排気装置が設置されている作業現場における石綿を含有する資材の事前の加工の励行

(3) 上水道管の敷設、改修等の工事における石綿セメント管の破碎等の作業

関係事業者団体に対する指導、中小規模建設工事に係る監督指導等の際に、次の事項等を徹底すること。

- イ 破損した石綿セメント管の撤去、廃棄等の際に石綿セメント管を破碎する場合、石綿セメント管の切断を行う場合等には、湿潤な状態で行うとともに、当該作業を行う者に防じんマスクを使用させること。
- ロ 破碎された石綿セメント管は、密閉容器、丈夫な袋等に入れ、又はセメント固化を行う等石綿が浮遊し発じんすることがないようにすること。

(4) ボイラー、熱交換器等の設備の解体、修理等の工事における石綿を含有する断熱材等の除去等の作業

関係事業者団体に対する指導の際に、次の事項を徹底すること。

- イ 当該工事の開始前に石綿の使用の有無の確認を行うこと。
- ロ 湿潤な状態で作業を行うとともに当該作業を行う者に防じんマスクを使用させること。
- ハ 上記3の作業マニュアルの関連する部分の対策を講じさせること。

4 その他の対策

(1) 鉄道車両の解体等の作業

鉄道車両には多くの石綿が使用されていることから、不要となった鉄道車両の解体等において石綿を除去する作業におけるばく露防止対策も重要である。これら鉄道車両のうち旧国鉄の車両を管理する日本国有鉄道清算事業団及び実際の除去作業を担当することとなる北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社等の本社の所在地を管轄する局にあっては、当該作業についての情報収集に努めるとともに、ばく露防止対策、作業計画を事前に作成させるよう指導すること。また、実際に作業が行われることとなる場所を管轄する局に対して、当該作業を行う事業者に対する指導等を行うために必要な情報を提供する

こと。

(2) 石綿を含有する建設用資材の製造者等に対する指導

本省においては、石綿を含有する建設用資材の製造者の団体に対して、労働安全衛生法第57条の表示等の徹底につき指導を行っており、また、流通段階における適切な表示を確保するため包装のみならず個々の製品に表示を行うよう指導しているところであるが、各局においても別途指示するところに従い管内の製造業者に対して同様の指導を行うこと。

(3) 石綿を含有する産業廃棄物の処理について

石綿を含有する産業廃棄物を処理する事業者団体に対し当該廃棄物の取扱いにおける石綿粉じんばく露防止対策を徹底するための指導を行うこと。その際には、今後の処理量の増加に対応すべく作業主任者の養成を進めるよう指導すること。

(別表)

石綿除去現場の管理者に対する労働衛生教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
石綿障害予防のための基礎知識	<ol style="list-style-type: none"> 1 石綿等の定義 2 石綿の物性 3 石綿の用途 4 石綿の人体に対する有害性 5 石綿粉じんのばく露の機会 6 石綿障害予防に関する国際的な動向 	2 時間
石綿粉じんへのばく露防止対策の進め方	<ol style="list-style-type: none"> 1 石綿等の事前調査 2 石綿の取扱いに係る施工計画書の作成 3 石綿に係る特殊健康診断の実施 4 呼吸用保護具及び保護衣 5 更衣施設及び洗身設備 6 解体又は改修作業場所の隔離 7 散水設備等 8 石綿等の破碎、解体作業の実施 9 廃棄物処理 10 工事終了時の措置 	4 時間
関係法令等	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働安全衛生法 2 労働安全衛生法施行令 3 労働安全衛生規則 4 特定化学物質等障害予防規則 5 関係通達(昭和61年9月6日付け基安発第34号「建築物の解体又は改修の工事における労働者の石綿粉じんへのばく露防止等について」等) 	2 時間

電気工事作業指揮者に対する安全教育について

63. 12. 28 基発第 782 号

安全衛生教育の推進については、昭和 59 年 2 月 16 日付け基発第 76 号「安全衛生教育の推進について」及び同年 3 月 26 日付け基発第 148 号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」等により、その推進を図っているところである。

今般、これらの通達に基づき行うこととされている作業指揮者に対する安全衛生教育のうち、標記教育について、その実施要領を別派のとおり定めたので、関係事業者に対し本実施要領に基づく実施を勧奨するとともに、事業者に代わって当該教育を行う安全衛生団体に対し指導援助をされたい。

別添

昭和 63 年 1 月 28 日

電気工事作業指揮者安全教育実施要領

1. 目的

我が国における産業活動の発展とともに、電気設備の高電圧化等が進んでいる。電気工事においては、毎年多くの作業者の命が失われており、感電災害は、他の労働災害と比較して重篤度が極めて高く、いったん事故が発生すると死亡災害になりやすいという特徴があるので、さらに安全対策の充実と徹底を図る必要がある。

このため、電気工事の作業を指揮する者に対して、本実施要領に基づく電気工事作業指揮者安全教育を実施することにより、作業指揮者としての職務に必要な知識等を付与し、もって当該作業従事労働者の安全衛生の一層の確保に資することとする。

2. 対象者

電気工事作業指揮者として選任された者又は新たに選任される予定の者とする。

3. 実施者

上記 2 の対象者を使用する事業者又は事業者にとって当該教育を行う安全衛生団体とする。

4. 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙の「電気工事作業指揮者安全教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「電気工事作業指揮者安全必携」（中央労働災害防止協会発行）等が適当と認められること。
- (3) 1 回の教育対象人員は、100 人以内とする。
- (4) 講師については、別紙のカリキュラムの科目について十分な学識経験等を有するものを充てること。

5. 修了の証明等

- (1) 事業者は、当該教育を実施した結果について、その旨記録し、保管すること。
- (2) 教育修了者に対し、その修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保存すること。

別紙

電気工事作業指揮者安全教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
電気工事作業指揮者の職務	1 電気取扱い作業における災害発生状況と問題点 2 作業指揮者の選任とその業務	1.5
現場作業の安全	1 作業時の注意事項 2 感電、墜落災害等の防止	1.5
個別作業の管理	1 架空送電設備の作業 2 架空配電設備の作業 3 地中配送電設備の作業 4 特別高圧受変電設備の作業 5 高圧受変電設備の作業 6 工場電気設備の作業	2.5
関係法令	労働安全衛生法、同施行令及び労働安全衛生規則の関係条項	0.5

労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針の公示について

平元. 5. 22 基発第 246 号

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号以下「法」という。）第 19 条の 2 第 2 項の規定に基づく労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針（能力向上教育指針第 1 号）を平成元年 5 月 22 日付け官報に公示した。

本指針は、同条第 1 項の規定により事業者が労働災害の防止のための業務に従事する者（以下、「安全衛生業務従事者」という。）に対して行う能力向上教育（以下「能力向上教育」という。）に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、当該教育の内容、時間、方法及び講師並びに教育の推進体制の整備等について定めたものである。

については、事業者又は関係事業者団体等に対して本指針の周知を図るとともに、下記に留意のうえ当該教育の推進に遺漏なきを期されたい。

記

1. 趣 旨

我が国における労働災害の動向を見ると、社会経済情勢の変化、とりわけ、技術革新の急速な進展に伴い新たな型の災害が発生している例が多く見られる。これには、新たな技術等の危険性又は有害性に関し、安全衛生業務従事者に対する教育が徹底していないことがひとつの要因となっている。また、一方で技術革新等は、労働災害を防止するうえで有効な技術や手法を開発しつつあり、これらを積極的に活用していくことも今後ますます重要なこととなってきている。

技術革新の進展、就業構造の変化等の社会経済情勢の変化は労働者の職場における安全と健康の確保に少なからぬ影響を及ぼすものであるが、これらに適切に対応できるよう安全衛生管理体制の整備及び安全衛生教育の充実をはじめとする事業場における安全衛生水準の向上を図る必要がある。

能力向上教育は、事業場における安全衛生管理体制の中心な立場にある安全管理者、衛生管理者等の安全衛生業務従事者に対し、このような状況に即応した労働災害の防止のための知識等を付与することによりその能力の向上を図り、当

該事業場の安全衛生水準の向上を目指すものである。

本指針は、事業者又は事業者の委託を受けた安全衛生団体等（以下「安全衛生団体等」という。）が能力向上教育を実施し又はその機会を付与する場合に必要な事項を定めたものである。これらの者は、本指針の趣旨を踏まえ労働災害の動向、技術革新の進展等に対応できるよう適切かつ有効な能力向上教育の実施に努めなければならない。

2. 能力向上教育の対象者及び種類

(1) 対象者

法第 19 条の 2 第 1 項の「その他労働災害の防止のための業務に従事する者」には、昭和 63 年 9 月 16 日付け基発第 601 号の 1 で示した作業主任者及び元方安全衛生管理者のほか、法第 25 条の 2 第 2 項に基づき技術的事項を管理する者等が含まれるものであり、本指針Ⅱの 1 の(7)の「その他の安全衛生業務従事者」にも、これらの者が含まれるものであること。

(2) 能力向上教育の種類

イ 初任時教育

安全衛生業務のうち安全管理者等の業務に初めて従事する者は、当該業務に必要な最小限度の能力を有していることはもちろんであるが、技術革新の進展等の状況により適切に対応できるよう必要な知識等を付与する能力向上教育を行うこととしたものであること。初任時教育は、選任後 3 ヶ月以内を目安に実施することが望ましいこと。

なお、作業主任者については、当該業務が安全管理者、衛生管理者等に比べかなり限定されることから、初任時教育は要しないものとする。ただし、作業主任者であっても、資格取得から初めて作業主任者に選任されるまでの間が長期に及ぶ場合（概ね 5 年を超える場合）には、選任時に次の定期教育又は随時教育を実施することが望ましいこと。

ロ 定期教育及び随時教育

安全衛生業務従事者に対しては、当該業務に従事するようになった後も社会経済情勢の変化に対応した、労働災害の防止に関する新たな知識を付与するための能力向上教育が必要となる場合がある。この場合、能力向上教育の

実施時期は、本来事業者の判断に基づき決定するものであるが、その確実な実施を確保する観点から、次の①及び②により実施時期をある程度特定し、定期教育又は随時教育として実施することとしたものであること。

なお、これら以外の場合においても、事業者は、必要に応じ能力向上教育を実施することが望ましいこと。

① 事業場を取り巻く社会経済情勢の変化に対応して一定期間ごとに実施する定期教育

この「一定期間」については、最近の技術革新の進展等を勘案して当面5年とすること。

② 事業場において機械設備等に大幅な変更があった時に実施する随時教育
この場合の「機械設備等」には、機械設備のほか取り扱う原材料、作業の方法が含まれるものであること。

なお、随時教育を実施した場合には、定期教育を実施したものとみなして取り扱うこととする。

また、業務から一定期間離れていた者が再び当該業務に従事する場合には、その選任時に定期教育と同様の能力向上教育を実施するものとし、この一定期間についても当面5年とすること。

3. 能力向上教育の内容、時間、方法及び講師

能力向上教育の内容、時間、方法及び講師については、能力向上教育の対象者及び種類ごとに別途示すこととするが、指針の基本的な考え方は次のとおりであること。

(1) 内容

イ 安全管理者等の初任時教育の内容は、安全又は衛生の全般にわたる総合的なものとし、定期教育及び随時教育の内容は、初任時教育の内容のうち、技術革新等に伴い変化していくと想定される項目としたものであること。

ロ 作業主任者に対する教育内容は、基本的には、最近の機械設備・作業の特徴、作業の安全化又は作業環境・作業方法の改善及び健康管理、機械設備の保守、災害事例とその防止対策等とした。なかでも、災害事例とその防止対策を重点と考えていること。

ハ 安全管理者、安全衛生推進者に対する能力向上教育については、安全衛生団体等が実施する場合には、できるだけ事業場の実態に合わせる趣旨から業種別に実施することが望ましいこと。

(2) 時間

能力向上教育の時間は、広く教育の機会を付与すること及び教育の効果等を勘案して、安全管理者等の初任時教育を除き1日程度としたこと。

(3) 方法

能力向上教育の方法としては、講義方式のほか、例えば最近の機械設備の特徴及びこれらの保守並びに作業の特徴に関する教育内容については、ビデオ、OHP等を用いた視聴覚教育、災害事例とその防止対策に関する教育内容については、シートを用いた事例研究、グループ討議方式等があること。

また、教材については、原則として教育内容の全般にわたるテキストを用いることとするが、上述の教育方式に応じた各種適切な補助教材（シート、スライド、ビデオ等）を併用することが効果的であること。

(4) 講師

能力向上教育の適切な実施には、講師が特に重要な位置を占めており、その人材の養成と確保が必要である。

このため、能力向上教育を実施する安全衛生団体等は、原則として研修等の実施により人材の養成を図り、特に地域に配慮した人材の確保に努める必要があること。

事業者自らが行う能力向上教育の講師についても、同研修等の修了者を活用することが望ましいこと。

なお、「教育技法についての知識及び経験」とは、具体的には、教育の対象者、教育の内容等に応じた教育方法の選択、教材の作成又は選定、講師間の調整等教育実施前の準備、教育の実施並びに教育実施後の効果の評価方法に関する知識及び経験をいうものであること。

4 推進体制の整備等

(1) 実施計画等

能力向上教育の実施者は、能力向上教育が安全衛生業務従事者にとって当該

別紙様式1号

能力向上教育等実施計画報告

業務を通じた計画的な教育となるよう、対象者の把握、実施時期の選定等に努めるべきである。このため、能力向上教育の実施者には、実施責任者を選任させ、教育の対象者及び種類、実施時期・場所、教育の方法、教材及び講師、受講予定者又は受講予定者数、修了証の様式等についての実施計画を作成させることとしたこと。安全衛生団体等が実施する場合には、この他、受講料を含めた実施計画の作成が考えられること。

なお、安全衛生団体等が能力向上教育を実施する場合には、当該団体等の所在地を管轄する都道府県労働基準局長は別紙様式第1号及び第2号により、能力向上教育の実施計画及び実施結果の報告を求めることとする。

(2) 安全衛生団体等の具備すべき要件

能力向上教育を実施する安全衛生団体等は、教育の対象者及び種類ごとに別途示すもののほか、中央労働災害防止協会、業種別労働災害防止協会及びその支部、指定教習機関又は公益法人であって、かつ、次の要件を具備しているものであることが望ましいこと。

- イ 労働災害の防止を事業の目的としていること。
- ロ 実施責任者が選任されていること。
- ハ 講師及び教材が適切であり、かつ、必要数確保されていること。
- ニ 教育に必要な機械、設備、施設等が確保されていること。
- ホ その他当該教育を行うに必要な事項が確保されていること。

(3) 事後措置

- イ 事業者は能力向上教育の修了者について、台帳等により個人別に教育歴を記録し、継続して管理すること。
- ロ 安全衛生団体等が能力向上教育を実施した場合には、修了証を交付すること。
- ハ 事業者又は安全衛生団体等は、修了試験、アンケート調査等により教育効果の把握に努めるものとする。

5. その他

安全衛生業務従事者の能力向上教育カリキュラムについては、引き続き必要性の高いものから順次公表することとしていること。

教育の実施者					教育の対象者 及 び 種 類	イ. 安全衛生業務従事者 ()	
所在地						ロ. 危険有害業務従事者 ()	
実施責任者						イ. 初任時	
実施予定日	年 月 日					ロ. 定期	
実施予定場所						ハ. 随時	
受講予定者数	名						
受講料	円						
教 育 内 容					講 師		
科目及び範囲	内容の概要	時 間	方 法	使用教材等	氏 名	所 属	資 格 等

平成 年 月 日

実施者 職 氏名 印

労働基準局長 殿

〔備考〕

1. この報告は、安全衛生業務従事者の能力向上教育又は危険有害業務従事者の安全衛生教育について教育の対象者又は種類ごとに作成し、実施の都度提出すること。
2. 「教育の対象者及び種類」の欄は、該当事項を○で囲むこと。また、対象者の()内は、例えば安全管理者と具体名を記入すること。
3. 「科目及び範囲」の欄は、労働安全衛生法第19条の2第2項又は第60条の2第2項に基づく指針において示したカリキュラムによること。
4. 「方法」の欄は、講義方式、対話方式、事例研究方式等できるだけ具体的に記入すること。
5. 「資格等」の欄は、労働災害防止団体が実施した講師養成研修の修了の実績等講師としての適格性を記入すること。

別紙様式 2 号

能力向上教育等実施計画報告

教育の実施者					教育の対象者 及 び 種 類	イ. 安全衛生業務従事者 ()	
所在地						ロ. 危険有害業務従事者 ()	
実施責任者						イ. 初任時	
実施日	年 月 日					ロ. 定期	
実施場所						ハ. 随時	
受講者数	名						
受講料	円						
教 育 内 容					講 師		
科目及び範囲	内容の概要	時 間	方 法	使用教材等	氏 名	所 属	資 格 等

平成 年 月 日

実施者 職 氏名 印

労働基準局長 殿

(備考)

- この報告は、安全衛生業務従事者の能力向上教育又は危険有害業務従事者の安全衛生教育について教育の対象者又は種類ごとに作成し、実施の部提出すること。
- 「教育の対象者及び種類」の欄は、該当事項を○で囲むこと。また、対象者の()内は、例えば安全管理者と具体名を記入すること。
- 「科目及び範囲」の欄は、労働安全衛生法第19条の2第2項又は第60条の2第2項に基づき指針において示したカリキュラムによること。
- 「方法」の欄は、講義方式、討議方式、事例研究方式等できるだけ具体的に記入すること。
- 「資格等」の欄は、労働安全衛生法が実施した講師養成研修の修了の受講等講師としての適格性を記入すること。

平成元年 5 月

労働災害の防止のための業務に従事する者
に対する能力向上教育に関する指針

労働省

I 趣旨

この指針は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第19条の2第2項の規定に基づき事業者が労働災害の動向、技術革新の進展等社会経済情勢の変化に対応しつつ事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害防止のための業務に従事する者（以下「安全衛生業務従事者」という。）に対して行う、当該業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等（以下「能力向上教育」という。）について、その内容、時間、方法及び講師並びに教育の推進体制の整備等その適切かつ有効な実施のために必要な事項を定めたものである。

事業者は、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育の実施に当たっては、事業場の実態を踏まえつつ本指針に基づき実施するよう努めなければならない。

II 教育の対象者及び種類

1. 対象者

次に掲げる者とする。

- (1) 安全管理者
- (2) 衛生管理者
- (3) 安全衛生推進者
- (4) 衛生推進者
- (5) 作業主任者
- (6) 元方安全衛生管理者
- (7) その他の安全衛生業務従事者

2. 種類

1に掲げる者が初めて当該業務に従事することになった時に実施する能力向上教育（以下「初任時教育」という。）並びに1に掲げる者が当該業務に従事することになった後、一定期間ごとに実施する能力向上教育（以下「定期教育」という。）及び当該事業場において機械設備等に大幅な変更があった時に実施する能力向上教育（以下「随時教育」という。）とする。

III 能力向上教育の内容、時間、方法及び講師

1. 内容及び時間

(1) 内容

- イ 初任時教育…当該業務に関する全般的事項
- ロ 定期教育及び随時教育…労働災害の動向、社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項

(2) 時間

原則として1日程度とする。

なお、能力向上教育の内容及び時間は、教育の対象者及び種類ごとに示す別表の安全衛生業務従事者に対する能力向上教育カリキュラムによるものとする。

2. 方法

講義方式、事例研究方式、討議方式等教育の内容に応じて効果の上がる方法とする。

3. 講師

当該業務についての最新の知識並びに教育技法についての知識及び経験を有する者とする。

IV 推進体制の整備等

1. 能力向上教育の実施者は事業者であるが、事業者自らが行うほか、安全衛生団体等に委託して実施できるものとする。

事業者又は事業者の委託を受けた安全衛生団体等はあらかじめ能力向上教育の実施に当たって実施責任者を定めるとともに、実施計画を作成するものとする。

2. 事業者は、実施した能力向上教育の記録を個人別に保存するものとする。
3. 能力向上教育は、原則として就業時間内に実施するものとする。

別 表

安全衛生業務従事者に対する能力向上教育カリキュラム

- 1 安全管理者能力向上教育（初任時）
- 2 安全管理者能力向上教育（定期又は随時）
- 3 安全衛生推進者能力向上教育（初任時）
- 4 ガス溶接作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
- 5 林業架線作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
- 6 ボイラー取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
- 7 木材加工用機械作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
- 8 プレス機械作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
- 9 採石のための掘削作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
- 10 船内荷役作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
- 11 足場の組み立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
- 12 木造建築物の組み立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
- 13 普通第1種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
- 14 化学設備関係第1種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）

1 安全管理者能力向上教育（初任時）

科 目	範 囲	時間
1 安全管理者の役割等	(1) 労働災害の現状と問題点 (2) 企業経営と安全 (3) 安全管理者の役割と職務	1.0
2 安全管理の進め方	(1) 災害原因分析の方法とその活用 (2) 危険性の事前評価の方法 (3) 安全管理計画の立て方 (4) 中高年齢労働者等への配慮事項 (5) 総合安全管理の進め方	2.0
3 機械設備・環境の安全化	(1) 機械設備・環境の安全化の進め方 (2) 安全点検	2.0
4 教育及び指導の方法	(1) 教育計画の立て方 (2) 教育の方法 (3) 作業標準の作成と周知 (4) 安全意識の高揚の方法	2.0
5 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令	2.0
計		9.0

但 「3 機械設備・環境の安全化」の時間数は、設備等の設置状況により2～4時間の範囲で適切な時間数を設定すること。

2 安全管理者能力向上教育（定期又は随時）

科 目	範 囲	時間
1 最近における安全管理上の問題とその対策	(1) 労働災害の現況 (2) 技術の進歩に伴う問題とその対策 (3) 就業形態等の変化に伴う問題とその対策	2.0
2 最近における安全管理手法の知識	(1) 危険性の事前評価の手法 (2) 教育及び指導の手法 (3) その他最新の安全管理手法	2.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令	3.0
計		7.0

3 安全衛生推進者能力向上教育（初任時）

科 目	範 囲	時間
1 安全衛生推進者の役割等	(1) 労働災害の現状と問題点 (2) 安全衛生推進者の役割と職務	1.0
2 安全衛生管理の進め方	(1) 災害原因分析の方法とその活用 (2) 安全衛生管理計画の立て方 (3) 機械設備・環境の安全化及び作業環境管理 (4) 作業標準と作業の管理 (5) 安全衛生教育の方法 (6) 中高年齢労働者等への配慮事項 (7) 健康の保持増進	3.0
3 災害事例	(1) 労働災害事例とその防止対策 (2) 職業性疾病事例とその防止対策	2.0
4 関係法令	(1) 労働安全衛生法令	1.0
計		7.0

4 ガス溶接作業主任者能力向上教育（定期又は随時）

科 目	範 囲	時間
1 最近のガス溶接作業の特徴	(1) ガス集合溶接装置等の構造上の特徴 (2) 各種溶接・溶断作業の特徴	1.0
2 ガス溶接作業の安全化とガス集合溶接装置等の保守管理	(1) ガス溶接作業の安全化 (2) ガス集合溶接装置等の安全化 (3) ガス集合溶接装置等の保守と点検	3.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうちガス溶接作業に関する条項	2.0
計		6.0

5 林業架線作業主任者能力向上教育（定期又は随時）

科 目	範 囲	時間
1 最近の林業架線作業の特徴	(1) 機械集材装置及び運材索道の構造上の特徴 (2) 索張方式の特徴 (3) ワイヤロープ等の種類と特徴	2.0
2 林業架線作業の安全化と機械集材装置等の保守	(1) 林業架線作業の安全化 (2) 機械集材装置及び運材索道の保守と点検	2.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち林業架線作業に関する条項	2.0
計		6.0

6 ボイラー取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）

科 目	範 囲	時間
1 最近のボイラーの特徴	(1) ボイラーの構造上の特徴 (2) 制御方式の特徴	2.0
2 ボイラーの運転管理と保守管理	(1) 水管理 (2) 燃料と燃焼管理 (3) 保守管理	4.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうちボイラーに関する条項	1.0
計		7.0

7 木材加工用機械作業主任者能力向上教育（定期又は随時）

科 目	範 囲	時間
1 最近の木材加工用機械作業の特徴	(1) 木材加工用機械の構造上の特徴 (2) 安全装置の種類と特徴	3.0
2 木材加工用機械作業の安全化と木材加工用機械等の保守	(1) 木材加工用機械作業の安全化 (2) 木材加工用機械及び安全装置等の保守と点検	2.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち木材加工用機械に関する条項	2.0
計		7.0

8 プレス機械作業主任者能力向上教育（定期又は随時）

科 目	範 囲	時間
1 最近のプレス機械作業の特徴	(1) プレス機械の構造上の特徴 (2) 本質安全化の動き (3) 安全装置の種類と特徴 (4) 安全装置の選定と使用方法	3.0
2 プレス機械作業の安全化とプレス機械等の保守	(1) プレス機械作業の安全化 (2) プレス機械及び安全装置等の故障診断と異常時の処置	2.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうちプレス機械に関する条項	2.0
計		7.0

9 採石のための掘削作業主任者能力向上教育（定期又は随時）

科 目	範 囲	時間
1 最近の岩石の掘削方法の特徴	(1) 掘削方法の特徴 (2) 運搬方法の特徴	1.5
2 掘削作業の安全化と機械設備等の保守・点検	(1) 掘削作業の安全化 (2) 作業箇所の点検及び機械設備の点検・整備	3.5
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち採石作業に関する条項	2.0
計		7.0

10. 船内荷役作業主任者能力向上教育（定期又は随時）

科 目	範 囲	時間
1 最近の船内荷役作業の特徴	(1) 船舶、船内荷役機械等の構造上の特徴 (2) 各種荷役方法の特徴 (3) 各種玉掛け用具の特徴	2.0
2 船内荷役作業の安全化と船内荷役機械等の保守	(1) 船内荷役作業の安全化 (2) 危険・有害物の取扱い方法 (3) 船内荷役機械等の保守と点検	3.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち船内荷役に関する条項	2.0
計		7.0

11. 足場の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）

科 目	範 囲	時間
1 最近の足場、部材等及びそれらの選択と管理	(1) 足場、部材等の特徴 (2) 部材等の選択と管理	1.0
2 足場の組立て等の安全施工と保守管理	(1) 足場の強度計算の方法 (2) 組立て等の基本的事項と留意事項 (3) 組立て後の保守管理	4.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち足場の組立て等に関する条項	2.0
計		7.0

12 木造建築物の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）

科 目	範 囲	時間
1 最近の木造建築物の組立て等の作業の特徴	(1) 作業方法の特徴 (2) 足場その他の仮設設備の特徴	2.0
2 木造建築物の組立て等の作業の安全化と工事用機械設備の保守管理	(1) 木造建築物の組立て等の安全 (2) 足場その他の仮設設備の保守管理 (3) 木材加工用機械その他の機械設備の点検・整備	2.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち木造建築物の組立て等に関する条項	3.0
計		7.0

13 普通第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育(定期又は随時)

科 目	範 囲	時間
1 最近の第一種圧力容器の特徴	(1) 第一種圧力容器の構造上の特徴 (2) 材料の種類と特徴 (3) 計装及び制御方式の特徴	2.0
2 第一種圧力容器の取扱いと保守	(1) 取扱上の留意点 (2) 保守と点検	2.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち第一種圧力容器に関する条項	2.0
計		6.0

14 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育(定期又は随時)

科 目	範 囲	時間
1 最近の第一種圧力容器の特徴	(1) 第一種圧力容器の構造上の特徴 (2) 材料の種類と特徴 (3) 計装及び制御方式の特徴	2.0
2 第一種圧力容器の取扱いと保守	(1) 取扱上の留意点 (2) 危険物と化学反応 (3) 保守と点検	3.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち第一種圧力容器に関する条項	2.0
計		7.0

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について

平成、5.22 基発第247号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第60条の2第2項の規定に基づく危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針（安全衛生教育指針第1号）を平成元年5月22日付け官報に公示した。

本指針は、同条第1項の規定により事業者が危険又は有害な業務に現に就いている者に対して行う安全衛生教育（以下「安全衛生教育」という。）に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、当該教育の内容、時間、方法及び講師並びに教育の推進体制の整備等について定めたものである。

ついで、事業者又は関係事業者団体等に対して本指針の周知を図るとともに、下記に留意のうえ当該教育の推進に遺漏なきを期されたい。

記

1 趣旨

我が国における労働災害の動向を見ると、社会経済情勢の変化、とりわけ、技術革新の急速な進展に伴い新たな型の災害が発生している例が多くみられる。これには、新たな技術等の危険性又は有害性に関する安全又は衛生の教育が徹底していないことがひとつの原因となっている。また、一方で技術革新等は、労働災害を防止するうえで有効な技術や手法を開発しつつあり、これらを積極的に活用していくことも今後ますます重要なこととなってきている。

技術革新の進展、就業構造の変化等の社会経済情勢の変化は労働者の職場における安全と健康の確保に少なからぬ影響を及ぼすものであるが、これらに適切に対応できるよう安全衛生管理体制の整備及び安全又は衛生に関する教育の充実をはじめとする事業場における安全衛生水準の向上を図る必要がある。

安全衛生教育は、事業場において危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、これらの状況に即応した労働災害の防止のための知識等を付与することにより当該事業場の安全衛生水準の向上をめざすものである。

本指針は、事業者又は事業者の委託を受けた安全衛生団体等（以下「安全衛生

団体等」という。）が安全衛生教育を実施し、又はその機会を付与する場合に必要な事項を定めたものである。安全衛生教育の実施者は、本指針の趣旨を踏まえ労働災害の動向、技術革新の進展等に対応できるよう適切かつ有効な教育の実施に努めなければならない。

2 教育の対象者、種類

(1) 対象者

指針のⅡ、1、(3)の「(1)又は(2)に準ずる危険有害な業務に従事する者」は、(1)又は(2)以外の危険有害な業務であって現に存するもの又は技術革新の進展等に伴って新たに生ずるもののうち、労働災害の発生状況等を勘案して安全衛生教育の必要性が(1)又は(2)の業務と同等の業務（具体的にはタイヤ空気充填業務等）の従事者をいうものであること。

(2) 種類

イ 危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育は、基本的には技術革新の進展等に対応して労働災害の防止に関して新たに付与すべき知識等が生じた場合に実施するものである。この場合の実施時期については、本来、事業者の判断に基づくものであるが、その確実な実施を確保する観点から、次の①及び②により実施時期をある程度特定し実施することとしたものであること。

なお、これら以外の場合においても、事業者は必要に応じ、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、安全衛生教育を実施することが望ましいこと。

① 当該業務に関連する技術革新の進展等に応じて一定期間ごとに実施する定期教育

この「一定期間」については、最近の技術革新の進展等を勘案して当面5年とし、指針に示したカリキュラム（以下「学科教育」という。）により実施すること。

② 当該業務従事者の取り扱う機械設備等が新たなものになる場合等に実施する随時教育

この「場合等」には、取り扱う機械設備等の操作方法及び作業方法が大

幅が変わった場合並びに操作方法の誤りに起因して労働災害を発生させた場合が含まれること。操作方法の変更等があった時には学科教育に加え、運転操作方法及び点検整備等の実技に関する事項（以下「実技教育」という。）により実施すること。

なお、随時教育を実施した場合には、定期教育を実施したものとみなして取り扱うものとする。

□ 資格等の取得後概ね3年を超えて初めて当該業務に就く者、概ね5年を超えて当該業務から離れ、再び当該業務に就く者に対しても随時教育に準じた教育を実施することが望ましいこと。

3 安全衛生教育の内容、時間、方法及び講師

安全衛生教育の内容、時間、方法及び講師については、教育の対象者ごとに別途示すこととするが、指針の基本的な考え方は次のとおりであること。

(1) 内容

イ 学科教育の内容は、危険又は有害な業務の種類に応じ異なるが、基本的には、最近の機械設備・作業の特徴、作業の安全化又は作業環境・作業方法の改善及び健康管理、機械設備の取扱いと点検及び災害事例とその防止対策とした。なかでも、災害事例とその防止対策を重点と考えていること。

□ 取り扱う機械設備が新たなものになる場合には、学科教育に加え、実技教育を実施することとしたところであるが、この実技教育については労働災害の発生状況、技術革新の進展等を勘案して必要に応じ実施すべきものであること。

(2) 時間

学科教育の時間は、広く教育の機会を付与することと、教育の効果等を勘案して、1日程度としたこと。

(3) 方法

学科教育の方法としては、例えば最近の機械設備の特徴及びその取扱いと点検並びに作業の特徴に関する教育内容については、ビデオ、OHP等を用いた視聴覚教育、災害事例とその防止対策に関する教育内容については、シートを用いた事例研究等があること。

また、教材については、原則として教育内容の全般にわたるテキストを用いることとするが、上述の教育方法に応じた各種適切な補助教材（シート、ビデオ、スライド等）を併用することが効果的であること。

(4) 講師

安全衛生教育の適切な実施には、講師が特に重要な位置を占めており、その人材の養成と確保が必要である。

このため、安全衛生教育を実施する安全衛生団体等は、原則として研修等の実施により人材の養成を図り、特に地域に配慮した人材の確保に努める必要があること。

事業者自らが行う教育の講師についても、同研修等の修了者を活用することが望ましいこと。

なお、「教育技法についての知識及び経験」とは、具体的には、教育の対象者、教育の内容等に応じた教育方法の選択、教材の作成又は選定、講師間の調整等教育実施前の準備、教育の実施並びに教育実施後の効果の評価方法に関する知識及び経験をいうものであること。

4 推進体制の整備等

(1) 実施計画等

安全衛生教育の実施者は、安全衛生教育が危険又は有害な業務に従事する者にとって、当該業務を通じた計画的な教育となるよう対象者の把握、実施時期の選定等に努めるべきである。このため、安全衛生教育の実施者には、実施責任者を選任させ、教育の対象者及び種類、実施時期・場所、教育の方法、教材及び講師、受講予定者又は受講予定者数、修了証の様式等についての実施計画を作成させることとしたこと。安全衛生団体等が実施する場合には、この他、受講料を含めた実施計画の作成が考えられること。

なお、安全衛生団体等が安全衛生教育を実施する場合には、当該団体等の所在地を管轄する都道府県労働基準局長は別紙様式第1号及び第2号により、安全衛生教育の実施計画及び実施結果の報告を求めるとする。

(2) 安全衛生団体等の具備すべき要件

安全衛生教育を実施する安全衛生団体等は、教育の対象者及び種類ごとに別

別紙様式1号

能力向上教育等実施計画報告

途示すもののほか、中央労働災害防止協会、業種別労働災害防止協会及びその支部、指定教習機関又は公益法人であって、かつ、次の要件を具備しているものであることが望ましいこと。

- イ 労働災害の防止を事業の目的としていること。
- ロ 実施責任者が選任されていること。
- ハ 講師及び教材が適切であり、かつ、必要数確保されていること。
- ニ 教育に必要な機械、設備、施設等が確保されていること。
- ホ その他当該教育を行うに必要な事項が確保されていること。

(3) 事後措置

- イ 事業者は安全衛生教育の修了者について、台帳等により個人別に教育歴を記録し、継続して管理すること。
- ロ 安全衛生団体等が安全衛生教育を実施した場合には、修了証を交付すること。
- ハ 事業者又は安全衛生団体等は、修了試験、アンケート調査等により教育効果の把握に努めるものとする。

5 その他

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育カリキュラムについては、引き続き必要性の高いものから順次公表することとしていること。

教育の実施者						教育の対象者 及 び 種 類	イ. 安全衛生業務従事者 ()	
所在地							ロ. 危険有害業務従事者 ()	
実施責任者							イ. 初任時	
実施予定日	年 月 日						ロ. 定期	
実施予定場所							ハ. 随時	
受講予定者数	名							
受講料	円							
教 育 内 容						講 師		
科目及び範囲	内容の概要	時間	方法	使用教材等	氏名	所属	資格等	

平成 年 月 日

実施者 職 氏名 印

労働基準局長 殿

(備考)

1. この報告は、安全衛生業務従業者の能力向上教育又は危険有害業務従業者の安全衛生教育について教育の対象者又は種類ごとに作成し、実施の部提出すること。
2. 「教育の対象者及び種類」の欄は、該当事項を○で囲むこと。また、対象者の()内は、例えば安全管理者と具体名を記入すること。
3. 「科目及び範囲」の欄は、労働安全衛生法第19条の2第2項又は第60条の2第2項に基づく指針において示したカリキュラムによること。
4. 「方法」の欄は、講義方式、討議方式、事例研究方式等できるだけ具体的に記入すること。
5. 「資格等」の欄は、労働災害防止団体が実施した講師養成研修の終了の実績等講師としての適格性を記入すること。

別紙様式2号

能力向上教育等実施計画報告

教育の実施者					教育の対象者 及び 種類	イ. 安全衛生業務従事者 ()		
所在地						ロ. 危険有害業務従事者 ()		
実施責任者						イ. 初任時		
実施日	年 月 日					ロ. 定期		
実施場所						ハ. 随時		
受講者数	名							
受講料	円							
教育内容					講師			
科目及び範囲	内容の概要	時間	方法	使用教材等	氏名	所属	資格	等

平成 年 月 日

実施者 職 氏名 印

労働基準局長 殿

〔備考〕

- この報告は、安全衛生業務従事者の能力向上教育又は危険有害業務従事者の安全衛生教育について教育の対象者又は種類ごとに作成し、実施後速やかに提出すること。
- 「教育の対象者及び種類」の欄は、該当事項を○で囲むこと。また、対象者の()内は、例えば安全管理者と具体名を記入すること。
- 「科目及び範囲」の欄は、労働安全衛生法第19条の2第2項又は第60条の2第2項に基づく指針において示したカリキュラムによること。
- 「方法」の欄は、講義方式、討議方式、事例研究方式等できるだけ具体的に記入すること。
- 「資格等」の欄は、労働災害防止団体が実施した講師養成研修の終了の実績等講師としての適格性を記入すること。

平成元年 5 月

危険又は有害な業務に現に就いている者
に対する安全衛生教育に関する指針

労働省

I 趣 旨

この指針は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 60 条の 2 第 2 項の規定に基づき事業者が労働災害の動向、技術革新等社会経済情勢の変化に対応しつつ事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者（以下「危険有害業務従事者」という。）に対して行う、当該業務に関する安全又は衛生のための教育（以下「安全衛生教育」という。）について、その内容、時間、方法及び講師並びに教育の推進体制の整備等その適切かつ有効な実施のために必要な事項を定めたものである。

事業者は、危険有害業務従事者に対する安全衛生教育の実施に当たっては、事業場の実態を踏まえつつ本指針に基づき実施するよう努めなければならない。

II 教育の対象者及び種類

1 対象者

次に掲げる者とする。

- (1) 就業制限に係る業務に従事する者
- (2) 特別教育を必要とする業務に従事する者
- (3) (1)又は(2)に準ずる危険有害な業務に従事する者

2 種類

1 に掲げる者が当該業務に従事することになった後、一定期間ごとに実施する安全衛生教育（「定期教育」）又は取り扱う機械設備等が新たなものになる場合等に実施する安全衛生教育（「随時教育」）とする。

III 教育の内容、時間、方法及び講師

1 内容及び時間

(1) 内容

労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した事項

(2) 時間

原則として 1 日程度とする。

なお、安全衛生教育の内容及び時間は、教育の対象者及び種類ごとに示す別表の危険有害業務従事者に対する安全衛生教育カリキュラムによるものとする。また、取り扱い機械設備等が新たなものになる場合等に実施する随時教育は、運転操作方法のほか点検整備等の実技に関する事項を加えたものとする。

2 方法

講義方式、事例研究方式、討議方式等教育の内容に応じて効果の上がる方法とする。

3 講師

当該業務についての最新の知識並びに教育技法についての知識及び経験を有する者とする。

IV 推進体制の整備等

1 教育の実施者は事業者であるが、事業者自らが行うほか、安全衛生団体等に委託して実施できるものとする。

事業者又は事業者の委託を受けた安全衛生団体等はあらかじめ安全衛生教育の実施に当たって実施責任者を定めるとともに、実施計画を作成するものとする。

2 事業者は、実施した安全衛生教育の記録を個人別に保存するものとする。

3 安全衛生教育は、原則として就業時間内に実施するものとする。

別 表

危険有害業務従事者に対する安全衛生教育カリキュラム

- 1 揚貨装置運転士安全衛生教育
- 2 ボイラー取扱業務（労働安全衛生法施行令第20条第3号の業務）従事者安全衛生教育
- 3 ボイラー溶接業務（労働安全衛生法施行令第20条第4号の業務）従事者安全衛生教育
- 4 ボイラー整備士安全衛生教育
- 5 クレーン運転士安全衛生教育
- 6 移動式クレーン運転士安全衛生教育
- 7 ガス溶接業務（労働安全衛生法施行令第20条第10号の業務）従事者安全衛生教育
- 8 フォークリフト運転業務（労働安全衛生法施行令第20条第11号の業務）従事者安全衛生教育
- 9 車両系建設機械運転業務（労働安全衛生法施行令第20条第12号の業務）従事者安全衛生教育
- 10 フォークリフト運転業務（労働安全衛生規則第36条第5号の業務）従事者安全衛生教育
- 11 機械集材装置運転業務（労働安全衛生規則第36条第7号の業務）従事者安全衛生教育
- 12 ローラー運転業務（労働安全衛生規則第36条第10号の業務）従事者安全衛生教育

1 揚貨装置運転士安全衛生教育

科 目	範 囲	時間
1 最近の揚貨装置等の特徴	(1) 揚貨装置の構造上の特徴 (2) 荷役方式とその特徴	1.0
2 揚貨装置の取扱いと点検	(1) 揚貨装置の取扱いと安全 (2) 揚貨装置の点検方法	2.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち揚貨装置に関する条項	3.0
計		6.0

2 ボイラー取扱業務（労働安全衛生法施行令第20条第3号の業務）従事者
安全衛生教育

科 目	範 囲	時間
1 最近のボイラーの特徴	(1) ボイラーの構造上の特徴 (2) 制御方式の特徴	2.0
2 ボイラーの取扱いと保守	(1) 水管理 (2) 燃料と燃焼管理 (3) 取扱い方法と点検・整備	4.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうちボイラーに関する条項	1.0
計		7.0

3 ボイラー溶接業務（労働安全衛生法施行令第20条第4号の業務）従事者
安全衛生教育

科 目	範 囲	時間
1 最近のボイラーの特徴	(1) ボイラー等の構造上の特徴 (2) ボイラー等用材料の特徴	2.0
2 最近の溶接法と溶接施工法	(1) 溶接法 (2) 溶接施工法	1.0
3 溶接の要領と溶接部の検査方法	(1) 溶接棒とその選定 (2) 溶接部等の性質と溶接性 (3) 溶接欠陥等の防止 (4) 破壊・非破壊試験等 (5) 溶接作業と安全	2.0
4 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうちボイラー及び圧力容器に関する条項	2.0
計		7.0

4 ボイラー整備士安全衛生教育

科 目	範 囲	時間
1 最近のボイラーの特徴	(1) ボイラー等の構造上の特徴 (2) ボイラー等の損傷を生じやすい箇所	1.0
2 ボイラー等の整備の要領と作業の安全	(1) ボイラー等の清浄 (2) 附属装置等の整備 (3) 清浄・整備作業と安全衛生	3.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうちボイラー及び圧力容器に関する条項	2.0
計		6.0

5 クレーン運転士安全衛生教育

科 目	範 囲	時間
1 最近のクレーンと安全装置	(1) 構造と制御機構 (2) 安全装置等	2.0
2 クレーンの取扱いと保守管理	(1) 操作方法 (2) 作業計画 (3) 点検・整備	2.5
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうちクレーンに関する条項	1.5
計		6.0

6 移動式クレーン運転士安全衛生教育

科 目	範 囲	時間
1 最近の移動式クレーンと安全装置	(1) 構造と制御機構 (2) 安全装置等	2.0
2 移動式クレーンの取扱いと保守管理	(1) 操作方法 (2) 作業計画 (3) 点検・整備	2.5
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち移動式クレーンに関する条項	1.5
計		6.0

7 ガス溶接業務(労働安全衛生法施行令第20条第10号の業務)従事者安全衛生教育

科 目	範 囲	時間
1 最近のガス溶接装置等の特徴	(1) ガス溶接装置の構造上の特徴 (2) 安全装置等の特徴	1.0
2 ガス溶接装置の取扱いと保守	(1) ガス溶接作業と安全 (2) ガス溶接装置の点検・整備	2.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうちガス溶接作業に関する条項	2.0
計		5.0

8 フォークリフト運転業務（労働安全衛生法施行令第20条第11号の業務）従事者安全衛生教育

科 目	範 囲	時間
1 最近のフォークリフトの特徴	(1) フォークリフトの構造上の特徴 (2) 各種荷役運搬方法の特徴	2.0
2 フォークリフトの取扱いと保守	(1) フォークリフトによる作業と安全 (2) フォークリフトの点検・整備	2.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうちフォークリフトに関する条項	2.0
計		6.0

9 車両系建設機械運転業務（労働安全衛生法施行令第20条第12号の業務）従事者安全衛生教育

科 目	範 囲	時間
1 最近の車両系建設機械（整地・運搬・積み用及び掘削用）（以下「車両系建設機械」という。）の特徴	(1) 車両系建設機械の構造上の特徴 (2) 車両系建設機械の作業装置 (3) 車両系建設機械の安全装置	2.0
2 車両系建設機械の取扱いと保守	(1) 車両系建設機械による作業と安全 (2) 車両系建設機械の点検・整備	2.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち車両系建設機械に関する条項	2.0
計		6.0

10 フォークリフト運転業務（労働安全衛生規則第36条第5号の業務）従事者安全衛生教育

科 目	範 囲	時間
1 最近のフォークリフトの特徴	(1) フォークリフトの構造上の特徴 (2) 各種荷役運搬方法の特徴	1.5
2 フォークリフトの取扱いと保守	(1) フォークリフトによる作業と安全 (2) フォークリフトの点検・整備	1.5
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうちフォークリフトに関する条項	2.0
計		5.0

11 機械集材装置運転業務（労働安全衛生規則第36条第7号の業務）従事者安全衛生教育

科 目	範 囲	時間
1 最近の機械集材装置等の特徴	(1) 機械集材装置の構造上の特徴 (2) 索張方式の特徴 (3) ワイヤロープ等の種類と特徴	2.0
2 機械集材装置の運転と集材機の保守	(1) 機械集材装置の運転上の留意事項 (2) 集材機の点検・整備	1.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち機械集材装置に関する条項	2.0
計		5.0

12 ローラー運転業務（労働安全衛生規則第36条第10号の業務）従事者
安全衛生教育

科 目	範 囲	時間
1 最近のローラー の特徴	(1) ローラーの構造上の特徴 (2) ローラーの作業装置等	1.0
2 ローラーの取扱 いと保守管理	(1) ローラーによる作業と安全 (2) ローラーの点検・整備	3.0
3 災害事例及び関 係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうちローラーに関 する条項	2.0
計		6.0

木造建築物の解体工事の作業指揮者等に対する
安全教育について

平元. 9.5 基発第 485 号

安全衛生教育については、昭和 59 年 2 月 16 日付け基発第 76 号「安全衛生教育の推進について」及び昭和 59 年 3 月 26 日付け基発第 148 号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」等によりその推進を図っているところである。

今般、これらの通達に基づき、新たに標記の教育に係る実施要領を別添のとおり定めたので、関係事業者に対しその実施を勧奨するとともに、事業者によって当該教育を行う団体に対しても指導援助を図られたい。

別 添

木造建築物の解体工事の作業指揮者等に対する安全教育実施要領

1. 目的

木造建築物の解体作業の安全を確保するため、当該作業を指揮する者等に対し、当該職務の遂行に必要な知識等を付与する。

2. 対象者

木造建築物の解体作業に従事する者に対し、現に作業の指揮を行っている者又は新たに当該作業を指揮する者となる予定の者とする。

3. 実施者

木造建築物の解体作業を行う事業者又は当該事業者によって当該教育を行う安全衛生団体等とする。

4. 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙の「木造建築物解体工事作業指揮者等安全教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「木造建築物解体作業の安全」(建設業労働災害防止協会編)等が適当と認められること。

(3) 安全衛生団体等が行うものにおいては、一回の教育対象人員は原則として 50 人以内とすること。

(4) 安全衛生団体等が実施する場合の講師については、建設業労働災害防止協会が実施する講師養成講習を修了した者又は別紙の教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者を充てること。

5. 修了の証明

- (1) 事業者は、当該教育を実施した結果について、その旨記録し、保管すること。
- (2) 安全衛生団体等が事業者によって当該教育を実施した場合は、修了者に対してその修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別 紙

木造建築物解体工事作業指揮者等安全教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
木造建築物の解体に関する知識	(1) 木造建築物の種類及び構造 (2) 解体工法の種類及び作業の方法 (3) 作業計画	1.5 時間
労働災害の防止等に関する知識	(1) 労働災害の発生状況 (2) 墜落災害の防止のための措置 (3) 飛来・落下災害の防止のための措置 (4) 倒壊災害の防止のための措置 (5) 工事用機械による災害の防止のための措置 (6) 保護具の使用法 (7) 作業手順の作成方法	3.5 時間
関係法令	労働安全衛生関係法令中の関係条項	1.0 時間

木造建築物の解体工事の作業指揮者等に対する
安全教育の実施について

平元 . 9. 28 事務連絡

標記については、平成元年9月5日付け基発第485号「木造建築物の解体工事の作業指揮者等に対する安全教育について」をもって実施要領が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記により関係団体を指導の上、遺憾のないようにされたい。

記

1. 実施者について

- (1) 全国建物解体業団体連合会及び建設業労働災害防止協会から、ブロック又は都道府県単位で当該教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には、適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から、当該教育の実施について申し出等があった場合には、当分の間、安全課に連絡すること。

2. 修了の証明等について

修了の証明等については、前記通達の実施要領5に示すとおりであるが、上記1(1)の全国建物解体業団体連合会が行う教育については同連合会で、また、建設業労働災害防止協会が行う教育については同協会都道府県支部ごとに修了の証明等を行うこととしていること。

(参考)

全国建物解体業団体連合会の概要

1. 目的

建物解体工事に関する調査、研究、開発並びに普及啓蒙に関する事業を行うことにより、業界の健全なる発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する。

2. 事業

- (1) 建物解体工事に関する調査、研究を行うこと。
- (2) 建物解体工事業の合理化、近代化のための指導を行う。
- (3) 建物解体工事に関する情報及び資料を収集し、又はその刊行を行うこと。
- (4) 建物解体工事に関する講習会、研究会等を行うこと。
- (5) 建物解体工事に関して啓蒙、宣伝を行うこと。
- (6) 建物解体工事に関する事項について関係機関に意見を具申し、又は建議すること。
- (7) 前各号のほか、本会の目的達成のために必要な事業を行うこと。

3. 事務所

〒104 東京都中央区八丁堀4丁目2番2号 共同ビル

☎ 03(555)2196 FAX 03(551)3652

4. 役員

会長 峰 博次(ミネ工業㈱)、理事 17名、監事 2名

5. 会員数(平成元年9月1日現在)

17団体(企業数 550社)

6. 設立年月日

昭和60年11月

7. 本教育の担当者

事務局長 満尾 英一

陸上貨物運送事業における安全管理者能力向上
教育（初任時）について

平元 . 9. 28 基発第 521 号

安全管理者能力向上教育（初任時）については、労働安全衛生法第 19 条の 2 第 2 項の規定に基づく「労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針」（能力向上教育指針第 1 号。以下「指針」という。）に内容等が示され、平成元年 5 月 22 日付け基発第 246 号「労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針の公示について」により推進しているところであるが、陸上貨物運送事業における当該教育については、下記により実施することが適当であるので、当該教育を行おうとする事業者又は安全衛生団体等に対して指導援助を行うとともに、自ら実施しない事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が行う当該教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

記

1 対象者

陸上貨物運送事業の事業場において安全管理者の業務に初めて従事することになった者

2 実施者

陸上貨物運送事業者又は安全衛生団体等

3 実施方法

- (1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は別添「陸上貨物運送事業における安全管理者能力向上教育（初任時）カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「安全管理必携」（陸上貨物運送事業労働災害防止協会発行）が適当と認められること。
- (3) 講師については、労働安全コンサルタント、陸上貨物運送事業労働災害防止協会に所属する安全管理士、同協会が実施する講師養成研修の修了者又は教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者を充てること。

(4) 1 回の教育対象人員は 100 人以内とする。

4 修了証の交付等

安全衛生団体等が当該教育を実施した場合、修了者に対して「安全管理者能力向上教育（初任時）」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別 添

陸上貨物運送事業における安全管理者能力向上
教育（初任時）カリキュラム

科 目	範 囲	細 目	時間
1 安全管理者の役割等	(1) 労働災害の現状と問題点	イ 全産業における労働災害発生状況 ロ 陸上貨物運送事業における労働災害発生状況 ハ 労働災害発生状況の問題点	1.0
	(2) 企業経営と安全	イ 実効ある安全管理体制の確立 ロ 安全配慮義務 ハ 事業の運営と安全	
	(3) 安全管理者の役割と職務	イ 危険の防止 ロ 安全教育の実施 ハ 労働災害の原因調査及び再発防止対策の実施 ニ その他	
2 安全管理の進め方	(1) 災害原因分析の方法とその活用	イ 災害調査による原因分析 ロ 統計手法による原因分析 ハ 同種災害、類似災害の防止対策	
	(2) 危険性の事前評価の方法	イ 事前評価制度の確立 ロ 荷役運搬機械の導入に対する事前評価 ハ 新しい作業方法の導入に対する事前評価	

科 目	範 囲	細 目	時間
	(3) 安全管理計画の立て方	イ 年間計画とその内容 ロ 月間計画とその内容	2.0
	(4) 中高年齢労働者等への配慮事項	イ 中高年齢労働者に配慮した安全対策 ロ 適正な配置等	
	(5) 総合安全管理の進め方	イ 事業活動と一体となった安全管理の推進 ロ 他の事業場との混在作業に対する安全管理 ハ 下請事業場に対する指導援助	
3 機械設備・環境の安全化	(1) 機械設備・環境の安全化の進め方	イ 作業場のレイアウトに当たっての配慮 ロ 荷役運搬作業の安全 ハ 運行の安全 ニ 整理、整とん、清潔 ホ 照明、通風、換気	
	(2) 安全点検	イ 安全点検制度 ロ 点検時期 ハ 点検の方法 ニ 点検実施者の心得 ホ 点検後の処置	
4 教育及び指導の方法	(1) 教育計画の立て方	イ 基本方針と年間教育計画 ロ 教育事項の決定	2.0
	(2) 教育の方法	イ 教育担当者 ロ 教育対象者 ハ 教育時期と場所	

科 目	範 囲	細 目	時間
		ニ 教育の種類と内容 ホ 教え方	
	(3) 作業標準の作成と周知	イ 作業標準の意義、目的 ロ 作成上の留意点 ハ 作業標準の周知と遵守 ニ 作業標準の具体例	
	(4) 安全意識の高揚の方法	イ 啓蒙活動 ロ 参加活動 ハ 評価	
5 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	イ 災害事例の提示 ロ 災害発生原因及び防止対策の検討	2.0
	(2) 労働安全衛生法令	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ 労働安全衛生規則及び関係規則	
計			9.0

陸上貨物運送事業における安全管理者能力向上教育（初任時）の実施について

平元．9.28 事務連絡

標記については、平成元年9月28日付け基発第521号「陸上貨物運送事業における安全管理者能力向上教育（初任時）について」により実施方法が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 実施者について

(1) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会から、毎年、全国を数ブロックに分けて当該教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。

(2) 上記以外の団体から当該教育の実施について申し出等があった場合には、当分の間、当課に連絡すること。

2 修了証の交付等について

1 (1)の陸上貨物運送事業労働災害防止協会が行う当該教育については、同協会本部で一括して修了証の交付等を行うこととしていること。

3 対象者について

陸上貨物運送事業労働災害防止協会が従来から実施してきた管理者クラス安全衛生講習の受講者は、安全管理者能力向上教育（初任時）を修了したものとみなして差し支えないこと。

揚貨装置運転士安全衛生教育について

2. 3. 1 基発第111号

危険有害業務に従事する者に対する安全衛生教育については、労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」（安全衛生教育指針第1号。以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第247号「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について」（以下「247号通達」という。）により推進しているところであるが、揚貨装置運転士に対する当該教育については、247号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は事業者の委託を受ける安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

なお、本通達をもって、昭和63年3月4日付け基発第127号「揚貨装置運転士に対する技能向上教育について」は廃止する。

記

1 教育カリキュラム等

- (1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は別添「揚貨装置運転士安全衛生教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「揚貨装置安全運転必携（技能向上編）」、「揚貨装置安全運転必携」（いずれも港湾貨物運送事業労働災害防止協会発行）が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が実施する安全衛生教育に関しては、港湾貨物運送事業労働災害防止協会が実施している揚貨装置運転士安全衛生教育講師養成研修を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること。

また、労働安全コンサルタント、港湾貨物運送事業労働災害防止協会に所属する安全管理士も講師として適切であること。

なお、事業者が実施する教育についても揚貨装置運転士安全衛生教育講師養成研修を修了した者を充てることが望ましいこと。

- (4) 一回の教育対象人員はおおむね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって、受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が安全衛生教育を実施した場合には、修了者に対して「揚貨装置運転士安全衛生教育」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別添

揚貨装置運転士安全衛生教育カリキュラム

科目	範囲	細目	時間
1 最近の揚貨装置等の特徴	(1) 揚貨装置の構造上の特徴	イ 揚貨装置の型式と変遷 ロ 揚貨装置の構造に応じた運転上の特徴	1.0
	(2) 荷役方式とその特徴	イ 荷役方式の種類 ロ 合理化された荷役方式	
2 揚貨装置の取扱いと点検	(1) 揚貨装置の取扱いと安全	イ 揚貨装置の段取り ロ 原動機及び電気機器の取扱い方法 ハ 合図の方法 ニ 力学に関する知識	2.0
	(2) 揚貨装置の点検方法	イ 揚貨装置の点検 ロ スリング類の点検 ハ 点検結果に基づく措置	
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	イ 揚貨装置の災害発生状況 ロ 災害事例研究 ハ 災害発生原因及び防止対策の検討	3.0
	(2) 労働安全衛生法令のうち揚貨装置に関する条項	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ 労働安全衛生規則	
計			6.0

揚貨装置運転士安全衛生教育の実施について

2. 3. 1 事務連絡

標記については、平成2年3月1日付け基発第111号「揚貨装置運転士安全衛生教育について」により実施方法が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 対象者について

昭和63年3月4日付け基発第127号「揚貨装置運転士に対する技能向上教育について」に基づく揚貨装置運転士技能向上教育（以下「技能向上教育等」という。）を修了した者は、標記教育を修了した者とみなして差し支えないこと。

2 実施者について

- (1) 港湾貨物運送事業労働災害防止協会から、全国を数ブロックに分け標記教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から標記教育の実施について申し出があった場合には、当分の間、本省安全課に連絡すること。

3 教育カリキュラムについて

- (1) 揚貨装置運転士安全衛生教育カリキュラム（以下「細目」という。）中の「揚貨装置の点検」、「スリング類の点検」及び「点検結果に基づく措置」については、事例発表、点検標の作成実習を盛り込むことが望ましいこと。
- (2) 細目中の「災害事例研究」及び「災害発生原因及び防止対策の検討」については、できるかぎり10人程度を1つのグループとして討議方式により行うこと。

4 講師について

技能向上教育等の講師として十分な実績を有する者は標記教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者とみなして差し支えないこと。

5 実技教育等について

操作方法等が変更されることとなった者については、実技教育を行うこととしているが、操作方法等は個々の機械、設備により異なるものであることから、これは、事業場において行うことを原則とするが、可能な場合には、安全衛生団体等において実施しても差し支えないものであること。

6 修了証の交付等

上記2の(1)の港湾貨物運送事業労働災害防止協会が行う当該教育については、同協会本部で一括して修了証の交付等を行うこととしていること。

クレーン運転士安全衛生教育について

2. 3. 1 基発第112号

危険有害業務に従事する者に対する安全衛生教育については、労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」（安全衛生教育指針第1号。以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第247号「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について」（以下「247号通達」という。）により推進しているところであるが、クレーン運転士免許を受けた者（以下「クレーン運転士」という。）に対する当該教育については、247号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は事業者の委託を受ける安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

なお、本通達をもって、昭和54年5月2日付け基発第212号「安全衛生教育の推進について」のうち、クレーン運転士に対する実務研修に係る部分を廃止し、昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」の記の1の(2)の③のハを削除する。

記

1 教育カリキュラム等

- (1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は別添「クレーン運転士安全衛生教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「クレーン運転の安全（安全衛生教育用テキスト）」（社団法人日本クレーン協会発行）が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が実施する安全衛生教育に関しては、社団法人日本クレーン協会が実施しているクレーン運転士安全衛生教育講師養成講座を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること。

また、労働安全コンサルタントも講師として適切であること。

なお、事業者が実施する教育についてもクレーン運転士安全衛生教育講師養成講座を修了した者を充てることが望ましいこと。

- (4) 一回の教育対象人員はおおむね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって、受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が安全衛生教育を実施した場合には、修了者に対して「クレーン運転士安全衛生教育」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別 添

クレーン運転士安全衛生教育カリキュラム

科 目	範 囲	細 目	時間
1 最近のクレーンと安全装置	(1) 構造と制御機構	イ 機種別の動向 ロ 制御方式と制御機構の動向	2.0
	(2) 安全装置等	イ 安全装置等の種類 ロ 安全装置等の機能と特性	
2 クレーンの取り扱いと保守管理	(1) 操作方法	イ 操作上の一般的留意事項 ロ 作業ごとの操作方法	2.5
	(2) 作業計画	イ 作業計画と作業手順 ロ 作業計画に応じた安全上の留意事項	
	(3) 点検・整備	イ 作業開始前等の点検 ロ 定期自主検査 ハ 点検結果に基づく措置	
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	イ クレーンの災害発生状況 ロ 災害の原因と対策 ハ 災害事例研究	1.5
	(2) 労働安全衛生法令のうちクレーンに関する条項	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ クレーン等安全規則	
計			6.0

クレーン運転士安全衛生教育の実施について

2. 3. 1 事務連絡

標記については、平成2年3月1日付け基発第112号「クレーン運転士安全衛生教育について」により実施方法が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 対象者について

昭和54年5月2日付け基発第212号「安全衛生教育の推進について」に基づくクレーン運転士実務研修（昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」に基づき、昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」の記の1の②の③のへにより「技能向上教育」と読み替えて実施したものを含む。以下「実務研修等」という。）を修了した者は、標記教育を修了した者とみなして差し支えないこと。

2 実施者について

- (1) 社団法人日本クレーン協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会から、標記教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 標記教育を実施する安全衛生団体等としては上記協会のほか、労働基準協会、クレーンに係る指定教習機関等が考えられるが、安全衛生団体等以外の団体から標記教育の実施について申し出があった場合には、当分の間、本省安全課に連絡すること。

3 教育カリキュラムについて

- (1) クレーン運転士安全衛生教育カリキュラム（以下「細目」という。）中の「作業開始前の点検」、「定期自主検査」及び「点検結果に基づく措置」に

については、事例発表、点検票の作成実習を盛り込むことが望ましいこと。

- (2) 細目中の「災害事例研究」及び「災害の原因と対策」については、できるかぎり10人程度を1つのグループとして討議方式により行うこと。

4 講師について

実務研修等の講師として十分な実績を有する者は標記教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者とみなして差し支えないこと。

5 実技教育等について

操作方法等が変更されることとなった者については、実技教育を行うこととしているが、操作方法等は個々の機械、設備により異なるものであることから、これは、事業場において行うことを原則とするが、可能な場合には、安全衛生団体等において実施しても差し支えないものであること。

移動式クレーン運転士安全衛生教育について

2. 3. 1 基発第113号

危険有害業務に従事する者に対する安全衛生教育については、労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」（安全衛生教育指針第1号。以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第247号「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について」（以下「247号通達」という。）により推進しているところであるが、移動式クレーン運転士免許を受けた者（以下「移動式クレーン運転士」という。）に対する当該教育については、247号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は事業者の委託を受ける安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

なお、本通達をもって、昭和54年5月2日付け基発第212号「安全衛生教育の推進について」のうち、移動式クレーン運転士に対する実務研修に係る部分を廃止する。

記

1 実施者

247号通達の記の4.の(2)に示すもののほか、社団法人全国クレーン建設業協会があること。

2 教育カリキュラム等

(1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は別添「移動式クレーン運転士安全衛生教育カリキュラム」によること。

(2) 教材としては、「移動式クレーン運転の安全（安全衛生教育用テキスト）」

（社団法人日本クレーン協会発行）が適当と認められること。

(3) 安全衛生団体等が実施する安全衛生教育に関しては、社団法人日本クレーン協会が実施している移動式クレーン運転士安全衛生教育講師養成講座を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること。

また、労働安全コンサルタントも講師として適切であること。

なお、事業者が実施する教育についても移動式クレーン運転士安全衛生教育講師養成講座を修了した者を充てることが望ましいこと。

(4) 一回の教育対象人員はおおむね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって、対象者数によって、受講者を適宜グループに分けて実施すること。

3 修了証の交付等

安全衛生団体等が安全衛生教育を実施した場合には、修了者に対して「移動式クレーン運転士安全衛生教育」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別添

移動式クレーン運転士安全衛生教育カリキュラム

科 目	範 囲	細 目	時間
1 最近の移動式クレーンと安全装置	(1) 構造と制御機構	イ 機種別の動向 ロ 制御方式と制御機構の動向	2.0
	(2) 安全装置等	イ 安全装置等の種類 ロ 安全装置等の機能と特性 ハ 移動式クレーンの安定性	
2 移動式クレーンの取り扱いと保守管理	(1) 操作方法	イ 操作上の一般的留意事項 ロ 作業ごとの操作方法	2.5
	(2) 作業計画	イ 作業計画の作成 ロ 作業手順の決定	
	(3) 点検・整備	イ 作業開始前等の点検 ロ 定期自主検査 ハ 点検結果に基づく措置	
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	イ 移動式クレーンの災害発生状況 ロ 災害の原因と対策 ハ 災害事例研究	1.5
	(2) 労働安全衛生法令のうちクレーンに関する条項	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ クレーン等安全規則	
計			6.0

移動式クレーン運転士安全衛生教育の実施について

2. 3. 1 事務連絡

標記については、平成2年3月1日付け基発第113号「移動式クレーン運転士安全衛生教育について」により実施方法が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 対象者について

昭和54年5月2日付け基発第212号「安全衛生教育の推進について」に基づく移動式クレーン運転士実務研修（昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」に基づき、昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」の記の1の②の③のハにより「技能向上教育」と読み替えて実施したものを含む。以下「実務研修等」という。）及び昭和61年9月13日付け基発第543号「建設工事における移動式クレーン作業の安全技術教育について」に基づく教育（以下「安全技術教育」という。）を修了した者は、標記教育を修了した者とみなして差し支えないこと。

2 実施者について

- (1) 建設業労働災害防止協会、社団法人日本クレーン協会、社団法人ボイラ・クレーン安全協会及び社団法人全国クレーン建設業協会から、標記教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 標記教育を実施する安全衛生団体等としては上記協会のほか、労働基準協会、移動式クレーンに係る指定教習機関等が考えられるが、安全衛生団体等以外の団体から標記教育の実施について申し出があった場合には、当分の間、本省安

全課に連絡すること。

3 教育カリキュラムについて

- (1) 移動式クレーン運転士安全衛生教育カリキュラム（以下「細目」という。）中の「作業開始前の点検」、「定期自主検査」及び「点検結果に基づく措置」については、事例発表、点検票の作成実習を盛り込むことが望ましいこと。
- (2) 細目中の「災害事例研究」及び「災害の原因と対策」については、できるかぎり10人程度を1つのグループとして討議方式により行うこと。

4 講師について

次の者は標記教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者とみなして差し支えないこと。

- ① 建設業労働災害防止協会が行った安全技術教育のための講師養成研修の修了者
- ② 実務研修等の講師として十分な実績を有する者

5 実技教育等について

操作方法等が変更されることとなった者については、実技教育を行うこととしているが、操作方法等は個々の機械、設備により異なるものであることから、これは、事業場において行うことを原則とするが、可能な場合には、安全衛生団体等において実施しても差し支えないものであること。

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育に
ついて

2. 3. 1 基発第114号

危険有害業務に従事する者に対する安全衛生教育については、労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」（安全衛生教育指針第1号。以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第247号「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について」（以下「247号通達」という。）により推進しているところであるが、フォークリフト運転業務に従事する者に対する当該教育については、247号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は事業者の委託を受ける安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

なお、本通達をもって、昭和53年9月18日付け基発第515号「安全衛生教育の推進について」のうちフォークリフト運転者に対する実務講習に係る部分を廃止し、昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」の記の1の②の③のニを削除する。

記

1 フォークリフト運転業務（労働安全衛生法施行令第20条第11号の業務）従事者安全衛生教育

(1) 教育カリキュラム等

イ 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は別添「フォークリフト運転業務（労働安全衛生法施行令第20条第11号の業務）従事者安全衛生教育カリキュラム」によること。

ロ 教材としては、「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育テキスト」

（陸上貨物運送事業労働災害防止協会発行）が適当と認められること。

ハ 安全衛生団体等が実施する安全衛生教育に関しては、陸上貨物運送事業労働災害防止協会等が実施しているフォークリフト運転士安全衛生教育講師養成研修を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること。

また、労働安全コンサルタント、陸上貨物運送事業労働災害防止協会に所属する安全管理士も講師として適切であること。

なお、事業者が実施する教育についてもフォークリフト運転士安全衛生教育講師養成研修を修了した者を充てることが望ましいこと。

ニ 一回の教育対象人員はおおむね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって、受講者を適宜グループに分けて実施すること。

(2) 修了証の交付等

安全衛生団体等が安全衛生教育を実施した場合には、修了者に対して「フォークリフト運転業務（労働安全衛生法施行令第20条第11号の業務）従事者安全衛生教育」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

2 フォークリフト運転業務（労働安全衛生規則第36条第5号の業務）従事者安全衛生教育

(1) 教育カリキュラム等

イ 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は「フォークリフト運転業務（労働安全衛生規則第36条第5号の業務）従事者安全衛生教育カリキュラム」によること。

ロ 教材としては、「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育テキスト」（陸上貨物運送事業労働災害防止協会発行）が適当と認められること。

ハ 安全衛生団体等が実施する安全衛生教育に関しては、陸上貨物運送事業労働災害防止協会等が実施しているフォークリフト運転士安全衛生教育講師養成研修を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有する

者を講師に充てること。

また、労働安全コンサルタント、陸上貨物運送事業労働災害防止協会に所属する安全管理士も講師として適切であること。

なお、事業者が実施する教育についてもフォークリフト運転士安全衛生教育講師養成研修を修了した者を充てることが望ましいこと。

ニ 一回の教育対象人員はおおむね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって、受講者を数グループに分けて実施すること。

(2) 修了証の交付等

安全衛生団体等が安全衛生教育を実施した場合には、修了者に対して「フォークリフト運転業務（労働安全衛生規則第36条第5号の業務）従事者安全衛生教育」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別 添

1 フォークリフト運転業務(労働安全衛生施行令第20条第11号
の業務)従事者安全衛生教育カリキュラム

科 目	範 囲	細 目	時間
1 最近のフォークリフトの特徴	(1) フォークリフトの構造上の特徴	イ 走行装置 ロ 荷役装置 ハ アタッチメント	2.0
	(2) 各種荷役運搬方法の特徴	イ 荷役運搬方法 ロ はい作業の方法	
2 フォークリフトの取扱いと保守	(1) フォークリフトによる作業と安全	イ 作業計画 ロ 安全作業マニュアルの整備 ハ 作業指揮者	2.0
	(2) フォークリフトの点検・整備	イ 作業開始前点検 ロ 定期自主検査(月例・年次) ハ 点検・検査結果に基づく措置	
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	イ フォークリフトの災害発生状況 ロ 災害事例の提示 ハ 災害発生原因及び防止対策の検討	2.0
	(2) 労働安全衛生法令のうちフォークリフトに関する条項	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ 労働安全衛生規則	
計			6.0

別 添

2 フォークリフト運転業務(労働安全衛生施行令第36条第5号
の業務)従事者安全衛生教育カリキュラム

科 目	範 囲	細 目	時間
1 最近のフォークリフトの特徴	(1) フォークリフトの構造上の特徴	イ 走行装置 ロ 荷役装置 ハ アタッチメント	1.5
	(2) 各種荷役運搬方法の特徴	イ 荷役運搬方法 ロ はい作業の方法	
2 フォークリフトの取扱いと保守	(1) フォークリフトによる作業と安全	イ 作業計画 ロ 安全作業マニュアルの整備 ハ 作業指揮者	1.5
	(2) フォークリフトの点検・整備	イ 作業開始前点検 ロ 定期自主検査(月例・年次) ハ 点検・検査結果に基づく措置	
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	イ フォークリフトの災害発生状況 ロ 災害事例の提示 ハ 災害発生原因及び防止対策の検討	2.0
	(2) 労働安全衛生法令のうちフォークリフトに関する条項	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ 労働安全衛生規則	
計			5.0

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育の
実施について

2.3.1 事務連絡

標記については、平成2年3月1日付け基発第114号「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育について」により実施方法が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 対象者について

昭和53年9月18日付け基発第515号「安全衛生教育について」に基づくフォークリフト運転技能講習修了者に対する実務講習（昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」の記の1の②の③のニにより「技能向上教育」と読み替えて実施したものを含む。以下「実務研修等」という。）を修了した者は、標記教育を修了した者とみなして差し支えないこと。

2 実施者について

- (1) 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会及び林業・木材製造業労働災害防止協会から、その支部（港湾貨物運送事業労働災害防止協会の総支部を含む）単位で標記教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) フォークリフト運転技能講習指定教習機関以外の団体から標記教育の実施について申し出があった場合には、当分の間、本省安全課に連絡すること。

3 教育カリキュラムについて

- (1) フォークリフト運転士安全衛生教育カリキュラム（以下「細目」という。）中

の「定期自主検査（月例）」、「定期自主検査（年次）」及び「点検・検査結果に基づく措置」については、事例発表、点検票の作成実習を盛り込むことが望ましいこと。

- (2) 細目中の「災害事例の提示」及び「災害発生原因及び防止対策の検討」については、できるかぎり10人程度を1つのグループとした討議方式により行うこと。

4 講師について

実務講習等の講師として十分な実績を有する者は標記教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者とみなして差し支えないこと。

5 実技教育等について

操作方法等が変更されることとなった者については、実技教育を行うこととしているが、操作方法等は個々の機械、設備により異なるものであることから、これは、事業場において行うことを原則とするが、可能な場合には、安全衛生団体等において実施しても差し支えないものであること。

6 その他

労働安全衛生規則第36条第5号の業務に従事する者がフォークリフト運転業務（労働安全衛生法施行令第20条第1条の業務）従事者安全衛生教育を修了した場合は、フォークリフト運転業務（労働安全衛生規則第36条第5号の業務）従事者安全衛生教育を修了した者とみなして差し支えないこと。

建設業における安全衛生推進者能力向上教育
(初任時)について

2. 3. 15 基発第129号

安全管理者等労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育については、労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づく「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」(能力向上教育指針第1号。以下「指針」という。)にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第246号「労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針の公示について」(以下「246号通達」という。)により推進しているところであるが、建設業における安全衛生推進者に対する当該教育については、246号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施しない事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

記

1 教育カリキュラム等

- (1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は別添「建設業における安全衛生推進者能力向上教育(初任時)カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「建設業安全衛生推進者の手引」(建設業労働災害防止協会発行)が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が実施する能力向上教育に関しては、建設業労働災害防止協会が実施している建設業安全衛生推進者能力向上教育講師養成研修を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること。

なお、事業者が実施する教育についても本研修を修了した者を充てることが

望ましいこと。

また、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、建設業労働災害防止協会に所属する安全管理士若しくは衛生管理士も講師として適切であること。

- (4) 一回の教育対象人員はおおむね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が標記教育を実施した場合には、修了者に対して「安全衛生推進者能力向上教育(初任時)」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別添

建設業における安全衛生推進者能力向上教育
(初任時)カリキュラム

科目	範囲	細目	時間
1 安全衛生推進者の役割等	(1) 労働災害の現状と問題点	イ 全産業における労働災害発生状況 ロ 建設業における労働災害発生状況 ハ 労働災害発生状況の問題点	1.0
	(2) 安全衛生推進者の役割と職務	イ 作業者の危険、健康障害の防止 ロ 安全衛生教育の実施 ハ 作業者の健康保持 ニ 労働災害の原因調査及び再発防止対策の実施 ホ その他	
2 安全衛生管理の進め方	(1) 災害原因分析の方法とその活用	イ 災害調査による原因分析 ロ 統計手法による原因分析 ハ 特性要因図法による原因の分析と活用 ニ 災害事例研究 ホ その他の災害発生原因分析方法	3.0
	(2) 安全衛生管理計画の立て方	イ 年間計画とその内容 ロ 月間計画とその内容	
	(3) 機械設備・環境の安全化及び作業環境管理	イ 建設機械、仮設機材、クレーン等の安全化 ロ 作業環境の改善 ハ 整理、整とん、清潔	

科目	範囲	細目	時間
	(4) 作業標準と作業の管理	イ 作業標準の意義、目的 ロ 作成上の留意点 ハ 作業標準の周知と遵守 ニ 作業標準の具体例	
	(5) 安全衛生教育の方法	イ 安全衛生教育の種類と内容 ロ 教育担当者 ハ 教育対象者 ニ 教育計画の立て方 ホ 教育の進め方	
	(6) 中高年齢労働者等への配慮事項	イ 中高年齢労働者に配慮した安全衛生対策 ロ 適正な配置等	
	(7) 健康の保持増進	イ 健康診断の的確な実施と事後措置の励行 ロ 健康保持増進措置の内容	
3 災害事例	(1) 労働災害事例とその防止対策	イ 災害事例の提示 ロ 災害発生原因及び防止対策の検討	2.0
	(2) 職業性疾病事例とその防止対策	イ 疾病事例の提示 ロ 原因及び防止対策の検討	
4 関係法令	(1) 労働安全衛生法令	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ 労働安全衛生規則及び関係規則	1.0
計			7.0

建設業における安全衛生推進者能力向上教育
(初任時)の実施について

2. 3. 15 事務連絡

標記については、平成2年3月15日付け基発第129号「建設業における安全衛生推進者能力向上教育(初任時)について」により実施方法が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 実施者について

- (1) 建設業労働災害防止協会から、都道府県支部単位で標記教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から標記教育の実施について申し出があった場合には、当分の間、安全課に連絡すること。

2 修了証の交付等

上記1の(1)の建設業労働災害防止協会が行う当該教育については、同協会都道府県支部単位で修了証の交付等を行うこととしていること。

陸上貨物運送事業における安全衛生推進者能力
向上教育（初任時）について

2. 3. 15 基発第130号

安全管理者等労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育については、労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づく「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」（能力向上教育指針第1号。以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第246号「労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針の公示について」（以下「246号通達」という。）により推進しているところであるが、陸上貨物運送事業における安全衛生推進者に対する当該教育については、246号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施しない事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

記

1 教育カリキュラム等

- (1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は別添「陸上貨物運送事業における安全衛生推進者能力向上教育（初任時）カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「安全衛生推進者能力向上教育テキスト（初任時）」（陸上貨物運送事業労働災害防止協会発行）が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が実施する能力向上教育に関しては、陸上貨物運送事業労働災害防止協会が実施している陸上貨物運送事業安全衛生推進者能力向上教育講師養成研修を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること。

なお、事業者が実施する教育についても本研修を修了した者を充てることが

望ましいこと。

また、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、陸上貨物運送事業労働災害防止協会に所属する安全管理士若しくは衛生管理士も講師として適切であること。

- (4) 一回の教育対象人員はおおむね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が標記教育を実施した場合には、修了者に対して「安全衛生推進者能力向上教育（初任時）」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別添

陸上貨物運送事業における安全衛生推進者
能力向上教育（初任時）カリキュラム

科目	範囲	細目	時間
1 安全衛生推進者の役割等	(1) 労働災害の現状と問題点	イ 全産業における労働災害発生状況 ロ 陸上貨物運送事業における労働災害発生状況 ハ 労働災害発生状況の問題点	1.0
	(2) 安全衛生推進者の役割と職務	イ 作業者の危険、健康障害の防止 ロ 安全衛生教育の実施 ハ 作業者の健康保持 ニ 労働災害の原因調査及び再発防止対策の実施 ホ その他	
2 安全衛生管理の進め方	(1) 災害原因分析の方法とその活用	イ 災害調査による原因分析 ロ 統計手法による原因分析 ハ 特性要因図法による原因の分析と活用 ニ 災害事例研究 ホ その他の災害発生原因分析方法	3.0
	(2) 安全衛生管理計画の立て方	イ 年間計画とその内容 ロ 月間計画とその内容	
	(3) 機械設備・環境の安全化及び作業環境管理	イ 作業場のレイアウトに当たっての配慮 ロ 荷役運搬作業 ハ 運行の安全	

科目	範囲	細目	時間
3 災害事例	(4) 作業標準と作業の管理	ニ 整理、整とん、清潔 ホ 照明、通風、換気	2.0
		イ 作業標準の意義、目的 ロ 作成上の留意点 ハ 作業標準の周知と遵守 ニ 作業標準の具体例	
	(5) 安全衛生教育の方法	イ 安全衛生教育の種類と内容 ロ 教育担当者 ハ 教育対象者 ニ 教育計画の立て方 ホ 教育の進め方	
		(6) 中高年齢労働者等への配慮事項	
	(7) 健康の保持増進	イ 健康診断の的確な実施と事後措置の励行 ロ 健康保持増進措置の内容	
	(1) 労働災害事例とその防止対策	イ 災害事例の提示 ロ 災害発生原因及び防止対策の検討	
		(2) 職業性疾病事例とその防止対策	
4 関係法令	(1) 労働安全衛生法令	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ 労働安全衛生規則及び関係規則	1.0
		計	

陸上貨物運送事業における安全衛生推進者能力
向上教育（初任時）の実施について

2. 3. 15 事務連絡

標記については、平成2年3月15日付け基発第130号「陸上貨物運送事業における安全衛生推進者能力向上教育（初任時）について」により実施方法が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 実施者について

- (1) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会から、都道府県支部単位で標記教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から標記教育の実施について申し出があった場合には、当分の間、安全課に連絡すること。

2 修了証の交付等

上記1の(1)の陸上貨物運送事業労働災害防止協会が行う当該教育については、同協会都道府県支部単位で修了証の交付等を行うこととしていること。

港湾貨物運送事業における安全衛生推進者能力
向上教育（初任時）について

2. 3. 15 基発第131号

安全管理者等労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育については、労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づく「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」（能力向上教育指針第1号。以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第246号「労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針の公示について」（以下「246号通達」という。）により推進しているところであるが、港湾貨物運送事業における安全衛生推進者に対する当該教育については、246号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施しない事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

記

1 教育カリキュラム等

- (1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は別添「港湾貨物運送事業における安全衛生推進者能力向上教育（初任時）カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「安全衛生推進者能力向上教育テキスト」（港湾貨物運送事業労働災害防止協会発行）が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が実施する能力向上教育に関しては、港湾貨物運送事業労働災害防止協会が実施している港湾貨物運送事業安全衛生推進者能力向上教育講師養成研修を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること。

なお、事業者が実施する教育についても本研修を修了した者を充てることが

望ましいこと。

また、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、港湾貨物運送事業労働災害防止協会に所属する安全管理士若しくは衛生管理士も講師として適切であること。

- (4) 一回の教育対象人員はおおむね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が標記教育を実施した場合には、修了者に対して「安全衛生推進者能力向上教育（初任時）」の修了証を交付することともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別添

港湾貨物運送事業における安全衛生推進者
能力向上教育（初任時）カリキュラム

科 目	範 囲	細 目	時間
1 安全衛生推進者の役割等	(1) 労働災害の現状と問題点	イ 全産業における労働災害発生状況 ロ 港湾貨物運送事業における労働災害発生状況 ハ 労働災害発生状況の問題点	1.0
	(2) 安全衛生推進者の役割と職務	イ 労働災害の防止責任 ロ 安全衛生管理における安全衛生推進者の役割 ハ 安全衛生推進者の職務	
2 安全衛生管理の進め方	(1) 災害原因分析の方法とその活用	イ 災害調査による原因分析 ロ 統計手法による原因分析 ハ 特性要因図法による原因の分析と活用 ニ 災害事例研究 ホ その他の災害発生原因分析方法	3.0
	(2) 安全衛生管理計画の立て方	イ 企業経営計画と安全衛生管理計画 ロ 安全衛生管理計画の種類と内容 ハ 安全衛生管理計画の実施と変更	
	(3) 機械設備・環境の安全化及び作業環境管理	イ 船舶設備、船内荷役機械の安全化 ロ 沿岸設備の安全化	

科 目	範 囲	細 目	時間		
		ハ 運行の安全 ニ 整理、整とん、清潔 ホ 作業環境の改善			
		(4) 作業標準と作業の管理		イ 作業標準の意義、目的 ロ 作成上の留意点 ハ 作業標準の周知と遵守 ニ 作業標準の具体例	
	(5) 安全衛生教育の方法	イ 安全衛生教育の種類と内容 ロ 教育担当者 ハ 教育対象者 ニ 教育計画の立て方 ホ 教育の進め方			
	(6) 中高年齢労働者等への配慮事項	イ 中高年齢労働者に配慮した安全衛生対策 ロ 適正な配置等			
	(7) 健康の保持増進	イ 健康診断の的確な実施と事後措置の励行 ロ 健康保持増進措置の内容			
	3 災害事例	(1) 労働災害事例とその防止対策		イ 災害事例の提示 ロ 災害発生原因及び防止対策の検討	2.0
		(2) 職業性疾病事例とその防止対策		イ 疾病事例の提示 ロ 原因及び防止対策の検討	
4 関係法令	(1) 労働安全衛生法令	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ 労働安全衛生規則及び関係規則	1.0		
計			7.0		

港湾貨物運送事業における安全衛生推進者能力
向上教育（初任時）の実施について

2. 3. 15 事務連絡

標記については、平成2年3月15日付け基発第131号「港湾貨物運送事業における安全衛生推進者能力向上教育（初任時）について」により実施方法が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 実施者について

- (1) 港湾貨物運送事業労働災害防止協会から、全国を数ブロックに分け標記教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から標記教育の実施について申し出があった場合には、当分の間、安全課に連絡すること。

2 修了証の交付等

上記1の(1)の港湾貨物運送事業労働災害防止協会が行う当該教育については、同協会本部で一括して修了証の交付を行うこととしていること。

能力向上教育実施促進事業の創設について

2.7.20 基発第466号

標記については、平成2年度の労働基準行政運営方針において中小零細規模事業場を対象に作業主任者等に対する能力向上教育の実施を促進し、当該事業場の安全衛生水準の向上を図るために新たに創設し別途示すこととしていたところであるが、今般本事業を的確に実施するため、別添のとおり「能力向上教育実施促進事業実施要綱」を定めたところである。

については、本事業の関係者に対する周知を図るとともに、事業実施団体の円滑な事業の実施についての指導・援助に努められたい。

別 添

能力向上教育実施促進事業実施要綱

1 趣旨・目的

中小零細規模事業場における安全衛生水準は大規模事業場と比べて低く、また労働災害発生率も高い。事業場における安全衛生水準の向上を図り労働災害を防止するためには、各級管理者を始め作業等者の安全意識を高めることが極めて重要であり、そのための適宜適切な安全衛生教育の実施がなされなければならない。

しかしながら中小零細規模事業場においては安全衛生教育の実施が非常に低調であり、この要因として一般的に経営基盤が弱く、また安全衛生教育のための教材、講師、教育施設が不備であること等が考えられる。

本事業は、中小零細規模事業場の作業主任者等に対する能力向上教育の実施に対して必要な援助を行い、当該事業場の安全衛生水準の向上を図ることを目的とするものである。

2 事業内容

労働大臣が指針を公表した能力向上教育について、国が安全衛生団体に委託をして中小零細規模事業場の作業主任者等を対象として、次に示すところにより実施する。

(1) 対象教育

能力向上教育のうち、労働災害発生状況等を勘案し、毎年度国が定める教育とする。

(2) 対象事業場

原則として、労働者数が50人未満の中小零細規模事業場であって 次の条件に該当する事業場であること。

イ 自ら能力向上教育を行うのが困難な事業場

ロ 本事業による教育を受講することによって安全衛生水準の向上が期待できる事業場

3 事業実施団体

中央労働災害防止協会、業種別労働災害防止協会又は民法第34条に基づき設

立された公益法人のうち労働災害防止を事業目的とする法人であって、国が事業委託した団体とする。

4 事業実施団体の実施事項

(1) 事業実施団体は、本事業を実施するにあたって次に示す事項について実施計画書を作成し、労働省へ提出することとする。

- イ 実施都道府県
- ロ 実施回数
- ハ 実施時期及び場所
- ニ 対象人員
- ホ 使用教材
- ヘ 講師

(2) 事業実施団体は、実施する教育の種類毎に当該団体の支部等を通し実施する教育について細部にわたる実施計画を策定するものとする。

なお、当該実施計画を策定するにあたっては、所轄の都道府県労働基準局と協議するものとする。

(3) 実施計画に基づき教育を実施し、所定の教育を修了した者に対し修了証を交付するものとする。

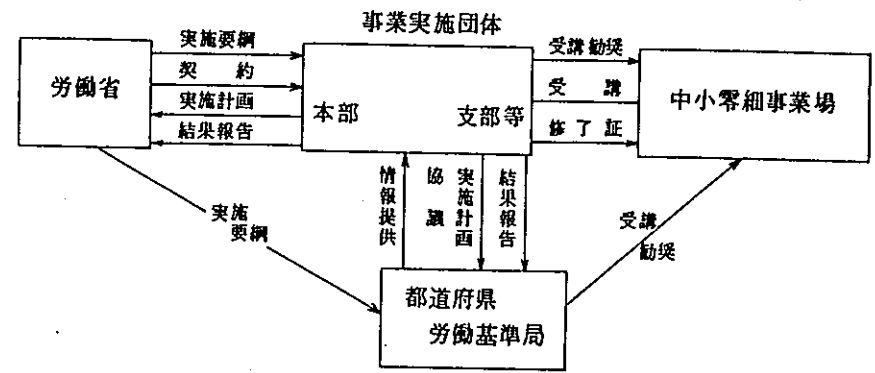
(4) 事業実施団体は、各教育の終了後(2)の実施計画に掲げた事項並びに受講者及び所属事業場等について、所轄都道府県労働基準局に報告するとともに、本事業終了後(1)の各号並びに受講者及び所属事業場について労働省に報告するものとする。

5 関係者に対する周知等

国（労働省、都道府県労働基準局及び労働基準監督署）及び事業実施団体は、関係者に対する周知徹底、対象事業場に対する受講勧奨等本事業の円滑な推進に努めるものとする。

(参考)

事業流れ図



ボイラー取扱作業主任者能力向上教育について

2.7.23 基発第469号

安全管理者等労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育については、労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づく「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」（能力向上教育指針第1号。以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第246号「労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針の公示について」（以下「246号通達」という。）により推進しているところであるが、ボイラー取扱作業主任者に対する当該教育については、246号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

なお、本通達をもって、昭和60年5月23日付け基発第283号「ボイラー技士に対する技能向上教育及びボイラー取扱い作業主任者に対する実務向上教育について」のうち、ボイラー取扱い作業主任者に係る部分を廃止する。

記

1 教育カリキュラム等

- (1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は別添「ボイラー取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「最近のボイラーとその取扱い」（社団法人日本ボイラ協会発行）が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が実施する能力向上教育に関しては、社団法人日本ボイラ協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会が実施している「ボイラー取扱作業主任者能力向上教育講師研修」を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること。

また、労働安全コンサルタントも講師として適切であること。

なお、事業者が実施する教育についても「ボイラー取扱作業主任者能力向上教育講師研修」を修了した者を充てることが望ましいこと。

- (4) 一回の教育対象人員はおおむね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって、受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が能力向上教育を実施した場合には、修了者に対して「ボイラー取扱作業主任者能力向上教育」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別 添

ボイラー取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム

科 目	範 囲	細 目	時間
1 最近のボイラーの特徴	(1) ボイラーの構造上の特徴	イ ボイラーの発達と動向 ロ 最近のボイラーの構造上の特徴	0.5
	(2) 制御方式の特徴	イ シーケンス制御とフィードバック制御 ロ ボイラー制御の基本特性	1.5
2 ボイラーの運転管理と保守管理	(1) 水管理	イ ボイラー外処理 ロ ボイラー内処理 ハ 水管理の点検 ニ 排水処理	1.5
	(2) 燃料と燃焼管理	イ 燃料の多様化 ロ 燃料管理 ハ 燃焼に伴う障害及び公害の防止 ニ 省エネルギー	1.0
	(3) 保守管理	イ ガス爆発防止対策と管理 ロ 低水位事故防止対策と管理 ハ 点検及び保守管理 ニ 異常時の処置	1.5
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	イ ガス爆発事故 ロ 低水位事故	0.5
	(2) 労働安全衛生法令のうちボイラーに関する条項	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ 労働安全衛生規則 ニ ボイラー及び圧力容器安全規則 ホ ボイラー構造規格	0.5
計			7.0

ボイラー取扱作業主任者能力向上教育の実施について

2.7.2.3 事務連絡

標記については、平成2年7月23日付け基発第469号「ボイラー取扱作業主任者能力向上教育について」により実施方法が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 対象者について

昭和60年5月23日付け基発第283号「ボイラー技士に対する技能向上教育及びボイラー取扱い作業主任者に対する実務向上教育について」に基づく、ボイラー取扱い作業主任者実務向上教育（以下「実務向上教育」という。）を修了した者は、標記教育を修了した者とみなして差し支えないこと。

2 実施者について

- (1) 社団法人日本ボイラ協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会から、標記教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から標記教育の実施について申し出があった場合には、当分の間、本省安全課に連絡すること。

3 教育カリキュラムについて

ボイラー取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム中の「制御方式の特徴」及び「保守管理」については、その一部にボイラー・シミュレータ等を活用した教育方法を採用することが望ましいこと。

4 講師について

実務向上教育の講師として十分な実績を有する者は、標記教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者としてみなして差し支えないこと。

普通第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育について

2.7.2.3 基発第470号

安全管理者等労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育については、労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づく「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」（能力向上教育指針第1号。以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第246号「労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針の公示について」（以下「246号通達」という。）により推進しているところであるが、第一種圧力容器取扱作業主任者のうち、化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業以外の作業について選任された者（以下「普通第一種圧力容器取扱作業主任者」という。）に対する当該教育については、246号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

なお、本通達をもって、昭和62年10月27日付け基発第631号「第一種圧力容器取扱作業主任者に対する実務向上教育について」のうち、普通第一種圧力容器取扱作業主任者に係る部分を廃止する。

記

1 教育カリキュラム等

- (1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は別添「普通第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「最近の第一種圧力容器とその取扱い（普通第一種圧力容器）」（社団法人日本ボイラ協会発行）が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が実施する能力向上教育に関しては、社団法人日本ボイラ協

会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会が実施している「普通第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育講師研修」を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること。

また、労働安全コンサルタントも講師として適切であること。

なお、事業者が実施する教育についても「普通第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育講師研修」を修了した者を充てることが望ましいこと。

- (4) 一回の教育対象人員はおおむね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって、受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が能力向上教育を実施した場合には、修了者に対して「普通第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別 添

普通第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）

カリキュラム

科 目	範 囲	細 目	時間
1 最近の第一種圧力容器の特徴	(1) 第一種圧力容器の構造上の特徴	イ 第一種圧力容器の動向 ロ 最近の第一種圧力容器の構造上の特徴	0.5
	(2) 材料の種類と特徴	最近の材料の動向と特徴	0.5
	(3) 計装及び制御方式の特徴	イ 圧力、温度等の制御 ロ 計測・制御機器	1.0
2 第一種圧力容器の取扱いと保守	(1) 取扱い上の留意点	イ 取扱いの各段階における留意点 ロ 休止中の保管	0.5
	(2) 保守と点検	イ 保全、点検及び整備 ロ 異常時の対策	1.5
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	イ ふた板の外れ ロ 熱湯の噴出 ハ 破裂 ニ 爆発	1.5
	(2) 労働安全衛生法令のうち第一種圧力容器に関する条項	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ 労働安全衛生規則 ニ ボイラー及び圧力容器安全規則 ホ 圧力容器構造規格	0.5
計			6.0

普通第一種圧力容器取扱主任者能力向上教育の実施について

2.7.23 事務連絡

標記については、平成2年7月23日付け基発第470号「普通第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育について」により実施方法が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 対象者について

昭和62年10月27日付け基発第631号「第一種圧力容器取扱作業主任者に対する実務向上教育について」に基づく、普通第一種圧力容器取扱作業主任者実務向上教育（以下「実務向上教育」という。）を修了した者は、標記教育を修了した者とみなして差し支えないこと。

2 実施者について

- (1) 社団法人日本ボイラ協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会から、標記教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から標記教育の実施について申し出があった場合には、当分の間、本省安全課に連絡すること。

3 教育カリキュラムについて

普通第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム中の「災害事例とその防止対策」については、グループ討議方式によることが望ましいこと。

4 講師について

実務向上教育の講師として十分な実績を有する者は、標記教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者とみなして差し支えないこと。

化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育について

2.7.23 基発第471号

安全管理者等労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育については、労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づく「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」（能力向上教育指針第1号。以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第246号「労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針の公示について」（以下「246号通達」という。）により推進しているところであるが、第一種圧力容器取扱作業主任者のうち、化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業について選任された者（以下「化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者」という。）に対する当該教育については、246号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

なお、本通達をもって、昭和62年10月27日付け基発第631号「第一種圧力容器取扱作業主任者に対する実務向上教育について」は廃止する。

記

1 教育カリキュラム等

- (1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は別添「化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「最近の第一種圧力容器とその取扱い（化学設備関係第一種圧力容器）」（社団法人日本ボイラ協会発行）が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が実施する能力向上教育に関しては、社団法人日本ボイラ協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会が実施している「化学設備関係第一

種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育講師研修」を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること。

また、安働安全コンサルタントも講師として適切であること。

なお、事業者が実施する教育についても「化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育講師研修」を修了した者を充てることが望ましいこと。

- (4) 一回の教育対象人員はおおむね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって、受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が能力向上教育を実施した場合には、修了者に対して「化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別 添

化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育
(定期又は随時)

化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者能
力向上教育の実施について

2.7.23 事務連絡

科 目	範 囲	細 目	時間
1 最近の第一種圧力容器の特徴	(1) 第一種圧力容器の構造上の特徴	イ 第一種圧力容器の動向 ロ 最近の第一種圧力容器の構造上の特徴	0.5
	(2) 材料の種類と特徴	最近の材料の動向と特徴	0.5
	(3) 計装及び制御方式の特徴	イ 圧力、温度等の制御 ロ 計測・制御機器	1.0
2 第一種圧力容器の取扱いと保守	(1) 取扱い上の留意点	イ 取扱いの各段階における留意点 ロ 休止中の保管	0.5
	(2) 危険物と化学反応	イ 危険物の種類、性状及び危険性 ロ 化学反応の概要	1.0
	(3) 保守と点検	イ 保全、点検及び整備 ロ 異常時の対策	1.5
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	イ ふた板の外れ ロ 熱湯の噴出 ハ 破裂 ニ 爆発	1.5
	(2) 労働安全衛生法令のうち第一種圧力容器に関する条項	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ 労働安全衛生規則 ニ ボイラー及び圧力容器安全規則 ホ 圧力容器構造規格	0.5
計			7.0

標記については、平成2年7月23日付け基発第471号「化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育について」により実施方法が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 対象者について

昭和62年10月27日付け基発第631号「第一種圧力容器取扱作業主任者に対する実務向上教育について」に基づく、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者実務向上教育(以下「実務向上教育」という。)を修了した者は、標記教育を修了した者とみなして差し支えないこと。

2 実施について

- (1) 社団法人日本ボイラ協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会から、標記教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から標記教育の実施について申し出があった場合には、当分の間、本省安全課に連絡すること。

3 教育カリキュラムについて

化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育(定期又は随時)カリキュラム中の「災害事例とその防止対策」については、グループ討議方式によることが望ましいこと。

4 講師について

実務向上教育の講師として十分な実績を有する者は、標記教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者としてみなして差し支えないこと。

ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育について

2.7.23 基発第472号

危険有害業務に従事する者に対する安全衛生教育については、労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」（安全衛生教育指針第1号。以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第247号「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について」（以下「247号通達」という。）により推進しているところであるが、ボイラー取扱業務従事者（労働安全衛生法施行令第20条第3号の業務に従事している者をいう。以下同じ。）に対する当該教育については、247号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

なお、本通達をもって、昭和60年5月23日付け基発第283号「ボイラー技士に対する技能向上教育及びボイラー取扱い作業主任者に対する実務向上教育について」及び昭和62年3月13日付け基発第136号「ボイラー取扱技能講習を修了した者に対する技能向上教育について」は廃止する。

記

1 教育カリキュラム等

- (1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は別添「ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「最近のボイラーとその取扱い」（社団法人日本ボイラ協会発行）が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が実施する安全衛生教育に関しては、社団法人日本ボイラ協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会が実施している「ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育講師研修」を修了した者又は教育カリキュラムの科目につ

いて学識経験を有する者を講師に充てること。

また、労働安全コンサルタントも講師として適切であること。

なお、事業者が実施する教育についても「ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育講師研修」を修了した者を充てることが望ましいこと。

- (4) 一回の教育対象人員はおおむね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって、受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が安全衛生教育を実施した場合には、修了者に対して「ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別 添

ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育カリキュラム

科 目	範 疇	細 目	時間
1 最近のボイラーの特徴	(1) ボイラーの構造上の特徴	イ ボイラーの発達と動向 ロ 最近のボイラーの構造上の特徴	0.5
	(2) 制御方式の特徴	イ 圧力制御 ロ 水位制御 ハ 燃焼制御	1.5
2 ボイラーの取扱いと保守	(1) 水管理	イ ボイラー外処理 ロ ボイラー内処理	1.5
	(2) 燃料と燃焼管理	イ 燃料の多様化 ロ 燃焼概論 ハ 燃焼に伴う障害及び公害の防止	1.0
	(3) 取扱い方法と点検・整備	イ ガス爆発事故及び低水位事故防止のための取扱いの要点 ロ 日常点検と保守の要点	1.5
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	イ ガス爆発事故 ロ 低水位事故	0.5
	(2) 労働安全衛生法令のうちボイラーに関する条項	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ 労働安全衛生規則 ニ ボイラー及び圧力容器安全規則 ホ ボイラー構造規格	0.5
計			7.0

ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育の実施について

2.7.2.3 事務連絡

標記については、平成2年7月23日付け基発第472号「ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育について」により実施方法が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 対象者について

昭和60年5月23日付け基発第283号「ボイラー技士に対する技能向上教育及びボイラー取扱い作業主任者に対する実務向上教育について」に基づくボイラー技士技能向上教育、及び昭和62年3月13日付け基発第136号「ボイラー取扱技能講習を修了した者に対する技能向上教育について」に基づくボイラー取扱技能講習修了者技能向上教育（以下「技能向上教育」という。）を修了した者は、標記教育を修了した者とみなして差し支えないこと。

2 実施者について

- (1) 社団法人日本ボイラ協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会から、標記教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から標記教育の実施について申し出があった場合には、当分の間、本省安全課に連絡すること。

3 教育カリキュラムについて

ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育カリキュラム中の「制御方式の特徴」及び「取扱い方法と点検・整備」については、その一部にボイラー・シミュレータ等を活用した教育方法を採用することが望ましいこと。

4 講師について

技能向上教育の講師として十分な実績を有する者は、標記教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者としてみなして差し支えないこと。

ボイラー溶接業務従事者安全衛生教育について

2.7.23 基発第473号

危険有害業務に従事する者に対する安全衛生教育については、労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」（安全衛生教育指針第1号。以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第247号「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について」（以下「247号通達」という。）により推進しているところであるが、ボイラー溶接業務従事者（労働安全衛生法施行令第20条第4号の業務に従事している者をいう。以下同じ。）に対する当該教育については、247号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

なお、本通達をもって、昭和61年2月7日付け基発第55号「ボイラー溶接士に対する技能向上教育について」は廃止する。

記

1 教育カリキュラム等

- (1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は別添「ボイラー溶接業務従事者安全衛生教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「最近のボイラー・圧力容器の溶接」（社団法人日本ボイラ協会発行）が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が実施する安全衛生教育に関しては、社団法人日本ボイラ協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会が実施している「ボイラー溶接業務従事者安全衛生教育講師研修」を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること。

また、労働安全コンサルタントも講師として適切であること。

なお、事業者が実施する教育についても「ボイラー溶接業務従事者安全衛生教育講師研修」を修了した者を充てることが望ましいこと。

- (4) 一回の教育対象人員はおおむね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって、受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が安全衛生教育を実施した場合には、修了者に対して「ボイラー溶接業務従事者安全衛生教育」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別 添

ボイラー溶接業務従事者安全衛生教育カリキュラム

科 目	範 囲	細 目	時間
1 最近のボイラーの特徴	(1) ボイラー等の構造上の特徴	最近のボイラーの構造上の特徴	0.5
	(2) ボイラー等用材料の特徴	イ 最近の鉄鋼材料の特徴 ロ 最近の非鉄金属材料の特徴	1.5
2 最近の溶接法と溶接施行法	(1) 溶接法	最近の新しい溶接法の概要	0.5
	(2) 溶接施行法	イ 溶接施行方法 ロ 第一種圧力容器に用いられる各種金属の溶接	0.5
3 溶接の要領と溶接部の検査方法	(1) 溶接棒とその選定	イ 溶接材料の動向 ロ 溶接材料の選定	1.0
	(2) 溶接部等の性質と溶接性	イ 溶接部及び熱影響部の性質 ロ 溶接性	
	(3) 溶接欠陥等の防止	イ 溶接欠陥の防止 ロ 溶接後熱処理	0.5
	(4) 破壊・非破壊試験等	イ 破壊試験（機械試験、衝撃試験） ロ 非破壊試験	
	(5) 溶接作業と安全	イ 電撃防止 ロ ヒューム、有毒ガス、有害光線及び放射線に対する防護並びに酸素欠乏の防止	0.5
4 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	イ 感電事故 ロ 爆発事故	1.5
	(2) 労働安全衛生法令のうちボイラー及び圧力容器に関する条項	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ 労働安全衛生規則 ニ ボイラー及び圧力容器安全規則 ホ ボイラー構造規格 ヘ 圧力容器構造規格	0.5
計			7.0

ボイラー溶接業務従事者安全衛生教育の実施について

2.7.2.3 事務連絡

標記については、平成2年7月23日付け基発第473号「ボイラー溶接業務従事者安全衛生教育について」により実施方法が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 対象者について

昭和61年2月7日付け基発第55号「ボイラー溶接士に対する技能向上教育について」に基づくボイラー溶接士技能向上教育（以下「技能向上教育」という。）を修了した者は、標記教育を修了した者とみなして差し支えないこと。

2 実施者について

- (1) 法団法人日本ボイラ協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会から、標記教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から標記教育の実施について申し出があった場合には、当分の間、本省安全課に連絡すること。

3 教育カリキュラムについて

ボイラー溶接業務従事者安全衛生教育カリキュラム中の「災害事例とその防止対策」については、グループ討議方式によることが望ましいこと。

4 講師について

技能向上教育の講師として十分な実績を有する者は、標記教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者としてみなして差し支えないこと。

ボイラー整備士安全衛生教育について

2.7.2.3 基発第474号

危険有害業務に従事する者に対する安全衛生教育については、労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」（安全衛生教育指針第1号。以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第247号「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について」（以下「247号通達」という。）により推進しているところであるが、ボイラー整備士免許を受けた者（以下「ボイラー整備士」という。）に対する当該教育については、247号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

なお、本通達をもって、昭和61年2月7日付け基発第54号「ボイラー整備士に対する技能向上教育について」は廃止する。

記

1 教育カリキュラム等

- (1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は別添「ボイラー整備士安全衛生教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「ボイラー整備実務教本」（社団法人日本ボイラ整備据付協会発行）が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が実施する安全衛生教育に関しては、社団法人日本ボイラ整備据付協会が実施している「ボイラー整備士安全衛生教育講師研修」を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること。

また、労働安全コンサルタントも講師として適切であること。

なお、事業者が実施する教育についても「ボイラー整備士安全衛生教育講師

研修」を修了した者を充てることが望ましいこと。

- (4) 一回の教育対象人員はおおむね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって、受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が安全衛生教育を実施した場合には、修了者に対して「ボイラー整備士安全衛生教育」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別 添

ボイラー整備士安全衛生教育カリキュラム

科 目	範 囲	細 目	時間
1 最近のボイラーの特徴	(1) ボイラー等の構造上の特徴	イ 最近のボイラーの構造上の特徴 ロ ボイラー等の種類別の特徴	0.5
	(2) ボイラー等の損傷を生じやすい箇所	イ ボイラー等の種類別の障害の特徴 ロ ボイラー等の性能の向上に伴う障害 ハ 燃料成分による障害	0.5
2 最近の溶接法と溶接施行法	(1) ボイラー等の清浄	イ 外部清掃及び内部清掃 ロ 化学洗浄法	1.0
	(2) 附属装置等の整備	イ 附属品の分解・整備 ロ 自動制御機器の整備 ハ 附属設備の整備	1.0
	(3) 清掃・整備作業と安全衛生	イ 保護具とその使用法 ロ 照明、移動電線とその使用法 ハ 整備器具とその使用法 ニ 高所作業等の安全	1.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	イ 酸素欠乏災害 ロ 有害物による中毒災害 ハ 墜落・転落災害 ニ 火傷等の災害	1.5
	(2) 労働安全衛生法令のうちボイラー及び圧力容器に係る条項	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ 労働安全衛生規則 ニ ボイラー及び圧力容器安全規則 ホ ボイラー構造規格 ヘ 圧力容器構造規格	0.5
計			6.0

ボイラー整備士安全衛生教育の実施について

2.7.2.3 事務連絡

標記については、平成2年7月23日付け基発第474号「ボイラー整備士安全衛生教育について」により実施方法が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 対象者について

昭和61年2月7日付け基発第54号「ボイラー整備士に対する技能向上教育について」に基づくボイラー整備士技能向上教育(以下「技能向上教育」という。)を修了した者は、標記教育を修了した者とみなして差し支えないこと。

2 実施者について

- (1) 社団法人日本ボイラ整備据付協会から、標記教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から標記教育の実施について申し出があった場合には、当分の間、本省安全課に連絡すること。

3 教育カリキュラムについて

ボイラー整備士安全衛生教育カリキュラム中の「災害事例とその防止対策」については、グループ討議方式によることが望ましいこと。

4 講師について

技能向上教育の講師として十分な実績を有する者は、標記教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者としてみなして差し支えないこと。

プレス機械作業主任者能力向上教育について

2.9.3 基発第539号

安全管理者等労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育については、労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づく「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」（能力向上教育指針第1号。以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第246号「労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針の公示について」（以下「246号通達」という。）により推進しているところであるが、プレス機械作業主任者に対する当該教育については、246号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

なお、本通達をもって、昭和63年3月7日付け基発第135号「プレス機械作業主任者に対する実務向上教育について」は廃止する。

記

1 教育カリキュラム等

- (1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが その細目は別添「プレス機械作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「プレス機械作業主任者能力向上教育テキスト」（中央労働災害防止協会発行）が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が実施する安全衛生教育に関しては、中央労働災害防止協会が実施している「プレス機械作業主任者能力向上教育講師養成研修」を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること。

また、労働安全コンサルタントも講師として適切であること。

- なお、事業者が実施する教育についても「プレス機械作業主任者能力向上教育講師養成研修」を修了した者を充てることが望ましいこと。
- (4) 一回の教育対象人員は原則として100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって、受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が安全衛生教育を実施した場合には、修了者に対して「プレス機械作業主任者能力向上教育」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別紙

プレス機械作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム

科 目	範 囲	細 目	時 間
1 最近のプレス機械作業の特徴	(1) プレス機械の構造上の特徴	イ プレス機械の電子化 ロ CNCメレットパンチプレス ハ プレスロボット ニ 自動プレス ホ QDCシステム	1.0
	(2) 本質安全化の動き	イ プレス機械の安全化 ロ 安全開い ハ 安全型 ニ 安全プレス	0.5
	(3) 安全装置の種類と特徴	イ ガード式安全装置 ロ 両手操作式安全装置 ハ 光線式安全装置 ニ 静電容量式安全装置 ホ 手引き式安全装置 ヘ 手払い式安全装置	1.0
	(4) 安全装置の選定と使用方法	イ 安全装置の選び方 ロ 安全装置の使い方	0.5
2 プレス機械作業の安全化とプレス機械等の保守	(1) プレス機械の安全化	イ 作業手順の作成 ロ 作業手順の周知、徹底	1.0
	(2) プレス機械等の保守	イ プレス機械の故障診断と異常時の処理 ロ 安全装置等の故障診断と異常時の処理	0.5 0.5
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	イ プレス災害の現状 ロ プレス災害の問題点、対策	1.0
	(2) 労働安全衛生法令のうちプレス機械等に関する条項	イ 労働安全衛生法、施行令、規則 ロ 動力プレス機械及びその安全装置に係る構造規格	1.0
計			7.0

プレス機械作業主任者能力向上教育の実施について

2.9.3 事務連絡

標記については、平成2年9月3日付け基発第539号「プレス機械作業主任者能力向上教育について」により実施方法が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 対象者について

昭和63年3月7日付け基発第135号「プレス機械作業主任者に対する実務向上教育について」に基づく、プレス機械作業主任者実務向上教育（以下「実務向上教育」という。）を修了した者は、標記教育を修了した者とみなして差し支えないこと。

2 教育技法について

平成元年度労働省委託研究により新たに開発された別添「プレス機械作業主任者能力向上教育専門部会報告書」に基づく教育技法を採用して教育を実施するよう指導すること。

3 実施者について

- (1) 標記教育を実施する安全衛生団体等としては、労働基準協会又はプレス機械作業主任者に係る指定教習機関が適当と認められること。これらの団体等から、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から標記教育の実施について申し出があった場合には、当分の間、本省安全課に連絡すること。

4 講師について

実務向上教育の講師として十分な実績を有する者は、標記教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者とみなして差し支えないこと。

写

基発第602号
平成2年10月1日

記

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

足場の組立て等作業主任者能力向上教育
について

安全管理者等労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育については、労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づく「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」（能力向上教育指針第1号。以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第246号「労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針の公示について」（以下「246号通達」という。）により推進しているところであるが、足場の組立て等作業主任者に対する当該教育については、246号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施しない事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

1 教育カリキュラム等

- (1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は別添「足場の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「足場の組立て等作業の安全」（建設業労働災害防止協会発行）が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が実施する能力向上教育に関しては、建設業労働災害防止協会が実施している足場の組立て等作業主任者能力向上教育講師養成研修を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること。

なお、事業者が実施する教育についても本研修を修了した者を充てることが望ましいこと。

また、労働安全コンサルタント、建設業労働災害防止協会に所属する安全管理士も講師として適切であること。

- (4) 一回の教育対象人員はおおむね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が標記教育を実施した場合には、修了者に対して「足場の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別 添

足場の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム

科 目	範 囲	細 目	時間
1 最近の足場、部材等及びそれらの選択と管理	(1) 足場、部材等の特徴	イ 足場、部材等の種類 ロ 足場、部材等の特徴	1.0
	(2) 部材等の選択と管理	イ 部材等の点検 ロ 部材等の整備、修理等	
2 足場の組立て等の安全施工と保守管理	(1) 足場の強度計算の方法	イ 荷重の種類 ロ 部材に作用する力 ハ 部材の強度計算	4.0
	(2) 組立て等の基本的事項と留意事項	イ 組立て作業における留意点 ロ 解体作業における留意点	
	(3) 組立て後の保守管理	イ 点検 ロ 補修	
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	イ 災害事例の提示 ロ 災害発生原因及び防止対策の検討	2.0
	(2) 労働安全衛生法令のうち足場の組立て等に関する条項	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ 労働安全衛生規則及び関係規則	
計			7.0

基発第604号
平成2年10月1日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

木造建築物の組立て等作業主任者能力向上
教育について

安全管理者等労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育については、労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づく「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」（能力向上教育指針第1号。以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第246号「労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針の公示について」（以下「246号通達」という。）により推進しているところであるが、木造建築物の組立て等作業主任者に対する当該教育については、246号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施しない事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

記

1 教育カリキュラム等

- (1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は別添「木造建築物の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「木造建築物の組立て等作業の安全」（建設業労働災害防止協会発行）が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が実施する能力向上教育に関しては、建設業労働災害防止協会が実施している木造建築物の組立て等作業主任者能力向上教育講師養成研修を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること。

なお、事業者が実施する教育についても本研修を修了した者を充てることが望ましいこと。

また、労働安全コンサルタント、建設業労働災害防止協会に所属する安全管理士も講師として適切であること。

- (4) 一回の教育対象人員はおおむね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が標記教育を実施した場合には、修了者に対して「木造建築物の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別 添

木造建築物の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム

科 目	範 囲	細 目	時間
1 最近の木造建築物の組立て等の作業の特徴	(1) 作業方法の特徴	イ 各種工法の特徴 ロ 最近の技術動向	2.0
	(2) 足場その他の仮設設備の特徴	イ 足場等の種類 ロ 足場等の特徴	
2 木造建築物の組立て等の作業の安全化と工事用機械設備の保守管理	(1) 木造建築物の組立て等の作業の安全化	イ 組立て作業の安全化 ロ 屋根下地及び外壁下地作業の安全化 ハ その他の作業の安全化	2.0
	(2) 足場その他の仮設設備の保守管理	イ 足場等の点検 ロ 足場等の補修	
	(3) 木材加工用機械その他の機械設備の点検・整備	イ 木材加工用機械の取扱い等 ロ 電動工具の取扱い等 ハ 移動式クレーンの取扱い等 ニ その他の機械設備の取扱い等	
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	イ 災害事例の提示 ロ 災害発生原因及び防止対策の検討	3.0
	(2) 労働安全衛生法令のうち木造建築	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令	

科 目	範 囲	細 目	時間
	物の組立て等に関する条項	ハ 労働安全衛生規則及び関係規則	
計			7.0

基 発 第 7 2 3 号
平成 2 年 1 2 月 4 日

別 添

平成 2 年 1 2 月

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労働災害防止のための業務に従事する者に対する
能力向上教育に関する指針の一部を改正する指針

労働災害の防止のための業務に従事する者の
能力向上教育に関する指針について

標記については、平成元年5月22日付け能力向上教育指針公示第1号をもって公表されるとともに、同日付け基発第246号通達をもって当該教育の推進を図ってきたところである。今般、上記指針の一部を改正する指針が定められ、同指針別表に掲げる安全衛生業務従事者に対する能力向上教育カリキュラムについて、別添のとおり追加されたところであるが、これらについても上記通達を踏まえ事業者、関係事業者団体等に対して周知を図るとともに、当該教育の推進に遺漏なきを期されたい。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第19条の2第2項の規定に基づき、能力向上教育指針公示第1号（平成元年5月22日）として公表した労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針の別表に次のカリキュラムを追加する。

安全衛生業務従事者に対する能力向上教育カリキュラム

- 1 5 衛生管理者能力向上教育（初任時）
- 1 6 衛生管理者能力向上教育（定期又は随時）
- 1 7 特定化学物質等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
- 1 8 鉛作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
- 1 9 有機溶剤作業主任者能力向上教育（定期又は随時）

15 衛生管理者能力向上教育（初任時）

科 目	範 囲	時 間
1 衛生管理者の役割等	(1) 労働衛生の現状と課題 (2) 労働衛生管理体制における衛生管理者の役割	1.0 (1.0)
2 労働衛生管理の進め方	(1) 年間労働衛生管理計画等の作成及び活用 (2) 職場巡視 (3) 健康障害発生原因の調査 (4) 産業医等安全衛生関係者との連携 (5) 法定の届出、報告書等の作成 (6) 労働衛生統計等労働衛生関係基礎資料の作成及び活用	3.0 (2.0)
3 作業環境管理	(1) 原材料等の有害性の把握 (2) 作業環境測定及び評価 (3) 局所排気装置等労働衛生関係施設の点検 (4) 一般作業環境の点検	2.0 (0.5)
4 作業管理	(1) 作業標準の活用 (2) 労働衛生保護具の適正使用及び保守管理	1.0 (0.5)
5 健康管理	(1) 健康診断受診対象者の把握 (2) 健康診断の実施結果の記録及び保存 (3) 健康診断の実施結果に基づく事後措置 (4) 健康の保持増進の進め方 (5) 救急処置	2.0 (1.5)
6 労働衛生教育	教育の進め方	1.0 (1.0)
7 災害事例及び関係法令	(1) 健康障害発生事例及びその防止対策 (2) 労働衛生関係法令	2.0 (1.0)
計		12.0 (7.5)

- * 1 安全衛生団体等が行う場合は、「事業場における労働衛生管理の実際」として事例紹介を1時間程度加えることが望ましい。
- 2 第2種衛生管理者については、上記カリキュラムから有害業務に係るものを除き、時間については、括弧内の時間とする。

16 衛生管理者能力向上教育（定期又は随時）

科 目	範 囲	時 間
1 労働衛生管理の機能と構造	(1) 企業活動における労働衛生管理 (2) 労働衛生管理に係る中長期計画の策定及び活用 (3) 労働衛生管理規定等の作成及び活用 (4) 健康障害発生原因の分析及び結果の活用 (5) 職場巡視計画の策定及び問題点の処理 (6) 労働衛生情報・資料の収集及び活用	2.0 (1.5)
2 作業環境管理	(1) 原材料等の有害性及びそれに応じた環境改善 (2) 作業環境測定結果の評価及びそれに基づく環境改善 (3) 労働衛生関係施設等の定期自主検査及び整備 (4) 一般作業環境の整備	2.0 (1.0)
3 作業管理	(1) 作業分析の評価 (2) 作業標準の評価 (3) 労働衛生保護具の選定	2.0 (1.0)
4 健康管理	(1) 有害要因と健康障害 (2) 健康危険調査及び疫学的調査等 (3) 健康診断及びそれに基づく事後措置に関する実施計画の作成 (4) 疾病管理計画の作成 (5) 健康保持増進対策	2.0 (1.0)
5 労働衛生教育	教育計画の作成	1.0 (0.5)
6 実務研究	(1) 各種労働衛生管理規程の作成 (2) 作業標準の作成 (3) 労働衛生管理計画等の作成	2.0 (1.0)
7 災害事例及び関係法令	(1) 健康障害発生事例及びその防止対策 (2) 労働衛生関係法令	2.0 (1.0)
計		13.0 (7.0)

* 第2種衛生管理者については、上記カリキュラムから有害業務に係るものを除き、時間については、括弧内の時間とする。

17 特定化学物質等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）

科 目	範 囲	時 間
1 作業環境管理	(1) 作業環境管理の進め方 (2) 作業環境測定、評価及びその結果に基づく措置 (3) 局所排気装置、除じん装置等の設置及びその維持管理	2.0
2 作業管理	(1) 作業管理の進め方 (2) 労働衛生保護具 (3) 緊急時の措置	1.0
3 健康管理	(1) 特定化学物質等による健康障害の症状 (2) 健康診断及び事後措置	1.0
4 事例研究及び関係法令	(1) 作業標準等の作成 (2) 災害事例とその防止対策 (3) 特定化学物質等に係る労働衛生関係法令	3.0
計		7.0

18 鉛作業主任者能力向上教育（定期又は随時）

科 目	範 囲	時 間
1 作業環境管理	(1) 作業環境管理の進め方 (2) 作業環境測定、評価及びその結果に基づく措置 (3) 局所排気装置、除じん装置等の設置及びその維持管理	2.0
2 作業管理	(1) 作業管理の進め方 (2) 労働衛生保護具	1.0
3 健康管理	(1) 鉛中毒の症状 (2) 健康診断及び事後措置	1.0
4 事例研究及び関係法令	(1) 作業標準等の作成 (2) 災害事例とその防止対策 (3) 鉛作業に係る労働衛生関係法令	3.0
計		7.0

19 有機溶剤作業主任者能力向上教育（定期又は随時）

科 目	範 囲	時 間
1 作業環境管理	(1) 作業環境管理の進め方 (2) 作業環境測定、評価及びその結果に基づく措置 (3) 局所排気装置等の設置及びその維持管理	2.0
2 作業管理	(1) 作業管理の進め方 (2) 労働衛生保護具	2.0
3 健康管理	(1) 有機溶剤中毒の症状 (2) 健康診断及び事後措置	1.0
4 事例研究及び関係法令	(1) 作業標準等の作成 (2) 災害事例とその防止対策 (3) 有機溶剤業務に係る労働衛生関係法令	2.0
計		7.0

基 発 第 7 2 4 号

平成 2 年 1 2 月 4 日

別 添

平成 2 年 1 2 月

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する
安全衛生教育に関する指針の一部を改正する指針危険又は有害な業務に現に就いている者に対する
安全衛生教育に関する指針について

労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）第 6 0 条の 2 第 2 項の規定に基づき、安全衛生教育指針公示第 1 号（平成元年 5 月 2 2 日）として公表した危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の別表に次のカリキュラムを追加する。

危険有害業務従事者に対する安全衛生教育カリキュラム

- 1 3 有機溶剤業務従事者安全衛生教育
- 1 4 チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第 3 6 条第 8 号の業務のうちチェーンソーを用いて行うもの及び同条第 8 号の 2 の業務）従事者安全衛生教育

標記については、平成元年 5 月 2 2 日付け安全衛生教育指針公示第 1 号をもって公表されるとともに、同日付け基発第 2 4 7 号通達をもって当該教育の推進を図ってきたところである。今般、上記指針の一部を改正する指針が定められ、本指針別表に掲げる危険有害業務従事者に対する安全衛生教育カリキュラムについて、別添のとおり追加されたところであるが、これらについても上記通達を踏まえ事業者、関係事業者団体等に対して周知を図るとともに、当該教育の推進に遺漏なきを期されたい。

13 有機溶剤業務従事者安全衛生教育

科 目	範 囲	時 間
1 作業環境管理	(1) 有機溶剤蒸気の飛散防止対策に係る設備及び換気のための設備並びにそれらの保守、点検の方法 (2) 作業環境の状態の把握及び整備	1. 5
2 作業管理	(1) 作業管理の方法 (2) 労働衛生保護具	1. 0
3 健康管理	(1) 有機溶剤の種類及び有害性 (2) 有機溶剤の使用される業務 (3) 有機溶剤による健康障害、その予防方法及び応急措置 (4) 健康診断及び事後措置	1. 5
4 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 有機溶剤業務に係る労働衛生関係法令	2. 0
計		6. 0

14 チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全規則第36条第8号の業務のうちチェーンソーを用いて行うもの及び同条第8号の2の業務）従事者安全衛生教育

科 目	範 囲	時 間
1 伐木作業等の特徴と作業の安全	(1) 伐木造材作業の安全 (2) 大径木、偏心木等の伐木及びかかり木の処理	1. 5
2 チェーンソーの特徴と保守管理	(1) チェーンソーの特徴と保守管理 (2) チェーンソー取扱作業の安全 (3) チェーンソー取扱作業時間の管理 (4) チェーンソー及びソーチェーンの点検整備	2. 0
3 健康管理	健康診断及び事後措置	0. 5
4 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) チェーンソーを用いて行う業務に係る労働安全衛生関係法令	2. 0
計		6. 0

安全衛生教育推進要綱

基 発 第 3 9 号

平成 3 年 1 月 2 1 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

安全衛生教育の推進について

安全衛生教育については、労働災害防止対策の重点として、従前より種々の施策を講じてきたところであり、昭和59年には労働者の職業生活全般を通じ通時適切な安全衛生教育の推進を主眼とする「安全衛生教育推進要綱」を定め、同要綱に基づいて各種の安全衛生教育の計画的な推進に努めてきたところである。

しかしながら、最近においては、技術革新の急速な進展、高齢労働者の増加、パートタイム労働者の増加等にみられる就業形態の多様化、第三次産業の進展等社会経済情勢の変化に伴い労働災害の増加が懸念されており、事業場においてこれらの変化に的確に対応しつつ、安全衛生水準の向上に資する適切かつ有効な安全衛生教育を実施することが求められている。

このため、こうした状況を踏まえ、新たに別紙の「安全衛生教育推進要綱」を定め、今後は本要綱に基づいて必要な安全衛生教育の推進を図ることとしたので、事業者をはじめ安全衛生団体等に対しこの旨周知するとともに、安全衛生団体等との連携を図り、これら教育の実施計画を策定し推進するための協議会を設置する等地域の実情に応じた安全衛生教育の推進について指導・援助されたい。

なお、本通達をもって、昭和59年2月16日付け基発第76号は廃止する。

1. 趣旨・目的

安全衛生教育（以下「教育」という。）は、労働者の就業に当たって必要な安全衛生に関する知識等を付与するために実施されるもので、機械設備の安全化、作業環境の快適化等の施策とあいまって労働災害の防止の実効を期す上で極めて重要な施策である。また、教育は、企業はもとより広く社会における安全衛生意識の普及・定着を促すための貴重な機会であり、安全衛生に関係する様々な立場にある者に対してその機会を提供することにより、我が国の安全衛生水準の向上に大きく寄与するものと期待される。

このため、労働省では労働安全衛生法に基づく雇入時教育、作業内容変更時教育、特別教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育及び健康教育はもとより、労働災害の防止のために必要な教育については法定外のものであってもカリキュラム等を定め、安全衛生団体等を通じ実施の促進を図ってきたところである。

しかしながら、近年における技術革新の進展、就業形態の多様化等労働環境を取り巻く情勢の変化、これに伴う労働災害の動向等は、教育の重要性を改めて認識させるとともにより適切かつ有効な教育の実施を求めている。

本要綱は、以上のような状況を踏まえ、次のような基本的な立場に立って教育の今後の在り方、進め方を示すものである。

- (1) 各種の教育は、相関連して総合的な観点から実施されることが効果的であることから、法定及び法定外の教育全般について体系化を図る。
- (2) 労働者の生涯を通じた教育、経営首脳者・管理監督者・労働者等企業内における各層に対するそれぞれの立場に応じた教育に留意する。
- (3) 機械設備の安全化を促進するための設計技術者等に対する教育及び事業場の安全衛生水準の向上のための技術面での指導援助を担当する安全衛生専門家の研修を充実する。

(4) 教育の種類・内容等は、技術革新、労働者の高齢化、就業形態の多様化等近年の労働環境の変化に対応したものとす。

(5) 教育内容の具体化、教材の整備、講師の養成、教育実施機関の育成等を通じ、教育水準の向上を図る。

(6) 教育の促進のため、企業、安全衛生団体等に対する指導・援助を行う。

2. 教育の対象者

教育の対象者は、作業員、管理監督者、経営首脳者、安全衛生専門家、技術者等とし、それぞれ次に掲げる者とする。

- (1) 作業員
 - ① 危険有害業務に従事する者
 - イ、就業制限業務に従事する者
 - ロ、特別教育を必要とする危険有害業務に従事する者
 - ハ、その他の危険有害業務に従事する者
 - ② ①以外の業務に従事する者
- (2) 管理監督者
 - ① 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者及び衛生推進者
 - ② 作業主任者、職長及び作業指揮者
 - ③ 元方安全衛生管理者
 - ④ 救護技術管理者
 - ⑤ 計画参画者
- (3) 経営首脳者
 - ① 事業者
 - ② 総括安全衛生管理者
 - ③ 統括安全衛生責任者及び安全衛生責任者
- (4) 安全衛生専門家
 - ① 産業医
 - ② 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント
 - ③ 安全管理士及び衛生管理士
 - ④ 作業環境測定士

(5) 技術者等

(6) その他

⑤ヘルスケア・トレーナー、ヘルスケア・リーダー、心理相談員、産業栄養指導者及び産業保健指導者

① 特定自主検査に従事する者及び定期自主検査に従事する者等

② 生産・施工部門の管理者及び技術者

③ 機械設備及び建設物の設計技術者等

① 季節労働者

② 海外派遣労働者

③ 就職予定者

④ その他教育を必要とする者

3. 教育の種類、実施時期及び内容

事業者が実施しなければならない教育の種類は、労働安全衛生法に基づく雇入時教育、作業内容変更時教育、特別教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育及び健康教育である。また、これら法定教育以外の教育で事業者等が実施すべきものは次のとおりとする。

- (1) 就業制限業務又は特別教育を必要とする危険有害業務に準ずる危険有害業務に初めて従事する者に対する特別教育に準じた教育
- (2) 一定年齢に達した労働者に対する高齢時教育
- (3) 職長等に対する能力向上教育に準じた教育
- (4) 作業指揮者に対する指名時の教育
- (5) 特定自主検査に従事する者に対する能力向上教育に準じた教育
- (6) 生産・施工部門の管理者、設計技術者等に対する技術者教育
- (7) 経営首脳者に対する安全衛生セミナー
- (8) 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の安全衛生専門家に対する実務向上研修

(9) 季節労働者に対する教育

(10) 海外派遣労働者に対する教育

(11) 就職予定の実業高校生に対する教育

なお、教育の対象者ごとに実施する教育の種類、実施時期及び内容は、具体的には、別表によることとする。また、これらの教育の体系は、別図のとおりである。

4. 教育の実施体制

教育は、企業、安全衛生団体等及び国がそれぞれの立場で相互に連携して推進する。

企業内の安全衛生関係者に対する教育については、企業が自ら又は安全衛生団体等に委託して実施する。安全衛生団体等は、安全衛生の専門的事項に関すること等企業が自ら実施することの困難な教育、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の安全衛生専門家に対する研修等を実施するほか、教育を担当する講師の養成、教材の整備等を図る。国は、必要に応じ教育のカリキュラムを策定するほか、教育を実施する企業及び安全衛生団体等に対して教育用資料の提供等の指導・援助を行う。

また、企業及び安全衛生団体等は、教育の実施に当たっては、次により計画的な実施と教育内容等の充実を図る。

(1) 実施計画等の作成

教育の種類ごとに、対象者、実施日、実施場所、講師及び教材等を定めた年間の実施計画を作成する。企業においては、労働者の職業生活を通じての継続的な教育の実施等のため、中長期的な推進計画を作成することが望ましい。

(2) 実施結果の保存等

教育を実施した場合には、台帳等にその結果を記録し、保存する。また、安全衛生団体等が実施した場合には、修了者に修了証を交付する。

(3) 実施責任者の選任

実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存等教育に関する業務の実施責任者を選任する。

(4) 教育内容の充実

教育内容の充実のため、講師の養成・選定、教材の作成・選定等については次の点に留意する。

イ、講師は、当該業務に関する知識・経験を有する者であることはもちろんのこと教育技法に関する知識・経験を有する者であることが望ましい。このため、安全衛生団体等は、指導者に対する研修等の実施により講師の養成を図る。

ロ、教材は、カリキュラムの内容を十分満足したものであることはもちろんのこと労働災害事例等に即した具体的な内容とする。また、VTR、OHP等の視聴覚機材を有効に活用することが望ましい。

ハ、教育技法は、講義方式のほか、教育の対象者、種類等に応じ、受講者が直接参加する方式、例えば、事例研究、課題研究等の討議方式を採用する。

(5) 安全衛生教育センターの活用

国においては、教育水準の向上を図る観点から安全衛生教育センターを設置し、中央労働災害防止協会及び建設業労働災害防止協会に運営を委託しているところである。同センターにおいては、教育の講師となる人材の養成のための講座を開設しているので積極的な活用を図る。

5. 教育の推進に当たって留意すべき事項

教育の推進に当たっては、中小企業、第三次産業、高齢労働者及び就業形態の多様化といった労働災害防止上の課題に適切に対応していくことが重要となっている。

これらの課題に対しては、雇入時教育等の法定教育の実施を徹底することはもとより労働災害の発生等の実情に応じて次による教育の推進が肝要である。

(1) 中小企業

中小企業においては、教育の講師、教材等の問題から自ら教育を実施することの困難な事業場もみられるので、親企業等による指導・援助、安全衛生団体等の活用による教育実施の促進を図る。また、国が中小企業の援助措置として実施している

「中小企業共同安全衛生改善事業」及び「能力向上教育実施促進事業」の積極的な活用を図る。

(2) 第三次産業

第三次産業においては、パートタイム労働者、派遣労働者の増加等多様な就業形態がみられるとともに、製造業等の第二次産業に比べ安全衛生管理体制の整備が遅れていること等から、雇入時教育の充実・強化を図るとともに、経営首脳者及び安全管理者等の管理監督者の教育を促進する。

(3) 高齢労働者

高齢労働者については、高齢者向けの機器の開発、職場環境の改善、適正配置とともに、高齢労働者自身の安全衛生に対する意識付けが重要である。

このため、経営首脳者、管理監督者等に対する教育の実施に当たっては、高齢労働者の労働災害の現状と問題点、高齢労働者の労働災害防止対策、高齢労働者の能力に応じた適正配置に関する事項を含めて実施する。機械設備の設計・製造を担当する者に対しては、高齢者の心身機能等に配慮すべき事項を含めた教育を実施する。

また、一定年齢に達した労働者に対しては、加齢に伴う心身機能の低下の特性、心身機能に応じた安全な作業方法等に関する事項についての教育を実施する。

(4) 就業形態の多様化

従前からの季節労働者に加え、最近ではパートタイム労働者、派遣労働者等多様な就業形態がみられ、これらの労働者に対しては、就業時に従事する作業に関する安全衛生の知識等を付与すること、すなわち雇入時等の教育を徹底することが重要である。

また、経済の国際化に伴い急増する海外派遣労働者については、海外生活での安全衛生を確保するため派遣元の企業において当該労働者の派遣前に現地での職域及び生活環境における安全衛生事情に関する知識を付与することが重要であり、そのための教育の推進を図る。

別表

安全衛生教育の対象者・種類・実施時期及び内容

対象者	種 別	実 施 時 期	教 育 内 容	備 考
1. 作業者				
(1) 就業前研修に該当する者	応援教育(従業者教育(労働安全衛生法(以下「法」という。)第80条の2))	イ、定期(おおむね5年ごと) ロ、随時(取り扱う設備等が新たなものになった時等)	当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した事項	危険又は有害な業務に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針(平成元年5月22日安全衛生教育指針公示第1号)(以下「安全衛生教育指針」という。)
(2) 特別教育を必要とする応援教育業務に従事する者	①特別教育(法第59条第3項) ②応援教育(従業者教育(法第60条の2))	当該業務に初めて従事する時 イ、定期(おおむね5年ごとに) ロ、随時(取り扱う設備等が新たなものになった時等)	安全衛生特別教育規程に規定された事項 当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した事項	労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第56条 安全衛生教育指針
(3) (1)又は(2)に従事する応援教育業務に従事する者	①特別教育に準じた教育 ②応援教育(従業者教育(法第60条の2))	当該業務に初めて従事する時 イ、定期(おおむね5年ごとに)	当該業務に關して安全又は衛生のために必要な知識等	

(4) (1)、(2)及び(3)の業務に従事する者並びにその他の業務に従事する者	①雇入時教育(法第59条第1項) ②作業内容変更時教育(法第59条第2項) ③健康教育(法第69条)	雇入時 作業内容変更時 雇入時、定期、随時	安衛則第35条に規定された事項 同上 健康の保持増進に関する事項	安全衛生教育指針
(5) (1)から(3)までの業務に従事する者及び(1)から(3)までの業務以外の業務のうち作業強度の高い業務に従事する者	高給付教育	おおむね18歳に達した時	高給付者の心身機能の特性と労働災害に関すること、安全な作業方法・作業行動に関すること、健康の保持増進に関すること等の事項	①高年齢労働者の労働災害発生率の高い業務 ②高所作業、重荷作業等作業強度の高い業務 に従事する高年齢労働者を対象とする。
2. 管理監督者				
(1) 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者及び元方安全衛生管理者	能力向上教育(法第19条の2)	イ、当該業務に初めて従事する時 ロ、定期(おおむね5年ごと) ハ、随時(規程は通常に大規模な変更があった時)	当該業務に関する全般的事項 当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新等の社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項	労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針(平成元年5月22日能力向上教育指針公示第1号)(以下「能力向上教育指針」という。)

<p>(2) 施設技術者、主任者 主任者</p>	<p>能力向上教育（法第19条の2）</p>	<p>イ、定期（おおむね5年ごと） ロ、臨時（機械設備等に大規模な変更があった時）</p>	<p>当該施設に設置する労働災害の動向、技術革新等の社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項</p>	<p>能力向上教育指針</p>
<p>(3) 専任者</p>	<p>①専任者教育（法第60条） ②能力向上教育に準じた教育</p>	<p>当該施設に初めて就く時 イ、おおむね5年ごとに ロ、機械設備等に大規模な変更があった時</p>	<p>労働時間40時間に規定された事項 当該施設に設置する労働災害の動向、技術革新等の社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項</p>	
<p>(4) 作業担当者</p>	<p>指名時教育</p>	<p>当該施設に初めて指名された時</p>	<p>作業指針等の整備、安全な作業方法、作業設備の点検及び改善措置等に関する事項</p>	
<p>3. 経営者等 専任者 施設安全衛生管理者 施設安全衛生責任者 安全衛生責任者</p>	<p>安全衛生セミナー</p>	<p>随時</p>	<p>労働災害の現状と防止対策、安全衛生と企業経営、労働安全衛生制法等に関する事項</p>	
<p>4. 安全衛生専門家 産業医 労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント</p>	<p>業務向上研修</p>	<p>随時</p>	<p>当該施設に必要な専門的知識等のうち技術革新の進展等社会経済情勢及び職場環境の変化等に対応した事項</p>	
<p>安全衛生士 衛生管理士 作業環境測定士 ヘルスマスター・トレーナー ヘルスマスター・ワーカー 心理相談員 産業栄養指導者 産業保健指導者</p>				
<p>5. 関係者等 (1) 特定自主検査に従事する者</p>	<p>能力向上教育に準じた教育</p>	<p>おおむね5年ごとに</p>	<p>機械の自動化、高速化等の構造・機能の変化に対応した検査方法等に関する事項</p>	<p>要請を担当する者には要請に関する事項も含む。</p>
<p>(2) 特定自主検査に従事する者</p>	<p>施設内教育</p>	<p>新たに選任された時</p>	<p>特定自主検査の意義、検査方法、検査結果等に関する事項</p>	<p>要請を担当する者には要請に関する事項も含む。</p>
<p>(3) 生産技術者等</p>	<p>関係者教育</p>	<p>随時</p>	<p>生産技術の安全衛生に及ぼす影響、生産技術の安全化及び生産設備の保全等に関する事項</p>	<p>生産部門において生産設備の運転・保全等の業務を管理する技術者</p>
<p>(4) 設計技術者</p>	<p>関係者教育</p>	<p>随時</p>	<p>機械設備の設計・工作等において安全衛生上配慮すべき事項、特に高層者の心身機能に対応した安全衛生上配慮すべき事項</p>	<p>工作担当者、設計検討者等を含む。</p>

<p>3. 講習員等 事業者 総合安全衛生管理者 班長安全衛生責任者 安全衛生責任者</p>		<p>安全衛生セミナー</p>	
<p>4. 安全衛生 専門家 従業員 労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント 作業環境測定士 安全管理士 衛生管理士 ヘルスマテア・トレーナー ヘルスマテア・リーダー 心理相談員 産業栄養指導者 産業保健指導者</p>	<p>監 修 免許試験・勉強 免許試験・勉強 試験・講習・勉強 実務経験等 実務経験等 実務経験等 研 究</p>	<p>実務向上研修</p>	
<p>5. 技術者等 特定自主検定に従事する者 定項目主検定に従事する者 生産技術管理者 設計技術者等</p>	<p>実務経験・研 究 通任特教育</p>	<p>能力向上教育に準じた教育（定員又は随時）</p>	
<p>6. その他 季節労働者 海外派遣労働者 北極予定の児童高収生</p>		<p>送出处教育—雇入時教育 派遣前教育 卒業前教育</p>	

(参考) 労働者の生涯を通じた安全衛生教育の例

- A氏の場合
- 雇入時教育 _____ (入社) (就業前研修所に配置研修) (5年経過) (働き先) (5年経過)
- _____ (安全衛生推進者担任) (5年経過) _____ (能力向上教育(定員)) _____ (働き先) _____ (5年経過)
- _____ (能力向上教育(初任時)) _____ (働き先) _____ (働き先) _____ (5年経過)
- _____ (入社) (設計部門に配置換え) (現場技術管理部門に配置換え) (安全管理者担任) (5年経過)
- 雇入時教育 _____ (入社) _____ (研修等教育(随時)) _____ (研修等教育(随時)) _____ (能力向上教育(初任時)) _____ (能力向上教育(定員))
- (総合安全衛生管理者担任)
- _____ (安全衛生セミナー(随時)) _____

注：全期間にわたって雇入時、定員、随時に適宜教育を行う。

基 安 発 第 2 号
平成 3 年 1 月 2 1 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局
安全衛生部長

安全衛生教育推進要綱の運用について

安全衛生教育の推進については、平成3年1月21日付け基発第39号により新たに「安全衛生教育推進要綱」を定め、今後は同要綱に基づき各種の安全衛生教育を推進することとされたところであるが、この運用については下記によることとしたので了解されたい。

記

1. 本要綱に基づく各種の安全衛生教育のカリキュラム、実施方法等については、教育の種類ごとに順次示すこととする。
2. 従前から実施通達が表示されている各種の安全衛生教育のうち別表に掲げるものについては、本要綱に基づくものとして引き続き推進する。なお、これら通達のうち一定期間を経過したものについては、必要に応じ、見直しを行うこととする。
3. 本省においては、必要に応じ、安全衛生教育の推進計画を示すこととする。
4. 労働安全衛生法第19条の2に規定する能力向上教育及び同法第60条の2に規定する危険有害業務従事者教育については、平成元年5月22日付け基発第246号「労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針の公示について」及び同日付け基発第247号「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について」に基づく各教育ごとの実施通達により推進することとされているが、これら実施通達が表示されていない能力向上教育等については、当該実施通達が表示されるまでの間はなお従前の通達によることとなる。

別表 安全衛生教育の通達一覧

日 付 ・ 番 号	要 旨
昭和51年 2月20日基発第 217号	「安全衛生教育の推進について」のうち記の 1の (1)の就職予定者に対する安全衛生教育、(2)の経営者職者に対する安全衛生教育、(3)の安全管理者に対する実務研修及び(4)の衛生管理者に対する実務研修
52. 2. 21 基発第 91号	安全衛生教育の推進について
53. 9. 18 基発第 515号	「安全衛生教育の推進について」のうち記の 1の車両系荷役運搬機械等作業指導者に対する安全教育
55. 8. 11 基発第 424号	クレーン等の設計技術者に対する安全教育について
58. 5. 20 基発第 258号	チェーンソー以外の駆動工具取扱作業者に対する安全衛生教育の推進について
58. 8. 1 基発第 417号	動力プレス機械設計技術者に対する安全教育について
59. 4. 25 基発第 205号	仮設仮材管理者に対する安全教育について
59. 6. 26 基発第 328号	原子力発電所における放射線業務従事者に係る労働衛生教育の推進要綱について
59. 6. 29 基発第 337号	有線溶接業務従事者に対する労働衛生教育の推進について
59. 7. 25 基発第 377号	中小企業安全衛生指導員の養成研修について
59. 8. 1 基発第 387号	ビル管理業及び清掃業における職長等教育に準じた教育のトレーナーの養成研修について
59. 10. 9 基発第 544号	安全・衛生管理特別指導専攻等の経営者等に対する安全衛生セミナーについて
59. 10. 9 基発第 545号	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）作業安全技術教育について
59. 10. 9 基発第 546号	移動式クレーンの定期自主検査者に対する安全教育について
59. 10. 9 基発第 547号	移動式クレーンの整備者に対する安全教育について
60. 3. 13 基発第 133号	積卸し作業の作業指導者等に対する安全教育について
60. 3. 18 基発第 141号	造作作業の作業指導者等に対する安全衛生教育について
60. 3. 25 基発第 152号	ボイラー及び圧力容器の設計技術者等に対する安全教育について
60. 5. 23 基発第 284号	採石のための掘削作業主任者に対する技能向上教育について
60. 8. 10 基発第 321号	型式検定対象機械等の作業責任者等に対する安全教育について
60. 10. 1 基発第 561号	船内荷役作業主任者に対する実務向上教育について
60. 11. 18 基発第 649号	チェーンソーを用いて行う伐木等の業務に従事する者に対する実務向上教育について
61. 2. 7 基発第 58号	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習の終了者に対する技能向上教育について
61. 3. 31 基発第 187号	VDT作業に係る労働衛生教育の推進について
61. 9. 13 基発第 543号	建設工事における移動式クレーン作業の安全教育について
61. 11. 21 基発第 670号	天井クレーンの定期自主検査者に対する安全教育について
61. 12. 22 基発第 683号	ストラドルキャリアーの運転者に対する安全教育
62. 3. 24 基発第 163号	ショベルローダー等の定期自主検査者に対する安全教育について
62. 4. 3 基発第 211号	船作業主任者に対する実務向上教育について
62. 4. 13 基発第 213号	化学設備等の定期自主検査者に対する安全教育について
62. 9. 25 基発第 572号	トラクター等による農作業の指導者等に対する安全教育について
62. 11. 28 基発第 669号	フォークリフト特定自主検査者に対する実務向上教育について
62. 11. 28 基発第 670号	車両系建設機械特定自主検査者に対する実務向上教育について
62. 12. 4 基発第 676号	クレーン組立・解体作業指導者に対する安全教育について

63. 3. 4 基発第 126号	同設運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育について
63. 12. 28 基発第 182号	電気工事作業指揮者に対する安全教育について
平成元年 9月 5日 基発第 485号	水産建築物の解体工事の作業指揮者に対する安全教育について
元. 9. 28 基発第 521号	陸上貨物運送事業における安全管理者能力向上教育（初任時）について
2. 3. 1 基発第 111号	積貨積置運転士安全衛生教育について
2. 3. 1 基発第 112号	クレーン運転士安全衛生教育について
2. 3. 1 基発第 113号	移動式クレーン運転士安全衛生教育について
2. 3. 1 基発第 114号	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育について
2. 3. 15 基発第 129号	建設業における安全衛生推進者能力向上教育（初任時）について
2. 3. 15 基発第 130号	陸上貨物運送事業における安全衛生推進者能力向上教育（初任時）について
2. 3. 15 基発第 131号	港湾同設運送事業における安全衛生推進者能力向上教育（初任時）について
2. 7. 23 基発第 469号	ボイラー取換作業主任者能力向上教育について
2. 7. 23 基発第 470号	普通第一種圧力容器取換作業主任者能力向上教育について
2. 7. 23 基発第 471号	化学設備関係第一種圧力容器取換作業主任者能力向上教育について
2. 7. 23 基発第 472号	ボイラー取換業務従事者安全衛生教育について
2. 7. 23 基発第 473号	ボイラー修理業務従事者安全衛生教育について
2. 7. 23 基発第 474号	ボイラー製鋼士安全衛生教育について
2. 9. 3 基発第 539号	プレス機械作業主任者能力向上教育について
2. 10. 1 基発第 802号	足場の組立て等作業主任者能力向上教育について
2. 10. 1 基発第 804号	水産建築物の組立て等作業主任者能力向上教育について

基 発 第 5 3 6 号
平 成 3 年 9 月 6 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

木材加工用機械作業主任者能力向上教育について

安全管理者等労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育については、労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づく「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」（能力向上教育指針第1号。以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第246号「労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針の公示について」（以下「246号通達」という。）により推進しているところであるが、木材加工用機械作業主任者に対する当該教育については、246号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

なお、本通達をもって、昭和54年5月2日付け基発第212号「安全衛生教育の推進について」のうち、木材加工用機械作業主任者に対する実務講習に係る部分を廃止し、昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」の記の1の(4)の⑤のホを削除する。

1 教育カリキュラム等

- (1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は別添「木材加工用機械作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「木材加工用機械作業主任者必携」（林業・木材製造業労働災害防止協会発行）が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が実施する能力向上教育に関しては、林業・木材製造業労働災害防止協会が実施している「木材加工用機械作業主任者能力向上教育講師養成研修」を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること。
また、労働安全コンサルタント、林業・木材製造業労働災害防止協会に所属する安全管理士も講師として適切であること。
なお、事業者が実施する教育についても「木材加工用機械作業主任者能力向上教育講師養成研修」を修了した者を講師に充てること
が望ましいこと。
- (4) 一回の教育対象人員は、おおむね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が、標記教育を実施した場合には、修了者に対して「木材加工用機械作業主任者能力向上教育（定期又は随時）」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

事務連絡
平成3年9月6日

別 添

木材加工用機械作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム

都道府県労働基準局
安全主務課長 殿

労働省労働基準局安全衛生部
安全課長

科 目	範 囲	細 目	時間
1 最近の木材加工用機械作業の特徴	(1) 木材加工用機械の構造上の特徴	イ 木材加工作業の自動化とこれに用いられる加工機械の構造及び特徴 ロ 木材加工用機械の自動制御に用いられる制御装置とその機構及び特徴	3.0
	(2) 安全装置の種類と特徴	安全装置の種類とその機構及び特徴	
2 木材加工用機械作業の安全化と木材加工用機械等の保守	(1) 木材加工用機械作業の安全化	イ 職場環境の改善 ロ 機械設備の安全化 ハ 作業標準とその管理	2.0
	(2) 木材加工用機械及び安全装置等の保守と点検	イ 保守点検の種類とその方法 ロ 保守点検基準とその実施システム ハ チェックリストとその活用	
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	イ 不安全な状態とそれに起因する災害事例及びその防止対策 ロ 不安全な行動とそれに起因する災害事例及びその防止対策	2.0
	(2) 労働安全衛生法令のうち木材加工用機械に関する条項	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ 労働安全衛生規則 ニ 構造規格	
計			7.0

木材加工用機械作業主任者能力向上教育
の実施について

標記については、平成3年9月6日付け基発第536号「木材加工用機械作業主任者能力向上教育について」により実施方法が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 対象者について

昭和54年5月2日付け基発第212号「安全衛生教育の推進について」に基づく木材加工用機械作業主任者実務講習（昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」に基づき、昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」の記の1の(4)の⑤のホにより「実務向上教育」と読み替えて実施したものを含む。以下「実務講習等」という。）を修了した者は、標記教育を修了した者とみなして差し支えないこと。

2 実施者について

(1) 林業・木材製造業労働災害防止協会から、都道府県支部単位で当該教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。

(2) 上記以外の団体から当該教育の実施について申し出があった場合には、当分の間、当課に連絡すること。

3 講師について

実務講習等の講師として十分な実績を有する者は標記カリキュラムの科目について学識経験等を有する者とみなして差し支えないこと。

4 修了証の交付等について

上記2の(1)の林業・木材製造業労働災害防止協会が行う当該教育については、同協会都道府県支部単位で修了証の交付等を行うこととしていること。

基 発 第 6 4 6 号

平成3年11月11日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

林内作業車を使用する集材作業に従事する者
に対する安全教育について

安全衛生教育については、平成3年1月21日付け基発第39号「安全衛生教育の推進について」及び平成3年1月21日付け基安発第2号「安全衛生教育推進要綱の運用について」によりその推進を図っているところである。

今般、これらの通達に基づき、特別教育に準じた教育のうち、新たに標記の教育に係る実施要領を別添のとおり定めたので、当該教育を行う事業者又は安全衛生団体等に対して、本実施要領に基づいて標記教育を実施するよう指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

別添

林内作業車を使用する集材作業に従事する者に対する安全教育実施要領

1 目的

林内作業車を使用する集材作業の安全を確保するため、当該作業に従事する者に対し、必要な知識を付与する。

2 対象者

林内作業車を使用する集材作業に従事する者とする。こと。

3 実施者

林内作業車を使用する集材作業を行う事業者又は当該教育を行う安全衛生団体等とする。こと。

4 実施方法

(1) 教育カリキュラムは、別紙の「林内作業車を使用する集材作業に従事する者に対する安全教育カリキュラム」によること。

(2) 教材としては、「林内作業車による集材作業安全実務必携」（林業・木材製造業労働災害防止協会発行）が適当と認められること。

(3) 安全衛生団体等が行うものにあつては、1回の教育対象人員はおおむね100人以内とする。こと。

(4) 安全衛生団体等が実施する場合の講師については、労働安全コンサルタント若しくは林業・木材製造業労働災害防止協会に所属する安全管理士又は別紙の教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を充てること。

5 修了証の交付等

(1) 事業者は、当該教育を実施した結果について、その旨記録し、保管すること。

(2) 安全衛生団体等が事業者に代わって当該教育を実施した場合は、修了者に対してその修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別紙

林内作業車を使用する集材作業に従事する者に対する安全教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
林内作業車の構造等に関する知識	(1) 林内作業車本体の構造及び機能の概要 (2) 各種アタッチメントの構造及び機能の概要	1.0
林内作業車を使用する集材作業に関する知識	(1) 作業計画 (2) 林内作業車による作業の一般的注意事項 (3) 林内作業車の運行等 (4) 林内作業車を使用する集材作業	3.0
林内作業車の点検及び整備に関する知識	林内作業車の点検及び整備	1.0
関係法令	労働安全衛生関係法令中の関係条項	1.0

写

基 発 第 1 号
平成4年1月1日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

石綿含有建築材料の施工作业における石
綿粉じんばく露防止対策の推進について

石綿粉じんによる健康障害の防止については、特定化学物質等障害予防規則（以下「特化則」という。）に定める措置及び昭和51年5月22日付け基発第408号「石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について」等数次にわたる通達により、積極的にその推進を図ってきたところであり、建設業においても、建築物の解体又は改修の工事における労働者等の石綿粉じんへのばく露による健康障害の防止のために所要の対策を講じてきたところである。

最近の国内における石綿の使用量は年間約30万トン前後で推移しているが、その約80パーセントは石綿スレート、石綿セメント板等の石綿含有建築材料として使用されている。これらの石綿含有建築材料は、そのままでは石綿粉じんを飛散することはほとんどないが、施工にあたっての電動工具を用いた切断等の作業においては石綿粉じんを飛散し、これらの作業に従事する労働者の健康障害を引き起こすおそれがある。

このようなことから、建設業における石綿粉じん対策として特化則に規定する事項についてはもとより、建築物の解体、改修工事におけるばく露防止に関し従来より進めてきた対策及びじん肺等の粉じん障害防止のための対策に加え、石綿含有建築材料の施工作业におけるばく露防止のための対策の推進を図ることとしたので、下記の事項に留意のうえ、あらゆる機会をとらえて関係事業者及び関係事業者団体等に対し石綿による健康障害

の防止対策が適正に行われるよう指導されたい。

なお、今般、下記3により、石綿含有建築材料の施工業務従事者の労働衛生教育を推進していくこととしたので、併せてその円滑な運用に努められたい。

記

1 ばく露防止のための対策等について

(1) 電動丸のこによる石綿含有建築材料の切断等の作業において、散水等の措置により湿潤な状態で作業を行う以外の場合には、当該電動丸のこに除じん装置を取り付けて使用することが切断時の飛じんを防止するために有効であるので、除じん装置付きの電動丸のこを使用すること。また、同様の場合で作業が極めて短時間である場合等にはダストボックス付きの電動丸のこを使用すること。

なお、これらの場合には、防じんマットを併用すると飛じん防止のために効果的であるので、防じんマットを使用すること。

(2) 切断作業中は、着用者の顔面に合った適切な防じんマスク等の呼吸用保護具を使用すること。

(3) 石綿粉じんの再飛散防止のため、切断加工作业終了後は後片付け、清掃を徹底し、廃棄物の処理を適正に行うこと。

(4) 建築現場での切断作業を少なくするために、建築材料のメーカー、建築工事の設計者、施工者等の協力を得て、建築材料はあらかじめメーカー等で所定の形状に切断しておく方法（プレカット）を採用することが望ましいこと。

2 石綿含有建築材料の識別

石綿含有建築材料の識別については、労働安全衛生法第57条の規定により石綿製品の包装等に表示がなされているほか、石綿業界による自主表示である「a」マークが、個々の石綿製品ごとに押印又は刻印されているので、これらにより石綿含有建築材料であることを識別できることを周知徹底すること。

3 労働衛生教育の推進について

石綿粉じんの有害性に鑑み、平成3年1月21日付け基発第39号

「安全衛生教育の推進について」の3の(1)に基づき、「特別教育」に準じた教育として、別添のとおり石綿含有建築材料の施工業務従事者に対する労働衛生教育実施要領を定めたので、事業者をはじめ安全衛生団体等に対し、この旨周知するとともに、本教育の推進について指導・援助すること。

(別添)

石綿含有建築材料の施工業務従事者に対する労働衛生教育実施要領

1 目的

石綿粉じんによる健康障害防止対策の一環として、石綿含有建築材料の施工業務に従事する者に対し、

- (1) 作業環境管理
- (2) 作業管理
- (3) 健康管理
- (4) 災害事例及び関係法令

についての知識を付与することを目的とする。

2 実施者

実施者は、石綿含有建築材料の施工業務に労働者を就かせる事業者又は当該事業者によって当該教育を行う安全衛生団体等とする。

3 対象者

対象者は、石綿含有建築材料の施工業務に従事する者とする。

4 実施時期

実施時期は、石綿含有建築材料の施工業務に就かせる前とする。

ただし、現に石綿含有建築材料の施工業務に従事している者であって本教育を受けていない者については、順次実施するものとする。

5 教育カリキュラム

教育カリキュラムは、別紙「石綿含有建築材料の施工業務従事者に対する労働衛生教育カリキュラム」とおりとし、その表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる範囲について同表右欄に掲げる時間以上行うものとする。

6 修了の証明等

- (1) 事業者は、当該教育を実施した結果について、その旨を記録し、保管するものとする。

(2) 安全衛生団体等が事業者に代わって当該教育を実施した場合は、修了者に対してその修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し保管するものとする。

(別紙)

石綿含有建築材料の施工業務従事者
に対する労働衛生教育カリキュラム

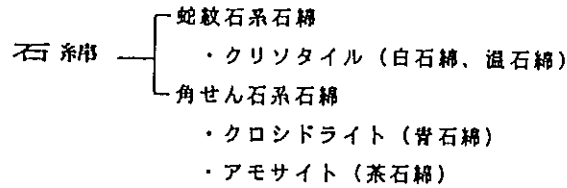
科 目	範 囲	時 間
作業環境管理	(1) 石綿含有建築材料の施工業務における石綿粉じんの飛散状況 (2) 除じん装置等石綿の飛じんの防止対策に係る機器等の使用、保守及び点検の方法 (3) 作業後の清掃及び廃棄物の処理等	1. 5
作業管理	(1) 石綿及び石綿含有建築材料の種類、性状及び識別方法 (2) 石綿によるばく露を防止するための作業管理の方法 (3) 労働衛生保護具	1. 5
健康管理	(1) 石綿による健康障害及びその予防方法 (2) 健康診断及び事後措置	1. 0
災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 石綿取扱い業務に関する労働衛生関係法令	2. 0
計		6. 0

(参考)

1 石綿の種類

わが国で使用されている主な石綿の種類は図1のようなものがあるが、そのほとんどは輸入されており、輸入量の約95%はクリソタイルが占めている。なお、有害性の高いクロシドライトについては現在わが国では輸入されていない。

図1 石綿の種類



2 石綿の物性及び製品

(1) 石綿の物性

石綿は表1のような優れた性質を持ち、しかも経済性に富んでいるため、様々な製品に使用されている。

表1 石綿の主な物性

抗張力	引張り強さが極めて大きい (ナイロンの7~10倍)
不燃・耐熱性	燃えず、数百度の高温に耐える
絶縁性	熱、電気を通しにくい
耐薬品性	酸、アルカリなどに侵されにくい
耐腐食性・耐久性	湿気や水で腐らず、変質しにくい
親和性	他の物質と均一に混ざりやすい
耐摩耗性	柔軟で摩耗しにくい

(2) 石綿製品

石綿製品を大きく分けると表2のように分類される。

表2 石綿製品の種類

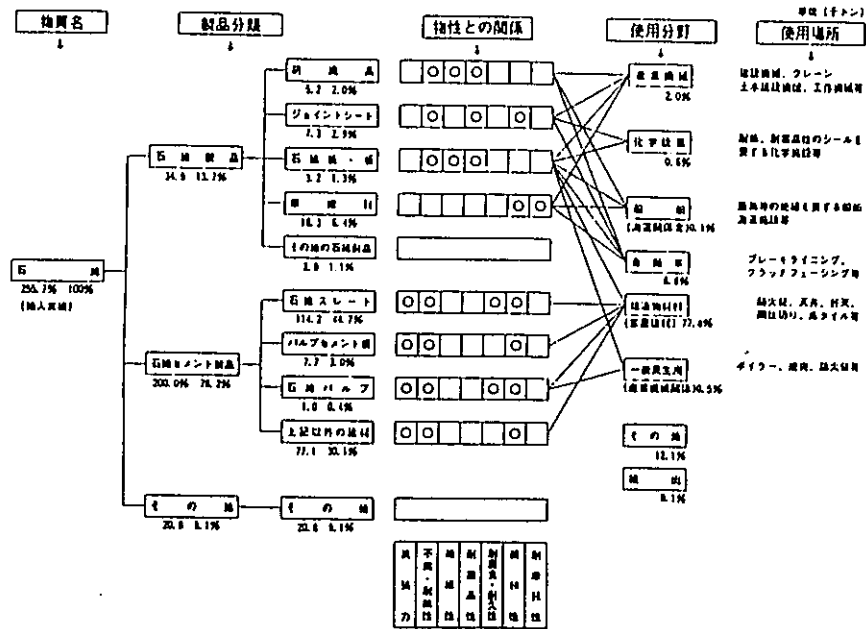
石綿セメント製品	①波形石綿スレート、②屋根用石綿スレート、③石綿セメントサイディング、④石綿セメント板、⑤石綿セメントけい酸カルシウム板、⑥バルブセメント板、⑦押出成形セメント板、⑧石綿セメント円筒、⑨石綿管 (製造中止)、⑩床材 (製造中止)
石綿工業製品	①紡織品、②石綿ジョイントシート、③石綿紙、石綿板、④産業用摩擦材、⑤グランドパッキン、⑥ランパー (製造中止)、⑦渦巻き型ガスケット、⑧電解布 (製造中止)
自動車用摩擦材製品	①ディスクパッド、②ブレーキライニング、③クラッチフェーシング
その他	①石綿保温材 (製造中止)、②けいそう土保温材 (製造中止)、③石綿けい酸カルシウム保温材 (製造中止)、④パーライト保温材 (製造中止)、⑤バーミキュライト保温材 (製造中止)、⑥吹付け石綿 (製造中止)、⑦ビニールタイル (製造中止)、⑧接着剤、塗剤 (製造中止)

注) 製造中止とは平成3年1月現在、石綿を含有する製品の製造、販売がされていないことをいう。

(3) 石綿製品の用途

我が国の石綿の用途は、建材関係に約80%、摩擦材関係に約7%、産業機械・化学設備に約3%、その他の用途に約12%となっている。図2に我が国における石綿製品の使用状況を示す。

図2 我が国における石綿製品の使用状況



3 建築材料と石綿

(1) 建築材料に石綿を使用する目的

石綿の持つ高抗張力（引張り強さが極めて大きい）、親和性の良さ（表面積が大きくセメント等との密着性に優れている）の他、不燃性、耐熱性、耐久性等に優れている特性を活かし、セメント或いは石灰質、けい酸質原料と混合され、それらを補強する目的に使用される。

石綿セメント製品（石綿スレート、石綿パイプ等）をはじめ、現在の建築材料で石綿を使用しているものはほとんどがこの目的のためである。

石綿を使用することにより、薄くても製品の強度があがるため、製品が取り扱い易いこと及び特に外壁材は紫外線、雨等の気象条件に対する耐久性がよいこと等があげられる。

なお、平成元年の調査によれば石綿含有建築材料における使用石綿の種類及び含有率については表3のとおりである。

表3 石綿含有建築材料に使用されている石綿の種類と含有率

石綿含有建築材料の種類	使用石綿の種類	石綿含有率	
波形石綿スレート	クリソタイル	10%以下	
住宅屋根用石綿スレート	平形屋根スレート	クリソタイル	14%以下
	波形屋根スレート	クリソタイル	15%以下
石綿セメントサイディング	クリソタイル、アモサイト	10%以下	
石綿セメント板	フレキシブル板	クリソタイル	15%以下
	平板	クリソタイル	10%以下
	軟質板	クリソタイル	10%以下
石綿セメントけい酸カルシウム板	けい酸カルシウム板	クリソタイル、アモサイト	10%以下
	パーライト板	クリソタイル	10%以下
パルプセメント板	パルプセメント板	クリソタイル	5%以下
	スラグ石綿セメント板	クリソタイル	5~8%
押出成形セメント板	ビル用	クリソタイル	15%以下
	住宅用	クリソタイル	3~10%

(2) 石綿含有建築材料の見分け方

イ 名称等表示による方法

労働安全衛生法第57条により5%（重量比）を超えて石綿を含有する製品は、石綿の含有率及び取り扱い等についての注意事項を表示することが義務付けられている（図3参照）。この表示の方法は包装の有無、荷姿、出荷の形態等により異なるが、概ね表4のとおりとなっており、これにより石綿含有建築材料か否かの判断が可能になる。

図3 労働安全衛生法により義務付けられている表示例

名 称	
成 分	石 綿
含 有 量	%
注 意 事 項	<p>多量に粉じんを吸入すると健康を損なうおそれがありますから下記の注意事項を守って下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 粉じんの発生する屋内の取扱い作業場所には局所排気装置を設けて下さい。 2. 取扱い中は必要に応じ防じんマスクを着用して下さい。 3. 取扱い後はうがい、手洗いを励行して下さい。 4. 作業衣等に付着した場合はよく落して下さい。 5. 一定の場所を定めて貯蔵して下さい。
表示者の名称及び住所	

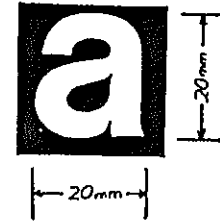
表4 製品の種類により実施している名称表示方法

製品名	表示方法			
	包装に注意事項を印刷	パレット積みで出荷の際文書をはさみ込む	注意事項を記載した文書を相手方に交付	請求書納品書に注意事項を記載
石綿スレート		○	○	○
住宅用石綿スレート	○	○		
石綿セメントサイディング	○	○		
石綿セメント板(内外装材)		○	○	
石綿セメントがい壁カルシウム板		○		
ハルプセメント板		○		
押山成形セメント板		○	○	

ロ 「a」マークによる方法

石綿含有建築材料を製造する業界において、平成元年7月生産分より、5%（重量比）を超えて石綿を含有する建築材料に図4に示すマークを、一枚一枚に押印又は刻印で見やすい箇所に表示しているの、これにより石綿含有建築材料か否かの判断が可能になる。

図4 石綿含有建築材料の「a」マーク（実物大）



4 石綿含有建築材料の施工

(1) 加工に使用する工具類

イ 電動丸のこ（図5～7）

図5 電動丸のこ

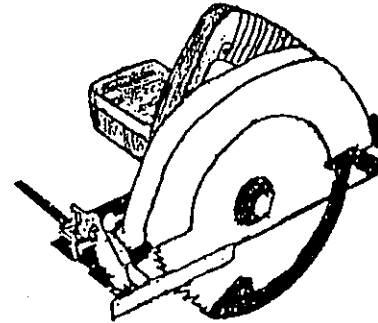


図6 電動丸のこ

（ダストボックス付き）

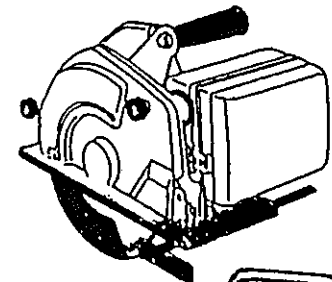
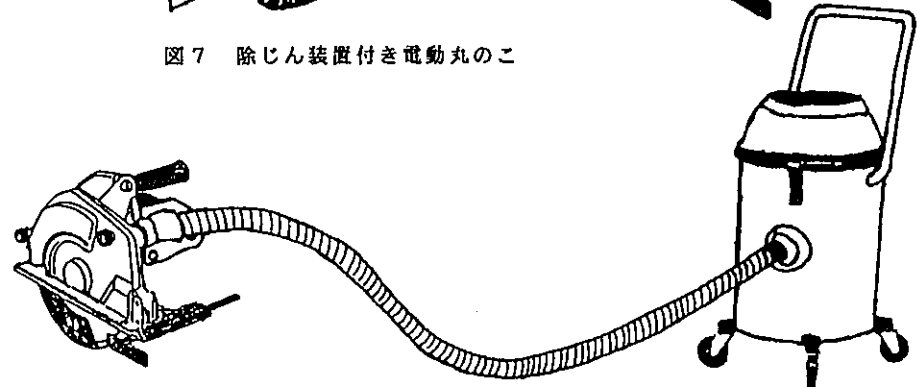


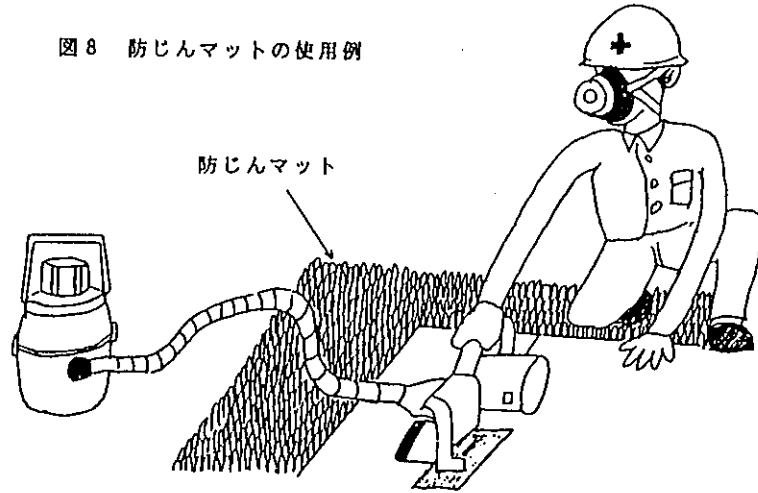
図7 除じん装置付き電動丸のこ



ロ 防じんマット

除じん装置付き電動丸のこを使用する際に、防じんマットを併用すると、除じん装置の吸引風速が向上し、また二次飛じんに対する効果も拡大する。図8に防じんマットを併用して除じん装置付き電動丸のこを使用した例を示す。

図8 防じんマットの使用例



(2) 飛じん状況について

通風の不十分な屋内作業場において電動丸のこを使用して切断作業を行う場合には、石綿の管理濃度(2本/cf)を超える状況もある。表5、6は除じん装置の付いてない電動丸のこを使用した場合と除じん装置付きの電動丸のこを使用した場合との個人ばく露濃度を示したものであるが、除じん装置付きの丸のこを使用すれば石綿粉じんの飛じん防止に効果があることがわかる。

表5 屋内実験における石綿粉じん測定データ例

作業者番号	作業概要	採取時間	個人ばく露濃度 (本/cf)
A	切断作業	15分	4.46
B	切断作業室内の小運搬作業	30分	4.09
C	切断作業室内の施工作業	30分	3.75

注1) 作業者Aは、屋内において、フレキシブル板を除じん装置の付いてない電動丸のこを使用して25分間切断した。切断作業と並行して、同一室内において、作業者Bは小運搬を40分間行い、作業者Cは施工作業を40分間行った。

注2) 石綿粉じんの個人ばく露測定は、吸引流量1ℓ/分でフレキシブル板切断開始後10分たってから試料を採取し、400倍の位相差顕微鏡で吸入性石綿繊維を計数した。

表6 除じん装置付き電動丸のこ使用時の石綿粉じん測定データ例

屋内外区分	作業者番号	使用石綿含有建築材料	作業概要	採取時間	個人ばく露濃度 (本/cf)	
屋外	A	大波スレート板	施工作業	120分	0.025	
	B		施工作業	120分	0.032	
	C		作業指揮者	120分	0.007	
	屋内	A	小波スレート板	施工作業	120分	0.012
		B		施工作業	120分	0.006
		C		作業指揮者	120分	0.002
屋内	A	フレキシブル板	施工作業	90分	0.180	
	B		施工作業	90分	0.236	
	C		作業指揮者	90分	0.086	
	屋内	A	石綿けい酸	施工作業	60分	0.290
		B	カルシウム板	施工作業	60分	0.370
		C	作業指揮者	60分	0.377	

注) 吸引流量1ℓ/分で試料を採取、400倍の位相差顕微鏡で吸入性石綿繊維を計数した。

(出典 石綿含有建築材料の施工における作業マニュアル)

事 務 連 絡

平成4年1月4日

都道府県労働基準局

労働衛生主務課長 殿

労働省労働基準局安全衛生部

化学物質調査課長

石綿含有建築材料の施工作業にお
ける労働衛生教育の推進について

石綿含有建築材料の施工業務従事者に対する「特別教育」に準じた教育（以下「教育」という。）の実施については、平成4年1月1日付け基発第1号「石綿含有建築材料の施工作業における石綿粉じんばく露防止対策の推進について」（以下「通達」という。）において示されたところである。

この教育の実施対象となる石綿建築材料の施工業務を行う事業場は、主に建設業であり、教育の対象者も多い反面、零細な事業場が多く、独自で教育を実施することが困難な実態にあることが予想される。

については、下記事項に留意のうえ、教育の円滑かつ効果的な推進を図らねたい。

記

1 通達中の別添「石綿含有建築材料の施工業務従事者に対する労働衛生教育実施要領」（以下「要領」という。）の2の「安全衛生団体」としては、建設業労働災害防止協会各支部等が適当と認められるので、これらの団体において実施できるよう指導すること。

2 事業者が行う教育の講師については、十分な知識及び経験を有する者

に当たらせるよう指導すること。

3 要領の5の教育カリキュラムに基づく教育の教材としては、別途送付する「石綿含有建築材料の施工における作業マニュアル（労働省労働基準局安全衛生部化学物質調査課編）」等が適当であること。

基発第124号
平成4年3月17日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

港湾貨物運送事業における安全管理者能力向上教育
(定期又は随時)について

安全管理者等労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育については、労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づく「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」(能力向上教育指針第1号。以下「指針」という。)にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第246号「労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針の公示について」(以下「246号通達」という。)により推進しているところであるが、港湾貨物運送事業における安全管理者に対する当該教育については、246号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

記

1 教育カリキュラム等

(1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は別添「港湾貨物運送事業における安全管理者能力向上教育(定期又は随時)カリキュラム」によること。

(2) 教材としては、「安全管理者能力向上教育(定期又は随時)テキスト」(港湾貨物運送事業労働災害防止協会発行)が適当と認められること。

(3) 安全衛生団体等が実施する能力向上教育に関しては、港湾貨物運送事業労働災害防止協会が実施している「安全管理者能力向上教育講師養成研修」を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること。

また、労働安全コンサルタント、港湾貨物運送事業労働災害防止協会に所属する安全管理士も講師として適切であること。

なお、事業者が実施する教育についても「安全管理者能力向上教育講師養成研修」を修了した者を講師に充てることが望ましいこと。

(4) 一回の教育対象人員は、おおむね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が標記教育を実施した場合には、修了者に対して「安全管理者能力向上教育(定期又は随時)」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別添

港湾貨物運送事業における安全管理者能力向上教育（定期又は随時）
カリキュラム

科 目	範 囲	細 目	時間
1 最近における安全管理上の問題とその対策	(1) 労働災害の現況	イ 全産業における労働災害発生状況 ロ 港湾貨物運送事業における労働災害発生状況 ハ 労働災害発生状況の問題点	2.0
	(2) 技術の進歩に伴う問題とその対策	イ 最近の荷役運搬機械等の特徴 ロ 最近の船舶及び船舶設備の特徴	
	(3) 就業形態等の変化に伴う問題とその対策	イ 船内荷役作業、沿岸荷役作業等の変化 ロ 中高年齢労働者等への配慮事項 ハ 就業形態等の変化に対応した安全管理者の役割と職務	
2 最近における安全管理手法の知識	(1) 危険性の事前評価の手法	イ 事前評価制度の確立 ロ 荷役運搬機械等の導入に対する事前評価 ハ 新しい作業方法の導入に対する事前評価 ニ 欠陥関連樹法、特性要因図法等	2.0

基 発 第 1 2 5 号
平成 4 年 3 月 1 7 日

記

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

林業架線作業主任者能力向上教育について

安全管理者等労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育については、労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づく「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」（能力向上教育指針第1号。以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第246号「労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針の公示について」（以下「246号通達」という。）により推進しているところであるが、林業架線作業主任者に対する当該教育については、246号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は安全衛生団体等に対して、これを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

なお、本通達をもって、昭和52年2月21日付け基発第91号「安全衛生教育の推進について」のうち、林業架線作業主任者に対する実務研修に係る部分を廃止し、昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」の記の1の(4)の⑤の二を削除する。

1 教育カリキュラム等

- (1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は別添「林業架線作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「林業架線作業主任者必携」（林業・木材製造業労働災害防止協会発行）が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が実施する能力向上教育に関しては、林業・木材製造業労働災害防止協会が実施している「林業架線作業主任者能力向上教育講師養成研修」を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること。

また、労働安全コンサルタント、林業・木材製造業労働災害防止協会に所属する安全管理士も講師として適切であること。

なお、事業者が実施する教育についても「林業架線作業主任者能力向上教育講師養成研修」を修了した者を講師に充てることが望ましいこと。

- (4) 一回の教育対象人員は、おおむね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が標記教育を実施した場合には、修了者に対して「林業架線作業主任者能力向上教育（定期又は随時）」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別 添

林業架線作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム

科 目	範 囲	細 目	時間
1 最近の林業架線作業の特徴	(1) 機械集材装置及び運材索道の構造上の特徴	イ 林業架線作業等に最近使用されている機械の概要及び取扱い ロ 運材索道の種類と特徴	2.0
	(2) 索張方式の特徴	イ 主索を用いる方式の特徴 ロ 主索を用いない方式の特徴	
	(3) ワイヤロープ等の種類と特徴	イ ワイヤロープの概要 ロ ワイヤロープの取扱方法 ハ ワイヤロープの加工法	
2 林業架線作業の安全化と機械集材装置等の保守	(1) 林業架線作業の安全化	イ 機械集材装置等の組立て及び解体の方法と作業の安全 ロ 機械集材装置等による集材作業と安全	2.0
	(2) 機械集材装置及び運材索道の保守と点検	イ 機械集材装置の保守と点検 ロ 運材索道の保守と点検	
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	イ 機械集材装置の組立て、解体中の災害と対策 ロ 機械集材装置の運転作業中の災害と対策	2.0
	(2) 労働安全衛生法令のうち林業架線作業に関する条項	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ 労働安全衛生規則	
計			6.0

基 発 第 2 6 0 号
平成 4 年 4 月 2 3 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第 3 6 条第 8 号の業務のうちチェーンソーを用いて行うもの及び同条第 8 号の 2 の業務）従事者安全衛生教育について

危険有害業務に従事する者に対する安全衛生教育については、労働安全衛生法第 6 0 条の 2 第 2 項の規定に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」（安全衛生教育指針公示第 1 号及び同指針公示第 2 号。以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年 5 月 2 2 日付け基発第 2 4 7 号「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について」（以下「2 4 7 号通達」という。）により推進しているところであるが、チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第 3 6 条第 8 号の業務のうちチェーンソーを用いて行うもの及び同条第 8 号の 2 の業務。以下同じ。）従事者に対する当該教育については、2 4 7 号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

なお、本通達をもって、昭和 6 0 年 1 1 月 1 8 日付け基発第 6 4 9 号「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務に従事する者に対する実務向

上教育について」は廃止する。

記

1 教育カリキュラム

- (1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は別添「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「伐木造材業務従事者必携」（林業・木材製造業労働災害防止協会発行）が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が実施する安全衛生教育に関しては、林業・木材製造業労働災害防止協会が実施している「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育講師研修」を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有するものを講師に充てること。

また、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント並びに林業・木材製造業労働災害防止協会に所属する安全管理士及び衛生管理士も講師として適切であること。

- (4) 1 回の教育対象人員はおおむね 1 0 0 人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって、受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が安全衛生教育を実施した場合には、修了者に対して「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別 添

チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育カリキュラム

科 目	範 囲	細 目	時 間
1 伐木作業等の特徴と作業の安全	(1)伐木造材作業の安全	イ 作業着手前の準備 ロ 伐倒方向の決定方法 ハ 伐木作業の方法 ニ 造材作業の方法	1.5
	(2)大径木、偏心木等の伐木及びかかり木の処理	イ 大径木の伐倒の方法 ロ 偏心木の伐倒の方法 ハ 腐れのある木及び空洞木の伐倒の方法 ニ 転倒木及びかかり木の処理の方法	
2 チェーンソーの特徴と保守管理	(1)チェーンソーの特徴と保守管理	イ チェーンソーの特徴とその選択 ロ 保守管理	2.0
	(2)チェーンソー取扱作業の安全	イ 作業姿勢の基本 ロ キックバックの防止等作業上の注意事項	
	(3)チェーンソー取扱作業時間の管理	イ チェーンソーの操作時間及び操作の方法 ロ 防振手袋の着用等作業上の注意事項 ハ 体操の実施 ニ 通勤の方法	
	(4)チェーンソー及びソーチェーンの点検整備	イ チェーンソーの故障の原因及び点検整備 ロ ソーチェーンの点検整備 ハ ソーチェーンの目立	

		て	
3 健康管理	健康診断及び事後措置	イ 振動障害のあらまし ロ 特殊健康診断 ハ 診断結果に基づく事後措置	0.5
4 災害事例及び関係法令	(1)災害事例とその防止対策	イ 災害発生状況 ロ 災害の原因と対策 ハ 災害事例研究	2.0
	(2)チェーンソーを用いて行う業務に係る労働安全衛生関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中のチェーンソーを用いて行う伐木等の業務に係る条項並びにチェーンソーの規格	
計			6.0

事務連絡

平成4年4月23日

都道府県労働基準局安全衛生主務課長 殿

労働省労働基準局安全衛生部 安全課長

労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長

チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第36条第8号の業務のうちチェーンソーを用いて行うもの及び同条第8号の2の業務）従事者安全衛生教育の実施について

標記については、平成4年4月23日付け基発第260号「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第36条第8号の業務のうちチェーンソーを用いて行うもの及び同条第8号の2の業務）従事者安全衛生教育について」により実施方法等が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意のうえその運用に遺漏のないようお願いする。

記

1 対象者について

昭和60年11月18日付け基発第649号「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務に従事する者に対する実務向上教育について」に基づくチェーンソーを用いて行う伐木等業務実務向上教育（以下「実務向上教育」という。）を修了した者は、標記教育を修了した者とみなして差し支えないこと。

2 実施者について

- (1) 林業・木材製造業労働災害防止協会から、都道府県支部単位で標記教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から標記教育の実施について申し出があった場合には、当分の間、安全衛生部安全課又は労働衛生課に連絡すること。

3 教育カリキュラムについて

- (1) 教育カリキュラム中の「チェーンソー及びソーチェーンの点検整備」については、事例発表、点検整備の実習を盛り込むことが望ましいこと。
- (2) 教育カリキュラム中の「災害事例とその防止対策」については、10人程度を一つのグループとして討議方式により行うことが望ましいこと。

4 講師について

実務向上教育の講師として十分な実績を有する者は、標記教育カリキュラムの科目について学識経験等を有しているものとみなして差し支えないこと。

写

基発第319号
平成4年6月1日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

安全管理者能力向上教育（初任時）について

安全管理者等労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育については、労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づく「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」（能力向上教育指針第1号。以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第246号「労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針の公示について」（以下「246号通達」という。）により推進しているところであるが、安全管理者（初任時）に対する当該教育については、246号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行なうとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

なお、本通達をもって、標記教育に係る従前の例は行われたいものとなるが、おって安全管理者能力向上教育（定時）についての実施通達を示された時点において、昭和51年2月20日付け基発第217号は廃止する予定であるので、念のため申し添える。

記

1 教育カリキュラム等

(1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は

別添「安全管理者能力向上教育（初任時）カリキュラム」によること。

(2) 教材としては、「安全管理者の実務」（中央労働災害防止協会発行）が適当と認められること。

(3) 安全衛生団体等が実施する能力向上教育に関しては、中央労働災害防止協会が実施している安全管理者能力向上教育（初任時）講師養成研修を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること。

本研修は、当該協会の実施している専任安全管理者研修を修了した者その他安全管理についての知識及び経験を有する者に対して行われるものであること。

なお、事業者が実施する教育についても本研修を修了した者を充てることが望ましいこと。

また、労働安全コンサルタント又は中央労働災害防止協会に所属する安全管理士も講師として適切であること。

(4) 一回の教育対象人員はおおむね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって、受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が能力向上教育を実施した場合には、修了者に対して「安全管理者能力向上教育（初任時）」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別紙

安全管理者能力向上教育(初任時)カリキュラム

科目	範囲	細目	時間
1 安全管理者の役割等	(1) 労働災害の現状と問題点	イ 労働災害の現状 ロ その問題点	1.0
	(2) 企業経営と安全	イ 安全と生産 ロ 安全と経営損失の防止 ハ 経営者の安全責務	
	(3) 安全管理者の役割と職務	イ 安全管理体制 ロ 安全管理者の役割 ハ 安全管理者の職務	
2 安全管理の進め方	(1) 災害原因分析の方法とその活用	イ 災害発生メカニズム ロ 不安全な状態と不安全な行動 ハ 災害調査 ニ 災害原因の分析 ホ 災害原因分析の活用	2.0
	(2) 危険性の事前評価の方法	イ 危険性の種類 ロ 工場の新設・増設時の事前評価 ハ 化学物質の危険性の事前評価 ニ 化学プラントの事前評価	
	(3) 安全管理計画の立て方	イ トップの安全管理方針の明示 ロ 安全管理計画の内容 ハ 安全管理計画作成の留意点 ニ 安全管理計画作成のプロセス	
	(4) 中高年齢労働者等への配慮事項	イ 中高年齢労働者の安全対策 ロ 身体障害者への安全配慮 ハ パートタイム労働者等への安全配慮	
	(5) 総合安全管理の進め方	イ 総合安全管理体制 ロ 災害防止のための連絡協議組織の設置と運営 ハ 下請事業場の労働者に使用させる建設物、設備の維持管理 ニ 下請事業場が行う安全教育についての指導及び援助	

科目	範囲	細目	時間
3 機械設備・環境の安全化	(1) 機械設備・環境の安全化の進め方	イ 機械設備のレイアウト ロ 機械設備の安全条件 ハ 本質安全化 ニ 機械設備の設置前の安全審査 ホ 機械設備の安全対策 ヘ 環境の安全化と整備	2.0
	(2) 安全点検	イ 安全点検制度の検討 ロ 安全点検の結果に基づく欠陥の是正 ハ 安全点検の方法	
4 教育及び指導の方法	(1) 教育計画の立て方	イ 教育計画の必要性 ロ 安全衛生業務従事者に対する能力向上教育 ハ 新規採用者、危険業務従事者、新任職長等の安全教育 ニ 現に危険業務に従事する者に対する定期教育等	2.0
	(2) 教育の方法	イ 実施方法 ロ 実施に当たっての留意事項 ハ 教育効果の評価と持続	
	(3) 作業標準の作成と周知	イ 作業分析と作業標準 ロ 作業標準への正しい理解 ハ 作業標準の要件 ニ 作業標準の作成 ホ 作業標準の周知徹底	
	(4) 安全意識の高揚の方法	イ 主要な方法及び留意事項	
5 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	イ 災害事例の提示 ロ 災害発生の原因及び防止対策の検討	2.0
	(2) 労働安全衛生法令	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ 労働安全衛生規則及び関係規則	
計			9.0

注：「3 機械設備・環境の安全化」の時間数は、設備等の設置状況により2～4時間の範囲で適切な時間数を設定すること。



事務連絡
平成4年6月22日

都道府県労働基準局
安全主務課長 殿

労働省労働基準局安全衛生部
安全課長

安全管理者能力向上教育（初任時）の実施について

標記については平成4年6月1日付け基発第319号「安全管理者能力向上教育（初任時）について」により実施方法が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 対象者について

昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進にあたって留意すべき事項について」に基づき、昭和51年2月20日付け基発第217号「安全衛生教育の推進について」に示された実務教育の内容により行われることとなっている安全管理者に対する選任段階における安全衛生教育（以下「実務教育」という。）を修了した者は、標記教育を修了した者とみなして差し支えないこと。

2 実施者について

- (1) 中央労働災害防止協会から、標記教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から標記教育の実施について申し出があった場合には、当分の間、本省安全課に連絡すること。

3 教育カリキュラムについて

- (1) 安全管理者能力向上教育（初任時）カリキュラムのうち、「教育及び指導の方法」については、その一部を演習及びグループ討議によることが望ましいこと。
- (2) 「設備機械・環境の安全化」の時間数は、設備等の設置状況により2～4時間の範囲で適切な時間数を設定すること。

4 講師について

実務教育の講師として十分な実績を有する者は、標記カリキュラムの科目について学識経験等を有する者とみなして差し支えないこと。

写

基発第320号

平成4年6月1日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

ガス溶接作業主任者能力向上教育について

安全管理者等労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育については、労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づく「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」（能力向上教育指針第1号。以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第246号「労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針の公示について」（以下「246号通達」という。）により推進しているところであるが、ガス溶接作業主任者に対する当該教育については、246号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

記

1 教育カリキュラム等

- (1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は別添「ガス溶接作業主任者能力向上教育（定時又は随時）カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「ガス溶接作業主任者の実務－能力向上教育用テキスト」（中央労働災害防止協会発行）が適当と認められること。

- (3) 安全衛生団体等が実施する安全衛生教育に関しては、中央労働災害防止協会が実施している「ガス溶接作業主任者の実務能力向上教育講師養成研修」を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること。

また、労働安全コンサルタントも講師として適切であること。

なお、事業者が実施する教育についても「ガス溶接作業主任者の実務能力向上教育講師養成研修」を修了した者を充てることが望ましいこと。

- (4) 一回の教育対象人員は原則として100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって、教育を実施する科目については、対象者数によって、受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が能力向上教育を実施した場合には、修了者に対して「ガス溶接作業主任者能力向上教育」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別紙

ガス溶接作業主任者能力向上教育（定時又は随時）カリキュラム



事務連絡
平成4年6月22日

都道府県労働基準局
安全主務課長 殿

労働省労働基準局安全衛生部
安全課長

ガス溶接作業主任者能力向上教育の実施について

標記については平成4年6月1日付け基発第320号「ガス溶接作業主任者能力向上教育について」により実施方法が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 実施者について

- (1) 中央労働災害防止協会から、標記教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から標記教育の実施について申し出があった場合には、当分の間、本省安全課に連絡すること。

2 教育カリキュラムについて

- (1) ガス溶接作業主任者能力向上教育（定時又は随時）カリキュラムのうち、「災害事例及び関係法令」及び「ガス溶接作業の安全化とガス集合溶接装置等の保守管理」については、それぞれの共通する部分をまとめて、討議方式で実施して差し支えないこと。
- (2) カリキュラム全体の時間が若干延長されることは差し支えないこと。

科目	範囲	項目	時間
1 最近のガス溶接作業の特徴	(1) ガス集合溶接装置等の構造上の特徴	イ ガス集合溶接装置の特徴 ロ ガス切断機の特徴	1.0
	(2) 各種溶接・溶断作業の特徴	イ ガス切断火口の取扱い方法 ロ 火口の手入れ方法 ハ 切断火口の調整方法 ニ 特殊加工法	
2 ガス溶接作業の安全化とガス集合溶接装置等の保守管理	(1) ガス溶接作業の安全化	イ 主な混合燃料ガスの種類と特徴 ロ 可燃性ガス・酸素の危険性 ハ 作業開始前の姿勢 ニ ガス溶接、溶断作業における各器具の取扱い方法 ホ 逆火の原因と処置 ヘ 通風不十分で狭い作業場所におけるガスの挙動と換気	3.0
	(2) ガス集合溶接装置等の安全化	イ ガス集合溶接装置等の使用に際しての留意点 ロ 安全装置の種類と特徴 ハ ガス集合溶接装置等に用いられている各種検知器の種類と特徴 ニ 安全装置の選定と安全対策	
	(3) ガス集合溶接装置等の保守と点検	イ 保守点検の目的 ロ 災害防止のポイント ハ 装置・設備等別の点検のポイント	
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	イ 災害の現状と問題点 ロ 災害事例	2.0
	(2) 労働安全衛生法令のうちガス溶接作業に関する条項	イ ガス溶接作業に関係する法令	
計			6.0

写

事務連絡
平成4年6月8日

都道府県労働基準局
安全主務課長 殿

労働省労働基準局安全衛生部
計画課長
安全課長

平成4年度における定年退職者等を活用した安全衛生活動促進制度
(シニア・セーフティ・リーダー制度) 推進事業の運営について

標記の事業については、平成2年7月20日付け基発第405号をもって通達されて
いるところであるが、本年度は、下記のとおり実施することとしたので、これが円滑な
運営に努められたい。

記

1 研修の開催

(1) 研修の実施者

シニア・セーフティ・リーダー研修(以下「研修」という。)は、中央労働災害
防止協会(以下「協会」という。)が、実施計画を作成して行うものとする。

(2) 研修の受講対象者

研修の受講対象者は、安全衛生推進者の資格を有する者であって、労働者数50
人以上規模の事業場において次の職務に通算して概ね3年以上従事した者とする。

総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、元方安全衛生管理者、各種
作業主任者、事業場の安全衛生部門において安全衛生の実務を担当する者等

(3) 研修の申込み、開催通知等

イ 研修の申込者

研修の申込者は、研修の受講対象となる者又はその者の在籍する事業場の代表
者とする。

ロ 研修の申込方法

研修の受講を希望する者は、協会の最寄りの安全衛生サービスセンター所長あ
てに申し込む。

ハ 研修の開催通知

研修の申込みを受けた安全衛生サービスセンター所長は、その申込者に対して
研修の開催日時、場所等について通知する。

(4) 研修の開催場所等

研修の開催の場所及び回数は次のとおりとし、1回の定員は概ね50人とする。

開催地区	開催回数
東北地区	1回
関東地区	3回
中部地区	1回
近畿地区	2回

開催地区	開催回数
中国・四国地区	1回
九州地区	1回
(計)	9回

(5) 研修の期間及びカリキュラム

- イ 研修の期間は3日間とする。
- ロ 研修のカリキュラムは別表のとおりとする。

(6) 研修の修了証

協会は、研修の修了者に対して修了証を交付する。

(7) 研修の費用

研修の受講料は無料とする。

2 シニア・セーフティ・リーダーの名簿登録等

(1) 登録名簿

- イ 協会の各安全衛生サービスセンターは、シニア・セーフティ・リーダー登録名簿（以下「名簿」という。）を備える。
- ロ 名簿の記載項目は次のとおりとする。
 - ・ 研修修了者の氏名、生年月日及び住所並びにその所属又は所属していた事業場の名称及び所在地
 - ・ シニア・セーフティ・リーダーが就職した場合の当該事業場の名称、所在地、業種、労働者数等

(2) 登録の事務

- イ 協会は、研修修了者の氏名等を名簿に記載する。
- ロ 協会は、シニア・セーフティ・リーダーから就業状況報告があった場合、その都度、名簿に所定事項を記載する。

(3) 登録済の通知

協会は、前記(2)の登録をした後、都道府県労働基準局長及び研修修了者の住所地における都道府県に所在する人材銀行室長あて登録済の通知をする。

3 報告

要綱4に定める報告は、次のとおりとする。

(1) シニア・セーフティ・リーダー就業状況報告

研修の修了者は、同研修の修了後、新たに就業した場合、平成2年7月20日付け事務連絡において示した様式第1号によりその就業状況について速やかに名簿登録した安全衛生サービスセンター所長あて報告する。

(2) シニア・セーフティ・リーダー活動状況報告

シニア・セーフティ・リーダーは、毎年4月15日までにその前年度の活動状況について平成2年7月20日付け事務連絡において示した様式第2号により名簿登録した安全衛生サービスセンター所長あて報告する。

4 シニア・セーフティ・リーダー活動事例集の作成等

協会はシニア・セーフティ・リーダー活動事例集を作成してシニア・セーフティ・リーダーに配付する。

5 本事業の周知及び推進状況の把握

- (1) 協会は、本事業の周知を図るためパンフレット等を作成する。
- (2) 国（労働省、都道府県労働基準局及び労働基準監督署）、協会等は、事業者団体等に対して本事業の周知を図り、研修の申込みを勧奨する。
- (3) 協会は、シニア・セーフティ・リーダーの就業状況、活動状況等を把握するため、同リーダーに対してアンケート調査を行う。

6 本事業推進上の留意事項等

- (1) 本事業を円滑に推進するためには、職業安定機関との緊密な連携が肝要であり、引き続き、適時、同機関との打合せを行うこととする。
- (2) 中小規模事業場には、中小企業事業者により構成される集団の事務局も含まれるものである。

別 表

シニア・セーフティ・リーダー研修カリキュラム

(3) 既に中小規模事業場において安全衛生業務担当者として活動している者もシニア・セーフティ・リーダー研修の受講対象者となるものである。

科 目	内 容	方 法 (時間)
1 シニア・セーフティ・リーダーの職務等	1 中小規模事業場における安全衛生上の諸問題 2 シニア・セーフティ・リーダーの職務 3 各種安全衛生助成制度等	講義 (1時間)
2 設備・機械等の安全	1 設備・機械等による労働災害防止の基本 2 設備・機械等の点検 3 整理整頓	講義及び討議 (4時間30分)
3 作業の安全	1 作業手順の定め方 2 作業方法の改善	講義及び討議 (3時間30分)
4 安全衛生教育及び安全衛生意識の高揚の方法	1 安全衛生教育計画 2 教育の方法 3 TBM及びKYTの手法	講義 (1時間30分)
5 安全衛生管理計画	1 安全衛生管理計画の樹て方の基本 2 安全衛生管理計画の作り方 3 安全衛生管理計画の運営	講義 (1時間)
6 災害事例研究	1 災害調査の目的、方法等 2 災害事例の研究	講義及び討議 (3時間)
7 安全衛生活動の実際	安全衛生管理体制、安全衛生管理上の問題点、安全衛生意識の高揚のための工夫等	講義 (1時間)
8 労働安全衛生関係法令の概要	1 法令の適用 2 労働災害と企業責任	講義 (1時間)
9 高齢者の雇用情勢	1 高齢者の雇用情勢 2 シニア・セーフティ・リーダー研修修了者の就職斡旋の手続き	講義 (30分)

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

有機溶剤作業主任者能力向上教育について

安全管理者等労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育については、労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づく「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」及び「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針の一部を改正する指針」（以下「第2号指針」という。）にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第246号「労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針の公示について」（以下「246号通達」という。）及び平成2年12月4日付け基発第723号「労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針について」（以下「723号通達」という。）により推進しているところであるが、有機溶剤作業主任者に対する当該教育については、246号通達及び723号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

1 教育カリキュラム等

(1) 教育カリキュラムについては、第2号指針に示されているところであるが、その細目は、別添「有機溶剤作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム」によること。

(2) 教材としては、「有機溶剤作業主任者の実務」（中央労働災害防止協会発行）が適当と認められること。

なお、補充的に「有機溶剤作業主任者テキスト」（中央労働災害防止協会発行）を用いることが望ましいこと。

(3) 安全衛生団体等が実施する能力向上教育に関しては、中央労働災害防止協会が実施することとしている「有機溶剤作業主任者能力向上教育講師養成研修」を修了した者又は教育カリキュラムの科目について十分な学識経験を有する者を講師に充てること。

なお、事業者が実施する教育についても同「有機溶剤作業主任者能力向上教育講師養成研修」を修了した者を講師に充てること望ましいこと。

(4) 一回の教育対象人員はおおむね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が、標記教育を実施した場合には、修了者に対して「有機溶剤作業主任者能力向上教育（定期又は随時）」の修了証を交付するとともに教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別添

有機溶剤作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム

科 目	範 囲	細 目	時間
1 作業環境管理	(1) 作業環境管理の進め方	イ 有機溶剤の性状 ロ 気中濃度と個人暴露量 ハ 気中濃度の分布と変動 ニ 有機溶剤の貯蔵・保管 ホ 有機溶剤が付着した物の取り扱いと処理	2.0
	(2) 作業環境測定、評価及びその結果に基づく措置	イ 作業環境測定結果報告書の見方のポイント ロ 作業環境測定結果に対する認識と対応措置のあり方 ハ 簡易測定器による実習	
	(3) 局所排気装置等の設置及びその維持管理	イ 局所排気装置 ロ ポータブル換気装置 ハ プッシュプル型換気装置 ニ 全体換気装置 ホ 維持管理 ヘ タンク内作業の換気の方法	
2 作業管理	(1) 作業管理の進め方	イ 適正な作業方法の決定にあたっての留意事項	2.0
	(2) 労働衛生保護具	イ 呼吸用保護具 ロ 労働衛生保護手袋 ハ 産業用ゴグル形保護めがね ニ 保護具の保守点検	
3 健康管理	(1) 有機溶剤中毒の症状	イ 有機溶剤の有害性 ロ 有機溶剤の皮膚吸収 ハ 有機溶剤と標的臓器	1.0
	(2) 健康診断及び事後措置	イ 健康診断結果に基づく事後措置 ロ 健康状態	
4 事例研究及び関係法令	(1) 作業標準等の作成	イ 作業標準の作成と周知	2.0
	(2) 災害事例とその防止対策	イ 災害事例とその防止対策	
	(3) 有機溶剤業務に係る労働衛生関係法令	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ 有機溶剤中毒予防規則	
計			7.0

写

事務連絡

記

平成4年8月27日

都道府県労働基準局
安全衛生主務課長 殿

1 能力向上教育について

実施要綱に示す能力向上教育とは、労働安全衛生法第19条の2及び同法第60条の2に基づく教育をいうものとする。

2 教育の種類及び委託先

教育の種類	委託先
有機溶剤作業主任者 能力向上教育	中央労働災害防止協会 (教育部)
足場の組立て等作業主任者 能力向上教育	建設業労働災害防止協会 (教育部)
木材加工用機械作業主任者 能力向上教育	林業・木材製造業労働災害防止協会 (技術管理部)

労働省労働基準局安全衛生部
計画課長
安全課長
化学物質調査課長

平成4年度に行う能力向上教育実施促進事業について

能力向上教育実施促進事業については、平成2年7月20日付け基発第460号「能力向上教育実施促進事業の創設について」において当該事業の実施要綱が示されているところであるが、平成4年度に行う教育については下記のとおりとするので了知されたい。

() 内は担当部所

3 教育技法について

上記教育については、平成元年度委託事業の「能力向上教育技法の開発」において報告された新しい教育技法を用いた教育又はこの報告に基づき開発させた技法により行うこととする。したがって、テキスト、その他の教材等は上記団体がこれらの教育技法に基づき作成したものを使用し、講師についても上記団体においてこれらの技法を行うために養成された者とする。

4 実施地

実施地については、予算の関係上教育の種類毎に20か所程度とし、平成4年度は別紙のとおりとしたこと。

5 受講者数

1回の受講者数は50人とする。

6 講習費用

講習費用は無料とすること。

7 受講対象者

受講対象者は「能力向上教育実施要綱」の2の(2)とするが、当該教育に関係する災害が発生した事業場を優先して受講させること。

8 事業実施団体に対する指導・援助

事業実施団体より協力要請があった場合は、本事業の効果的な実施について指導援助をすること。

別紙

有機溶剤作業主任者能力向上教育

宮城	福島	群馬	千葉	東京
神奈川	新潟	富山	静岡	三重
大阪	兵庫	和歌山	鳥取	島根
岡山	広島	香川	福岡	鹿児島

足場の組立て等作業主任者能力向上教育

青森	岩手	宮城	福島	茨城
群馬	東京	神奈川	石川	静岡
愛知	大阪	兵庫	鳥取	徳島
福岡	佐賀	長崎	熊本	鹿児島

木材加工用機械作業主任者能力向上教育

北海道	青森	岩手	宮城	秋田
山形	栃木	群馬	千葉	神奈川
福井	三重	兵庫	奈良	和歌山
岡山	香川	大分	宮崎	沖縄

写

基発第518号
平成4年9月17日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育について

危険有害業務に従事する者に対する安全衛生教育については、労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」（安全衛生教育指針第1号。以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第247号「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について」（以下「247号通達」という。）により推進しているところであるが、機械集材装置運転業務従事者に対する当該教育については、247号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、概記教育を実施する事業者又は事業者の委託を受けて実施する安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

記

1 教育カリキュラム等

- (1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は別添「機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育カリキュラム」によること。

(2) 教材としては、「機械集材装置運転業務従事者必携」（林業・木材製造業労働災害防止協会発行）が適当と認められること。

(3) 安全衛生団体等が実施する安全衛生教育に関しては、林業・木材製造業労働災害防止協会が実施している「機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育講師養成研修」を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること。

また、労働安全コンサルタント、林業・木材製造業労働災害防止協会に所属する安全管理士も講師として適切であること。

なお、事業者が実施する教育についても「機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育講師養成研修」を修了した者を講師に充てることが望ましいこと。

(4) 一回の教育対象人員はおおむね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって、受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が安全衛生教育を実施した場合には、修了者に対して「機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

平 務 通 絡
平成4年9月17日

別添

機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育カリキュラム

都道府県労働基準局
安全主務課長 殿

労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

科目	範囲	細目	時間
1 最近の機械集材装置の特徴	(1) 機械集材装置の構造上の特徴	イ 林業架線作業等に用いられている機械等の概要、取扱い等	2.0
	(2) 索張方式の特徴	イ 主索を用いる方式 ロ 主索を用いない方式	
	(3) ワイヤロープ等の種類と特徴	イ ワイヤロープの概要 ロ ワイヤロープの取扱い方 ハ ワイヤロープの加工法	
2 機械集材装置の運転と集材機の保守	(1) 機械集材装置の運転上の留意事項	イ 機械集材装置の運転及び運転者の注意事項	1.0
	(2) 集材機の点検・整備	イ 始業及び終業の点検 ロ 機械集材装置の点検基準	
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	イ 機械集材装置の運転作業中の災害の原因と対策	2.0
	(2) 労働安全衛生法令のうち機械集材装置に関する条項	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ 労働安全衛生規則	
計			5.0

機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育の実施について

標記については、平成4年9月17日付け基発第518号「機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育について」により実施方法が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

- 1 実施者について
 - (1) 林業・木材製造業労働災害防止協会から、都道府県支部単位で当該教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
 - (2) 上記以外の団体から当該教育の実施について申し出があった場合には、当分の間、当課に連絡すること。
- 2 修了証の交付等について

上記1の(1)の林業・木材製造業労働災害防止協会が行う当該教育については、同協会都道府県支部単位で修了証の交付等を行うこととしていること。

騒音障害防止のためのガイドライン

基発第546号
平成4年10月1日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

騒音障害防止のためのガイドラインの策定について

騒音障害の防止については、いまだ多くの騒音性難聴の発症を見ている状況にかんがみ、平成4年8月24日に労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成4年労働省令第24号）を公布し、騒音障害防止対策の充実を図ることとしたところである。

今般、これら労働安全衛生規則に基づく措置を含め事業者が自主的に講ずることが望ましい騒音障害防止対策を体系化し、別添のとおり「騒音障害防止のためのガイドライン」を策定した。

については、関係事業場に対し、本ガイドラインの周知、徹底を図り、騒音障害防止対策の一層の推進に遺憾なきを期されたい。

なお、関係事業者団体等に対しては、本職より別紙1から4のとおり要請を行ったので了知されたい。

おって、本通達をもって、昭和31年5月18日付け基発第308号「特殊健康診断指導指針について」のうち「4 強烈な騒音を発する場所における業務」に係る部分については、これを削除する。

1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生法令に基づく措置を含め騒音障害防止対策を講ずることにより、騒音作業に従事する労働者の騒音障害を防止することを目的とする。

2 騒音作業

本ガイドラインの対象とする騒音作業は、別表第1及び別表第2に掲げる作業場における業務をいう。

3 事業者の責務

別表第1及び別表第2に掲げる作業場を有する事業者（以下「事業者」という。）は、当該作業場について、本ガイドラインに基づき適切な措置を講ずることにより、騒音レベルの低減化等に努めるものとする。

4 計画の届出

事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条の規定に基づく計画の届出を行う場合において、当該計画が別表第1又は別表第2に掲げる作業場に係るものであるときは、届出に騒音障害防止対策の概要を示す書面又は図面を添付すること。

5 作業環境管理及び作業管理

(1) 屋内作業場

イ 作業環境測定

(イ) 事業者は、別表第1に掲げる屋内作業場及び別表第2に掲げる作業場のうち屋内作業場について、次の測定を行うこと。

- ① 作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）第4条第1号及び第2号に定める方法による等価騒音レベルの測定（以下「A測定」

という。)

② 音源に近接する場所において作業が行われる単位作業場にあつては、作業環境測定基準第4条第3号に定める方法による等価騒音レベルの測定(以下「B測定」という。)

ロ) 測定は、6月以内ごとに1回、定期に行うこと。

ただし、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合は、その都度、測定すること。

レ) 測定は、作業が定期的に行われている時間帯に、1測定点について10分間以上継続して行うこと。

ロ 作業環境測定結果の評価

事業者は、単位作業場所ごとに、次の表により、作業環境測定結果の評価を行うこと。

		B 測 定		
		85dB(A)未満	85dB(A)以上 90dB(A)未満	90dB(A)以上
A 測 定 平 均 値	85dB(A)未満	第Ⅰ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	85dB(A)以上 90dB(A)未満	第Ⅱ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	90dB(A)以上	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分

備考1 「A測定平均値」は、測定値を算術平均して求めること。

2 「A測定平均値」の算定には、80dB(A)未満の測定値は含まないこと。

3 A測定のみを実施した場合は、表中のB測定の欄は85dB(A)未満の欄を用いて評価を行うこと。

ハ 管理区分ごとの対策

事業者は、作業環境測定結果の評価結果に基づき、管理区分ごとに、それぞれ次の措置を講ずること。

(イ) 第Ⅰ管理区分の場合

第Ⅰ管理区分に区分された場所については、当該場所における作業環境の継続的維持に努めること。

(ロ) 第Ⅱ管理区分の場合

① 第Ⅱ管理区分に区分された場所については、当該場所を標識によって明示する等の措置を講ずること。

② 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第Ⅰ管理区分となるよう努めること。

③ 騒音作業に従事する労働者に対し、必要に応じ、防音保護具を使用させること。

(レ) 第Ⅲ管理区分の場合

① 第Ⅲ管理区分に区分された場所については、当該場所を標識によって明示する等の措置を講ずること。

② 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第Ⅰ管理区分又は第Ⅱ管理区分となるようにすること。

なお、作業環境を改善するための措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該場所について作業環境測定を行い、その結果の評価を行うこと。

③ 騒音作業に従事する労働者に防音保護具を使用させるとともに、防音保護具の使用について、作業中の労働者の見やすい場所に掲示すること。

ニ 測定結果等の記録

事業者は、作業環境測定を実施し、測定結果の評価を行ったときは、その都度、次の事項を記録して、これを3年間保存すること。

- ① 測定日時
- ② 測定方法
- ③ 測定箇所
- ④ 測定条件

- ⑤ 測定結果
- ⑥ 評価日時
- ⑦ 評価箇所
- ⑧ 評価結果
- ⑨ 測定及び評価を実施した者の氏名
- ⑩ 測定及び評価の結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要

(2) 屋内作業場以外の作業場

イ 測定

(イ) 事業者は、別表第2に掲げる作業場のうち屋内作業場以外の作業場については、音源に近接する場所において作業が行われている時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において等価騒音レベルの測定を行うこと。

(ロ) 測定は、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合に、その都度行うこと。

ロ 測定結果に基づく措置

事業者は、測定結果に基づき、次の措置を講ずること。

(イ) 85 dB(A)以上90 dB(A)未満の場合

騒音作業に従事する労働者に対し、必要に応じ、防音保護具を使用させること。

(ロ) 90 dB(A)以上の場合

騒音作業に従事する労働者に防音保護具を使用させるとともに、防音保護具の使用について、作業中の労働者の見やすい場所に掲示すること。

6 健康管理

(1) 健康診断

イ 雇入時等健康診断

事業者は、騒音作業に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際に、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

- ① 既往歴の調査
- ② 業務歴の調査
- ③ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ④ オージオメータによる250,500,1,000,2,000,4,000,8,000ヘルツにおける聴力の検査
- ⑤ その他医師が必要と認める検査

ロ 定期健康診断

事業者は、騒音作業に常時従事する労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

- ① 既往歴の調査
- ② 業務歴の調査
- ③ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ④ オージオメータによる1,000ヘルツ及び4,000ヘルツにおける選別聴力検査

事業者は、上記の健康診断の結果、医師が必要と認める者については、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

- ① オージオメータによる250,500,1,000,2,000,4,000,8,000ヘルツにおける聴力の検査
- ② その他医師が必要と認める検査

(2) 健康診断結果に基づく事後措置

事業者は、健康診断の結果に応じて、次に掲げる措置を講ずること。

イ 前駆期の症状が認められる者及び軽度の聴力低下が認められる者に対しては、屋内作業場にあつては第Ⅱ管理区分に区分された場所、屋内作業場以外の作業場にあつては等価騒音レベルで85 dB(A)以上90 dB(A)未満の作業場においても防音保護具の使用を励行させるほか、必要な措置を講ずること。

ロ 中等度以上の聴力低下が認められ、聴力低下が進行するおそれがある者に対しては、防音保護具使用の励行のほか、騒音作業に従事する時間の短縮等必要な措置を講ずること。

(3) 健康診断結果の記録と報告

事業者は、雇入時等又は定期の健康診断を実施したときは、その結果を記録し、5年間保存すること。

また、定期健康診断については、実施後遅滞なく、その結果を所轄労働基準監督署長に報告すること。

7 労働衛生教育

事業者は、常時騒音作業に労働者を従事させようとするときは、当該労働者に対し、次の科目について労働衛生教育を行うこと。

- ① 騒音の人体に及ぼす影響
- ② 適正な作業環境の確保と維持管理
- ③ 防音保護具の使用の方法
- ④ 改善事例及び関係法令

(別表第1)

- (1) 鋸^{のこ}打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行う屋内作業場
- (2) ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務(液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。)を行う屋内作業場
- (3) 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行う屋内作業場
- (4) タンブラーによる金属製品の研磨又は砂落しの業務を行う屋内作業場
- (5) 動力によりチェーン等を用いてドラムかんを洗浄する業務を行う屋内作業場
- (6) ドラムパーカーにより、木材を削皮する業務を行う屋内作業場
- (7) チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場
- (8) 多筒抄紙機により紙をすく業務を行う屋内作業場

(別表第2)

- (1) インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務を行う作業場
- (2) ショットブラストにより金属の研磨の業務を行う作業場
- (3) 携帯用研削盤、ベルトグラインダー、チップングハンマー等を用いて金属の表面の研削又は研磨の業務を行う作業場
- (4) 動力プレス(油圧プレス及びプレスブレーキを除く。)により、鋼板の曲げ、絞り、せん断等の業務を行う作業場
- (5) シャーにより、鋼板を連続的に切断する業務を行う作業場
- (6) 動力により鋼線を切断し、くぎ、ボルト等の連続的な製造の業務を行う作業場
- (7) 金属を熔融し、鋳鉄製品、合金製品等の成型の業務を行う作業場
- (8) 高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断の業務を行う作業場
- (9) 鋼材、金属製品等のロール搬送等の業務を行う作業場

- 00 乾燥したガラス原料を振動フィーダーで搬送する業務を行う作業場
- 01 鋼管をスキッド上で検査する業務を行う作業場
- 02 動力巻取機により、鋼板、線材を巻き取る業務を行う作業場
- 03 ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務を行う作業場
- 04 圧縮空気をを用いて溶融金属を吹き付ける業務を行う作業場
- 05 ガスパナーにより金属表面のキズを取る業務を行う作業場
- 06 丸のこ盤を用いて金属を切断する業務を行う作業場
- 07 内燃機関の製造工場又は修理工場、内燃機関の試運転の業務を行う作業場
- 08 動力により駆動する回転砥石を用いて、のこ歯を目立てする業務を行う作業場
- 09 衝撃式造形機を用いて砂型を造形する業務を行う作業場
- 20 コンクリートパネル等を製造する工程において、テーブルバイブレータにより締め固めの業務を行う作業場
- 21 振動式型ばらし機を用いて砂型より鋳物を取り出す業務を行う作業場
- 22 動力によりガスをはく離する業務を行う作業場
- 23 びん、ブリキかん等の製造、充てん、冷却、ラベル表示、洗浄等の業務を行う作業場
- 24 射出成型機を用いてプラスチックの押出し、切断の業務を行う作業場
- 25 プラスチック原料等を動力により混合する業務を行う作業場
- 26 みそ製造工程において動力機械により大豆の選別の業務を行う作業場
- 27 ロール機を用いてゴムを練る業務を行う作業場
- 28 ゴムホースを製造する工程において、ホース内の内紙を編上機により編み上げる業務を行う作業場
- 29 織機を用いてガラス繊維等原糸を織布する業務を行う作業場
- 30 ダブルツイスター等高速回転の機械を用いて、ねん糸又は加工糸の製造の業務を行う作業場
- 31 カップ成型機により、紙カップを成型する業務を行う作業場
- 32 モノタイプ、キャスター等を用いて、活字の鋳造の業務を行う作業場
- 33 コルゲータマシンによりダンボール製造の業務を行う作業場
- 34 動力により、原紙、ダンボール紙等の連続的な折り曲げ又は切断の業務を行う作業場
- 35 高速輪転機により印刷の業務を行う作業場
- 36 高圧水により鋼管の検査の業務を行う作業場
- 37 高圧リムーバを用いてICパッケージのバリ取りの業務を行う作業場
- 38 圧縮空気を吹き付けることにより、物の選別、取出し、はく離、乾燥等の業務を行う作業場
- 39 乾燥設備を使用する業務を行う作業場
- 40 電気炉、ボイラー又はエアコンプレッサーの運転業務を行う作業場
- 41 ディーゼルエンジンにより発電の業務を行う作業場
- 42 多数の機械を集中して使用することにより製造、加工又は搬送の業務を行う作業場
- 43 岩石又は鉱物を動力により破砕し、又は粉砕する業務を行う作業場
- 44 振動式スクリーンを用いて、土石をふるい分ける業務を行う作業場
- 45 裁断機により石材を裁断する業務を行う作業場
- 46 車両系建設機械を用いて掘削又は積込みの業務を行う坑内の作業場
- 47 さく岩機、コーキングハンマ、スケーリングハンマ、コンクリートブローカ等圧縮空気により駆動される手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場
- 48 コンクリートカッターを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務を行う作業場
- 49 チェーンソー又は刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務を行う作業場
- 50 丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場
- 51 水圧パーカー又はヘッドパーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場
- 52 空港の駐機場所において、航空機への指示誘導、給油、荷物の積込み等の業務を行う作業場

騒音障害防止のためのガイドラインの解説

本解説は、「騒音障害防止のためのガイドライン」の趣旨、運用上の留意点、内容の説明を記したものである。

「1 目的」について

騒音性難聴は長期的には減少傾向にあるが、現在においても多くの発生をみしており、看過できない状況にある。

また、近年、国際労働機関（ILO）、国際標準化機構（ISO）等の国際機関や欧米諸国において、新たに等価騒音レベルを用いた騒音ばく露の許容基準が提案されている。

こうした動向を踏まえ、従来からの騒音障害防止対策を見直し、今後、騒音レベルの測定、測定結果の評価に基づく騒音対策、健康管理、労働衛生教育からなる「騒音障害防止のためのガイドライン」を定めたものである。

「2 騒音作業」について

別表第1は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第588条及び第590条の規定に基づき、6月以内ごとに1回、定期的に、等価騒音レベルを測定することが義務付けられている屋内作業場を掲げたものであり、別表第2は、各種の測定結果から等価騒音レベルで85 dB(A)以上になる可能性が大きい作業場を掲げたものである。

なお、これらに掲げられていない作業場であっても、騒音レベルが高いと思われる場合には、本ガイドラインと同様な騒音障害防止対策を講ずることが望ましい。

「3 事業者の責務」について

本ガイドラインは、標準的かつ必要最少限と考えられる対策を体系的にとりまとめたものである。したがって、事業者は、これをもとに騒音作業の実態に応じた騒音発生源対策、伝ば経路対策等を講ずる必要がある。

また、本ガイドラインを適正に運用するためには、労働衛生管理体制の整備と各級管理者の活動が基本となるが、騒音作業に従事する労働者がその趣旨を理解し、対策の遵守、協力に努めることも極めて重要であることから、適切な労働衛生教育を実施することが不可欠である。さらに、機械設備等製造業者が、騒音発生源となる機械設備等について、設計、製造段階からの低騒音化対策に努めることが必要である。

「5 作業環境管理及び作業管理」について

(1) 等価騒音レベル

等価騒音レベルについては、日本工業規格（JIS）のZ 8731（1983）において「騒音レベルが時間とともに変化する場合、測定時間内でこれと等しい平均二乗音圧を与える連続定常音の騒音レベル。単位はデシベル、単位記号はdB(A)」と定義されており、次の式で表される。

$$L_{Aeq,T} = 10 \log_{10} \left(\frac{1}{t_2 - t_1} \int_{t_1}^{t_2} \frac{P_A^2(t)}{P_0^2} dt \right)$$

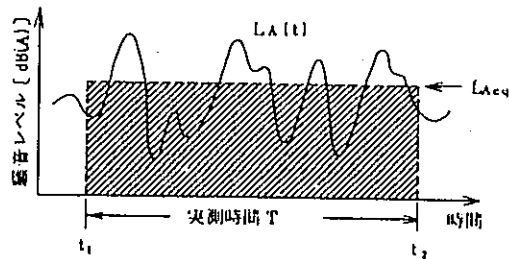
T : 時刻 t_1 に始まり時刻 t_2 に終わる実測時間

$P_A(t)$: A特性音圧

P_0 : 基準音圧（20 μ P₀）

等価騒音レベルの物理的意味は、図1に示すように、時間とともに変動する騒音（ $L_A(t)$ ）がある場合、そのレベルを、ある時間（ $T = t_2 - t_1$ ）の範囲内でこれと等しいエネルギーをもつ定常騒音の騒音レベルで表現するということである。等価騒音レベルは、変動騒音に対する人間の生理・心理的反応とよく対応することが多くの研究で明らかにされており、一般環境や作業環境における騒音の大きさを表す代表値として、近年、国際的に広く用いられるようになり、ILO、ISO等の許容基準にも取り入れられている。

図1 等価騒音レベルの意味



(2) 作業環境測定

イ 等価騒音レベルの測定については、特に測定の実施者を定めていないが、測定結果が対策の基本になることから、適正な測定を行う必要がある。このため、測定は、作業環境測定士や衛生管理者など事業場における労働衛生管理の実務に直接携わる者に実施させるか、又は作業環境測定機関に委託して実施することが望ましい。

ロ 作業環境測定は、作業環境の評価が第Ⅰ管理区分となる場合であっても、作業環境の評価を継続的に行うため、6月以内ごとに1回、定期に行う必要がある。

ハ A測定は、単位作業場所の平均的な作業環境を調べるのが目的であるので、作業が定常的に行われている時間に行う必要がある。また、時間の経過に伴う作業環境の状態の変化も同時に調べるために、測定点ごとに測定時刻をずらして行うのが望ましい。

しかし、単位作業場によっては、平均的な作業環境状態からは予測しにくい大きい騒音にさらされる危険がある。B測定は、このような場合を想定し、音源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所においては、その作業が行われる時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置における等価騒音レベルを測定するものである。

ニ 等価騒音レベルは、積分型騒音計を用いれば直接求めることができるが、普通騒音計を用いて、実測時間全体にわたって一定時間間隔Δtごとに騒

音レベルを測定し、その結果から次式により求めることもできる。

$$L_{Aeq,T} = 10 \log_{10} \left(\frac{1}{n} (10^{L_{A1}/10} + 10^{L_{A2}/10} + \dots + 10^{L_{An}/10}) \right)$$

$L_{A1}, L_{A2}, L_{A3}, \dots, L_{An}$: 騒音レベルの測定値

n : 測定値の総数

(3) 管理区分ごとの対策

イ 「第Ⅱ管理区分又は第Ⅲ管理区分に区分された場所を標識によって明示する等」とは、屋内作業場について、第Ⅱ管理区分又は第Ⅲ管理区分に区分された場所とそれ以外の場所を、区画物に標識を付し、又は床上に白線、黄線等を引くことにより区画することをいうが、屋内作業場の入り口等に、騒音レベルの高い屋内作業場である旨を掲示すること等の措置を講ずることとして差し支えない。

また、第Ⅱ管理区分及び第Ⅲ管理区分に区分された場所が混在する場合には、これらの場所を区別することなく、ひとつの場所として明示しても差し支えない。

ロ 施設、設備、作業工程等における騒音発生源対策及び伝ば経路対策並びに騒音作業従事者に対する受音者対策の代表的な方法は表1のとおりである。

なお、これらの対策を講ずるに当たっては、改善事例を参考にするとともに、労働衛生コンサルタント等の専門家を活用することが望ましい。

ハ 作業環境を改善するための措置を講じたときは、その確認のため、作業環境の測定及び評価を行うことが重要であるが、測定及び評価は措置を講ずる前に行った方法と同じ方法で行う。

ニ 防音保護具の使用に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- a 防音保護具は、騒音発生源対策、伝ば経路対策等による騒音の低減化が十分に行うことができない場合に、二次的に使用するものであること。
- b 防音保護具には耳栓と耳覆い(イヤーマフ)があり、耳栓は遮音性能により一種(低音から高音までを遮音するもの)と二種(主として高音を遮音するもので、会話域程度の低音を比較的通すもの)に区分されて

いること。

耳栓と耳覆いのどちらを選ぶかは、作業の性質や騒音の特性で決まるが、非常に強烈な騒音に対しては耳栓と耳覆いとの併用が有効であること。

- c 耳栓を使用する場合、人によって耳の穴の形や大きさが異なるので、その人に適したものを使用すること。
- d 防音保護具は、装着の緩みや隙間があると十分な効果が得られないので、正しく使用すること。また、作業中、緩んだ場合には、その都度装着し直すこと。
- e 騒音作業を有する作業場では、会話によるコミュニケーションが阻害される場合が多いが、防音保護具の使用はさらにこれを増大するので、適切な意思伝達手段を考える必要があること。また、非常の際の警報には音響ではなく、赤色回転灯などを用いて二次災害の防止に配置すること。
- f 第Ⅱ管理区分に区分された場所において、前駆期の症状が認められる者及び軽度の聴力低下が認められる者が作業に従事する場合には、当該労働者に防音保護具を使用させること。

表1 代表的な騒音対策の方法

分 類	方 法	具 体 例
1 騒音発生源対策	発生源の低騒音化 発生原因の除去 遮音 消音 防振 制振 運転方法の改善	低騒音型機械の採用 給油、不釣合調整、部品交換など 防音カバー、ラギング 消音器、吸音ダクト 防振ゴムの取り付け 制振材の装着 自動化、配置の変更など
2 伝ば経路対策	距離減衰 遮蔽効果 吸音 指向性	配置の変更など 遮蔽物、防音壁 建屋内部の消音処理 音源の向きの変更
3 受音者対策	遮音 作業方法の改善 耳の保護	防音監視室 作業スケジュールの調整、遠隔操作など 耳栓、耳覆い

(4) 測定結果等の記録

イ 作業環境測定を行ったときは、測定結果、評価結果等を記録して、これを3年間保存する。

なお、第Ⅱ管理区分又は第Ⅲ管理区分に区分された場所における測定結果、評価結果等の記録については、5年間保存することが望ましい。

- ロ 「測定方法」とは、測定器の種類、形式等をいう。
- ハ 「測定箇所」の記録は、測定を行った作業場の見取図に測定箇所を記入する。
- ニ 「測定条件」とは、測定時の作業の内容、稼働していた機械、設備等の名称及びその位置、測定結果に最も影響を与える音源の名称及びその位置のほか、マイクロホンの設置高さ、窓などの開閉状態等をいう。
- ホ 「測定結果」については、A 測定の測定値、その算術平均値及びB 測定の測定値を記録する。
- ヘ 「評価結果」には、第Ⅰ管理区分から第Ⅲ管理区分までの該当する区分を記録する。

(5) 屋内作業場以外の作業場における測定及び測定結果に基づく措置

イ 屋内作業場以外の作業場に係る測定については、騒音発生源が作業により移動する手持動力工具を取り扱う業務が多いことから、屋内作業場における作業環境測定基準に基づく測定を行う必要はなく、音源に近接する場所において作業を行う者の位置で測定を行えば足りるものである。

ロ 測定結果に基づく措置は、最少限のものとして防音保護具の使用及び防音保護具を使用しなければならない旨の掲示を示しているが、屋内作業場における措置と同様に、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するために必要な措置を講じ、当該作業場の騒音レベルをできる限り低減する努力を行う必要がある。

ハ 測定結果が85 dB(A)以上90 dB(A)未満の場所において、前駆期の症状が認められる者及び軽度の聴力低下が認められる者が作業に従事する場合には、当該労働者に防音保護具を使用させること。

「6 健康管理」について

(1) 健康診断の目的

職場における健康診断の一般的な目的は、職場において健康を阻害する諸因子による健康影響の早期発見及び総合的な健康状況の把握のみならず、労働者が当該作業に就業して良いか（就業の可否）、あるいは作業に引続き従事して良いか（適正配置）を判断することにある。すなわち、労働者の健康状態を経時の変化を踏まえて総合的に把握したうえで、保健指導、作業管理あるいは作業環境管理にフィードバックすることにより、労働者が常に健康な状態で働けるようにすることである。

この意味において、騒音作業に係る健康診断の具体的な目的は、以下の二つに大別できる。

- a 騒音作業従事労働者の聴力の程度、変化、耳鳴り等の症状及び騒音ばく露状況を調べ、個人の健康管理を進める資料とすること。
- b 集団としての騒音の影響を調べ、騒音管理を進める資料とすること。

(2) 健康管理の体系

健康管理の体系は、図2のとおりである。

(3) 健康診断の種類

イ 雇入時等健康診断

騒音作業に常時従事する労働者を新たに雇入れ、又は当該業務へ配置転換するとき（以下「雇入れ時等」という。）に実施する聴力検査の検査結果は、将来にわたる聴覚管理の基準として活用されることから極めて重要な意味を持つものである。

このため、雇入時等健康診断においては、定期健康診断の選別聴力検査に代えて、250ヘルツから8,000ヘルツまでの聴力の検査を行うこととしたものである。

したがって、雇入れ時等以前に、既に中耳炎後遺症、頭頸部外傷後遺症、メニエール病、耳器毒（耳に悪影響を及ぼす毒物）の使用、突発性難聴などで聴力が低下している者、あるいは過去に騒音作業に従事してすでに騒音性難聴を示している者、日常生活においてヘッドホン等による音楽鑑賞

を行うことにより聴力障害の兆候を示す者について、各周波数ごとの正確な聴力を把握することが特に重要となる。

ロ 定期健康診断

騒音作業従事労働者の聴力の経時の変化を調べ、個人及び集団としての騒音の影響をいち早く知り、聴覚管理の基礎資料とするとともに、作業環境管理及び作業管理に反映させることが重要である。

定期健康診断は6月以内ごとに1回、定期に行うことが原則であるが、労働安全衛生規則第44条又は第45条の規定に基づく定期健康診断が6月以内に行われた場合（オージオメータを使用して、1,000ヘルツ及び4,000ヘルツにおける選別聴力検査が行われた場合に限る。）には、これを本ガイドラインに基づく定期健康診断（ただし、オージオメータによる1,000ヘルツ及び4,000ヘルツにおける選別聴力検査の項目に限る。）とみなして差し支えない。

また、第1管理区分に区分された場所又は屋内作業場以外の作業場で測定結果が85dB(A)未満の場所における業務に従事する労働者については、本ガイドラインに基づく定期健康診断を省略しても差し支えない。

なお、オージオメータを使用して、1,000ヘルツ及び4,000ヘルツにおける選別聴力検査のみを行ったのでは、騒音性難聴のごく初期の段階では、所見なしと判定される可能性がある。したがって、2回の定期健康診断のうち1回は、1,000ヘルツ及び4,000ヘルツにおける閾値を検査することが望ましい。

ハ 離職時等健康診断

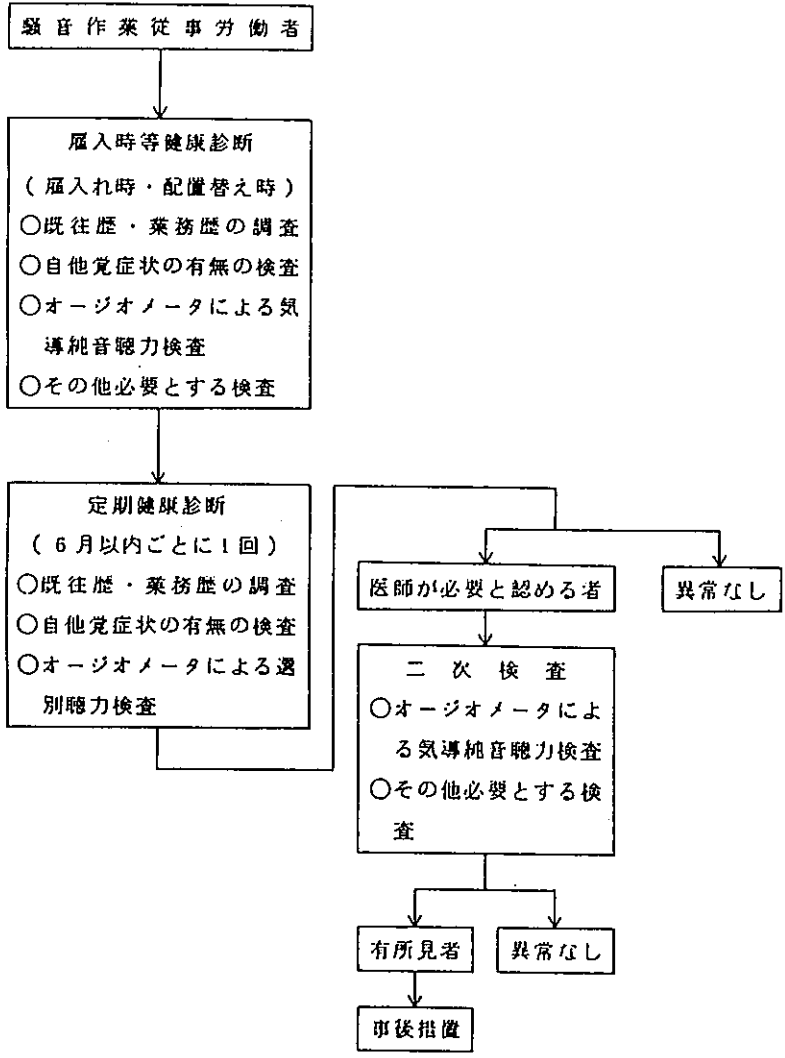
離職時又は騒音作業以外の作業への配置転換時（以下「離職時等」という。）の聴力の程度を把握するため、離職時等の前6月以内に定期健康診断を行っていない場合には、定期健康診断と同じ項目の検査を行うことが望ましい。

(4) 検査の方法

イ 既往歴・業務歴の調査及び自覚症状の有無の検査

聴力検査を実施する前に、あらかじめ騒音のばく露歴、特に現在の騒音

図2 健康管理の体系



作業の内容、騒音レベル、作業時間について調査するとともに、耳栓、耳覆いなどの保護具の使用状況も把握しておく。さらに、現在の自覚症状として、耳鳴り、難聴の有無あるいは最近の疾患などについて問視診により把握する。

○ 1,000ヘルツ及び4,000ヘルツにおける選別聴力検査
オーディオメータによる選別聴力検査は、1,000ヘルツについては30dB、4,000ヘルツについては40dBの音正の純音が聞こえるかどうかの検査を行う。

なお、検査は、検査音の聴取に影響を及ぼさない静かな場所で行う。

ハ 250、500、1,000、2,000、4,000、8,000ヘルツにおける聴力の検査

この検査は、オーディオメータによる気導純音聴力レベル測定法による。なお、250ヘルツにおける検査は省略しても差し支えない。

コンピュータ制御自動オーディオメータを使用する場合は、そのプログラム及び操作は、手動による気導純音聴力レベル測定法による成績と同じ成績が得られるようにする。

(5) 聴力検査の担当者

イ 選別聴力検査については、医師のほか、医師の指示のもとに、本検査に習熟した保健婦、看護婦等が行うことが適当である。

ロ 250、500、1,000、2,000、4,000、8,000ヘルツにおける聴力の検査については、医師のほか、医師の指示のもとに、本検査に習熟した保健婦、看護婦等が行うこと。

(6) 健康診断結果の評価

イ 雇入時等健康診断結果の評価に当たっては、まず、雇入時等健康診断の結果に基づき、騒音作業従事労働者の気導純音聴力レベルを求め、就業時の聴力として以後の健康管理上の基準とする。

ロ 評価及び健康管理上の指導は、耳科的知識を有する産業医又は耳鼻咽喉科専門医が行う。評価を行うに当たっては、異常の有無を判断し、異常がある場合には、それが作業環境の騒音によるものか否か、障害がどの程度か、障害の進行が著明であるかどうか等を判断する。

ハ 選別聴力検査の結果、所見のあった者に対して、騒音作業終了後半日以上経過した後に、250、500、1,000、2,000、4,000、8,000ヘルツにおける気導純音聴力レベルの測定を行い、得られた結果を評価する。

また、本検査を行った場合には、会話音域の聴き取り能力の程度を把握するため、次式により3分法平均聴力レベルを求めて記載しておく。

$$3 \text{分法平均聴力レベル} = (A + B + C) \times 1 / 3$$

A : 500ヘルツの聴力レベル

B : 1,000ヘルツの聴力レベル

C : 2,000ヘルツの聴力レベル

(7) 健康診断結果に基づく事後措置

健康診断結果に基づく事後措置は、聴力検査の結果から表2に示す措置を講ずることを基本とするが、この際、耳科的既往歴、騒音業務歴、現在の騒音作業の内容、防音保護具の使用状況、自覚症状などを参考にするとともに、さらに生理的加齢変化、すなわち老人性難聴の影響を考慮する必要がある。

表2 聴力レベルに基づく管理区分

聴力レベル		区 分	措 置
高音域	会話音域		
30dB未満	30dB未満	健常者	一般的聴覚管理
30dB以上	30dB以上	要観察者 (前駆期の症状が認められる者)	第Ⅱ管理区分に区分された場所等においても防音保護具の使用の励行、その他必要な措置を講ずる。
50dB未満		要観察者 (軽度の聴力低下が認められる者)	
50dB以上	40dB以上	要管理者 (中等度以上の聴力低下が認められる者)	

備考1 高音域の聴力レベルは、4,000ヘルツについての聴力レベルによる。

2 会話音域の聴力レベルは、3分法平均聴力レベルによる。

(8) 健康診断結果の報告

健康診断の結果報告については、平成2年12月18日付け基発第748号「じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」の別紙に示す「指導動奨による特殊健康診断結果報告書」を用いて報告を行うこと。

「7 労働衛生教育」について

労働衛生教育の実施は、騒音についての最新の知識並びに教育技法についての知識及び経験を有する者を講師として、ガイドラインに示された科目ごとに、表3に掲げる範囲及び時間で実施する。

表3 騒音作業従事労働者労働衛生教育

科 目	範 囲	時 間
1 騒音の人体に及ぼす影響	(1) 影響の種類 (2) 聴力障害	60分
2 適正な作業環境の確保と維持管理	(1) 騒音の測定と作業環境の評価 (2) 騒音発生源対策 (3) 騒音伝ば経路対策	50分
3 防音保護具の使用の方法	(1) 防音保護具の種類及び性能 (2) 防音保護具の使用方法及び管理	30分
4 改善事例及び関係法令	(1) 改善事例 (2) 騒音作業に係る労働衛生関係法令	40分

(計3時間)

基 発 第 6 1 7 号
平成 4 年 1 1 月 2 0 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

健康保持増進対策推進のためのスタッフ
に対する実務向上研修について

健康保持増進対策推進のためのスタッフの資質及び実務能力の向上については、労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づく「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日）において、事業者は、健康保持増進対策推進のためのスタッフに対して、養成のための研修の外、それぞれの専門分野に適した資質向上のための研修に参加させるよう努めることが望ましいとしているところである。

また、平成3年1月21日付け基発第39号「安全衛生教育の推進について」における「安全衛生教育推進要綱」により、安全衛生専門家である健康保持増進対策推進のためのスタッフに対しては、実務向上研修として、研修の実施時期、内容等が定められているところである。

今般、健康保持増進対策推進のためのスタッフに対する実務向上研修については、「安全衛生教育推進要綱」によるほか、下記によることとしたので、事業者、関係者等に対して周知されたい。

記

1 実務向上研修の対象者は、次に掲げる人材養成研修のいずれかを修了した健康保持増進対策推進のためのスタッフとする。

(1) 健康測定研修

- (2) ヘルスケア・トレーナー養成研修
- (3) ヘルスケア・リーダー養成研修
- (4) 心理相談員養成研修
- (5) 産業栄養指導者養成研修
- (6) 産業保健指導者等養成研修

2 研修の講習科目は、社会経済情勢の変化、技術革新の進展、職場環境の変化等に対応した健康確保総論、労働衛生行政、健康測定、運動の基礎科学、健康指導及び研究討議とする。

各講習科目の研修時間、内容等は別途定めるものとする。

事 務 連 絡

平成4年11月20日

別添1

講習科目及び研修時間一覧（単位＝時間）

都道府県労働基準局
労働衛生主務課長 殿

労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長

健康保持増進対策推進のためのスタッフ
に対する実務向上研修の実施について

標記については、平成4年11月20日付け基発第617号「健康保持増進対策推進のためのスタッフに対する実務向上研修について」により、講習科目等が示されたところであるが、講習科目毎の研修時間は、別添1「講習科目及び研修時間一覧」とし、その研修の具体的内容については、別添2「実務向上研修の具体的内容」のとおりとするので了知されたい。

	健康測定 実務向上研修	ヘルスケア トレーナー 実務向上研修	ヘルスケア リーダー 実務向上研修	心理 相談員 実務向上研修	産業栄養 指導者 実務向上研修	産業保健 指導者等 実務向上研修
健康確保総論	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5
労働衛生行政	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
健康測定	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5
運動の基礎科学	1.0	1.0	1.0			
健康指導	運動指導		3.5	1.0		
	心理指導			2.0		
	栄養指導				2.0	
	健康教育					2.0
研究討議	2.5	5.0	2.5	2.5	2.5	2.5
総時間数	6.0	12.0	6.0	6.0	6.0	6.0

別添 2

実務向上研修の具体的内容

1 健康確保総論

企業における健康づくりの好事例を紹介しながら、健康づくりをめぐる最新動向、企業内における健康づくリストaffの役割等を講義する。

2 労働衛生行政

労働衛生の現状、職業性疾病の動向、労働安全衛生関係法令の改正内容等について講義する。

3 健康測定

運動負荷テストにおける最新の機器、新たな検査手法等最新の医療機器を使った健康測定の手法について講義する。

4 運動の基礎科学

医学の進展に伴う運動生理の新たな知見、具体的には、糖尿病と運動、高血圧症と運動、肥満と運動等を講義する。

5 健康指導

最新の医学、科学等の進展に伴う運動指導、心理指導、栄養指導、又は健康教育に関する現状を講義する。

6 研究討議

数例の健康測定データを基に、模擬健康指導を講師が行い、その事例について、各健康づくリストaffがそれぞれの立場でどのような健康指導を実施すればよいか、適当な人数でグループ討議を行い、その討議結果を発表させ、講師が評価を行う。

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

車両系荷役運搬機械等作業指揮者
に対する安全教育について

安全衛生教育の推進については、平成3年1月21日付け基発第39号「安全衛生教育の推進について」及び平成3年1月21日付け基安発第2号「安全衛生教育推進要綱の運用について」によりその推進を図っているところである。

このうち、標記の教育については、従前より実施されてきたところであるが、今般、これらの通達に基づき、新たに標記の教育に係る実施要領を別添のとおり定めたので、当該教育を行う事業者又は安全衛生団体等に対して、本実施要領に基づいて標記教育を実施するよう指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

なお、本通達をもって昭和53年9月18日付け基発第515号は廃止する。

別添

車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育実施要領

1 目的

労働安全衛生規則第151条の2に規定する車両系荷役運搬機械等（以下「車両系荷役運搬機械等」という。）を用いた荷役運搬作業の安全を確保するため、この作業を直接指揮する者等に対し、当該職務の遂行に必要な知識等を付与する。

2 対象者

車両系荷役運搬機械等を用いた作業を直接指揮・監督する者であって、新たに選任される者及び選任されて間もない者とする。こと。

3 実施者

車両系荷役運搬機械等を用いた作業を行う事業者又は当該教育を行う安全衛生団体等とする。こと。

4 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙の「車両系荷役運搬機械等作業指揮者に対する安全教育カリキュラム」による。こと。
- (2) 教材としては、「作業指揮者必携（車両系荷役運搬機械等）」（陸上貨物運送事業労働災害防止協会発行）が適当と認められる。こと。
- (3) 安全衛生団体等が行うものにあつては、1回の教育対象人員はおおむね100人以内とする。こと。
- (4) 安全衛生団体等が実施する場合の講師については、労働安全コンサルタント若しくは陸上貨物運送事業労働災害防止協会に所属する安全管理士又は別紙の教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を充てる。こと。

5 修了の証明等

- (1) 事業者は、当該教育を実施した結果について、その旨記録し、保管する。こと。
- (2) 安全衛生団体等が事業者に代わつて当該教育を実施した場合は、修了者に対して、その修了を証する書面を交付する等の方法により所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管する。こと。

別紙

車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育カリキュラム

科目	範囲	時間
1 作業指揮者の職務等	(1) 荷役運搬作業に関する知識 (2) 作業指揮者の選任及び職務 (3) 作業指揮者の心構え (4) 作業計画	1.5
2 車両系荷役運搬機械等による作業	(1) 車両系荷役運搬機械等の種類とその特性 (2) 車両系荷役運搬機械等による作業 (3) 荷役運搬のための器具、用具 (4) 作業者の適正配置 (5) 服装及び保護具の確認 (6) 力学に関する知識	3.5
3 災害事例等	(1) 異常時の措置 (2) 災害事例	1.0
4 関係法令	労働安全衛生法令等の関係条項	1.0
計		7.0

写

基発第659号
平成4年12月21日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

ストラドルキャリアー運転業務従事者
安全衛生教育（定期又は随時）について

安全衛生教育の推進については、平成3年1月21日付け基発第39号「安全衛生教育の推進について」及び平成3年1月21日付け基安発第2号「安全衛生教育推進要綱の運用について」によりその推進を図っているところである。

今般、これらの通達に基づく「就業制限業務又は特別教育を必要とする危険有害業務に準ずる危険有害業務に従事する者に対する危険有害業務従事者教育」のうち、標記の教育に係るものの実施要領を新たに別添のとおり定めたので、当該教育を行う事業者又は安全衛生団体等に対して、本実施要領に基づいて当該教育が適切に実施されるよう指導援助に努めるとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

別添

ストラドルキャリアー運転業務従事者
安全衛生教育（定期又は随時）実施要領

1 目的

ストラドルキャリアー運転業務に従事する者等に対し、当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した安全な業務の遂行に必要な知識を付与することにより、ストラドルキャリアーを用いた荷役運搬作業の一層の安全を確保する。

2 対象者

ストラドルキャリアー運転業務に従事する者等とすること。

3 実施者

ストラドルキャリアーを用いた作業を行う事業者又は事業者に代わって当該教育を行う安全衛生団体等とすること。

4 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別紙の「ストラドルキャリアー運転業務従事者安全衛生教育（定期又は随時）カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「ストラドルキャリアー運転業務従事者安全衛生教育（定期又は随時）テキスト」（港湾貨物運送事業労働災害防止協会発行）が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が実施する安全衛生教育に関しては、港湾貨物運送事業労働災害防止協会が実施しているストラドルキャリアー運転業務従事者安全衛生教育講師養成講座を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること。
- (4) 1回の教育対象人員はおおむね100人以内とすること。

5 修了の証明等

- (1) 事業者は、当該教育を実施した結果について、その旨を記録し、保管すること。
- (2) 安全衛生団体等が事業者に代わって当該教育を実施した場合は、修了者に対して、その修了を証する書面を交付する等の方法により所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別紙

ストラドルキャリアー運転業務従事者安全
衛生教育（定期又は随時）カリキュラム

科 目	範 囲	時間
1 最近のストラドルキャリアーに関する知識	(1) 最近のストラドルキャリアーの機能と特徴 (2) 走行装置に関する知識 (3) 荷役装置に関する知識	1
2 ストラドルキャリアーの取扱いと点検	(1) 作業計画 (2) 荷役運搬作業 (3) 点検及び整備	1
3 災害事例研究	(1) ストラドルキャリアーの災害の現状 (2) 災害の発生原因と問題点の究明 (3) 防止対策の樹立	3
4 関係法令	労働安全衛生法令等の関係条項	1
計		6

写

基 発 第 3 5 号
平成 5 年 1 月 2 0 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労働災害再発防止講習規程について

労働災害防止業務従事者及び就業制限業務従事者に対する労働災害再発防止講習については、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 4 年労働省令第 2 4 号）により、講習科目、受講手続等が規定されたところであるが、さらにこれに基づき、講習科目の範囲、講習時間その他の事項を定めた労働災害防止業務従事者再発防止講習規程（平成 4 年労働省告示第 8 0 号）、クレーン運転士等労働災害再発防止講習規程（平成 4 年労働省告示第 8 1 号）、車両系建設機械運転業務従事者労働災害再発防止講習規程（平成 4 年労働省告示第 8 2 号）及び玉掛業務従事者労働災害再発防止講習規程（平成 4 年労働省告示第 8 3 号）が制定された。

ついては、これらの規程の趣旨を十分理解し、労働災害防止対策の重要性の認識を深め、労働災害の再発防止を徹底するよう関係者への周知を図るとともに、特に下記の事項に留意して、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 労働災害再発防止講習（以下「講習」という。）の実施方法

(1) 教材としては、次のものが適当であること。

イ 労働災害防止業務従事者に対する講習

労働安全衛生法（以下「法」という。）第 1 9 条の 2 に規定する能力向上教育において使用される教材（当該労働災害防止業務従事者の名称に対応したものに限る。）又は別途定めるもの。

ロ 就業制限業務従事者に対する講習

法第 6 0 条の 2 に規定する安全衛生教育において使用される教材（当該就

業制限業務従事者の業務に対応したものに限る。）又は別途定めるもの。

(2) 講習の科目のうち、「労働災害の事例及びその防止対策」における労働災害の事例研究は、受講者の体験発表を包含したものとすること。

(3) 講習の講師には講習科目について学識経験を有する者を充てること。

また、労働安全コンサルタント及び労働災害防止協会に所属する安全管理士も講師として差し支えないものであること。

(4) 講習の実施に当たっては、法第 1 9 条の 2 に規定する能力向上教育又は法第 6 0 条の 2 に規定する安全衛生教育と併せて実施しても差し支えないこと。

2 講習の実施時期

講習は、原則として受講指示を行った日から 6 ヶ月以内に行うこと。

また、講習を複数回に分けて実施しても差し支えないこと。

3 講習の特例

受講指示を行った日の前 2 年以内に当該講習と同等の能力向上教育等を受講した者については、次に定めるところにより講習を短縮して実施することができること。

また、受講指示を行った日の後 1 年以内に 1 (4) の能力向上教育等と併せて講習を受講する者についても同様であること。

(1) 法第 6 0 条の 2 に規定するクレーン運転士安全衛生教育を受講した者については、クレーン運転士等に対する講習の講習科目中の「安全衛生関係法令」及び「労働災害の事例及びその防止対策」について、それぞれ 1 時間行い、その他の講習科目は省略して差し支えないこと。

(2) 法第 6 0 条の 2 に規定する移動式クレーン運転士安全衛生教育を受講した者については、移動式クレーン運転士等に対する講習の講習科目中の「安全衛生関係法令」及び「労働災害の事例及びその防止対策」について、それぞれ 1 時間行い、その他の講習科目は省略して差し支えないこと。

(3) 法第 6 0 条の 2 に規定する車両系建設機械運転業務従事者安全衛生教育を受講した者については、車両系建設機械運転業務従事者労働災害再発防止講習科目中の「安全衛生関係法令」及び「労働災害の事例及びその防止対策」について、それぞれ 1 時間行い、その他の講習科目は省略して差し支えないこと。

4 その他

講習の実施者は、当該講習修了後すみやかに受講の指示を行った都道府県労働基準局長に対して、講習修了者の名簿を提出すること。

写

事務連絡
平成5年1月20日

都道府県労働基準局
安全主務課長 殿

労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

労働災害再発防止講習規程の運用について

標記の規程の適用については、平成5年1月20日付け基発第35号（以下「35号通達」という。）により通達されたところであるが、労働災害再発防止講習（以下「講習」という。）の具体的な運用については、下記によることとしたので了知するとともに遺憾のないようにされたい。

記

1 35号通達記1(1)に示す教材には、次のものがあること。

講習の種類等	教材
労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習規程第3条の統括安全衛生責任者等に対する講習	統括安全衛生管理のすすめ方（仮称） （建設業労働災害防止協会編）
クレーン運転士等労働災害再発防止講習規程第1条のクレーン運転士等に対する講習	クレーン運転の安全（安全衛生教育用） （社）日本クレーン協会編 床上海操作式クレーンの運転（技能講習用） （社）日本クレーン協会編
クレーン運転士等労働災害再発防止講習規程第2条の移動式クレーン運転士等に対する講習	移動式クレーン運転の安全（安全衛生教育用）（社）日本クレーン協会編 小型移動式クレーンの運転（技能講習用）（社）日本クレーン協会編
車両系建設機械運転業務従事者に対する講習	車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転業務の安全（仮称） （建設業労働災害防止協会編）
玉掛け業務従事者に対する講習	玉掛け作業の安全（仮称） （社）日本クレーン協会編

- 35号通達記2に示す講習の実施時期について、指定講習機関において6ヵ月以内に講習の開催が予定されていない場合には、とりあえず講習科目のうち「安全衛生関係法令」、「労働災害の事例及びその防止対策」についての講習を早期に行い、この後残りの科目を行う方法によること。
- 労働災害防止業務従事者に対する講習の費用については、事業者が負担するものであること。また、就業制限業務従事者に対する講習においても労働安全衛生法第20条から第25条の事業者の措置義務に係る違反事案については、事業者が負担するものであること。

写

基 発 第 3 6 号

平成 5 年 1 月 2 0 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労働災害再発防止講習機関の指定について

労働災害防止業務従事者及び就業制限業務従事者に対する労働災害再発防止講習については、労働安全衛生法第99条の2及び第99条の3に基づき、都道府県労働基準局長の指定する者が行うこととされているが、今般別添のとおり労働災害再発防止講習機関指定要領を定めたので、その適正な指定と当該講習の適切な実施に配慮されたい。

別添

労働災害再発防止講習機関指定要領

1 指定の申請

労働災害再発防止講習機関の指定を受けようとする者は、(1)の労働災害再発防止講習（以下「講習」という。）の区分及び種類ごとに、労働災害再発防止講習機関指定申請書（様式第1号）に、(2)及び(3)の書類を添えて、講習を行おうとする場所を管轄する都道府県労働基準局長（以下「所轄都道府県労働基準局長」という。）に提出するものとする。

(1) 講習の区分及び種類

講習の区分	講習の種類
労働災害防止業務従事者に対する講習	(イ) 総括安全衛生管理者等に対する講習 (ロ) 安全管理者等に対する講習 (ハ) 統括安全衛生責任者等に対する講習
就業制限業務従事者に対する講習	(イ) クレーン運転士等に対する講習 (ロ) 移動式クレーン運転士等に対する講習 (ハ) 車両系建設機械運転業務従事者に対する講習 (ニ) 玉掛業務従事者に対する講習

(2) 次の事項を記載した書面

- イ 講習を直接管理する者（以下「実施管理者」という。）の氏名及び略歴
- ロ 講師の氏名、略歴及び担当する科目
- ハ 講習に用いる設備、施設等の種類及びその所有又は借入の別
- ニ 講習以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要

(3) 業務規程（講習の業務に関し、次の事項を定めたものをいう。以下同じ。）

- イ 講師の選任及び解任に関する事項
- ロ 講習の科目、時間及び方法に関する事項

- ハ 講習の受講料及びその収納方法に関する事項
- ニ 講習修了証の発行手続き（再交付又は交換の場合を含む。）に関する事項
- ホ 講習に関する書類及び帳簿の保存に関する事項
- ヘ 前各号に掲げるもののほか、講習の業務に関し必要な事項

2 指定の基準等

- (1) 所轄都道府県労働基準局長は、1の申請が次の基準に適合していると認めるときは、指定するものとする。
- イ 中央労働災害防止協会、労働災害防止協会、民法第34条の規定により設立された法人その他これらに準ずる法人であること。
 - ロ 実施管理者が置かれること。
 - ハ 講師の数が講習を行うために必要な数以上であること。
 - ニ 講習に必要な設備、施設等があること。
 - ホ 講習以外の業務を行っているときは、当該業務を行うことにより講習の適正を欠くおそれのないものであること。
 - ヘ 指定することによって、講習の的確かつ円滑な実施を阻害することとならないものであること。
- (2) 次のいずれかに該当する者は、指定を受けることができないものとする。
- イ 労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ロ 7により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者
 - ハ 法人で、その業務を行う役員のうちイに該当する者があるもの

3 指定書の交付

所轄都道府県労働基準局長は、指定を行った場合には、労働災害再発防止講習機関指定書（様式第2号）を交付するものとする。

4 業務規程の変更

実施者は、業務規程を変更したときは、業務規程変更報告書（様式第3

号）を所轄都道府県労働基準局長に提出するものとする。

5 帳簿の作成と保存

実施者は、講習を行ったときは、講習修了者の氏名、生年月日、住所、修了年月日、修了証番号を記載した帳簿を備え、業務の廃止に至るまで保存するものとする。

6 廃止届

実施者は、講習の業務の廃止をしたときは、5の帳簿の写しを添えて、その旨を所轄都道府県労働基準局長に報告しなければならない。

7 指定の取消し

- (1) 所轄都道府県労働基準局長は、実施者が2(2)のイ又はハに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。
- (2) 所轄都道府県労働基準局長は、実施者が2の(1)の基準に適合しなくなったと認められるとき又は講習に関し不正の行為があったときは、その指定を取り消すことができる。

様式第1号

労働災害再発防止講習機関指定申請書

申請者の名称		講習の区分及び種類	イ 労働災害防止業務従事者講習
申請者の住所			()
講習を行う予定場所			ロ 就業制限業務従事者講習
受講料			()

年 月 日

申請者職氏名 ㊦

労働基準局長 殿

(備考)

講習の区分及び種類の欄は、該当項目を○で囲み、()内には、例えばイの場合には、統括安全衛生責任者等に対する講習、ロの場合には、移動式クレーン運転士等に対する講習と具体的な講習の種類を記入すること。

様式第2号

基収第 号
年 月 日

殿

労働基準局長

労働災害再発防止講習機関指定書

年 月 日付け基収第 号により申請のあった件について下記により労働災害再発防止講習機関として指定する。

記

- 1 講習の区分
- 2 講習の種類

様式第3号

業務規程変更報告書

講習の実施者	
所在地	
変更の内容	
変更の理由	

年 月 日

申請者職氏名 ㊦

労働基準局長 殿

写

基発第388号
平成5年8月11日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び
掘削用）運転業務従事者安全衛生教育について

危険有害業務に従事する者に対する安全衛生教育については、労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」（安全衛生教育指針第1号。以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第247号「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について」（以下「247号通達」という。）により推進しているところであるが、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者に対する当該教育については、247号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は事業者の委託を受けて実施する安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

なお、本通達をもって、昭和61年2月7日付け基発第58号「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習の修了者に対する技能向上教育については廃止する。

記

1 教育カリキュラム等

- (1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は別添「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務の安全」（建設業労働災害防止協会発行）が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が実施する安全衛生教育に関しては、建設業労働災害防止協会若しくは社団法人全国指定教育機関協会が実施している「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育講師養成研修」を修了した

者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること。

また、労働安全コンサルタントも講師として適切であること。

なお、事業者が実施する教育についても「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育講師養成研修」を修了した者を講師に充てることが望ましいこと。

(4) 一回の教育対象人員はおおむね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が安全衛生教育を実施した場合には、修了者に対して「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

事務連絡
平成5年6月11日

別添

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育カリキュラム

都道府県労働基準局
安全主務課長 殿

労働省労働基準局
安全衛生部 安全課長

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育の実施について

標記については、平成5年6月11日付け基発第366号「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育について」により実施方法が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 対象者について

昭和59年10月9日付け基発第544号「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）作業安全技術教育について」に基づく教育を修了した者及び昭和61年2月7日付け基発第56号「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習の修了者に対する技能向上教育について」に基づく教育を修了した者は、標記教育を修了した者とみなして差し支えないこと。

2 実施者について

- (1) 建設業労働災害防止協会及び社団法人全国指定教習機関協会から、標記教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 標記教育を実施する安全衛生団体等としては上記協会のほか、労働基準協会等が考えられるが、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習に係る指定教習機関以外の団体から標記教育の実施について申し出があった場合には、当分の間、本省安全課に連絡すること。

3 教育カリキュラムについて

(1) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育カリキュラムの細目（以下「細目」という。）中の「作業開始前の点検、定期自

科目	範囲	細目	時間
1 最近の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）（以下「車両系建設機械」という。）の特徴	(1) 車両系建設機械の構造上の特徴	イ 原動機、動力伝達装置、走行装置及び操作装置の構造及び特徴 ロ 油圧装置の構造及び特徴	2.0
	(2) 車両系建設機械の作業装置	イ 作業装置の種類、用途及び特徴	
	(3) 車両系建設機械の安全装置	イ 安全装置等の種類、性能及び特性	
2 車両系建設機械の取扱いと保守	(1) 車両系建設機械による作業と安全	イ 地形等の調査及び作業計画 ロ 運転上の一般的留意事項 ハ 現場条件に適した運転の方法	2.0
	(2) 車両系建設機械の点検・整備	イ 作業開始前の点検、定期自主検査及び検査結果等に基づく措置	
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	イ 災害の発生状況 ロ 災害の原因と対策 ハ 災害事例研究	2.0
	(2) 労働安全衛生法令のうち車両系建設機械に関する事項	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ 労働安全衛生規則	
計			6.0

主検査及び点検結果に基づく措置」については、事例発表、点検票の作成実習を盛り込むことが望ましいこと。

(2) 細目中の「災害の原因と対策」及び「災害事例研究」については、できるかぎり10人程度を1つのグループとして討議方式により行うこと。

4 講師について

次の者は標記教育カリキュラムの科目について学識経験等を有する者とみなして差し支えないこと。

- ① 建設業労働災害防止協会が行った「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）作業安全技術研修講師養成講座」を修了した者
- ② 社団法人全国指定教習機関協会が行った「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能向上教育講師養成研修」を修了した者

事 務 連 絡
平成5年6月24日

記

都道府県労働基準局
安全衛生主務課長 殿

労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
化学物質調査課長

平成5年度に行う能力向上教育実施促進事業について

能力向上教育実施促進事業については、平成2年7月20日付け基
発第466号「能力向上教育実施促進事業の創設について」において
当該事業の実施要綱が示されているところであるが、平成5年度に行
う教育については下記のとおりとするので、事業実施団体より協力要
請があった場合は、本事業の効果的な実施について指導援助されたい。

- 1 能力向上教育について
実施要綱に示す能力向上教育とは、労働安全衛生法第19条の2
及び同法第60条の2に基づく教育をいうものであること。

- 2 教育の種類及び委託先

教 育 の 種 類	委 託 先
有機溶剤作業主任者 能力向上教育	中央労働災害防止協会 (教育部)
足場の組立て等作業主任者 能力向上教育	建設業労働災害防止協会 (教育部)
林業架線作業主任者 能力向上教育	林業・木材製造業労働災害防止協会 (技術管理部)

() 内は担当部所

- 3 教育技法について

上記教育については、平成元年度委託事業の「能力向上教育技法
の開発」において報告された教育技法又はこの報告に基づき開発さ
れた技法を用いて行うこととする。したがって、テキスト、その他
の教材等は上記団体がこれらの教育技法に基づき作成したものを使
用し、講師についても上記団体においてこれらの技法による教育を
行うために養成された者としてすること。

- 4 実施地

実施地については、教育の種類毎に20か所程度とし、平成5年
度は別紙のとおりとしたこと。

- 5 受講者数

1回の受講者数は50人とすること。

6 講習費用

講習費用は無料とすること。

7 受講対象者

受講対象者は「能力向上教育実施要綱」の2の(2)とするが、当該教育に関係する災害が発生した事業場を優先して受講させること。

別紙

有機溶剤作業主任者能力向上教育

北海道	青森	宮城	秋田	福島
群馬	埼玉	千葉	神奈川	富山
福井	山梨	長野	静岡	三重
島根	岡山	福岡	熊本	大分

足場の組立て等作業主任者能力向上教育

秋田	山形	栃木	埼玉	千葉
新潟	富山	福井	長野	滋賀
和歌山	島根	岡山	広島	山口
香川	愛媛	高知	大分	沖縄

林業架線作業主任者能力向上教育

青森	岩手	宮城	秋田	山形
福島	栃木	群馬	富山	福井
山梨	長野	静岡	奈良	岡山
徳島	愛媛	高知	熊本	宮崎



基 発 第 583号
平成5年9月30日

別添

平成5年9月

都道府県労働基準局長 殿

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する
安全衛生教育に関する指針の一部を改正する指針

労働省労働基準局長

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第60条の2第2項の規定に基づき、安全衛生教育指針公示第1号（平成元年5月22日）として公表した危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の別表に次のカリキュラムを追加する。

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する
安全衛生教育に関する指針について

危険有害業務従事者に対する安全衛生教育カリキュラム

標記については、平成元年5月22日付け安全衛生教育指針公示第1号及び平成2年12月1日付け安全衛生教育指針公示第2号をもって公表されるとともに、平成元年5月22日付け基発第247号通達及び平成2年12月4日付け基発第724号通達をもって当該教育の推進を図ってきたところである。今般、標記指針の一部を改正し、本指針別表に掲げる危険有害業務従事者に対する安全衛生教育カリキュラムに別添の業務を追加したので、これについても上記通達を踏まえ事業者、関係事業者団体等に対して周知を図るとともに、当該教育の推進に遺漏なきを期されたい。

15 玉掛業務（労働安全衛生法施行令第20条第16号の業務）従事者安全衛生教育

科 目	範 囲	時 間
1 最近の玉掛用具等の特徴	(1) 玉掛用具等の構造上の特徴 (2) クレーン等の安全装置等の特徴	1.0
2 玉掛用具等の取扱いと保守管理	(1) 玉掛作業の安全 (2) 玉掛用具等の点検・整備	2.5
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち玉掛けに関する条項	1.5
計		5.0

基 発 第 7 0 9 号

平成5年12月22日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

玉掛業務（労働安全衛生法施行令第20条第16号の業務）従事者
安全衛生教育について

危険有害業務従事者に対する安全衛生教育については、労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」（安全衛生教育指針公示第1号、同指針公示第2号及び同指針公示第3号、以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第247号「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について」（以下「247号通達」という。）により推進しているところであるが、玉掛業務（労働安全衛生法施行令第20条第16号の業務）従事者に対する当該教育については、247号通達によるほか下記により実施することが適当であるので標記教育を実施する事業者又は安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

記

1 教育カリキュラム等

- (1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は、別紙「玉掛業務（労働安全衛生法施行令第20条第16号の業務）従事者安全衛生教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「玉掛作業の安全」（社団法人日本クレーン協会発行）が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が実施する安全衛生教育に関しては、社団法人日本クレーン協会が実施する玉掛業務従事者安全衛生教育講師養成講座を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学歴経歴を有する者を講師に充てること。
また、労働安全コンサルタントも講師として適切であること。

なお、事業者が実施する教育についても、玉掛業務従事者安全衛生教育講師養成講座を修了した者を充てることが望ましいこと。

- (4) 一回の教育対象人員は、概ね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者によって、受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が安全衛生教育を実施した場合には、修了者に対して「玉掛業務（労働安全衛生法施行令第20条第16号の業務）従事者安全衛生教育」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

事務連絡

平成5年12月22日

労働省労働基準局
安全衛生部安全課長都道府県労働基準局
安全主務課長 殿玉掛業務（労働安全衛生法施行令第20条第16号の業務）従事者
安全衛生教育の実施について

標記については、平成5年12月22日付け基発第709号「玉掛業務（労働安全衛生法施行令第20条第16号の業務）従事者安全衛生教育について」（以下「709号通達」という。）により実施方法が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意のうえ遺漏なきよう期されたい。

記

1 実施者について

- (1) 社団法人日本クレーン協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会から、標記教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 標記教育を実施する安全衛生団体等としては、(1)の協会のほかに労働基準協会（連合会）、玉掛けに係る指定教習機関等が考えられるが、(1)に掲げる団体以外の団体から標記教育の実施について申し出があった場合には、当分の間、本省安全課に連絡すること。

2 教育カリキュラムについて

- (1) 玉掛業務従事者安全衛生教育カリキュラム（以下「細目」という。）中の「作業開始前点検」及び「点検結果に基づく措置」については、事例発表、点検票の作成実習を盛り込むことが望ましいこと。
- (2) 細目中の「災害の原因と対策」及び「災害事例研究」については、できる限り10人程度を1つのグループとして討議方式により行うこと。

別添

玉掛業務従事者安全衛生教育カリキュラム

科 目	範 囲	細 目	時間
1 最近の玉掛用具等の特徴	(1) 玉掛用具等の構造上の特徴	イ 荷役形態の動向 ロ 玉掛用具等の構造	1.0
	(2) クレーン等の安全装置等の特徴	イ クレーン等の安全装置等の種類 ロ クレーン等の安全装置等の機能と特性	
2 玉掛用具等の取扱いと保守管理	(1) 玉掛作業の安全	イ 作業計画の作成 ロ 作業手順ごとの安全上の留意事項	2.5
	(2) 玉掛用具等の点検・整備	イ 作業開始前点検 ロ 点検結果に基づく措置	
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	イ 玉掛けの災害発生状況 ロ 災害の原因と対策 ハ 災害事例研究	1.5
	(2) 労働安全衛生法令のうち玉掛けに関する条項	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ クレーン等安全規則	
計			5.0

基 発 第 4 1 号

平成 6 年 1 月 2 0 日

3 講師の養成について

標記教育が効果的に実施されることを目的として、709号通達により玉掛業務従事者安全衛生教育講師養成講座を修了した者を講師に充てることが望ましいとしているが、当該講座については、当面、平成6年2月に東京、兵庫において実施することとしているので、標記教育を実施する者に対し、参加を勧奨する等の配慮をお願いする。

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

玉掛業務従事者労働災害再発防止講習の特例について

労働災害再発防止講習を当該講習と同等の能力向上教育等と併せて受講する場合等の特例については、平成5年1月20日付け基発第35号「労働災害再発防止講習規程について」の記の3に示しているところであるが、今般、平成5年9月30日付け安全衛生教育指針公示第3号をもって労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づく「危険又は有害な業務に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」の一部が改正され、玉掛業務（労働安全衛生法施行令第20条第16号の業務）従事者安全衛生教育のカリキュラムが追加されたところである。ついては、標記の玉掛業務従事者労働災害再発防止講習（以下「再発防止講習」という。）に下記の特例を設けることとするので、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

記

再発防止講習の受講指示を行った日の前2年以内に労働安全衛生法第60条の2に規定する玉掛業務（労働安全衛生法施行令第20条第16号の業務）従事者安全衛生教育（以下「安全衛生教育」という）を受講した者及び再発防止講習の受講指示を行った日の後1年以内に安全衛生教育と併せて再発防止講習を受講する者については、玉掛業務従事者労働災害再発防止講習の講習科目中の「安全衛生関係法令」及び「労働災害の事例及びその防止対策」についてそれぞれ30分行い、その他の講習科目は省略して差し支えないこと。

(別添1)

労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づく教育、講習等の適切かつ有効な実施を図るための指針に関する公示

能力向上教育指針公示第3号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第19条の2第2項の規定に基づき、労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針の一部を改正する指針を次のとおり公表する。

平成6年1月14日 労働大臣 坂口 力

1 名称

労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針の一部を改正する指針

2 趣旨

労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づき、能力向上教育指針公示第1号（平成元年5月22日）として公表した労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針に店社安全衛生管理者能力向上教育（初任時）のカリキュラムを追加するものである。

3 内容の閲覧

内容は、労働省労働基準局安全衛生部安全課及び都道府県労働基準局安全衛生課（北海道労働基準局、東京労働基準局、神奈川県労働基準局、愛知労働基準局、大阪労働基準局、兵庫労働基準局及び福岡労働基準局にあっては安全課）において閲覧に供する。

基発第30号
平成6年1月14日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針の一部を改正する指針について

標記については、別添1のとおり能力向上教育指針公示第3号として平成6年1月14日付け官報に公示された。

今回の改正は、別添2のとおり標記能力向上教育指針に店社安全衛生管理者に対する能力向上教育（初任時）のカリキュラムを追加したものである。

については、事業者、関係事業者団体等に対して周知を図るとともに、当該教育の推進に遅滞なきを期されたい。

(別添2)

労働安全衛生法第19条の2第2項に基づく能力向上教育に関する指針について

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第19条の2第2項の規定に基づき、労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針の一部を改正する指針を次のとおり定める。

平成6年1月14日

労働大臣 坂口 力

労働災害の防止のための業務に従事する者に対する
能力向上教育に関する指針の一部を改正する指針

労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づき、能力向上教育指針
公示第1号(平成元年5月22日)として公表した労働災害の防止のため
の業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針のⅡの1中「(7)
その他の安全衛生業務従事者」を
「(7)店社安全衛生管理者
(8)その他の安全衛生業務従事者」
に改め、別表に次のカリキュラムを追加する。

安全衛生業務従事者に対する能力向上教育カリキュラム

20 店社安全衛生管理者能力向上教育(初任時)

20 店社安全衛生管理者能力向上教育(初任時)

科 目	範 囲	時 間
1 店社安全衛生管 理者の役割等	(1) 労働災害の現状と問題点 (2) 店社安全衛生管理者の役割と職務	1.0
2 安全衛生管理の 進め方	(1) 災害原因分析の方法とその活用 (2) 安全衛生管理計画の立て方 (3) 統括安全衛生管理の手法 (4) 機械設備・環境の安全化及び作業限 境管理	3.0
3 災害事例	(1) 労働災害事例とその防止対策 (2) 職業性疾病事例とその防止対策	2.0
4 関係法令	(1) 労働安全衛生法令	1.0
計		7.0

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

店社安全衛生管理者に対する能力向上教育について

安全管理者等労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育については、労働安全衛生法第19条の2第2項に基づく「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」（能力向上教育指針公示第3回により改正された同指針第1号）にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第246号「労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針の公示について」（以下「246号通達」という。）により推進しているところであるが、このうち店社安全衛生管理者に対する能力向上教育（初任時）については、246号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、対象労働者に安全衛生団体等が実施する同教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

記

1 教材等

- (1) 教材としては、「店社安全衛生管理者の手引—能力向上教育用テキスト」（建設業労働災害防止協会発行）が適当と認められること。
- (2) 安全衛生団体等が実施する能力向上教育に関しては、建設業労働災害防止協会が実施する店社安全衛生管理者能力向上教育講師養成講座（以下「養成講座」という。）を修了した者又は能力向上教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること適当であること。
また、これらの者を講師に充てること困難な場合には、労働安全コンサルタント、又は建設業労働災害防止協会の安全管理士を講師に充てることも差し支えないこと。
なお、事業者が自ら実施する場合についても、養成講座を修了した者等を講師に充てること望ましいこと。
- (3) 一回の教育対象人数は概ね100人以内とすること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が能力向上教育を実施した場合には、修了者に対して「店社安全衛生管理者能力向上教育」の修了証を交付させるとともに、教育修了者名簿を作成し、保管することが適当であること。

都道府県労働基準局安全主務課長 殿

労働省労働基準局安全衛生部安全課長

店社安全衛生管理者に対する能力向上教育の実施について

標記については、平成6年1月19日付け基発第36号「店社安全衛生管理者に対する能力向上教育について」により実施方法が示されたところであるが、その実施に当たっては下記に留意の上遺漏なきよう期されたい。

記

- 1 実施者について
(1) 建設業労働災害防止協会から建設業店社安全衛生活動活性化事業における店社安全衛生管理者等レベルアップ研修を既に実施した支部より、標記教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
(2) 上記以外の団体から標記教育の実施について申し出があった場合には、当分の間本省安全課に連絡すること。
- 2 教育カリキュラムについて
店社安全衛生管理者能力向上教育（初任時）カリキュラム中の「災害事例」については、グループ討議方式によること望ましいこと。
- 3 その他
建設業店社安全衛生活動活性化事業における店社安全衛生管理者等レベルアップ研修を修了した者は、標記教育を修了した者とみなして差し支えなく、また、店社安全衛生管理者等レベルアップ研修講師養成講座を修了した者は、標記教育の講師として差し支えないこと。

基 発 第 8 2 号
平成6年2月17日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

衛生管理者能力向上教育（定期又は随時）について

衛生管理者等労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育については、労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づく「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」（能力向上教育指針公示第2号により改正された同指針第1号。以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年5月22日付け基発第246号「労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針の公示について」及び平成2年12月4日付け基発第723号「労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針について」により推進しているところであるが、衛生管理者能力向上教育（定期又は随時）については、これら通達によるほか、下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は安全衛生団体等に対してこれを踏まえて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

なお、昭和51年2月20日付け基発第217号の記の1の（4）及び別紙の4の表（衛生管理者に対する実務研修）、並びに昭和59年3月26日付け基発第148号の記の1の（4）の④のハ中衛生管理者に係る部分は、本通達をもって廃止する。

記

1 カリキュラムの細目等

- (1) カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は、別紙「衛生管理者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム」によること。
- (2) 教材の適当なものとして「衛生管理者の実務」（中央労働災害防止協会発行）があること。
- (3) 安全衛生団体等が実施する衛生管理者能力向上教育（定期又は随時）に関しては、中央労働災害防止協会が実施する「衛生管理者能力向上教育（定期又は随時）講師養成研修」を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学歴経歴を有する者を講師に充てること。

また、事業者が自ら実施する場合についても本研修を修了した者を充てることが望ましいこと。

なお、労働衛生コンサルタントも講師として適切であること。

- (4) 一回の教育対象人員は概ね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が衛生管理者能力向上教育（定期又は随時）を実施した場合には、修了者に対して「衛生管理者能力向上教育（定期又は随時）」の修了証を交付させるとともに、教育修了者名簿を作成し、保管するよう指導すること。

別紙

衛生管理者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム

科目	範囲	細目	時間
1 労働衛生管理の機能と構造	(1) 企業活動における労働衛生管理	イ 労働衛生の目標 ロ 衛生管理者の役割 ハ 衛生管理者免許試験制度の改革	2.0 (1.5)
	(2) 労働衛生管理に係る中長期計画の策定及び活用	イ 計画の必要性と基本的考え方 ロ 管理計画の具体的ステップ	
	(3) 労働衛生管理規程等の作成及び活用	イ 管理規程の必要性と作成のポイント ロ 管理規程の構成とその活用	
	(4) 健康障害発生原因の分析及び結果の活用	イ 健康障害と労働との関係の分類 ロ 情報提供による診断の支援と診断結果の理解 ハ 調査結果の活用	
	(5) 職場巡視計画の策定及び問題点の処理	イ 職場巡視の意義とその種類 ロ 労働衛生点検の考え方とその進め方	
	(6) 労働衛生情報・資料の収集及び活用	イ 労働衛生情報の種類 ロ 情報資料の収集と活用	
2 作業環境管理	(1) 原材料等の有害性及びそれに応じた環境改善	原材料等の有害性及びそれに応じた環境改善	2.0 (1.0)
	(2) 作業環境測定結果の評価及びそれに基づく環境改善	イ 作業環境測定 ロ 作業環境測定結果の評価とそれに基づく環境改善	
	(3) 労働衛生関係施設等の定期自主検査及び整備	イ 定期自主検査の意義と進め方 ロ 定期自主検査の具体例	
	(4) 一般作業環境の整備	イ 一般作業環境の管理 ロ 快適な職場環境の形成	
3 作業管理	(1) 作業分析の評価	イ 作業管理の目的と意義 ロ 作業分析・評価 ハ 快適な職場環境の形成のための措置	2.0 (1.0)
	(2) 作業標準の評価	イ 作業標準の評価手順 ロ 遵守状況の評価	
	(3) 労働衛生保護具の選定	保護具選定・使用上の留意点と保守管理等	

科目	範囲	細目	時間
4 健康管理	(1) 有害要因と健康障害	イ 有害要因に対する生体側の反応 ロ 生物学的モニタリング ハ 作業関連疾患 ニ ストレス関連疾患	2.0 (1.0)
		健康危険調査	
	(2) 健康危険調査及び疫学的調査等	健康危険調査	
	(3) 健康診断及びそれに基づく事後措置に関する実施計画の作成	健康診断実施計画の策定	
	(4) 疾病管理計画の作成	イ 疾病管理 ロ 疾病管理計画の作成	
5 労働衛生教育	教育計画の作成	イ 労働衛生教育の必要性 ロ 労働衛生教育の進め方	1.0 (0.5)
		各種労働衛生管理規程の作成（演習）	
6 実務研究	(1) 各種労働衛生管理規程の作成	各種労働衛生管理規程の作成（演習）	2.0 (1.0)
	(2) 作業標準の作成	作業標準の作成（演習）	
	(3) 労働衛生管理計画等の作成	労働衛生管理計画等の作成（演習）	
7 災害事例及び関係法令	(1) 健康障害発生事例及びその防止対策	災害発生の原因及び防止対策の検討	2.0 (1.0)
		イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ 労働安全衛生規則及び関係規則	
計			13.0 (7.0)

※ 第2種衛生管理者については、上記カリキュラムから有害業務に係るものを除き、時間については、括弧内の時間とする。

平 務 連 絡
平成6年2月17日

都道府県労働基準局
労働衛生主務課長 殿

労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長

衛生管理者能力向上教育（定期又は随時）の実施について

標記については、平成6年2月17日付け基発第82号「衛生管理者能力向上教育（定期又は随時）について」により実施方法が示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意の上遺憾のないようにされたい。

記

1 対象者について

資格取得後、概ね5～7年程度の者を対象とすること。

2 実施者について

- (1) 中央労働災害防止協会において標記教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から標記教育の実施について申し出があった場合には、当分の間、本省労働衛生課に連絡すること。

3 教育カリキュラムについて

衛生管理者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラムのうち「実務研究」及び「災害事例及び関係法令」中(1)に示す「健康障害発生事例及びその防止対策」については、その一部又は全部を演習及びグループ討議によることが望ましいこと。
なお、グループの構成員は、10名程度とすること。

4 講師について

当該カリキュラム中「健康管理」に係る部分については、労働衛生指導医又は労働衛生管理に対し造詣の深い産業医が講師として適当であること。

基発第437号
平成6年7月6日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針の一部を改正する指針について

標記については、別添1のとおり、能力向上教育指針公示第4号として平成6年7月6日付け官報に公示された。

本改正は、別添2のとおり、標記能力向上教育指針に乾燥設備作業主任者能力向上教育（定期又は随時）のカリキュラムを追加したものである。

ついては、乾燥設備を使用する事業者、関係事業者団体等に対して標記指針の周知を図るとともに、当該教育の推進に遺漏のなきように努められたい。

別添1

労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づく教育、講習等の適切かつ有効な実施を図るための指針に関する公示

能力向上教育指針公示第4号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第19条の2第2項の規定に基づき、労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針の一部を改正する指針を次のとおり公表する。

平成6年7月6日 労働大臣 浜本 万三

1 名称

労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針の一部を改正する指針

2 趣旨

労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づき、能力向上教育指針公示第1号（平成元年5月22日）として公表した労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針に乾燥設備作業主任者能力向上教育（定期又は随時）のカリキュラムを追加するものである。

3 内容の閲覧

内容は、労働省労働基準局安全衛生部安全課及び都道府県労働基準局安全衛生課（北海道労働基準局、東京労働基準局、神奈川労働基準局、愛知労働基準局、大阪労働基準局、兵庫労働基準局及び福岡労働基準局にあっては安全課）において閲覧に供する。

別添 2

安全衛生業務従事者に対する能力向上教育カリキュラム

労働安全衛生法第19条の2第2項に基づく能力向上教育に関する指針について

8の2 乾燥設備作業主任者能力向上教育（定期又は随時）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第19条の2第2項の規定に基づき、労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針の一部を改正する指針を次のとおり定める。

8の2 乾燥設備作業主任者能力向上教育（定期又は随時）

平成6年7月6日

労働大臣 浜本 万三

労働災害の防止のための業務に従事する者に対する
能力向上教育に関する指針の一部を改正する指針

労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づき、能力向上教育指針
公示第1号（平成元年5月22日）として公表した労働災害の防止のため
の業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針別表に次のカリキ
ュラムを追加する。

科 目	範 囲	時 間
1 最近の乾燥作業 の特徴	(1) 乾燥設備の構造上の特徴 (2) 乾燥の方法の特徴 (3) 安全装置の種類と特徴	2.0
2 乾燥作業の安全 化並びに乾燥設備 及びその附属設備 の保守・点検	(1) 乾燥作業の安全化 (2) 危険物の乾燥作業についての留意点 (3) 乾燥設備及びその附属設備の保守・ 点検	3.0
3 災害事例及び関 係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち乾燥設備に 関する条項	2.0
計		7.0

基発第438号

平成6年7月6日

記

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

乾燥設備作業主任者に対する能力向上教育について

安全管理者、作業主任者等労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育については、労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づく「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」（以下「指針」という。）により、その内容を示しているが、今般新たに、平成6年7月6日付け能力向上教育指針公示第4号により、乾燥設備作業主任者能力向上教育（定期又は随時）が追加されたところである。

能力向上教育については、平成元年5月22日付け基発第246号「労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針の公示について」（以下「246号通達」という。）により実施しているところであるが、今般追加された乾燥設備作業主任者に対する能力向上教育については、246号通達によるほか、下記により実施することが適当であるので、当該教育を実施する事業者、安全衛生関係団体等に対して、指導、援助に努めるとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、安全衛生関係団体等の実施する教育を対象労働者に積極的に受講させるよう勧奨されたい。

1 カリキュラムの細目、教材等

- (1) 教育カリキュラムは指針に示されているところであるが、その細目は、別紙「乾燥設備作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム」によるものとする。
- (2) 当該教育において使用する教材としては、「乾燥設備作業主任者の実務－能力向上教育用テキスト」（中央労働災害防止協会発行）が適当であると認められること。
- (3) 安全衛生関係団体等が実施する場合には、本年、中央労働災害防止協会が実施予定（仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市及び福岡市）の「乾燥設備作業主任者能力向上教育講師養成研修」を修了した者又は指針に示された当該教育のカリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師とすること。

また、これらの者を講師とすることが困難な場合には、労働安全コンサルタント又は中央労働災害防止協会の安全管理士を講師とすることとしても差し支えないこと。

なお、事業者が自ら当該教育を実施する場合についても、「乾燥設備作業主任者能力向上教育講師養成研修」を修了した者等を講師とすることが望ましいこと。

- (4) 当該教育を行う場合、一回当たりの対象人数は100人以内とすること。

なお、事例研究等の科目については、必要に応じて、適宜受講者をグループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生関係団体等が当該教育を実施した場合には、当該教育を修了した者に対して「乾燥設備作業主任者能力向上教育」の修了証を交付させるとともに、修了者名簿を作成し保管させること。

別紙

乾燥設備作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム

科目	範囲	細目	時間
1 最近の乾燥作業の特徴	(1) 乾燥設備の構造上の特徴	イ 乾燥設備の特徴 ロ 附属設備の特徴	2.0
	(2) 乾燥の方法の特徴	イ 乾燥物と乾燥方式 ロ 乾燥設備の機能の変化	
	(3) 安全装置の種類と特徴	イ 安全装置の種類と特徴 ロ 安全装置の選定	
2 乾燥作業の安全化並びに乾燥設備及びその附属設備の保守・点検	(1) 乾燥作業の安全化	イ 乾燥設備の新設・増設時の危険性の事前評価 ロ 乾燥設備の熱源点火時の留意点 ハ 乾燥設備稼働時の留意点	3.0
	(2) 危険物の乾燥作業についての留意点	イ 危険物の種類及び危険性 ロ 危険物乾燥作業の安全化 ハ 作業環境の安全化	
	(3) 乾燥設備及びその附属設備の保守・点検	イ 乾燥設備等の点検・整備 ロ 乾燥設備等の異常時の措置	
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	イ 災害の現状と問題点 ロ 災害事例	2.0
	(2) 労働安全衛生法令のうち乾燥設備に関する条項	イ 乾燥設備に関する法令	
計			7.0

事務連絡
平成6年7月11日

都道府県労働基準局
安全主務課長 殿

労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

平成6年度能力向上教育実施促進事業の実施について

能力向上教育実施促進事業については、平成2年7月20日付け基発第466号「能力向上教育実施促進事業の創設について」別添「能力向上教育実施促進事業実施要綱」により実施しているところであるが、本年度の事業については下記のとおり実施することとするので、了知されるとともに、事業の実施団体より協力要請があった場合には、同事業の適切な実施につき指導援助されたい。

記

1 対象とする教育の種類及び委託先

	対象教育	委託先
1	乾燥設備作業主任者 能力向上教育	中央労働災害防止協会 (教育部)
2	玉掛業務従事者 安全衛生教育	社団法人日本クレーン協会 (事業部) 社団法人ボイラ・クレーン安全協会 (教育部)

2 実施都道府県
教育を実施する都道府県は、教育の種類ごとに別紙の20都道府県とする。

3 受講者数
1回当たり受講者数は50人とする。

4 受講料
受講料は無料とすること。

5 受講対象者
受講対象者は、「能力向上教育実施促進事業実施要綱」の2の(2)に示す対象事業場の作業主任者等とするが、上記教育に関連する労働災害を発生させた事業場の作業主任者等を優先して受講させること。

別紙

1 乾燥設備作業主任者能力向上教育

宮城	福島	茨城	埼玉	東京
神奈川	新潟	長野	岐阜	静岡
愛知	三重	大阪	兵庫	岡山
山口	福岡	佐賀	熊本	鹿児島

2 玉掛業務従事者安全衛生教育

(1) 社団法人日本クレーン協会 (16都道府県)

北海道	宮城	茨城	千葉	東京
神奈川	新潟	長野	岐阜	静岡
愛知	滋賀	大阪	兵庫	愛媛
福岡				

(2) 社団法人ボイラ・クレーン安全協会 (4県)

青森 岩手 秋田 山形

職場における腰痛予防対策指針

基発第547号
平成6年9月6日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

職場における腰痛予防対策の推進について

職場における腰痛予防対策については、昭和45年7月10日付け基発第503号「重労働取扱作業における腰痛の予防について」及び昭和50年2月12日付け基発第71号「重症心身障害児施設における腰痛の予防について」により当該業務従事者に対する腰痛予防対策を示し、その指導に努めてきたところである。

この間、腰痛の発生件数は着実に減少し、最近の10年間で4割強の減少を見たところであるが、今なおその数は年間約6,000件となっており、業務上疾病全体に占める割合も約6割と、依然として高い状況にある。

このため、今後、広く職場における腰痛の予防を一層推進するための対策として、調査研究結果を踏まえ、別添のとおり「職場における腰痛予防対策指針」を定めたので、了知するとともに、あらゆる機会を通じてその周知に努められたい。また、この通達の解説部分（参考を除く。）は、本文と一体のものとして取り扱われたい。

なお、本省においては、職場における腰痛予防の一層の促進を図るため、引き続き、調査研究に努めることとしていることを申し添える。

おって、昭和45年7月10日付け基発第503号及び昭和50年2月12日付け基発第71号は、本通達をもって廃止する。

1 はじめに

職場における腰痛は、特定の業種のみならず多くの業種及び作業において見られる。これらの腰痛の発生の要因には、①腰部に動的あるいは静的に過度に負担を加える動作要因、②腰部への振動、寒冷、床・階段での転倒等で見られる環境要因、③年齢、性、体格、筋力等の違い、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症等の既往症又は基礎疾患の有無及び精神的な緊張度等の個人的要因があり、これら要因が重なり合って発生する。

職場における腰痛を予防するためには、作業管理、作業環境管理、健康管理及び労働衛生教育を適切に行うことによって腰痛の発生の要因の排除又は軽減に努めるとともに、労働者の健康の保持増進対策を進めることが必要であることから、本指針は、これらの事項について具体的に示すものである。

各事業場においては、本指針に掲げられた腰痛の基本的な予防対策を踏まえ、各事業場の作業の実態に即した対策を講ずる必要がある。

なお、本指針では、腰痛の発生を減少させるため、一般的な腰痛の予防対策を示した上で、腰痛の発生が比較的多い次の5作業についての作業態様別の基本的な対策を別紙により示した。

- (1) 重労働取扱作業
- (2) 重症心身障害児施設等における介護作業
- (3) 腰部に過度の負担のかかる立ち作業
- (4) 腰部に過度の負担のかかる腰掛け作業・座作業
- (5) 長時間の車両運転等の作業

2 作業管理

(1) 自動化、省力化

腰部に著しい負担のかかる作業を行わせる場合には、作業の全部又は一部を自動化又は機械化し、労働者の負担を軽減することが望ましいが、それが困難な場合には、適切な補助機器等を導入すること。

(2) 作業姿勢、動作

労働者に対し、次の事項に留意させること。

- イ 腰部に負担のかかる中腰、ひねり、前屈、後屈ねん転等の不自然な姿勢をなるべく取らないようにすること。このため、正面を向いて作業が行えるよう作業台等の高さ、労働者と作業台等との対面角度の調節等を行うこと。また、不自然な姿勢を取らざるを得ない場合には、適宜、身体を保持する台等を使用すること。
- ロ 立位、椅座位等において、同一姿勢を長時間取らないようにすること。
- ハ 腰部に負担のかかる動作を行うに当たっては、姿勢を整え、かつ、急激な動作を避けること。

- ニ 持ち上げる、引く、押す等の動作は、膝を軽く曲げ、呼吸を整え、下腹部に力を入れながら行うこと。
- ホ 頭部又は腰部の不意なひねりを可能な限り避け、動作時には、視線も動作に合わせて移動させること。

(3) 作業標準等

イ 作業標準の策定

腰部に過度の負担のかかる作業については、腰痛の予防のため、次の事項に留意して作業標準を策定すること。また、新しい機器、設備等を導入した場合には、その部度、作業標準を見直すこと。

(イ) 作業時間、作業量、作業方法、使用機器等を示すこと。

なお、作業時間、作業量等の設定に際しては、作業内容、取り扱う重量、自動化等の状況、補助機器の有無、作業に従事する労働者の数、性別、体力、年齢、経験等に配慮すること。

(ロ) 不自然な姿勢を要する作業や反復作業等を行う場合には、他の作業と組み合わせる等により当該作業ができるだけ連続しないようにすること。また、作業時間中にも適宜、小休止・休息が取れるようにすることが望ましい。

ロ その他

(イ) コンベヤー作業等作業速度が機械的に設定されている作業を行わせる場合には、労働者の身体的な特性と体力差を考慮して、適正な作業速度にすること。

(ロ) 夜勤、交替制勤務及び不規則勤務にあつては、作業量が昼間時における同一作業の作業量を下回るよう配慮すること。

(4) 休憩

イ 腰部に著しい負担のかかる作業を行わせる場合には、慣になって安静を保てるよう十分な広さを有する休憩設備を設けるよう努めること。

ロ 休憩設備の室内温度を、筋緊張が緩和できるよう調節することが望ましい。

(5) その他

イ 腰部に著しい負担のかかる作業を行わせる場合には、腹帯等適切な補装具の使用も考慮すること。

ロ 作業時の靴は、足に適合したものを使用させること。腰部に著しい負担のかかる作業を行う場合には、ハイヒールやサンダルを使用させないこと。

3 作業環境管理

(1) 温度

屋内作業場において作業を行わせる場合には、作業場内の温度を適切に保つこと。

また、低温環境下において作業を行わせる場合には、保温のための衣服を着用させるとともに、適宜、暖が取れるよう暖房設備を設けることが望ましい。

(2) 照明

作業場所、通路、階段、機械類等の形状が明瞭にわかるように適切な照度を保つこと。

(3) 作業床面

作業床面はできるだけ凹凸がなく、防滑性、弾力性、耐衝撃性及び耐へこみ性に優れたものとするのが望ましい。

(4) 作業空間

動作に支障がないよう十分な広さを有する作業空間を確保すること。

(5) 設備の配置等

作業を行う設備、作業台等については、作業に伴う動作、作業姿勢等を考慮して、形状、寸法、配置等に人間工学的な配慮をすること。

4 健康管理

(1) 健康診断

重量物取扱作業、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者に対しては、当該作業に配置する際（再配置する場合を含む。以下同じ。）及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、次のとおり医師による腰痛の健康診断を実施すること。

イ 配置前の健康診断

配置前の労働者の健康状態を把握し、その後の健康管理の基礎資料とするため、配置前の健康診断の項目は、次のとおりとすること。

(イ) 既往歴（腰痛に関する病歴及びその経過）及び業務歴の調査

(ロ) 自覚症状（腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害等）の有無の検査

(ハ) 脊柱の検査：姿勢異常、脊柱の変形、脊柱の可動性及び疼痛、腰背筋の緊張及び圧痛、脊椎棘突起の圧痛等の検査

(ニ) 神経学的検査：神経伸展試験、深部腱反射、知覚検査、筋萎縮等の検査

(ホ) 脊柱機能検査：クラウス・ウェーバーテスト又はその変法（腹筋力、背筋力等の機能のテスト）

(ヘ) 腰椎のX線検査：原則として立位で、2方向撮影（医師が必要と認める者について行うこと。）

ロ 定期健康診断

(イ) 定期に行う腰痛の健康診断の項目は、次のとおりとすること。

a 既往歴（腰痛に関する病歴及びその経過）及び業務歴の調査

b 自覚症状（腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害等）の有無の検査

(ロ) (イ)の健康診断の結果、医師が必要と認める者については、次の項目についての健康診断を追加して行うこと。この場合、(イ)の健康診断に引き続いて実施することが望ましい。

a 脊柱の検査：姿勢異常、脊柱の変形、脊柱の可動性及び疼痛、腰背筋の緊張及び圧痛、脊椎棘突起の圧痛等の検査

b 神経学的検査：神経伸展試験、深部腱反射、知覚検査、徒手筋力テスト、筋萎縮等の検査（必要に応じ、心因性要素に関わる検査を加えること。）

c 腰椎のX線検査（医師が必要と認める者について行うこと。）

d 運動機能テスト（医師が必要と認める者について行うこと。）

ハ 事後措置

腰痛の健康診断の結果、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、作業方法等の改善、作業時間の短縮等必要な措置を講ずること。

(2) 作業前体操、腰痛予防体操

イ 作業前体操の実施

腰痛の予防を含めた健康確保の観点から、次のとおり作業前体操を実施すること。

(イ) 始業時に準備体操として行うこと。

(ロ) 就業中に新たに腰部に過度の負担のかかる作業を行う場合には、当該作業開始前に下肢関節の屈伸等を中心に行うこと。

なお、作業終了時においても、必要に応じ、緊張した筋肉をほぐし、血行を良くするための整理体操として行うこと。

ロ 腰痛予防体操の実施

重量物取扱い作業、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者に対し、適宜、腰痛予防を目的とした腰痛予防体操を実施すること。

腰痛予防体操には、①関節可動体操、②軟部組織伸展体操、③筋再建体操の3種があり、実施に当たっては、その目的に合ったものを選択すること。

5 労働衛生教育等

(1) 労働衛生教育

重量物取扱い作業、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者については、当該作業に配置する際及び必要に応じ、腰痛の予防のための労働衛生教育を実施すること。

当該教育の項目は次のとおりとし、その内容は受講者の経験、知識等を踏まえ、それぞれのレベルに合わせて行うこと。

- ① 腰痛に関する知識
- ② 作業環境、作業方法等の改善
- ③ 補装具の使用法
- ④ 作業前体操、腰痛予防体操

なお、当該教育の講師としては、腰痛の予防について十分な知識と経験を有する者が適当であること。

(2) その他

腰痛を予防するためには、職場内における対策を進めるのみならず、労働者の日常生活における健康の保持増進が欠かせない。このため、産業医等の指導の下に、労働者の体力や健康状態を把握した上で、バランスのとれた食事、睡眠に対する配慮等の指導を行うことが望ましい。

別紙 作業態様別の対策

1 重量物取扱い作業

重量物を取り扱う作業を行わせる場合には、単に重量制限のみを守るのではなく、取扱い回数等作業密度を考慮し、適切な作業時間、人員の配置等に留意しつつ、次の対策を講ずること。

1 自動化、省力化

(1) 重量物取扱い作業については、適切な自動装置、台車の使用等により人力の負担を軽減することを原則とすること。なお、作業の自動化が困難な場合は、適切な装置、器具等を使用して、できるだけ人力の負担を軽減すること。

(2) 人力による重量物取扱い作業が残る場合には、作業速度、取扱い物の重量の調整等により、腰部に過度の負担がかからないようにすること。

2 重量物の取扱い重量

(1) 満18歳以上の男子労働者が人力のみにより取り扱う重量は、55kg以下にすること。

また、当該男子労働者が、常時、人力のみにより取り扱う場合の重量は、当該労働者の体重のおおむね40%以下となるように努めること。

(2) (1)の重量を超える重量物を取り扱わせる場合には、2人以上で行わせるように努め、この場合、各々の労働者に重量が均一にかかるようにすること。

3 荷姿の改善、重量の明示等

(1) 荷物は、かさばらないようにし、かつ、適切な材料で包装し、できるだけ確実に把握することのできる手段を講じて、取扱いを容易にすること。

(2) できるだけ取り扱う物の重量を明示すること。

(3) 著しく重心の偏っている荷物については、その旨を明示すること。

(4) 手カギ、吸盤等の補助具の活用を図り、持ちやすくすること。

4 作業姿勢、動作

労働者に対し、次の事項に留意させること。

重量物を取り扱うときは急激な身体の移動をなくし、かつ、身体の重心の移動を少なくする等できるだけ腰部に負担をかけない姿勢で行うことを原則とすること。

このため次の事項に留意すること。

(1) できるだけ身体を対象物に近づけ、重心を低くするような姿勢を取ること。

(2) はい付け又ははいくずし作業においては、できるだけはいを肩より上で取り扱わないこと。

(3) 床面等から荷物を持ち上げる場合には、片足を少し前に出し、膝を曲げ、腰を十分に降ろして当該荷物をかかえ、膝を伸ばすことによって立ち上がるようにすること。

(4) 腰をかがめて行う作業を排除するため、適切な高さの作業台等を利用すること。

(5) 荷物を持ち上げるときは呼吸を整え、腹圧を加えて行うこと。

(6) 荷物を持った場合には、背を伸ばした状態で腰部のひねりが少なくなるようにする

こと。

5 取扱い時間

- (1) 取り扱う物の重量、取り扱う頻度、運搬距離、運搬速度等作業の実態に応じ、小休止・休息をとる、他の軽作業と組み合わせる等により、重量物取扱い時間を軽減すること。
- (2) 単位時間内における取扱い量を、労働者に過度の負担とならないよう適切に定めること。

6 その他

腹圧を上げるため、必要に応じ、腰部保護ベルト、腹帯等を使用させること。

II 重症心身障害児施設等における介護作業

重症心身障害児施設等で、入所児、入所者等（以下「入所児等」という。）の介護を行わせる場合には、姿勢の固定、中腰で行う作業や重心移動等の繰り返し、重量の負荷等により、労働者に対して腰部に静的又は動的に過大な負担が持続的に、又は反復して加わることがあり、これが腰痛の大きな要因となる。このため、次の措置を講ずることにより、作業負担の軽減を図ること。

なお、肢体不自由児施設、特別養護老人ホーム等における介護に係る腰痛の予防についても、次の措置に準じ、実態に応じた対策を講ずるよう努めること。

1 作業姿勢、動作

中腰で行う作業や腰をひねった姿勢を長く保つ作業等を行わせる場合には、適宜小休止・休息をとる、他の作業と組み合わせる等により、同一姿勢を長時間続けられないようにさせること。

(1) 介護の方法

介護のために入所児等を床面又はベッドからかかえた状態で作業を行わせるときの作業姿勢はIによること。また、体重の重い入所児等の体位の変換、移動等は、複数の方で行わせること。

(2) 食事介助の方法

食事の介助を行う者に対しては、ベッドに横座りすることを避け、椅子に座って入所児等に正面を向くか、ベッド上でいわゆる膝まぐらの姿勢を取らせること。ただし、同一の姿勢を長く続けさせないこと。

2 作業標準

使用機器、作業方法等に応じた作業標準を策定すること。また、作業標準には、入所児等の身体等の状態別、作業の種類別の作業手順、役割分担、作業場所等についても明記すること。

3 介護者の適正配置

介護者の数は、施設の構造、勤務体制、療育内容及び入所児等の心身の状況に応じた適正なものとするよう努めること。

なお、やむを得ない理由で、一時的に繁忙な事態が生じた場合は、介護者の配置を随

時変更する等により、腰部負担の大きい業務が特定の介護者に集中しないように十分配慮すること。

4 施設及び設備の構造等の改善

不適切な施設及び設備は、作業姿勢に密接に関係するので、適切な介護設備、機器等の導入を図るとともに、介護に関連した業務を行うために必要な施設、機器等についても適切なものを整備すること。

また、作業姿勢を適正化するため、実際の作業状況を検討し、次の改善を図ること。

(1) 室の構造等

入所児等の移送は、できるだけストレッチャーによって行うようにし、通路及び各部屋にはストレッチャーの移動の障害となるような段差等を設けないこと。

(2) 浴槽の構造等

イ 浴槽、洗身台、シャワー設備等の配置は、介護者の無用の移動をできるだけ少なくするようなものとする。

ロ 浴槽の縁、洗身台及びシャワーの高さ等は、介護者の身長に適合するものとする。なお、これらの高さが適切でないこととなる介護者に対しては、滑りにくい踏み板等を使用させることも考慮すること。

ハ 移動式洗身台、ローラコンベヤー付き洗身台、移動浴槽、リフト等の介助機器の導入を図ること。

(3) ベッドの構造等

ベッドの高さは、入所児等の身体状況等も考慮し、介護者の身長に適合するものとする。なお、これらの高さが適切でないこととなる介護者に対しては、履物、踏み板等を使用させることも考慮すること。

(4) 付帯設備等

介護中に利用できる背もたれのある椅子や堅めのソファ等を選定し、くつろいで座れるようにすること。また、介護に必要な用具等は、出し入れしやすい場所に収納すること。

(5) 休憩

休憩設備は、労働者の数及び勤務体制を考慮し、利用に便利で、かつ、くつろげるものとするのが望ましい。

5 その他

腹圧を上げるため、必要に応じ、腰部保護ベルト、腹帯等を使用させること。

III 腰部に過度の負担のかかる立ち作業

組立作業、サービス業等における立ち作業においては、拘束性の強い静的姿勢を伴う立位姿勢、作業機器の不適切な配置、作業方法等により、前屈姿勢や過伸姿勢等腰部に過度の負担のかかる姿勢となる場合がある。

このような立位姿勢をできるだけ少なくするため、次の対策を講ずること。

1 作業機器の配置

作業機器の配置は、前屈、過伸展等不自然な姿勢での作業を避けるため、労働者の上肢長、下肢長等体型を配慮したものとす。

2 他作業との組合せ

長時間の立位姿勢保持を避けるため、腰掛け作業等他の作業を組み合わせを行わせること。

3 椅子の配置

(1) 立ち作業が長時間継続する場合には、椅子を配置し、作業の途中で腰掛けて小休止・休息ができるようにすること。

(2) 椅子は高さ、角度等を調整できる背当て付きの椅子を用いることが望ましい。それができない場合には、適当な腰当て等を使用させること。また、椅子の座面と作業台の空間を十分に取り、膝及び足先を自由に動かせる空間を取ること。

4 片足置き台の使用

両下肢をあまり使用しない作業では、作業動作位置に合わせて適当な高さの片足置き台を使用させること。

5 小休止・休息

立ち作業を行う場合には、おおむね1時間につき1、2回程度小休止・休息を取らせ、下肢の屈伸運動やマッサージ等を行わせることが望ましい。

6 その他

腹圧を上げるため、必要に応じ、腰部保護ベルト、腹帯等を使用させること。

IV 腰部に過度の負担のかかる腰掛け作業・座作業

一般に、腰掛け作業・座作業は、立位姿勢に比べて身体全体への負担は軽いが、腰椎にかかる荷重は立位姿勢に比べて大きい。一般事務、OA機器操作、窓口業務、コンベヤー作業等の腰掛け作業又は直接床に座る座作業で、拘束性の強い静的姿勢を伴う作業、腰掛けて身体の可動性が制限された状態で、物を曲げる、引く、ねじる等の動作を伴う作業等腰部に過度の負担のかかる作業を行わせる場合には、次の対策を講ずること。

1 腰掛け作業

(1) 椅子の改善

座面の高さ、奥行き寸法、背もたれの角度及び肘掛けの高さが労働者の体格等に合わせて調節できる椅子を使用させること。また、体圧分布及び座面の堅さにも配慮すること。

(2) 作業台の改善

作業台の高さ、角度及び作業台と椅子との距離は、調節できるように配慮すること。

(3) 作業姿勢等

労働者に対し、次の事項に留意させること。

イ 椅子に深く腰を掛けて背もたれに十分に当て、履物の足裏全体が床に接する姿勢を基本とすること。必要に応じ、滑りにくい足台を使用すること。

ロ 椅子と大腿下部との間には、手指が押し入る程度のゆとりがあり、大腿部に無理な

圧力が加わらないようにすること。

ハ 膝や足先を自由に動かせる空間を取ること。

ニ 前傾姿勢を避けること。また、適宜、立ち上がって腰を伸ばす等姿勢を変えること。

(4) 作業域

腰掛け作業における作業域は、労働者が不自然な姿勢を強いられない範囲とすること。

2 座作業

座作業は、仙腸関節、股関節等に負担がかかるので、できる限り避けることが望ましい。やむを得ず座作業を行わせる場合は、労働者に対し、次の事項に留意させること。

(1) できるだけ同一姿勢を保持しないようにするとともに、適宜、立ち上がって腰を伸ばすようにすること。

(2) あぐらをかく姿勢を取るときは、適宜座ぶとん等を折り曲げて座り、臀部を持ち上げる姿勢が取れるようにすること。

V 長時間の車両運転等の作業

貨物用自動車の運転の作業においては長時間椅座位の姿勢を続けること、車両系建設機械等の運転の作業においては腰部に振動が加わること等により、腰部に過度の負担がかかり腰痛が発生しやすくなる。また、荷物の積卸し作業では、長時間の車両の運転から生ずる拘束姿勢による末梢血液循環の阻害や、一時的な筋力調整不全が生ずることがあり、運転直後に重量物を取り扱うことは好ましくない。これを踏まえて次の対策を講ずること。

1 座席の改善等

(1) 座席は、座面角度、背もたれ角度及び腰背部の支持が適当なものとし、作業開始前に操作性を配慮し、座面角度、背もたれ角度、座席の位置等の適正な調整を行わせること。

(2) 車両からの振動をなるべく減衰させる構造の座席を有する車両を採用するよう配慮することが望ましい。こうした車両を採用できない場合には、クッション等を用いて振動の軽減に努めること。

2 小休止・休息

車両の運転を行う場合には、適宜、小休止・休息を取らせるようにすること。小休止・休息の際は、車両から降りて背伸び等の軽い運動をして、筋収縮による疲労の回復を図らせること。

3 車両運転直後の重量物取扱い

リフター、ローラーコンベヤー等を有する貨物用自動車を採用し、労働者の重量物取扱いによる負担の軽減に努めること。また、人力による荷物の取扱い作業の要領は、1に準ずること。

なお、長時間車両を運転した後に重量物を取り扱う場合は、小休止・休息及び作業前

職場における腰痛予防対策指針の解説

体操を行った後に作業を行わせること。

4 構内レイアウトの改善

フォークリフト又は構内運搬車による構内の運転による荷の運搬に当たっては、車両の運行経路を単純化し、右折・左折、狭い場所での作業等をできるだけ少なくするよう構内のレイアウトの改善に努めること。

5 その他

腹圧を上げるため、必要に応じ、腰部保護ベルト、腹帯等を使用させること。

本解説は、「職場における腰痛予防対策指針」の趣旨、実施上の留意点等を解説したものである。

「1 はじめに」について

(1) 職場における腰痛

一般に、腰痛には、ぎっくり腰（腰椎ねん挫等）、椎体骨折、椎間板ヘルニア、腰痛症等がある。腰痛に密接な関連がある身体の構造として、脊椎の各椎体の間に軟骨である椎間板があり、これが脊椎の動きに際してクッションの働きをしている。また、椎体の周囲に椎間関節、じん帯及び筋肉があり、脊柱を支えている。腰痛は、これらの構造に障害が起きた場合に発生する。

なお、腰痛は、単に腰部に対する痛みだけでなく、臀部から大腿後面・外側面、さらに、膝関節を越えて下腿の内側・外側から足背部・足底部にわたり痛み、しびれ、つっぱり等が広がるものもあることから、本指針における腰痛とは、これらも含むものである。

(2) 腰痛の発生の要因

腰痛の発生の要因は、次のように動作要因、環境要因及び個人的要因に分類される。

イ 動作要因

動作要因には、主として次のようなものがある。

(イ) 強度の身体的負荷

退行性腰椎疾患のある者が、強度の身体的負荷を受けること。

(ロ) 長時間の静的作業姿勢（拘束姿勢）

立位、椅座位、不自然な作業姿勢等の静的作業姿勢を長時間とること。

(ハ) 前屈（おじぎ姿勢）、ひねり、後屈ねん転（うっちゃり姿勢）

前屈、ひねり及び後屈ねん転の姿勢をしばしばとること。

(ニ) 急激又は不用意な動作

物を急に持ち上げるなど急激又は不用意な動作をすること。（予期しない負荷が腰部にかかるときに、腰筋等の収縮が遅れるため身体が大きく動揺して腰椎に負担がかかる。）

ロ 環境要因

環境要因には、主として次のようなものがある。

(イ) 振動

車両系建設機械の運転等により腰部に著しく粗大な振動を受けること。

(ロ) 寒冷

寒冷な環境に身体を置くこと。（筋肉が緊張し、筋収縮及び反射が高まる。）

(ハ) 床面の状態

滑りやすい床面、段差（床面、階段でスリップし、又は転倒して腰痛が発生することがある。）

ハ 個人的要因

個人的要因には、主として次のようなものがある。

(イ) 年齢及び性

年齢とともに腰痛による欠勤及び痛みの持続時間が増加。また、女性は、男性より筋肉労働に由来する腰痛の訴えが多いこと。

(ロ) 体格

体格と、作業台の高さ、作業空間等とが適合していないこと。(なお、肥満と腰痛とは、明確な関係がある。)

(ハ) 筋力等

握力、腹筋力、バランス能力等

(ニ) 心理的要因

作業内容、労働条件等による精神的な緊張、作業に対する責任感、緊張しやすさ等

その他腰痛の既往症、基礎疾患の有無、動作の巧緻性、教育・訓練の有無も腰痛の発生と関係がある。

(3) 労働衛生管理

腰部に著しい負担のかかる作業に対して、労働衛生管理が適正に行われるためには、各事業場における労働衛生管理体制を整備し、それぞれの事業場で実際に行われている作業に即した腰痛予防対策を進めていく必要がある。

実際の労働衛生管理は、事業者、安全衛生の担当者を中心として、また、一定規模以上の事業場においては、衛生委員会、総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者等を中心として進められることとなる。

いずれの事業場においても、必要に応じ、労働衛生コンサルタント、保健婦・看護婦その他労働衛生業務に携わる者との連携を強化することによって、より効果的に運営されることが望ましい。

また、関係労働者は、各事業場における腰痛予防対策を理解し、その実施に積極的に協力することが必要である。

「2 作業管理」について

(1) 自動化、省力化

未熟練労働者、今後増加が予想される中高年齢者等を考慮して、重量物取扱い作業等腰部に著しい負担のかかる作業については、作業の全部又は一部の自動化・機械化を推進することが望ましい。自動化等が困難な場合は、対象物の性状や作業手順等に詳しい現場の労働者等の意見を参考に、適切な補助機器等を導入することが必要である。

(2) 作業姿勢、動作

イ 「不自然な姿勢」には、膝関節を曲げて立つ中腰姿勢、上半身が前傾する前屈姿勢、しゃがむ・かがむ姿勢、床に膝やお尻をつく姿勢が含まれる。労働者が自然な立位又は椅座位で作業対象に正面を向いて作業ができるように作業台等を適切な高

さと位置にするか、又は調節が可能な作業台を使用し、十分な作業空間を確保することが望ましい。

「身体を保持する台等」の「等」には、支柱、腰部保護ベルトが含まれる。

- ロ 同一姿勢を長時間にわたり維持することは腰部への負担を増加するので、休憩、筋疲労を緩和するための小休止・休息、補助機器等の配置、姿勢を変える等の工夫が必要である。また、同じ姿勢や動作が反復するような作業態様をできるだけ避ける。反復の周期や回数等を考慮し、小休止・休息等の間隔を検討することが望ましいが、適宜自発的な小休止・休息が取れるようにすべきである。

- ハ 「腰部に負担のかかる動作」には、持ち上げる・引く・押す・曲げる・ひねる・飛び降りる等の動作がある。急激な動作は、椎間板や筋肉等に衝撃的な力を及ぼし、これらを損傷させて腰痛を発生させることがある。

- ニ 持ち上げる動作では、腹圧をかけたときの方が腹圧をかけないときに比べて、腰椎にかかる負荷が小さい。これは、背筋に加え、腹筋も使って軀幹全体で重量物を支える役割をするためである。

- ホ 頭部を片側にひねると、ひねった側の上・下肢は伸展し、反対側の上・下肢は屈曲する。このように、上肢筋及び下肢筋の緊張は、姿勢反射により調節されているため、頸部又は腰部の不意なひねりを避けることが望ましい。

また、視線は、動作に伴う筋緊張と密接な関係があることから、視線を動作に合わせて移動させることが必要である。なお、このことは注意を集中するためにも役立つ。

(3) 作業標準等

腰部にかかる負担は、取り扱う重量や自動化の状況、作業時間等のほか、労働者の年齢、性、筋力等の個人的要因によって変化する。したがって、作業標準の策定に当たっては、作業密度、作業強度、作業量等が過大にならないように注意し、また、性と年齢を考慮することが重要である。

イ 作業標準の策定

個々の作業や職場について作成された作業標準には、標準的な作業動作、作業姿勢、作業手順、その他の作業方法を網羅する必要があるが、「正しい姿勢で」等のあいまいな表現は避け、必要に応じイラストや写真などを用いて具体的に労働者に分かりやすいものとする必要がある。

作業時間の設定に当たっては、女性又は中高年齢者の配置等に留意する。不自然な姿勢をとることが避けられず、しかも継続することが多い作業や、姿勢の拘束や同一動作の反復が多い作業では、他の腰部負担の少ない作業と組み合わせることにより、腰部に負担がかかる作業時間が少しでも短くなるようにする。

ロ その他

「適正な作業速度」には、交替員を配置する等の方法を併用して、作業速度の個人差を調整する方法が含まれる。

人間は、生理的に、昼間に作業能力が高まり、夜間は活動性が低下する。したがって、夜勤、交替勤務及び不規則勤務等における作業量は、通常の日勤時の作業量

をやや下回るように基準を決める等の配慮が必要である。

(4) 休憩

作業時間の間に適切な長さの休憩をすることにより腰部の緊張を取り除くことは、腰痛を予防する上で重要なことである。また、腰痛の既往歴のある者やその徴候のある者は、適宜小休止・休憩を取り、その再発又は増悪を防ぐことが肝要である。このため、横になって安静を保てるよう十分な広さを有し、筋緊張が緩和できるような快適な環境の休憩設備を確保することが望ましい。

(5) その他

イ 腹帯等は、外力や腹圧を分散させて脊椎の特定点に力を集中させない効果がある。腰部負担の特に大きいと考えられる作業に従事する場合や腰部疲労感等を自覚する場合には、作業中に腹帯や腰痛予防用コルセット等を着用することが望ましい。しかし、着用の仕方によっては腹筋力低下等をもたらすことがあるので、医師の指導を受ける等により、正しい使用方法を理解する必要がある。

ロ 床面からの腰痛等への衝撃を少なくし、転倒等の事故を防ぐために作業用の靴（履物）は、足に適合したもの（大きすぎず、土踏まずや指のつけ根等足底のアーチをしっかりと支えるもの）で、安全なもの（滑りにくいもの、底が薄すぎたり、堅すぎたりしないもの）を選ぶ必要がある。

「3 作業環境管理」について

(1) 温度

温度の設定が適切でない作業環境では、筋肉などの運動器の活動状態が良好でないため、腰痛を発生させるおそれがある。温度の設定に当たっては、作業強度によって体熱の発生量が異なることから、立って行う軽作業に比べ、座作業ではやや高めに、重量物取扱い作業では低めにしよう配慮すること等が必要である。

とりわけ、気温が低すぎると、筋・骨格系が堅くなって作業能率が低下し、腰痛の誘因になることから、寒冷時の屋内作業場では暖房設備により適切な温度環境を維持することが望ましい。労働者が工場内に点在し、又は工場全体の暖房が困難である場合には、労働者の付近を局部的に暖房することも考慮する。

(2) 照明

適切な照度を保って視覚情報を確保することにより動作を予測し、筋緊張を行うことができるため、滑り、転倒、階段の踏みはずし等を防止することができる。また、視覚情報の確保は、姿勢調節を適切に行うためにも必要である。

(3) 作業床面

物の運搬作業中に転倒したり、つまづくと、労働者の腰部に瞬間的に過大な負荷がかかり、腰痛になることがある。このため、作業床面はできるだけ凹凸・段差がなく、かつ、滑りにくいものとするのが望ましい。

(4) 作業空間

不自然な作業姿勢、動作をさけるため、作業場、事務所、通路等の作業空間を十分に確保する必要がある。十分な広さがない、動作の障害となるものがある等の場合に

は、作業開始前に作業空間を十分認識しておくことが必要である。

なお、作業空間には、左右の上肢が水平方向及び垂直方向に到達する範囲（直接的作業空間）のほか、通路、機材の運搬に必要な範囲（間接的作業空間）も含まれる。

(5) 設備の配置等

設備、作業台等を設置し、又は変更する場合は、労働者が設備等に合わせて作業するのではなく、労働者に設備等を合わせるにより、適切な作業位置、作業姿勢、高さ、幅等を確保することができるよう配慮をすることが必要である。

「4 健康管理」について

(1) 健康診断

イ 健康診断の目的

職場における腰痛で最も多く見られるものは、他覚所見に乏しいいわゆる腰痛症と呼ばれるものである。腰部の静的負荷に、作業による機能的負荷が加重され、発生したと思われる腰痛が多い。その背景には、体幹筋の機能不全による不良姿勢や体幹筋の疲労、様々な要因、脊椎及びその周囲組織の加齢的变化、変形性変化、心因的な要素等が考えられる。

健康診断は、腰痛に関する健康管理の基礎資料の収集及び適正配置等を行うために必要な健康上の情報の把握のために実施するものである。

ロ 対象者の目安

「重量物取扱い作業、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者」とは、重量物取扱い作業、社会福祉施設等における介護作業のほか、これらに準ずる作業で、例えば、腰痛が発生し、又は愁訴者が見られる等腰痛の予防・管理等が必要とされる作業に常時従事する労働者が目安となる。

ハ 配置前の健康診断

配置前の健康診断の項目のうち（イ）及び（ロ）の項目の検査の実施に当たっては、参考1の腰痛健康診断問診票を、また、（ハ）から（ヘ）までの検査の実施に当たっては、参考2の腰痛健康診断個人票を用いることが望ましい。

業務歴の調査においては、過去の具体的な業務内容を聴取することが必要である。既往歴の有無の調査及び自覚症状の有無の検査については、医師が直接問診することが望ましいが、参考1の腰痛健康診断問診票により、産業医等医師の指導の下に保健婦等が行ってもよい。その場合には、医師は、保健婦等と事前に十分な打合せを行い、それぞれの問診項目の目的と意義について正しく理解させておくことが必要である。

ニ 定期健康診断

定期健康診断においては、限られた時間内に多数の労働者を診断し、適切な措置を講じることが要求されるが、腰痛は自覚症状としての訴えが基本的な病像であり、様々な因子に影響を受けることが多いため、問診は重要である。

定期健康診断の項目のうち（イ）の項目については、スクリーニング検査とし、医師が直接問診することが望ましいが、参考1の腰痛健康診断問診票により、医師

の指導の下に保健師等が行ってもよい。また、(ロ)の項目の検査の実施に当たっては、参考2の腰痛健康診断個人票により行うことが望ましい。

ホ 事後措置

健康診断は、継続的な健康管理の一環として行うものであるが、単に腰痛者の発見、治療を目的としたものではない。事業者は、労働者の健康を保持増進するため、産業医等の意見を十分に聴取し、作業内容の適否等を考慮しながら、作業環境の整備、作業方法の改善、作業時間の短縮等を行わなければならない。この場合、健康診断結果をその労働者の健康管理に役立てるだけでなく、作業の種類等により分析し、比較・検討した上で、作業環境及び作業方法の改善に反映することが望ましい。

また、健康診断の結果、異常が発見された場合は、産業医等の意見に基づき、必要な治療・運動療法の指導等の措置を講じなければならない。

(2) 作業前体操、腰痛予防体操

イ 作業前体操の実施

急性腰痛は、休日明けの作業開始直後から3、4時間の間に起こりやすいこと、始業時は体の動きや外力に対する反応性等が低下していること、作業の前に筋肉をストレッチ等で刺激するとその後の筋活動に対する備えができることなどから、始業時には、ストレッチ体操や膝、背骨、股関節等の屈伸・ねん転運動等の準備体操を行う必要がある。

腰部に過度の負担のかかる作業を開始する前には、下肢関節の屈伸、体幹部のねん転、筋肉のストレッチを含む体操を行う必要がある。

作業前体操は、参考3を参照として、作業内容に応じた適切なものとし、ヘルスケア・リーダー等の指導の下に行うことが望ましい。

ロ 腰痛予防体操の実施

職場内の施設又は家庭において腰痛予防体操を実施し、腰部を中心とした腹筋、背筋、臀筋等の筋肉の柔軟性を確保するとともに、筋肉を再建することが腰痛の予防にとって重要である。また、腰痛予防体操は、腰痛の治療にも有効である。

腰痛予防体操は、参考4を参照として、産業医等の指導の下に行うこと。

「5 労働衛生教育等」について

(1) 労働衛生教育

腰痛の予防等に関する労働衛生教育は、雇入れ時又は当該業務への配置換えの際に確実に実施するほか、腰痛患者の発生時、作業内容・工程・手順・設備の変更時等にも行うことが重要である。

なお、当該教育の実施に当たっては、十分な知識と経験のある産業医等を講師に依頼し、視聴覚機器の使用や小グループ指導、討論等の方法を取り入れて、教育効果が上がるように工夫することが望ましい。

(2) その他

バランスのとれた食事をとることにより、全身及び筋・骨格系の疲労や老化の防止

に好ましい作用が期待される。また、十分な睡眠も全身及び腰部の疲労回復に有効である。なお、喫煙は、末梢血管を収縮させ、特に腰椎椎間板の代謝を低下させると考えられている。

「別紙 作業態様の対策」について

I 重量物取扱い作業

1 自動化、省力化

腰痛予防のための人間工学的対策は、作業姿勢の改善という目的から開発されたものと、重量物取扱い動作の改善という目的から開発されたものがあるが、具体的な対策は両者に共通する場合が多い。このような対策の具体例として、昇降作業台の採用、サスペンション搬送モノレールの設置、足踏みジャッキの採用等が挙げられる。

2 重量物の取扱い重量

最大筋力を発揮できる時間は極めて短時間であって、筋力は時間とともに急激に低下する。したがって、取扱い重量の上限は、把持時間との兼ね合いで決まる。また、把持時間は、筋力の強弱によって左右される。

重量物を反復して持ち上げる場合は、エネルギー消費量が大きくなり、呼吸・循環器系の負担が大きくなるので、反復回数に応じて作業時間と小休止・休憩時間を調節する必要がある。

なお、一般に女性の持ち上げ能力は、男性の60%位である。

3 荷姿の改善、重量の明示等

取り扱う荷物に取っ手等を取り付けたリ、包装して持ちやすくする場合は、重心の位置ができるだけ労働者に近づくようにする。

同一重量でも、荷物の形状により取扱いに難易を生じ、また、実際の重量が、外見とは大きく異なることがある。このため、頼った力の入れ方、荷物の反動等により、腰部に予期せぬ負担が発生し、腰痛を引き起こすことがある。取り扱う荷物の重量を表示することにより、労働者が、あらかじめ当該荷物の重量を知り、持ち上げる等の動作に当たり、適切な構えで行うことが可能となる。

なお、著しく重心の偏っている荷物で、それが外見から判断できないものについては、重心の位置を表示し、適切な構えで取り扱わせることも必要である。

4 作業姿勢、動作

- (1) 床面等から荷物を持ち上げる場合には、片足を少し前に出し、膝を曲げてしゃがむように抱え(図a)、この姿勢から膝を伸ばすようにすることによって持ち上げる。両膝を伸ばしたまま上体を下方に曲げる姿勢(図b)を取らないようにする。ただし、膝に障害のある者が軽量の物を取り扱う場合には、この限りでない。

図 a



好ましい姿勢

図 b



好ましくない姿勢

- (2) 重量物を持ったまま身体をねんねさせるといった動作は、腰部への負担が極めて大き

くなるため腰痛が発生しやすい。身体のみねりを伴う作業を解消することが理想であるが、それが困難な場合には作業台の高さ、位置、配列等を工夫し、身体のみねりを少なくすべきである。

II 重症心身障害児施設等における介護作業

1 作業姿勢、動作

- イ 立位から床上にいる人を抱え上げる場合には、片足を少し前に出し、膝を曲げてしゃがむように抱え(図a)、この姿勢から膝を伸ばすようにすることによって持ち上げる。両膝を伸ばしたまま上体を下方に曲げる姿勢(図b)を取らないようにする。

図 a



好ましい姿勢

図 b



好ましくない姿勢

- ロ 立位で人を抱え、身体の前方で保持する場合には、できるだけ身体の前で支え(図a)、腰の高さより上に持ち上げないようにする(図b)。

また、背筋を伸ばしたり、身体を後に反らしたりしないようにする(図c)。

図 a



図 b



図 c



2 作業標準

介護に係る作業標準は、画一的なものにならないよう、それぞれの作業条件を勘案して策定する。なお、新しい機器や設備を導入したり、入所児等、作業内容等に変更があった場合には、その都度、作業標準の見直しを行う必要がある。

長時間にわたり不自然な姿勢で介護を行うことは腰部に負担をかけることとなる。したがって、介護者の役割分担を明確に示し、併せて時間管理等を行うことにより、作業をしながら日誌を書く、食事の介助をしながら自分の食事を取る等2つ以上の行為を同時にすることがないように配慮した作業標準を策定する必要がある。

3 施設及び設備の構造等の改善

介護設備、機器等の導入に当たっては、人間工学や労働衛生等の専門家の意見を聴き、ベッド、浴槽、トイレ、洗身台、介護室・居室、作業室、医務室、調理場、施設への出入口、連絡道、床面の材質、段差等について点検し、安全衛生面のみならず使いやすさを追及した施設・設備の改善を図ることが望ましい。

また、ベッドは入所児等の移動が容易で高さの調整が可能なものとする。

「介護に関連した業務を行うために必要な施設、機器等についても適切なものを整備する」とは、介護者が行う介護に関連した業務を行うための設備、例えば、事務、会議等を行うため、必要に応じ、十分な広さの机・背もたれのある椅子等を整備することを

いう。

「介護に必要な用具等」とは、生活用品、寝具、医療器具、介護器具、教材、遊具等をいう。

Ⅲ 腰部に過度の負担のかかる立ち作業

1 作業機器の配置

作業機器の配置が適当でない場合は、前屈姿勢や過伸姿勢を強いられることになるが、これらの姿勢は椎間板内圧を著しく高めることが知られている。

また、作業面を身長に合わせるための最も簡単な方法として、足台の使用がある。

2 他作業との組合せ

腰椎にかかる荷重負担は、立位姿勢より椅座位姿勢のほうが大きいので、立位姿勢に椅座位姿勢を組み合わせる場合には、腰痛の既往歴のある労働者に十分配慮する必要がある。

3 椅子の配置

長時間立位姿勢を保つことにより、椎間板にかかる内圧の上昇のほかに、脊柱支持筋及び下肢筋の筋疲労が生じる。椅子の使用は、脊柱支持筋及び下肢筋の緊張を緩和し、筋疲労を軽減するのに効果がある。

4 片足置き台の使用

片足置き台に、適宜、交互に左右の足を載せることは、腰痛の予防に効果がある。片足置き台は適切な材料で、安定性があり、滑り止めのある適当な大きさ、高さ、面積のあるものとする。

5 小休止・休息

小休止・休息を取り、下肢の屈伸運動等を行うことは、下肢の血液循環を改善するために有効である。

Ⅳ 腰部に過度の負担のかかる腰掛け作業・座作業

1 腰掛け作業

(1) 椅子の改善

大腿と脛幹を90°に固定すると骨盤が後方に回転し、腰部の生理的後彎が減少する。重心が前方に移るため、腰背筋の活動性が高まる。また、椅座位は立位に比べて椎間板内圧が高いことが知られている。腰痛と関係のあるこのような状態を緩和するために、椅子の改善が重要である。

腰痛防止の観点から望ましい椅子の条件は、次のとおりである。

- ① 臀部が前方に滑らないように座面が後方に傾斜(14°～24°)すること。
- ② 背もたれが後方に傾斜(110°～130°)すること。
- ③ 背もたれに腰パッドが備えられていること。腰パッドの頂点は第3腰椎と第4腰椎の間にあることが望ましい。

椅子は労働者の体格に合わせて調節できるものが望ましく、椅子の調節部位は座面高、背もたれの位置の前・後方への移動、背もたれの高さ、座面の角度等である。

椅子は、その位置が調節できるようにキャスター付きの安定したもので、座面や背もたれの材質は、快適で熱交換の良いものが望ましい。

(2) 作業台の改善

作業台上の機器・用具の配備は、作業域及び視機能を確保するために広さと高さが適切なものとする。

(3) 作業姿勢等

椅座位姿勢は立位姿勢に比べて、足関節、膝関節等を固定する必要がないため、身体全体から見れば筋疲労が軽減される。また、下肢筋の収縮が軽度で、心臓に対する下腿の静水圧も小さいので、静脈環流の阻害も立位に比べて少ない。

また、上体が安定しているため精密作業や筆記等の事務作業に適している。しかし、可動性が制限されているため、体位の反復移動を必要とする作業や大きな筋力、回転力等を必要とする作業には適さない。

長時間、椅座位を取り続けると背部筋の疲労によって前傾姿勢になり、また、腹筋の弛緩、脊柱の生理的彎曲の変化や大腿部圧迫の影響も現れる。この影響を避けるため、足の位置を変えたり、背もたれの角度を変えて後傾姿勢を取ったり、適宜立ち上がって膝を伸ばす等姿勢を変える必要がある。

2 座作業

座作業では強度の前傾姿勢が避けられないため、腰部の筋収縮が強まり、椎間板内圧が著しく高まる。このため、できるだけ座作業を避けることが必要である。

座作業は、いわゆる「職人」等に多く見られる。座作業においては、作業速度を制御し、小休止・休息を長めに、回数を多く取ることが望ましい。

V 長時間の車両運転等の作業

1 座席の改善等

座席は、加速度や振動に対して腰背部の支持を安定させるために、体圧分布、着座姿勢、クッション性、背幅の寸法感覚、ホールド性が良好なものであることが必要である。

上体を真直に伸ばした椅座位は、自然にリラックスした椅座位に比べて、振動の影響を受けやすく、振動により筋緊張や反射が高まり、末梢血流が減少する。また、平衡覚刺激の影響や視認時間の延長等視覚機能の低下もいわれている。したがって、座席を、振動を減衰させるような構造に改善することが望ましい。

腰痛に関係のある椎間板内圧は、腰部サポートの高さと背もたれの傾斜角度の影響を受け、背もたれ角度が大きくなるに従い低くなるが、背もたれ角度が130°を超えると肘関節が伸びてハンドル操作性が悪くなり、肩の筋の負担が増大する。したがって、背もたれの角度は110°から120°程度がよい。

2 小休止・休息

小休止・休息は拘束姿勢による負担を解消するためのものであるから、車両から降りて全身の軽い屈伸運動をする等の「積極的休息(アクティブ・レスト)」を取らせることが望ましい。

また、フォークリフト等で見られる後ろ向き姿勢での運転作業については、小休止・

休息を長めに取らせることが望ましい。

3 車両運転直後の重量物取扱い

車両運転中は、拘束姿勢による末梢血液循環の阻害、起幹筋の筋緊張の高まり、内耳の平衡覚に対する振動の影響等により、一時的な筋力調節不全（脱力感）等が生ずることがあり、長時間の車両運転の直後に重量物を取り扱うことは好ましくない。したがって、小休止・休息及び作業前体操を行って、筋力調節不全と末梢血液循環の阻害を解消してから、重量物の取扱い作業を行う必要がある。

基 発 第 6 0 0 号

平成 6 年 9 月 2 9 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

フォークリフト特定自主検査者能力向上教育について

安全衛生教育については、平成 3 年 1 月 2 1 日付け基発第 3 9 号「安全衛生教育の推進について」によりその推進を図っているところであるが、このうち、標記教育については、上記通達によるほか、昭和 6 2 年 1 1 月 2 6 日付け基発第 6 6 9 号「フォークリフト特定自主検査者に対する実務向上教育について」により行ってきたところである。

先般、フォークリフトの定期自主検査指針について、最近の検査技術の動向等にかんがみ、平成 5 年 1 2 月 2 0 日付け自主検査指針公示第 1 5 号により改正されたことを踏まえ、標記教育に係るカリキュラム等についても見直しを行い、実施要領を別添のとおり改正することとした。

ついては、標記教育を行う団体に対して本実施要領に基づいて当該教育を実施するよう指導援助を行うとともに、対象者に対し当該教育を受講させるよう関係事業者に勧奨されたい。

なお、本通達をもって、昭和 6 2 年 1 1 月 2 6 日付け基発第 6 6 9 号は廃止する。

別添

フォークリフト特定自主検査者能力向上教育実施要領

1 目的

近年、フォークリフトは、物流の合理化、荷役の省力化等に伴い、高性能化、多機能化され、その技術的進展は著しいものがある。これに伴い、フォークリフトの特定自主検査の業務に従事する者に対しては、これらの技術的進展に対応するため従来にもまして検査等について高度な知識と技能が要求されている。

このため、フォークリフトの特定自主検査の業務に従事する者に対し、能力向上教育を実施することにより、最近の技術の進展に対応した知識等を付与し、もって労働者の安全の一層の確保を図ることとする。

2 対象者

フォークリフトの特定自主検査の業務に従事しておおむね5年以上経過した者とする。

3 教育カリキュラム等

(1) 教育カリキュラムは、別紙の「フォークリフト特定自主検査者能力向上教育カリキュラム」によること。

(2) 教材としては、「フォークリフト特定自主検査者能力向上教育用テキスト」（社団法人建設荷役車両安全技術協会発行）が適当と認められること。

(3) 1回の教育対象人員は、50人以内とすること。

(4) 講師は、次のいずれかに該当するものとする。

① 検査員等の資格等に関する規程第6条の5に規定するフォークリフトに係る労働大臣が定める研修の講師として認められる者

② 社団法人建設荷役車両安全技術協会が実施する本教育の講師養成研修を修了した者

③ 別紙の「フォークリフト特定自主検査者能力向上教育カリキュラム」の科目について学識経験を有する者

4 修了証の交付等

安全衛生団体等が教育を実施した場合には、修了者に対して「フォークリフト特定自主検査者能力向上教育」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別紙

フォークリフト特定自主検査者能力向上教育カリキュラム

事務連絡

平成6年9月29日

都道府県労働基準局
安全主務課長 殿労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

科 目	範 囲	細 目	時 間
1 最近のフォークリフトに関する知識	最近のフォークリフトの傾向と特徴	イ 走行に関する装置 ロ 荷役に関する装置 ハ 安全装置	1.0
2 検査及び検査機器に関する知識	(1) 検査の方法	新しい機構及び装置の検査の方法及び判定基準	5.0
	(2) 検査機器	検査機器の種類、用途及び使用方法	
	(3) 故障診断	故障診断の方法	
	(4) 安全衛生の確保	検査作業における安全衛生対策	
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	イ 災害の発生状況 ロ 災害の原因と対策 ハ 災害事例研究	1.0
	(2) 労働安全衛生法令のうちフォークリフトに関する事項	イ 労働安全衛生法 ロ 労働安全衛生法施行令 ハ 労働安全衛生規則	
計			7.0

フォークリフト特定自主検査者能力向上教育の実施について

標記については、平成6年9月29日付け基発第600号「フォークリフト特定自主検査者能力向上教育について」により実施要領が示されたところであるが、その実施にあたっては、下記に留意のうえ遺漏なきを期されたい。

記

1 実施者

- (1) 社団法人建設荷役車両安全技術協会から、都道府県単位で標記教育を実施する計画がある旨の申し出がなされているので、その実施について相談があった場合には、適切な指導を行うこと。
- (2) 上記以外の団体から標記教育の実施について申し出があった場合には、当分の間、本省安全課に連絡すること。

2 修了証の交付等

1の(1)の社団法人建設荷役車両安全技術協会が行う標記教育については、同協会の都道府県支部が修了証の交付等を行うこととしていること。

基発第136号
平成7年3月22日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

職場における腰痛予防対策に係る
労働衛生教育の推進について

職場における腰痛予防対策については、平成6年9月6日付け基発第547号「職場における腰痛予防対策の推進について」により示したところであるが、今般、職場における腰痛予防対策に係る労働衛生教育を効果的に推進するため、別添1のとおり「腰痛予防のための労働衛生教育実施要領」（以下「教育要領」という。）を、また、別添2のとおり「腰痛予防のための労働衛生教育指導員（インストラクター）講習実施要領」（以下「講習要領」という。）を定めたので、下記の事項に留意の上、本教育が円滑かつ効果的に推進されるよう配慮されたい。

なお、関係団体に対しては、本職から別紙のとおり要請を行ったので、了知されたい。

記

1 教育要領について

- (1) 教育要領の2の「安全衛生団体」としては、都道府県労働基準協会等（中央労働災害防止協会都道府県支部）、建設業労働災害防止協会都道府県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会都道府県支部その他これらに準ずる団体が適当と認められるので、これらの団体において実施できるよう適切に指導すること。
 - (2) 事業者が行う本教育の講師については、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会又は陸上貨物運送事業労働災害防止協会が行う「腰痛予防のための労働衛生教育指導員（インストラクター）講習」の修了者等十分な知識及び経験を有する者のうちから選任するよう指導すること。
 - (3) 安全衛生団体の行う本教育の講師については、次の者のうちから選任するよう指導すること。
 - イ 労働衛生指導医、衛生管理士、労働衛生コンサルタントその他労働衛生に関する学識を有する者
 - ロ 「腰痛予防のための労働衛生教育指導員（インストラクター）講習」の修了者
- 2 講習要領について
- 講習要領に基づく講習として、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会及び陸上貨物運送事業労働災害防止協会において別添2により「腰痛予防のための労働衛生教育指導員（インストラクター）講習」を平成7年度から実施する予定であるので、関係事業場に対する周知に努められたいこと。

別添1

腰痛予防のための労働衛生教育実施要領

1 目的

腰部に著しい負担のかかる作業に従事する者（以下「対象作業従事者」という。）及び対象作業従事者を直接管理監督する者（以下「対象作業管理者」という。）に対し、腰痛予防に必要な知識を付与することにより作業環境、作業方法等の改善、適正な健康管理の実施に資することを目的とする。

2 実施者

実施者は、事業者又は安全衛生団体とする。

3 対象者

対象者は、対象作業従事者及び対象作業管理者とする。

4 実施時期

実施時期は、対象作業従事者については当該作業に配置する際とする。ただし、現に当該作業に就いている者であって本教育を受けていない者については、順次計画的に実施するものとする。

また、対象作業管理者については、対象作業従事者を直接管理監督する業務に配置する際とするが、現に対象作業従事者を直接管理監督している者であって本教育を受けていないものについては、順次計画的に実施するものとする。

5 教育カリキュラム

教育カリキュラムは、製造業等屋内労働型産業用のAと、建設業、運輸業等屋外労働型産業用のBの2種類とする。

対象作業従事者に対する教育カリキュラムは、別表A1及びB1の「対象作業従事者に対する腰痛予防のための労働衛生教育カリキュラム」とし、また、対象作業管理者に対する教育カリキュラムは別表A2及びB2の「対象作業管理者に対する腰痛予防のための労働衛生教育カリキュラム」とする。各表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、中欄に掲げる範囲について右欄に掲げる時間以上行うものとする。

6 講師

本教育の講師は、腰痛予防のための労働衛生管理について十分な知識及び経験を有する者とする。

7 修了の証明等

- (1) 事業者は、本教育を実施したときは、当該教育ごとに受講者、科目等の記録を作成し、保管するものとする。
- (2) 安全衛生団体が本教育を実施したときは、修了者に対し、その修了を証する書面を交付する等の方法により本教育の受講を証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管するものとする。

(別表 A 1)

対象作業従事者に対する腰痛予防のための労働衛生教育
カリキュラム（屋内労働型産業用）

科 目	範 囲	時 間
作業管理	作業方法、腰痛発生事例、補装具の使用	45分
作業環境管理	作業環境管理	45分
健康管理	腰痛に関する知識、健康診断及び事後措置、健康相談	45分
体操の実技	作業前体操、腰痛予防体操	45分

(計3時間)

(別表 A 2)

対象作業管理者に対する腰痛予防のための労働衛生教育
カリキュラム（屋内労働型産業用）

科 目	範 囲	時 間
管理者の役割と心構え	管理者の役割と心構え、労働衛生教育のあり方	1時間
労働衛生管理の概論	労働衛生の目的、労働衛生管理の進め方	
職場における腰痛の発生状況と対策事例	腰痛の発生状況、腰痛発生事例、腰痛予防対策事例	1時間
腰痛概論	腰痛に関する知識	1時間
作業管理	作業方法、補装具の使用	1時間
作業環境管理	作業環境管理	1時間
健康管理	健康診断及び事後措置、健康相談	1時間
体操の理論と実技	作業前体操、腰痛予防体操	1時間

(計7時間)

(別表 B 1)

対象作業従事者に対する腰痛予防のための労働衛生教育
カリキュラム（屋外労働型産業用）

科 目	範 囲	時 間
作業管理	作業方法、腰痛発生事例、補装具の使用	60分
作業環境管理	作業環境管理	30分
健康管理	腰痛に関する知識、健康診断及び事後措置、健康相談	45分
体操の実技	作業前体操、腰痛予防体操	45分

(計3時間)

(別表 B 2)

対象作業管理者に対する腰痛予防のための労働衛生教育
カリキュラム（屋外労働型産業用）

科 目	範 囲	時 間
管理者の役割と心構え	管理者の役割と心構え、労働衛生教育のあり方	1時間
労働衛生管理の概論	労働衛生の目的、労働衛生管理の進め方	
職場における腰痛の発生状況と対策事例	腰痛の発生状況、腰痛発生事例、腰痛予防対策事例	1時間
腰痛概論	腰痛に関する知識	1時間
作業管理	作業方法、補装具の使用	1時間 30分
作業環境管理	作業環境管理	30分
健康管理	健康診断及び事後措置、健康相談	1時間
体操の理論と実技	作業前体操、腰痛予防体操	1時間

(計7時間)

別添 2

腰痛予防のための労働衛生教育指導員
(インストラクター) 講習実施要領

- 1 目的
腰部に著しい負担のかかる作業に従事する者及びこれらの労働者を直接管理監督する者に対する腰痛予防のための労働衛生教育の講師になろうとする者に対し、腰痛予防のための労働衛生管理に関する専門的な知識を体系的に付与することにより効果的な労働衛生教育の実施に資することを目的とする。
- 2 実施機関
実施機関は、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会及び陸上貨物運送事業労働災害防止協会とする。
- 3 講習カリキュラム
講習カリキュラムは、製造業等屋内労働型産業用のAと、建設業、運輸業等屋外労働型産業用のBの2種類とし、それぞれ、別表A及びBの「腰痛予防のための労働衛生教育指導員(インストラクター)講習カリキュラム」とする。表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、中欄に掲げる範囲について右欄に掲げる時間以上行うものとする。
- 4 講師
本講習の講師は、腰痛予防のための労働衛生管理について十分な知識及び経験を有する者とする。
- 5 定員
定員は、1回60名以内とする。
- 6 修了の証明等
本講習を実施した機関は、修了者に対し、その修了を証する書面を交付する等の方法により所定の講習を修了したことを証明するとともに、講習修了者名簿を作成し、保管するものとする。

(別表 A)

腰痛予防のための労働衛生教育指導員講習
カリキュラム (屋内労働型産業用)

科 目	範 囲	時 間
インストラクターの役割と心構え	インストラクターの役割と心構え、労働衛生教育のあり方	30分
労働衛生管理の概論	労働衛生の目的、労働衛生管理の進め方 関係法令	1時間 30分
職場における腰痛の発生状況と対策事例	腰痛の発生状況、腰痛発生事例、腰痛予防対策事例	1時間 30分
腰痛概論	腰痛に関する知識、腰部の構造・機能	2時間
作業管理	作業方法、補装具の使用	2時間
作業環境管理	作業環境管理	2時間
健康管理	健康診断及び事後措置、健康相談	2時間
体操の理論と実技	作業前体操、腰痛予防体操	3時間
労働衛生教育の方法	教育技法、指導案の作成、教育実技	3時間

(計17時間30分)

(別表B)

腰痛予防のための労働衛生教育指導員講習
カリキュラム(屋外労働型産業用)

科 目	範 題	時 間
インストラクターの役割と心構え	インストラクターの役割と心構え、労働衛生教育のあり方	30分
労働衛生管理の概論	労働衛生の目的、労働衛生管理の進め方 関係法令	1時間 30分
職場における腰痛の発生状況と対策事例	腰痛の発生状況、腰痛発生事例、腰痛予防対策事例	1時間 30分
腰痛概論	腰痛に関する知識、腰部の構造・機能	2時間
作業管理	作業方法、補装具の使用	3時間
作業環境管理	作業環境管理	1時間
健康管理	健康診断及び事後措置、健康相談	2時間
体操の理論と実技	作業前体操、腰痛予防体操	3時間
労働衛生教育の方法	教育技法、指導案の作成、教育実技	3時間

(計17時間30分)

別紙

基発第136号の2
平成7年3月22日

別記の関係団体の長 殿

労働省労働基準局長

職場における腰痛予防対策に係る
労働衛生教育の推進について

労働基準行政の推進につきましては、平素から格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、職場における腰痛予防対策につきましては、平成6年9月6日付け基発第547号「職場における腰痛予防対策の推進について」により「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、その周知に努めているところです。

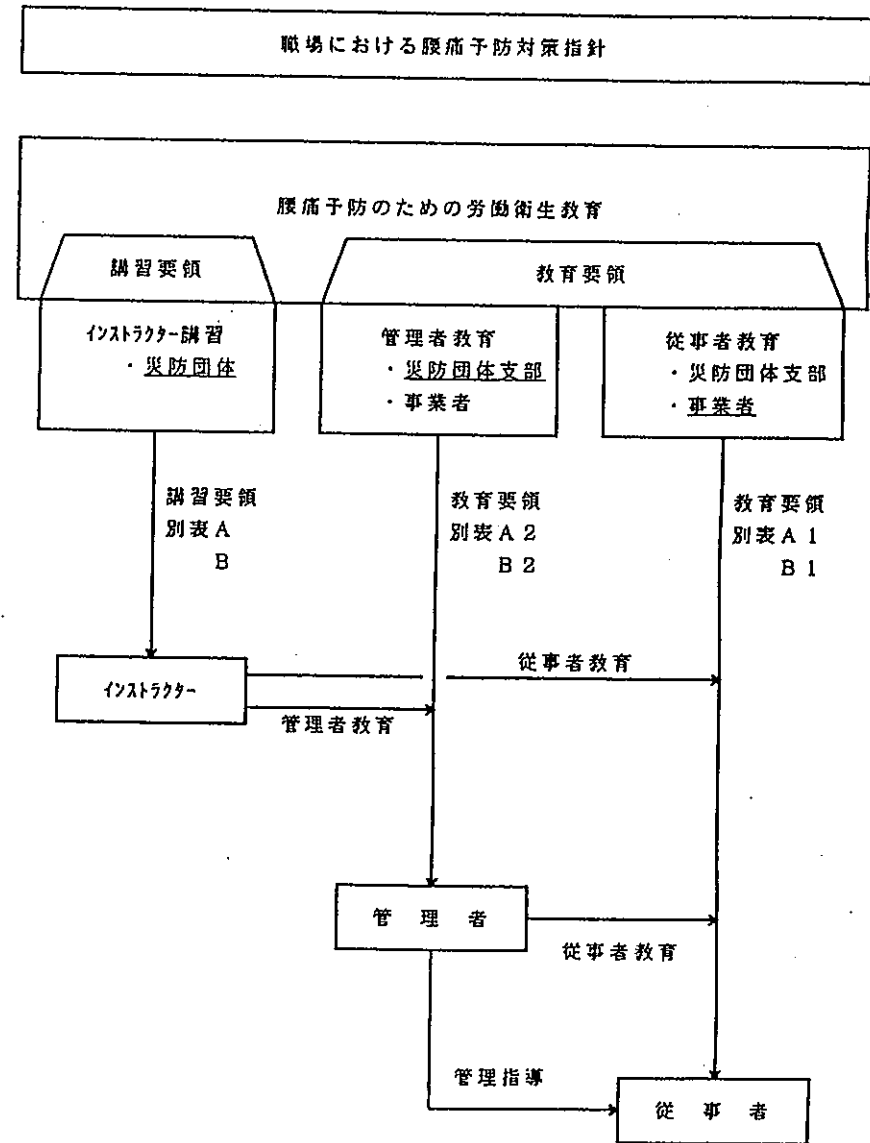
その一環として、このたび、別添1のとおり「腰痛予防のための労働衛生教育実施要領」（以下「教育要領」という。）を、また、別添2のとおり「腰痛予防のための労働衛生教育指導員（インストラクター）講習実施要領」（以下「講習要領」という。）を定め、職場における腰痛予防対策に係る労働衛生教育を推進することとしました。つきましては、貴団体におかれましても、その趣旨を御理解いただき、本教育の推進に御配慮くださるようお願い申し上げます。

別記

- 社団法人全国労働基準関係団体連合会
- 中央労働災害防止協会
- 建設業労働災害防止協会
- 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- 林業・木材製造業労働災害防止協会
- 鉱業労働災害防止協会
- 港湾貨物運送事業労働災害防止協会

(参考)

腰痛予防のための労働衛生教育の概念図



安全衛生教育関係通達集

索引

本通達集の索引は、次の項目から索引できるように構成してある。

1. 基本通達として〔安全衛生教育の推進について〕、〔指針の公示・指針〕、〔その他の関連通達〕及び〔安全衛生教育カリキュラム〕については、発効年代順とした。

また、〔安全衛生通達・内翰・事務連絡〕は、五十音順とした。

安全衛生教育の推進について（発効順）
指針の公示・指針（発効順）
安全衛生教育通達・内翰・事務連絡〔五十音順〕
その他の関連通達（発効順）
安全衛生教育カリキュラム（発効順）

2. 各通達に基づく安全衛生教育カリキュラムについては、それぞれ【業種別・規則別等安全衛生教育カリキュラム】及び【教育対象者別教育カリキュラム】としてどちらからでも索引できるようにした。

【業種別・規則別等安全衛生教育カリキュラム】

共 通
林業関係
建設業関係
運送業関係
製造業関係
電気業関係
自動車整備業関係
ビル管理業・清掃業関係
ボイラー則関係
クレーン則関係
有機則関係
鉛則関係
特化則関係
高圧則関係
電離則関係
粉じん則関係
その他（安衛則関係）

【教育対象者別教育カリキュラム】

1. 就業制限業務に従事する作業者
2. 危険有害業務に従事する作業者「特別教育修了者」
3. 危険有害業務に従事する作業者「特別教育に準じた教育修了者・その他」
4. 危険有害業務従事者に対する教育指導員
5. 管理監督者(1)
6. 管理監督者(2)
7. 作業主任者(3)
8. 職長等(4)
9. 作業指揮者(5)
10. 経営首脳者
11. 技術者等
12. その他

安全衛生教育関係通達集
(索 引)

〔安全衛生教育の推進について〕

基発第 176号	49. 4. 3	安全衛生教育の推進について 安全衛生教育推進要綱	(S59. 2. 16 基発第76号により廃止)	3 3
基発第 217号	51. 2. 20	安全衛生教育の推進について	(49. 4. 3 基発第 176号の関連通達)	7
基発第 91号	52. 2. 21	安全衛生教育の推進について	(51. 2. 20 基発第 217号の関連通達)	10
基発第 515号	53. 9. 18	安全衛生教育の推進について	(51. 2. 20 基発第 217号の関連通達)	16
安全課長名内翰	53. 9. 18	安全衛生教育の推進について		17
基発第 212号	54. 5. 2	安全衛生教育の推進について	(51. 2. 20 基発第 217号の関連通達)	18
基発第 76号	59. 2. 16	安全衛生教育の推進について「49. 4. 3基発第 176号を廃止」 安全衛生教育推進要綱	(H3. 1. 21 基発第39号により廃止)	37 37
基発第 148号	59. 3. 26	安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について		42
基発第 39号	3. 1. 21	安全衛生教育の推進について 「59. 2. 16 基発第76号を廃止」		236
基安発第 2号	3. 1. 21	安全衛生教育推進要綱の運用について		244

〔指針の公示・指針〕

基発第 246号	1. 5. 22	労働災害防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針の公示について		158
労働省	1. 5.	労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針		162
基発第 247号	1. 5. 22	危険又は有害な業務に現に就いてる者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について		171
労働省	1. 5.	危険又は有害な業務に現に就いてる者に対する安全衛生教育に関する指針		175
基発第 723号	2. 12. 4	労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針について		230
基発第 724号	2. 12. 4	危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針について		234
基発第 583号	5. 9. 30	危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針について		308
基発第 30号	6. 1. 14	労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針の一部を 改正する指針について		312
基発第 437号	6. 7. 6	労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針の一部を 改正する指針について		318

〔安全衛生教育通達・内翰・事務連絡〕

(五十音順)

あ

基発第 602号	2.10.1	足場の組立て等作業主任者能力向上教育について	226
基発第 545号	59.10.9	安全・衛生管理特別指導事業場等の経営首脳者等に対する安全衛生セミナーについて	68
安全課長名内翰	60.3.12	安全管理者に対する実務教育の実施について	74
基発第 319号	4.6.1	安全管理者能力向上教育(初任時)について	266
事務連絡	4.6.1	安全管理者能力向上教育(初任時)の実施について	268
基発第 1号	4.1.1	石綿含有建築材料の施工作业における石綿粉じんばく露防止対策の推進について	251
事務連絡	4.1.4	石綿含有建築材料の施工作业における労働衛生教育の推進について	258
基発第 200号	63.3.30	石綿除去作業、石綿を含有する建設用資材の加工等の作業等における石綿粉じんばく露防止対策の推進について	153
基発第 113号	2.3.1	移動式クレーン運転士安全衛生教育について	194
事務連絡	2.3.1	移動式クレーン運転士安全衛生教育の実施について	196
基発第 546号	59.10.9	移動式クレーンの定期自主検査者に対する安全教育について	70
安全課長名内翰	59.10.9	移動式クレーンの定期自主検査者に対する安全教育の実施について	71
基発第 547号	59.10.9	移動式クレーンの整備者に対する安全教育について	72
安全課長名内翰	59.10.9	移動式クレーンの整備者に対する安全教育の実施について	73
基発第 82号	6.2.17	衛生管理者能力向上教育(定期又は随時)について	315
事務連絡	6.2.17	衛生管理者能力向上教育(定期又は随時)の実施について	317

か

基発第 471号	2.7.23	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育について	216
事務連絡	2.7.23	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育の実施について	217
基発第 213号	62.4.13	化学設備等の定期自主検査者に対する安全教育について	130
安全課長名内翰	62.4.13	化学設備等の定期自主検査者に対する安全教育の実施について	131
基発第 320号	4.6.1	ガス溶接作業主任者能力向上教育について	269
事務連絡	4.6.22	ガス溶接作業主任者能力向上教育の実施について	270
基発第 205号	59.4.25	仮設機材管理者に対する安全教育について	51
安全課長内翰	59.4.25	仮設機材管理者に対する安全教育の実施について	52
基発第 321号	60.6.10	型式検定対象機械等の工作責任者等に対する安全教育について	87
基発第 438号	6.7.6	乾燥設備作業主任者に対する能力向上教育について	320
基発第 518号	4.9.17	機械集材運転業務従事者安全衛生教育について	278
事務連絡	4.9.17	機械集材運転業務従事者安全衛生教育の実施について	279
基発第 112号	2.3.1	クレーン運転士安全衛生教育について	191
事務連絡	2.3.1	クレーン運転士安全衛生教育の実施について	193
基発第 676号	62.12.4	クレーン組立・解体作業指揮者に対する安全教育について	143
安全課長名内翰	63.1.22	クレーン組立・解体作業指揮者に対する安全教育の実施について	144
基発第 424号	55.8.11	クレーン等の設計技術者に対する安全教育について	29
安全課長名内翰	55.8.11	クレーン等の設計技術者に対する安全教育の実施について	30
基発第 328号	59.6.26	原子力発電所における放射線業務に係る労働衛生教育の推進要領について	52
基発第 328号02	59.6.26	原子力発電所における放射線業務に係る労働衛生教育の推進要領について	56
基発第 129号	2.3.15	建設業における安全衛生推進者能力向上教育(初任時)について	201
事務連絡	2.3.15	建設業における安全衛生推進者能力向上教育(初任時)の実施について	203
基安発第 30号	61.7.16	建設業粉じん作業特別教育指導員講習の実施について	114
労働衛生課長名内翰	61.7.16	建設業粉じん作業特別教育の実施について	115
基発第 543号	61.9.13	建設工事における移動式クレーン作業の安全技術教育について	116

安全課長名内翰	61. 9. 13	建設工事における移動式クレーン作業の安全技術教育の実施について	117
基発第 131号	2. 3. 15	港湾貨物運送事業における安全衛生推進者能力向上教育（初任時）について	207
事務連絡	2. 3. 15	港湾貨物運送事業における安全衛生推進者能力向上教育（初任時）の実施について	209
基発第 124号	4. 3. 17	港湾貨物運送事業における安全管理者能力向上教育（定期又は随時）について	259

さ

基発第 270号	62. 5. 8	再圧室操作業務従事者に対する特別教育指導員（インストラクター）講習について	133
基発第 284号	60. 5. 23	採石のための掘削作業主任者に対する実務向上教育について	85
基発第 544号	59. 10. 9	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）作業安全技術教育について	65
安全課長名内翰	59. 10. 9	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）作業安全技術教育の実施について	67
基発第 56号	61. 2. 7	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習の修了者に対する技能向上教育について	108
基発第 670号	62. 11. 26	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）特定自主検査者に対する実務向上教育について	141
安全課長名内翰	62. 11. 27	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）特定自主検査者に対する実務向上教育の実施について	142
基発第 366号	5. 6. 11	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育について	303
事務連絡	5. 6. 11	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育の実施について	304
基発第 650号	4. 12. 11	車両系荷役運搬機械等作業指揮者に対する安全衛生教育について	294
基発第 547号	6. 9. 6	職場における腰痛予防対策の推進について	323
基発第 136号	7. 3. 22	職場における腰痛予防対策に係る労働衛生教育の推進について	337
基発第 163号	62. 3. 24	ショベルローダー等の定期自主検査者に対する安全教育について	126
安全課長名内翰	62. 3. 24	ショベルローダー等の定期自主検査者に対する安全教育の実施について	127
基発第 265号	55. 5. 22	ずい道等の掘削・覆工等の業務に従事する労働者に対する安全衛生教育の実施について	25
基発第 216号	56. 4. 10	ずい道等の掘削・覆工等の業務及び高圧室内業務に係る特別教育の実施について	33
安全課長名内翰	56. 4. 10	ずい道等の掘削・覆工等の業務及び高圧室内業務に係る特別教育の実施について	33
基発第 683号	61. 12. 22	ストラドルキャリアの運転者に対する安全教育について	120
安全課長名内翰	61. 12. 22	ストラドルキャリアの運転業務の作業者に対する安全教育の実施について	121
基発第 659号	4. 12. 21	ストラドルキャリアの運転業務従事者安全衛生教育（定期又は随時）について	296
基発第 561号	60. 10. 1	船内荷役作業主任者に対する実務向上教育について	89
基発第 546号	4. 10. 1	騒音障害防止のためのガイドラインの策定について	280
基発第 141号	60. 3. 18	造林作業の作業指揮者等に対する安全衛生教育について	77
安全課長、労働衛生課長連名内翰	60. 3. 18	造林作業の作業指揮者等に対する安全衛生教育の実施について	78

た

基発第 631号	62. 10. 27	第一種圧力容器取扱作業主任者に対する実務向上教育について	136
基発第 195号	59. 4. 20	タイヤ空気充填業務の作業者に対する安全教育について	49
安全課長内翰	59. 4. 20	タイヤ空気充填業務の作業者に対する安全教育の実施について	50
基発第 709号	5. 12. 22	玉掛業務（労働安全衛生法施行令第20条第16号の業務）従事者安全衛生教育について	309
事務連絡	5. 12. 22	玉掛業務（労働安全衛生法施行令第20条第16号の業務）従事者安全衛生教育の実施について	310
基発第 41号	6. 1. 20	玉掛業務労働災害再発防止講習の特例について	311
基発第 258号	58. 5. 20	チェーンソー以外の振動工具取扱作業者に対する安全衛生教育の推進について	34
基発第 649号	60. 11. 18	チェーンソーを用いて行う伐木等の業務に従事する者に対する実務向上教育について	91

安全課長、労働衛生課長連名内翰	60. 11. 18	チェーンソーを用いて行う伐木等の業務に従事する者に対する実務向上教育の実施について	93
基発第 260号	4 . 4. 23	チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育について	263
事務連絡	4 . 4. 23	チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育の実施について	265
基発第 377号	59. 7. 25	中小企業安全衛生指導員の養成研修について	61
基発第 133号	60. 3. 13	積卸し作業の作業指揮者等に対する安全教育について	75
安全課長名内翰	60. 3. 13	積卸し作業の作業指揮者等に対する安全教育の実施について	76
基発第 782号	63. 12. 28	電気工事作業指揮者に対する安全教育について	156
基発第 36号	6 . 1. 19	店社安全衛生管理者に対する能力向上教育について	314
事務連絡	6 . 1. 19	店社安全衛生管理者に対する能力向上教育の実施について	314
基発第 670号	61. 11. 21	天井クレーンの定期自主検査者に対する安全教育について	118
安全課長名内翰	61. 11. 21	天井クレーンの定期自主検査者に対する安全教育の実施について	119
基発第 417号	58. 8. 1	動力プレス機械設計技術者に対する安全教育について	36
基安発第19号	54. 8. 29	特定粉じん作業に係る特別の教育の推進について	22
基発第 572号	62. 9. 25	トラクター等による集材作業の指揮者等に対する安全教育について	135

な

基発第 211号	62. 4. 13	鉛作業主任者に対する実務向上教育について	128
基発第 128号	63. 3. 4	荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育について	149
安全課長名内翰	63. 3. 5	荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育の実施について	150

は

基発第 387号	59. 8. 1	ビル管理業及び清掃業における職長等教育に準じた教育のトレーナーの養成研修について	63
基発第 470号	2 . 7. 23	普通第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育について	214
事務連絡	2 . 7. 23	普通第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育の実施について	215
基発第 114号	2 . 3. 1	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育について	197
事務連絡	2 . 3. 1	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育の実施について	200
基発第 669号	62. 11. 26	フォークリフト特定自主検査者に対する実務向上教育について	139
安全課長名内翰	62. 11. 27	フォークリフト特定自主検査者に対する実務向上教育の実施について	140
基発第 600号	6 . 9. 29	フォークリフト特定自主検査者能力向上教育について	334
事務連絡	6 . 9. 29	フォークリフト特定自主検査者能力向上教育の実施について	336
基発第 135号	63. 3. 7	プレス機械作業主任者に対する実務向上教育について	151
基発第 539号	2 . 9. 3	プレス機械作業主任者能力向上教育について	224
事務連絡	2 . 9. 3	プレス機械作業主任者能力向上教育の実施について	225
基発第 187号	61. 3. 31	V D T作業に係る労働衛生教育の推進について	110
労働衛生課長名内翰	62. 2. 2	安全衛生団体におけるV D T作業に係る労働衛生教育に対する協力について	113
基発第 152号	60. 3. 25	ボイラー及び圧力容器の設計技術者等に対する安全教育について	79
基発第 283号	60. 5. 23	ボイラー技士に対する技能向上教育及びボイラー取扱い作業主任者に対する実務向上教育について	81
基発第 474号	2 . 7. 23	ボイラー整備士安全衛生教育について	222
事務連絡	2 . 7. 23	ボイラー整備士安全衛生教育の実施について	223
基発第 54号	61. 2. 7	ボイラー整備士に対する技能向上教育について	104
安全課長名内翰	61. 2. 7	ボイラー整備士に対する技能向上教育の実施について	105
基発第 136号	62. 3. 13	ボイラー取扱技能講習を修了した者に対する技能向上教育について	124
基発第 472号	2 . 7. 23	ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育について	218
事務連絡	2 . 7. 23	ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育の実施について	219
基発第 469号	2 . 7. 23	ボイラー取扱作業主任者能力向上教育について	212
事務連絡	2 . 7. 23	ボイラー取扱作業主任者能力向上教育の実施について	213

基発第 473号	2 . 7. 23	ボイラー溶接業務従事者安全衛生教育について	220
事務連絡	2 . 7. 23	ボイラー溶接業務従事者安全衛生教育の実施について	221
基発第 55号	61. 2. 7	ボイラー溶接士に対する技能向上教育について	106

ま

基発第 485号	1 . 9. 5	木造建築物解体工事作業指揮者等安全教育カリキュラム	183
事務連絡	1 . 9. 28	木造建築物の解体工事の作業指揮者等に対する安全教育の実施について	184
基発第 604号	2 . 10. 1	木造建築物の組立て等作業主任者能力向上教育について	228
基発第 536号	3 . 9. 6	木材加工用機械作業主任者能力向上教育について	246

や

基発第 337号	59. 6. 29	有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育の推進について	57
基安発第15号	59. 7. 16	有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育の推進について	59
基発第 330号	4 . 6. 10	有機溶剤作業主任者能力向上教育について	274
基発第 127号	63. 3. 4	揚貨装置運転士に対する技能向上教育について	147
安全課長名内翰	63. 3. 5	揚貨装置運転士に対する技能向上教育の実施について	148
基発第 111号	2 . 3. 1	揚貨装置運転士安全衛生教育について	188
事務連絡	2 . 3. 1	揚貨装置運転士安全衛生教育の実施について	190

ら

基発第 521号	1 . 9. 28	陸上貨物運送事業における安全管理者能力向上教育（初任時）について	185
事務連絡	1 . 9. 28	陸上貨物運送事業における安全管理者能力向上教育（初任時）の実施について	187
基発第 130号	2 . 3. 15	陸上貨物運送事業における安全衛生推進者能力向上教育（初任時）について	204
事務連絡	2 . 3. 15	陸上貨物運送事業における安全衛生推進者能力向上教育（初任時）の実施について	206
基発第 125号	4 . 3. 17	林業架線作業主任者能力向上教育について	261
基安発第19号	53. 5. 30	林業における特別教育について	14
基発第 646号	3 . 11. 11	林内作業車を使用する集材作業に従事する者に対する安全教育について	249
基発第 39号	61. 1. 27	レーザー光線による障害の防止対策について	94

〔その他の関連通達等〕

基発第 525号	48. 9. 12	安全衛生教育センターの開設について	1
基安発第23号	48. 9. 12	安全衛生教育センターの開設について	1
基安発第 6号	59. 3. 26	安全衛生教育（新規）3ヶ年（昭和59年度～昭和61年度）の実施種類について	48
基安発第 3号	62. 2. 9	安全衛生教育の実施種類の変更について	122
安全課長・化学物質 調査課長名内翰	63. 2. 24	昭和63年度に新規に実施する安全衛生教育について	145
基発第 466号	2 . 7. 20	能力向上教育実施促進事業の創設について	210
事務連絡	4 . 6. 8	平成4年度における定年退職者等を活用した安全衛生活動促進制度（シニア・セ ーフティリーダー制度）推進事業の運営について	271
事務連絡	4 . 8. 27	平成4年度に行う能力向上教育促進事業について	276
基発第 617号	4. 11. 20	健康保持増進対策推進のためのスタッフに対する実務向上研修について	291
基発第 35号	5 . 1. 20	労働災害再発防止講習規程について	298
事務連絡	5 . 1. 20	労働災害再発防止講習規程の運用について	299
基発第 36号	5 . 1. 20	労働災害再発防止講習機関の指定について	300
事務連絡	5 . 6. 24	平成5年度に行う能力向上教育促進事業について	306
事務連絡	6 . 7. 11	平成6年度能力向上教育実施促進事業の実施について	322

〔安全衛生教育カリキュラム〕

「基発第 217号	51. 2. 20」	1. 就職予定者に対する安全衛生教育	8
「基発第 217号	51. 2. 20」	2. 経営首脳者に対する安全衛生教育（主として中小企業の経営首脳者に対するもの）	8
「基発第 217号	51. 2. 20」	3. 安全管理者に対する実務研修	9
「基発第 217号	51. 2. 20」	4. 衛生管理者に対する実務研修	9
「基発第 217号	51. 2. 20」	5. ボイラー技士に対する実務研修	9
「基発第 91号	52. 2. 21」	1. 統括安全衛生責任者に対する安全衛生教育（建設業）	10
「基発第 91号	52. 2. 21」	2. 生産技術者に対する安全衛生教育（1）化学工業	11
「基発第 91号	52. 2. 21」	2. 生産技術者に対する安全衛生教育（2）建設業	12
「基発第 91号	52. 2. 21」	3. 林業架線作業主任者に対する実務研修	12
「基発第 91号	52. 2. 21」	4. 基礎工用機械運転者に対する研修	13
「基発第 515号	53. 9. 18」	1. 車両系荷役運搬機械等作業指揮者に対する安全教育	16
「基発第 515号	53. 9. 18」	2. フォークリフト運転者に対する実務講習	17
「基発第 212号	54. 5. 2」	1. 木材加工用機械作業主任者に対する実務講習	19
「基発第 212号	54. 5. 2」	201クレーン運転士に対する実務研修	19
「基発第 212号	54. 5. 2」	202移動式クレーン運転士に対する実務研修	20
「基発第 212号	54. 5. 2」	3. 沿岸荷役主任者に対する安全教育	20
「基安発第19号	54. 8. 29」	粉じん作業特別教育指導員講習	24
「基発第 265号	55. 5. 22」	ずい道等の掘削・覆工等の業務に従事する労働者に対する安全衛生教育	26
「安全課長・労働衛生課長 連名内翰	55. 5. 27」	ずい道の建設工事における特定粉じん作業に係る特別教育及びずい道等の掘削等の業務に係る安全衛生教育	28
「基発第 424号	55. 8. 11」	クレーン等の設計技術者に対する安全教育カリキュラム	29
「安全課長名内翰	55. 8. 11」	クレーン等の設計技術者に対する安全教育	30, 31
「基発第 258号	58. 5. 20」	チェーンソー以外の振動工具取扱作業者に対する安全衛生教育	34
「基発第 417号	58. 8. 1」	動力プレス機械設計技術者に対する安全教育カリキュラム	36
「基発第 195号	59. 4. 20」	タイヤ空気充填業務安全教育カリキュラム	50
「基発第 205号	59. 4. 25」	仮設機材管理者安全教育カリキュラム	52
「基発第 328号	59. 6. 26」	原子力発電所における放射線業務に係る労働衛生教育	54
「基発第 337号	59. 6. 29」	有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育カリキュラム	58
「基安発第15号	59. 7. 16」	有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育指導員（インストラクター）講習カリキュラム	60
「基発第 377号	59. 7. 25」	中小企業安全衛生指導員養成研修カリキュラム	62
「基発第 387号	59. 8. 1」	ビル管理業及び清掃業における職長等教育に準じた教育のトレーナーの養成カリキュラム	62
「基発第 544号	59. 10. 9」	車両系建設機械（整地・掘削用等）作業安全技術教育カリキュラム	66
「基発第 545号	59. 10. 9」	安全・衛生管理特別指導事業場経営首脳者等安全衛生セミナーカリキュラム	69
「基発第 546号	59. 10. 9」	移動式クレーン定期自主検査者安全教育カリキュラム	71
「基発第 547号	59. 10. 9」	移動式クレーン整備者安全教育カリキュラム	73
「安全課長名内翰	60. 3. 12」	安全管理者実務教育カリキュラム	74
「基発第 133号	60. 3. 13」	積卸し作業の作業指揮者等安全教育カリキュラム	76
「基発第 141号	60. 3. 18」	造林作業の作業指揮者等安全衛生教育カリキュラム	78
「基発第 152号	60. 3. 25」	ボイラー・圧力容器の設計技術者・工作責任者安全教育カリキュラム	80
「基発第 283号	60. 5. 23」	ボイラー技士技能向上教育カリキュラム	82
「基発第 283号	60. 5. 23」	ボイラー取扱い作業主任者実務向上教育カリキュラム	84
「基発第 284号	60. 5. 23」	採石のための掘削作業主任者実務向上教育カリキュラム	86
「基発第 321号	60. 6. 10」	型式検定対象機械等の工作責任者等安全教育カリキュラム	88
「基発第 561号	60. 10. 1」	船内荷役作業主任者実務向上教育カリキュラム	90
「基発第 649号	60. 11. 18」	チェーンソーを用いて行う伐木等業務実務向上教育カリキュラム	92

「基発第 39号	61. 1. 27」	レーザー光線による障害の防止対策について	94
「基発第 54号	61. 2. 7」	ボイラー整備士技能向上教育カリキュラム	105
「基発第 55号	61. 2. 7」	ボイラー溶接士技能向上教育カリキュラム	107
「基発第 56号	61. 2. 7」	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能向上教育カリキュラム	109
「基発第 187号	61. 3. 31」	VDT作業従事者に対する労働衛生教育カリキュラム	111
「基発第 187号	61. 3. 31」	VDT作業管理者に対する労働衛生教育カリキュラム	111
「基発第 187号	61. 3. 31」	VDT作業に係る労働衛生教育指導員（インストラクター）講習カリキュラム	112
「基安発第30号	61. 7. 16」	建設業粉じん作業特別教育指導員講習	115
「基発第 543号	61. 9. 13」	建設工事における移動式クレーン作業の安全技術教育カリキュラム	117
「基発第 670号	61. 11. 21」	天井クレーン定期自主検査者安全教育カリキュラム	119
「基発第 683号	61. 12. 22」	ストラドルキャリアー運転業務安全教育カリキュラム	121
「基発第 136号	62. 3. 13」	ボイラー取扱技能講習修了者技能向上教育カリキュラム	125
「基発第 163号	62. 3. 24」	ショベルローダー等定期自主検査者安全教育カリキュラム	127
「基発第 211号	62. 4. 13」	鉛作業主任者実務向上教育カリキュラム	129
「基発第 213号	62. 4. 13」	化学設備等定期自主検査者安全教育カリキュラム	131
「基発第 270号	62. 5. 8」	再入室操業従事者に対する特別教育指導員（インストラクター）講習カリキュラム	134
「基発第 572号	62. 9. 25」	トラクター等による集材作業の指揮者等安全教育カリキュラム	135
「基発第 631号	62. 10. 27」	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者実務向上教育カリキュラム	138
「基発第 631号	62. 10. 27」	普通第一種圧力容器取扱作業主任者実務向上教育カリキュラム	138
「基発第 669号	62. 11. 26」	フォークリフト特定自主検査者実務向上教育カリキュラム	140
「基発第 670号	62. 11. 26」	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）特定自主検査者実務向上教育カリキュラム	142
「基発第 676号	62. 12. 4」	クレーン組立・解体作業指揮者（クライミングクレーン関係）安全教育カリキュラム	144
「基発第 127号	63. 3. 4」	揚貨装置運転士技能向上教育カリキュラム	148
「基発第 128号	63. 3. 4」	荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育カリキュラム	150
「基発第 135号	63. 3. 7」	プレス機械作業主任者実務向上教育カリキュラム	152
「基発第 200号	63. 3. 30」	石綿除去現場の管理者に対する労働衛生教育カリキュラム	155
「基発第 782号	63. 12. 28」	電気工事作業指揮者安全教育カリキュラム	157
「基発第 246号	1. 5. 22」	1. 安全管理者能力向上教育（初任時）	164
「基発第 246号	1. 5. 22」	2. 安全管理者能力向上教育（定期又は随時）	164
「基発第 246号	1. 5. 22」	3. 安全衛生推進者能力向上教育（初任時）	165
「基発第 246号	1. 5. 22」	4. ガス溶接作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	165
「基発第 246号	1. 5. 22」	5. 林業架線作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	166
「基発第 246号	1. 5. 22」	6. ボイラー取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	166
「基発第 246号	1. 5. 22」	7. 木材加工用機械作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	167
「基発第 246号	1. 5. 22」	8. プレス機械作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	167
「基発第 246号	1. 5. 22」	9. 採石のための掘削作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	168
「基発第 246号	1. 5. 22」	10. 船内荷役作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	168
「基発第 246号	1. 5. 22」	11. 足場の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	169
「基発第 246号	1. 5. 22」	12. 木造建築物の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	169
「基発第 246号	1. 5. 22」	13. 普通第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	170
「基発第 246号	1. 5. 22」	14. 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	170
「基発第 247号	1. 5. 22」	1. 揚貨装置運転士安全衛生教育	176
「基発第 247号	1. 5. 22」	2. ボイラー取扱業務（安衛令第20条第 3号の業務）従事者安全衛生教育	177
「基発第 247号	1. 5. 22」	3. ボイラー溶接業務（安衛令第20条第 4号の業務）従事者安全衛生教育	177
「基発第 247号	1. 5. 22」	4. ボイラー整備士安全衛生教育	178
「基発第 247号	1. 5. 22」	5. クレーン運転士安全衛生教育	178

「基発第 247号	1. 5. 22」	6. 移動式クレーン運転士安全衛生教育	179
「基発第 247号	1. 5. 22」	7. ガス溶接業務（安衛令第20条第10号の業務）従事者安全衛生教育	179
「基発第 247号	1. 5. 22」	8. フォークリフト運転業務（安衛令第20条第11号の業務）従事者安全衛生教育	180
「基発第 247号	1. 5. 22」	9. 車両系建設機械運転業務（安衛令第20条第12号の業務）従事者安全衛生教育	180
「基発第 247号	1. 5. 22」	10. フォークリフト運転業務（安衛則第36条第 5号の業務）従事者安全衛生教育	181
「基発第 247号	1. 5. 22」	11. 機械集材装置運転業務（安衛則第36条第 7号の業務）従事者安全衛生教育	181
「基発第 247号	1. 5. 22」	12. ローラー運転業務（安衛則第36条第10号の業務）従事者安全衛生教育	182
「基発第 485号	1. 9. 5」	木造建築物の解体工事の作業指揮者等に対する安全教育	183
「基発第 521号	1. 9. 28」	陸上貨物運送事業における安全管理者能力向上教育（初任時）カリキュラム	176, 187
「基発第 111号	2. 3. 1」	揚貨装置運転士安全衛生教育カリキュラム	189
「基発第 112号	2. 3. 1」	クレーン運転士安全衛生教育カリキュラム	192
「基発第 113号	2. 3. 1」	移動式クレーン運転士安全衛生教育カリキュラム	195
「基発第 114号	2. 3. 1」	フォークリフト運転業務（安衛令第20条第11号の業務）従事者安全衛生教育カリキュラム	199
「基発第 114号	2. 3. 1」	フォークリフト運転業務（安衛則第36条第 5号の業務）従事者安全衛生教育カリキュラム	199
「基発第 129号	2. 3. 15」	建設業における安全衛生推進者能力向上教育（初任時）カリキュラム	202
「基発第 130号	2. 3. 15」	陸上貨物運送事業における安全衛生推進者能力向上教育（初任時）カリキュラム	205
「基発第 131号	2. 3. 15」	港湾貨物運送事業における安全衛生推進者能力向上教育（初任時）カリキュラム	208
「基発第 469号	2. 7. 23」	ボイラー取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	213
「基発第 470号	2. 7. 23」	普通第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	215
「基発第 471号	2. 7. 23」	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	217
「基発第 472号	2. 7. 23」	ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育カリキュラム	219
「基発第 473号	2. 7. 23」	ボイラー溶接業務従事者安全衛生教育カリキュラム	221
「基発第 474号	2. 7. 23」	ボイラー整備士安全衛生教育カリキュラム	223
「基発第 539号	2. 9. 3」	プレス機械作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	225
「基発第 602号	2. 10. 1」	足場の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	227
「基発第 604号	2. 10. 1」	木造建築物の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	229
「基発第 723号	2. 12. 4」	15. 衛生管理者能力向上教育（初任時）	231
「基発第 723号	2. 12. 4」	16. 衛生管理者能力向上教育（定期又は随時）	231
「基発第 723号	2. 12. 4」	17. 特定化学物質等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	232
「基発第 723号	2. 12. 4」	18. 鉛作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	232
「基発第 723号	2. 12. 4」	19. 有機溶剤作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	233
「基発第 724号	2. 12. 4」	13. 有機溶剤業務従事者安全衛生教育	235
「基発第 724号	2. 12. 4」	14. チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（安衛則第36条第 8号の2 の業務のうちチェーンソーを用いて行うもの及び同条第 8号の2 の業務）従事者安全衛生教育	235
「基発第 536号	3. 9. 6」	木材加工用機械作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	247
「基発第 646号	3. 11. 11」	林内作業車を使用する集材作業に従事する者に対する安全教育カリキュラム	250
「基発第 1号	4. 1. 1」	石綿含有建築材料の施工業務従事者に対する労働衛生教育カリキュラム	253
「基発第 124号	4. 3. 17」	港湾貨物運送事業における安全管理者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	260
「基発第 125号	4. 3. 17」	林業架線作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	262
「基発第 319号	4. 6. 1」	安全管理者能力向上教育（初任時）カリキュラム	267
「基発第 320号	4. 6. 1」	ガス溶接作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	270
「基発第 330号	4. 6. 10」	有機溶剤作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	275
「基発第 518号	4. 9. 17」	機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育カリキュラム	279
「基発第 546号	4. 10. 1」	騒音作業従事労働者労働衛生教育	290
「基発第 650号	4. 12. 11」	車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育カリキュラム	295
「基発第 659号	4. 12. 21」	ストラドルキャリアー運転業務従事者安全衛生教育（定期又は随時）カリキュラム	297

「基発第 366号	5. 6. 11」	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育カリキュラム	304
「基発第 583号	5. 9. 30」	15 玉掛業務（労働安全衛生法施行令第20条第16号の業務）従事者安全衛生教育	308
「基発第 709号	5. 12. 22」	玉掛業務（労働安全衛生法施行令第20条第16号の業務）従事者安全衛生教育の実施について	310
「基発第 30号	6. 1. 14」	20 店社安全衛生管理者能力向上教育（初任時）	313
「基発第 82号	6. 2. 17」	衛生管理者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	316
「基発第 437号	6. 7. 6」	8の2 乾燥設備作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	319
「基発第 438号	6. 7. 6」	乾燥設備作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	321
「基発第 600号	6. 9. 29」	フォークリフト特定自主検査者能力向上教育カリキュラム	336
「基発第 136号	7. 3. 22」	（別表A 1） 対象作業従事者に対する腰痛予防のための労働衛生教育カリキュラム（屋内労働型産業用）	338
「基発第 136号	7. 3. 22」	（別表A 2） 対象作業管理者に対する腰痛予防のための労働衛生教育カリキュラム（屋内労働型産業用）	338
「基発第 136号	7. 3. 22」	（別表B 1） 対象作業従事者に対する腰痛予防のための労働衛生教育カリキュラム（屋外労働型産業用）	338
「基発第 136号	7. 3. 22」	（別表B 2） 対象作業管理者に対する腰痛予防のための労働衛生教育カリキュラム（屋外労働型産業用）	338
「基発第 136号	7. 3. 22」	（別表A） 腰痛予防のための労働衛生教育指導員講習カリキュラム（屋内労働型産業用）	339
「基発第 136号	7. 3. 22」	（別表B） 腰痛予防のための労働衛生教育指導員講習カリキュラム（屋外労働型産業用）	340

【業種別・規則別等安全衛生教育カリキュラム】

〔 共 通 〕

「基発第 217号	51. 2. 20」	1. 就職予定者に対する安全衛生教育	8
「基発第 217号	51. 2. 20」	2. 経営首脳者に対する安全衛生教育（主として中小企業の経営首脳者に対するもの）	8
「基発第 217号	51. 2. 20」	3. 安全管理者に対する実務研修	9
「基発第 217号	51. 2. 20」	4. 衛生管理者に対する実務研修	9
「基発第 377号	59. 7. 25」	中小企業安全衛生指導員養成研修カリキュラム	62
「基発第 545号	59. 10. 9」	安全・衛生管理特別指導事業場経営首脳者等安全衛生セミナーカリキュラム	69
「安全課長名内翰	60. 3. 12」	安全管理者実務教育カリキュラム	74
「基発第 246号	1. 5. 22」	1. 安全管理者能力向上教育（初任時）	164
「基発第 246号	1. 5. 22」	2. 安全管理者能力向上教育（定期又は随時）	164
「基発第 246号	1. 5. 22」	3. 安全衛生推進者能力向上教育（初任時）	165
「基発第 723号	2. 12. 4」	15. 衛生管理者能力向上教育（初任時）	231
「基発第 723号	2. 12. 4」	16. 衛生管理者能力向上教育（定期又は随時）	231
「基発第 319号	4. 6. 1」	安全管理者能力向上教育（初任時）カリキュラム	267
「基発第 82号	6. 2. 17」	衛生管理者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	316

〔 林 業 関 係 〕

「基発第 91号	52. 2. 21」	3. 林業架線作業主任者に対する実務研修	12
「基発第 141号	60. 3. 18」	造林作業の作業指揮者等安全衛生教育カリキュラム	78
「基発第 649号	60. 11. 18」	チェーンソーを用いて行う伐木等業務実務向上教育カリキュラム	92
「基発第 572号	62. 9. 25」	トラクター等による集材作業の指揮者等安全教育カリキュラム	135
「基発第 246号	1. 5. 22」	5. 林業架線作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	166
「基発第 246号	1. 5. 22」	7. 木材加工用機械作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	167
「基発第 247号	1. 5. 22」	11. 機械集材装置運転業務（安衛則第36条第 7号の業務）従事者安全衛生教育	181
「基発第 724号	2. 12. 4」	14. チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（安衛則第36条第 8号の2 の業務のうちチェーンソーを用いて行うもの及び同条第 8号の2 の業務）従事者安全衛生教育	235
「基発第 536号	3. 9. 6」	木材加工用機械作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	247
「基発第 646号	3. 11. 11」	林内作業車を使用する集材作業に従事する者に対する安全教育カリキュラム	250
「基発第 125号	4. 3. 17」	林業架線作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	262
「基発第 260号	4. 4. 23」	チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育カリキュラム	264
「基発第 518号	4. 9. 17」	機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育カリキュラム	279

〔 建 設 業 関 係 〕

「基発第 91号	52. 2. 21」	1. 統括安全衛生責任者に対する安全衛生教育（建設業）	10
「基発第 91号	52. 2. 21」	2. 生産技術者に対する安全衛生教育（2）建設業	12
「基発第 91号	52. 2. 21」	4. 基礎工事用機械運転者に対する研修	13
「基発第 515号	53. 9. 18」	1. 車両系荷役運搬機械等作業指揮者に対する安全教育	16
「基発第 265号	55. 5. 22」	ずい道等の掘削・覆工等の業務に従事する労働者に対する安全衛生教育	26
「安全課長・労働衛生課長 連名内翰	55. 5. 27」	ずい道の建設工事における特定粉じん作業に係る特別教育及びずい道等の掘削等の業務に係る安全衛生教育	28
「基発第 205号	59. 4. 25」	仮設機材管理者安全教育カリキュラム	52
「基発第 544号	59. 10. 9」	車両系建設機械（整地・掘削用等）作業安全技術教育カリキュラム	66
「基発第 284号	60. 5. 23」	採石のための掘削作業主任者実務向上教育カリキュラム	86
「基発第 56号	61. 2. 7」	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能向上教育カリキュラム（「基発第 366号 5. 6. 11」を以て廃止）	109

「基安発第30号	61. 7. 16」	建設業粉じん作業特別教育指導員講習	115
「基発第 543号	61. 9. 13」	建設工事における移動式クレーン作業の安全技術教育カリキュラム	117
「基発第 163号	62. 3. 24」	ショベルローダー等定期自主検査者安全教育カリキュラム	127
「基発第 670号	62. 11. 26」	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）特定自主検査者実務向上教育カリキュラム	142
「基発第 200号	63. 3. 30」	石綿除去現場の管理者に対する労働衛生教育カリキュラム	155
「基発第 246号	1. 5. 22」	9. 採石のための掘削作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	168
「基発第 246号	1. 5. 22」	11. 足場の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	169
「基発第 246号	1. 5. 22」	12. 木造建築物の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	169
「基発第 247号	1. 5. 22」	7. ガス溶接業務（安衛令第20条第10号の業務）従事者安全衛生教育	179
「基発第 247号	1. 5. 22」	9. 車両系建設機械運転業務（安衛令第20条第12号の業務）従事者安全衛生教育	180
「基発第 247号	1. 5. 22」	12. ローラー運転業務（安衛則第36条第10号の業務）従事者安全衛生教育	182
「基発第 485号	1. 9. 5」	木造建築物の解体工事の作業指揮者等に対する安全教育	183
「基発第 129号	2. 3. 15」	建設業における安全衛生推進者能力向上教育（初任時）カリキュラム	202
「基発第 602号	2. 10. 1」	足場の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	227
「基発第 604号	2. 10. 1」	木造建築物の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	229
「基発第 1号	4. 1. 1」	石綿含有建築材料の施工業務従事者に対する労働衛生教育カリキュラム	253
「基発第 320号	4. 6. 1」	ガス溶接作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	270
「基発第 366号	5. 6. 11」	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育カリキュラム	304
「基発第 30号	6. 1. 14」	20 店社安全衛生管理者能力向上教育（初任時）	313

〔 運 送 業 関 係 〕

「基発第 515号	53. 9. 18」	2. フォークリフト運転者に対する実務講習	17
「基発第 212号	54. 5. 2」	3. 沿岸荷役主任者に対する安全教育	20
「基発第 133号	60. 3. 13」	積卸し作業の作業指揮者等安全教育カリキュラム	76
「基発第 561号	60. 10. 1」	船内荷役作業主任者実務向上教育カリキュラム	90
「基発第 683号	61. 12. 22」	ストラドルキャリアー運転業務安全教育カリキュラム	121
「基発第 669号	62. 11. 26」	フォークリフト特定自主検査者実務向上教育カリキュラム	140
「基発第 127号	63. 3. 4」	揚貨装置運転士技能向上教育カリキュラム	148
「基発第 128号	63. 3. 4」	荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育カリキュラム	150
「基発第 246号	1. 5. 22」	10. 船内荷役作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	168
「基発第 247号	1. 5. 22」	1. 揚貨装置運転士安全衛生教育	176
「基発第 247号	1. 5. 22」	8. フォークリフト運転業務（安衛令第20条第11号の業務）従事者安全衛生教育	180
「基発第 247号	1. 5. 22」	10. フォークリフト運転業務（安衛則第36条第 5号の業務）従事者安全衛生教育	181
「基発第 521号	1. 9. 28」	陸上貨物運送事業における安全管理者能力向上教育（初任時）カリキュラム	186, 187
「基発第 111号	2. 3. 1」	揚貨装置運転士安全衛生教育カリキュラム	189
「基発第 114号	2. 3. 1」	フォークリフト運転業務（安衛令第20条第11号の業務）従事者安全衛生教育カリキュラム	199
「基発第 114号	2. 3. 1」	フォークリフト運転業務（安衛則第36条第 5号の業務）従事者安全衛生教育カリキュラム	199
「基発第 130号	2. 3. 15」	陸上貨物運送事業における安全衛生推進者能力向上教育（初任時）カリキュラム	205
「基発第 131号	2. 3. 15」	港湾貨物運送事業における安全衛生推進者能力向上教育（初任時）カリキュラム	208
「基発第 124号	4. 3. 17」	港湾貨物運送事業における安全管理者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	260
「基発第 650号	4. 12. 11」	車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育カリキュラム	295
「基発第 659号	4. 12. 21」	ストラドルキャリアー運転業務従事者安全衛生教育（定期及び随時）カリキュラム	297
「基発第 600号	6. 9. 29」	フォークリフト特定自主検査者能力向上教育カリキュラム	336

〔 製造業関係 〕

「基発第 91号	52. 2. 21」	2. 生産技術者に対する安全衛生教育 (1) 化学工業	11
「基発第 424号	55. 8. 11」	クレーン等の設計技術者に対する安全教育カリキュラム	29
「安全課長名内翰	55. 8. 11」	クレーン等の設計技術者に対する安全教育	30, 31
「基発第 258号	58. 5. 20」	チェーンソー以外の振動工具取扱作業者に対する安全衛生教育	34
「基発第 417号	58. 8. 1」	動力プレス機械設計技術者に対する安全教育カリキュラム	36
「基発第 152号	60. 3. 25」	ボイラー・圧力容器の設計技術者・工作責任者安全教育カリキュラム	80
「基発第 321号	60. 6. 10」	型式検定対象機械等の工作責任者等安全教育カリキュラム	88
「基発第 213号	62. 4. 13」	化学設備等定期自主検査者安全教育カリキュラム	131
「基発第 246号	1. 5. 22」	7. 木材加工用機械作業主任者能力向上教育 (定期又は随時)	167
「基発第 246号	1. 5. 22」	8. プレス機械作業主任者能力向上教育 (定期又は随時)	167
「基発第 247号	1. 5. 22」	7. ガス溶接業務 (安衛令第20条第10号の業務) 従事者安全衛生教育	179
「基発第 539号	2. 9. 3」	プレス機械作業主任者能力向上教育 (定期又は随時) カリキュラム	225
「基発第 536号	3. 9. 6」	木材加工用機械作業主任者能力向上教育 (定期又は随時) カリキュラム	247
「基発第 320号	4. 6. 1」	ガス溶接作業主任者能力向上教育 (定期又は随時) カリキュラム	270
「基発第 546号	4. 10. 1」	騒音作業従事労働者労働衛生教育	290
「基発第 583号	5. 9. 30」	15. 玉掛業務 (労働安全衛生法施行令第20条第16号の業務) 従事者安全衛生教育	308
「基発第 709号	5. 12. 22」	玉掛業務従事者安全衛生教育カリキュラム	310
「基発第 437号	6. 7. 6」	8の2 乾燥設備作業主任者能力向上教育 (定期又は随時)	319
「基発第 438号	6. 7. 6」	乾燥設備作業主任者能力向上教育 (定期又は随時) カリキュラム	321

〔 電気業関係 〕

「基発第 328号	59. 6. 26」	原子力発電所における放射線業務に係る労働衛生教育	54
「基発第 782号	63. 12. 28」	電気工事作業指揮者安全教育カリキュラム	157

〔 自動車整備業関係 〕

「基発第 195号	59. 4. 20」	タイヤ空気充填業務安全教育カリキュラム	50
-----------	------------	---------------------	----

〔 ビル管理業・清掃業関係 〕

「基発第 387号	59. 8. 1」	ビル管理業及び清掃業における職長等教育に準じた教育のトレーナーの養成カリキュラム	62
-----------	-----------	------------------------------------------	----

〔 ボイラー則関係 〕

「基発第 217号	51. 2. 20」	5. ボイラー技士に対する実務研修	9
「基発第 152号	60. 3. 25」	ボイラー・圧力容器の設計技術者・工作責任者安全教育カリキュラム	80
「基発第 283号	60. 5. 23」	ボイラー技士技能向上教育カリキュラム	82
「基発第 283号	60. 5. 23」	ボイラー取扱い作業主任者実務向上教育カリキュラム	84
「基発第 54号	61. 2. 7」	ボイラー整備士技能向上教育カリキュラム	105
「基発第 55号	61. 2. 7」	ボイラー溶接士技能向上教育カリキュラム	107
「基発第 136号	62. 3. 13」	ボイラー取扱技能講習修了者技能向上教育カリキュラム	125
「基発第 631号	62. 10. 27」	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者実務向上教育カリキュラム	138
「基発第 631号	62. 10. 27」	普通第一種圧力容器取扱作業主任者実務向上教育カリキュラム	138
「基発第 246号	1. 5. 22」	6. ボイラー取扱作業主任者能力向上教育 (定期又は随時)	166
「基発第 246号	1. 5. 22」	13. 普通第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育 (定期又は随時)	170
「基発第 246号	1. 5. 22」	14. 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育 (定期又は随時)	170

「基発第 247号	1 . 5. 22」	2. ボイラー取扱業務（安衛令第20条第 3号の業務）従事者安全衛生教育	177
「基発第 247号	1 . 5. 22」	3. ボイラー溶接業務（安衛令第20条第 4号の業務）従事者安全衛生教育	177
「基発第 247号	1 . 5. 22」	4. ボイラー整備士安全衛生教育	178
「基発第 469号	2 . 7. 23」	ボイラー取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	213
「基発第 470号	2 . 7. 23」	普通第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	215
「基発第 471号	2 . 7. 23」	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	217
「基発第 472号	2 . 7. 23」	ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育カリキュラム	219
「基発第 473号	2 . 7. 23」	ボイラー溶接業務従事者安全衛生教育カリキュラム	221
「基発第 474号	2 . 7. 23」	ボイラー整備士安全衛生教育カリキュラム	223

〔クレーン則関係〕

「基発第 212号	54. 5. 2」	201クレーン運転士に対する実務研修	19
「基発第 212号	54. 5. 2」	202移動式クレーン運転士に対する実務研修	20
「基発第 424号	55. 8. 11」	クレーン等の設計技術者に対する安全教育カリキュラム	29
「安全課長名内翰	55. 8. 11」	クレーン等の設計技術者に対する安全教育	30, 31
「基発第 546号	59. 10. 9」	移動式クレーン定期自主検査者安全教育カリキュラム	71
「基発第 547号	59. 10. 9」	移動式クレーン整備者安全教育カリキュラム	73
「基発第 543号	61. 9. 13」	建設工事における移動式クレーン作業の安全技術教育カリキュラム	117
「基発第 670号	61. 11. 21」	天井クレーン定期自主検査者安全教育カリキュラム	112
「基発第 676号	62. 12. 4」	クレーン組立・解体作業指揮者（クライミングクレーン関係）安全教育カリキュラム	144
「基発第 247号	1 . 5. 22」	5. クレーン運転士安全衛生教育	178
「基発第 247号	1 . 5. 22」	6. 移動式クレーン運転士安全衛生教育	179
「基発第 112号	2 . 3. 1」	クレーン運転士安全衛生教育カリキュラム	192
「基発第 113号	2 . 3. 1」	移動式クレーン運転士安全衛生教育カリキュラム	195
「基発第 583号	5 . 9. 30」	15. 玉掛業務（労働安全衛生法施行令第20条第16号の業務）従事者安全衛生教育	308
「基発第 709号	5 . 12. 22」	玉掛業務従事者安全衛生教育カリキュラム	310

〔有機則関係〕

「基発第 337号	59. 6. 29」	有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育カリキュラム	58
「基安発第15号	59. 7. 16」	有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育指導員（インストラクター）講習カリキュラム	60
「基発第 723号	2 . 12. 4」	19. 有機溶剤作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	233
「基発第 724号	2 . 12. 4」	13. 有機溶剤業務従事者安全衛生教育	235
「基発第 330号	4 . 6. 10」	有機溶剤作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	275

〔鉛則関係〕

「基発第 211号	62. 4. 13」	鉛作業主任者実務向上教育カリキュラム	129
「基発第 723号	2 . 12. 4」	18. 鉛作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	232

〔特化則関係〕

「基発第 723号	2 . 12. 4」	17. 特定化学物質等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	232
-----------	------------	--------------------------------	-----

〔高圧則関係〕

「基発第 270号	62. 5. 8」	再圧室操作業務従事者に対する特別教育指導員（インストラクター）講習カリキュラム	134
-----------	-----------	-----------------------------------------	-----

〔電離則関係〕

「基発第 328号	59. 6. 26」	原子力発電所における放射線業務に係る労働衛生教育	54
-----------	------------	--------------------------	----

〔粉じん則関係〕

「基安発第19号	54. 8. 29」	粉じん作業特別教育指導員講習	24
「基発第 200号	63. 3. 30」	石綿除去現場の管理者に対する労働衛生教育カリキュラム	135

〔その他の安衛則関係〕

「基発第 39号	61. 1. 27」	レーザー光線による障害の防止「安全衛生教育」	97, 98, 99
「基発第 187号	61. 3. 31」	VDT作業従事者に対する労働衛生教育カリキュラム	111
「基発第 187号	61. 3. 31」	VDT作業管理者に対する労働衛生教育カリキュラム	111
「基発第 187号	61. 3. 31」	VDT作業に係る労働衛生教育指導員（インストラクター）講習カリキュラム	112
「基発第 546号	4. 10. 1」	騒音作業従事労働者労働衛生教育	290
「基発第 136号	7. 3. 22」	対象作業従事者に対する腰痛予防のための労働衛生教育（屋内労働型産業用）	338
「基発第 136号	7. 3. 22」	対象作業管理者に対する腰痛予防のための労働衛生教育（屋内労働型産業用）	338
「基発第 136号	7. 3. 22」	対象作業従事者に対する腰痛予防のための労働衛生教育（屋外労働型産業用）	338
「基発第 136号	7. 3. 22」	対象作業管理者に対する腰痛予防のための労働衛生教育（屋外労働型産業用）	338
「基発第 136号	7. 3. 22」	腰痛予防のための労働衛生教育指導員講習カリキュラム（屋内労働型産業用）	339
「基発第 136号	7. 3. 22」	腰痛予防のための労働衛生教育指導員講習カリキュラム（屋外労働型産業用）	340

【教育対象者別教育カリキュラム】

〔1. 就業制限業務に従事する作業者〕

「基発第 217号	51. 2. 20」	5. ボイラー技工士に対する実務研修	9
「基発第 91号	52. 2. 21」	4. 基礎工事用機械運転者に対する研修	13
「基発第 515号	53. 9. 18」	2. フォークリフト運転者に対する実務講習	17
「基発第 212号	54. 5. 2」	201クレーン運転士に対する実務研修	19
「基発第 212号	54. 5. 2」	202移動式クレーン運転士に対する実務研修	20
「基発第 547号	59. 10. 9」	移動式クレーン整備者安全教育カリキュラム	73
「基発第 283号	60. 5. 23」	ボイラー技工士技能向上教育カリキュラム	82
「基発第 54号	61. 2. 7」	ボイラー整備士技能向上教育カリキュラム	105
「基発第 55号	61. 2. 7」	ボイラー溶接士技能向上教育カリキュラム	107
「基発第 56号	61. 2. 7」	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能向上教育カリキュラム	109
「基発第 136号	62. 3. 13」	ボイラー取扱技能講習修了者技能向上教育カリキュラム	125
「基発第 127号	63. 3. 4」	揚貨装置運転士技能向上教育カリキュラム	148
「基発第 247号	1. 5. 22」	1. 揚貨装置運転士安全衛生教育	176
「基発第 247号	1. 5. 22」	2. ボイラー取扱業務（安衛令第20条第3号の業務）従事者安全衛生教育	177
「基発第 247号	1. 5. 22」	3. ボイラー溶接業務（安衛令第20条第4号の業務）従事者安全衛生教育	177
「基発第 247号	1. 5. 22」	4. ボイラー整備士安全衛生教育	178
「基発第 247号	1. 5. 22」	5. クレーン運転士安全衛生教育	178
「基発第 247号	1. 5. 22」	6. 移動式クレーン運転士安全衛生教育	179
「基発第 247号	1. 5. 22」	7. ガス溶接業務（安衛令第20条第10号の業務）従事者安全衛生教育	179
「基発第 247号	1. 5. 22」	8. フォークリフト運転業務（安衛令第20条第11号の業務）従事者安全衛生教育	180
「基発第 247号	1. 5. 22」	9. 車両系建設機械運転業務（安衛令第20条第12号の業務）従事者安全衛生教育	180
「基発第 111号	2. 3. 1」	揚貨装置運転士安全衛生教育カリキュラム	189
「基発第 112号	2. 3. 1」	クレーン運転士安全衛生教育カリキュラム	192
「基発第 113号	2. 3. 1」	移動式クレーン運転士安全衛生教育カリキュラム	195
「基発第 114号	2. 3. 1」	フォークリフト運転業務（安衛令第20条第11号の業務）従事者安全衛生教育カリキュラム	199
「基発第 472号	2. 7. 23」	ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育カリキュラム	219
「基発第 473号	2. 7. 23」	ボイラー溶接業務従事者安全衛生教育カリキュラム	221
「基発第 474号	2. 7. 23」	ボイラー整備士安全衛生教育カリキュラム	223
「基発第 366号	5. 6. 11」	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育カリキュラム	304
「基発第 583号	5. 9. 30」	15. 玉掛業務（安衛令第20条第16号の業務）従事者安全衛生教育	308

〔2. 危険有害業務に従事する作業者 その1「特別教育修了者」〕

「基発第 265号	55. 5. 22」	ずい道等の掘削・覆工等の業務に従事する労働者に対する安全衛生教育	26
「安全課長・労働衛生課長 連名内翰	55. 5. 27」	ずい道の建設工事における特定粉じん作業に係る特別教育及びずい道等の掘削等の業務に係る安全衛生教育	28
「基発第 195号	59. 4. 20」	タイヤ空気充填業務安全教育カリキュラム	50
「基発第 649号	60. 11. 18」	チェーンソーを用いて行う伐木等業務実務向上教育カリキュラム	92
「基発第 247号	1. 5. 22」	10. フォークリフト運転業務（安衛則第36条第5号の業務）従事者安全衛生教育	181
「基発第 247号	1. 5. 22」	11. 機械集材装置運転業務（安衛則第36条第7号の業務）従事者安全衛生教育	181
「基発第 247号	1. 5. 22」	12. ローラー運転業務（安衛則第36条第10号の業務）従事者安全衛生教育	182

「基発第 114号	2. 3. 1」	フォークリフト運転業務（安衛則第36条第 5号の業務）従事者安全衛生教育カリキュラム	199
「基発第 724号	2. 12. 4」	13. 有機溶剤業務従事者安全衛生教育	235
「基発第 724号	2. 12. 4」	14. チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（安衛則第36条第 8号の2 の業務のうちチェーンソーを用いて行うもの及び同条第 8号の2 の業務）従事者安全衛生教育	235
「基発第 260号	4. 4. 23」	チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育カリキュラム	264
「基発第 518号	4. 9. 17」	機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育カリキュラム	279

〔 3. 危険有害業務に従事する作業員 その 2 「特別教育に準じた教育、その他」 〕

「基発第 258号	58. 5. 20」	チェーンソー以外の振動工具取扱作業員に対する安全衛生教育	34
「基発第 328号	59. 6. 26」	原子力発電所における放射線業務に係る労働衛生教育	54
「基発第 337号	59. 6. 29」	有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育カリキュラム	58
「基発第 39号	61. 1. 27」	レーザー光線取扱作業員安全衛生教育	97, 98, 99
「基発第 187号	61. 3. 31」	VDT作業従事者に対する労働衛生教育カリキュラム	111
「基発第 683号	61. 12. 22」	ストラドルキャリアー運転業務安全教育カリキュラム	121
「基発第 128号	63. 3. 4」	荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育カリキュラム	150
「基発第 646号	3. 11. 11」	林内作業車を使用する集材作業に従事する者に対する安全教育カリキュラム	250
「基発第 1号	4. 1. 1」	石綿含有建築材料の施工業務従事者に対する労働衛生教育カリキュラム	253
「基発第 546号	4. 10. 1」	騒音作業従事労働者労働衛生教育	290
「基発第 659号	4. 12. 21」	ストラドルキャリアー運転業務従事者安全衛生教育（定期又は随時）カリキュラム	297
「基発第 136号	7. 3. 22」	対象作業従事者に対する腰痛予防のための労働衛生教育カリキュラム（屋内労働型産業用）	338
「基発第 136号	7. 3. 22」	対象作業従事者に対する腰痛予防のための労働衛生教育カリキュラム（屋外労働型産業用）	338

〔 4. 危険有害業務従事者に対する教育指導員 〕

「基安発第19号	54. 8. 29」	粉じん作業特別教育指導員講習カリキュラム	24
「基安発第15号	59. 7. 16」	有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育指導員（インストラクター）講習カリキュラム	60
「基発第 377号	59. 7. 25」	中小企業安全衛生指導員養成研修カリキュラム	62
「基発第 187号	61. 3. 31」	VDT作業に係る労働衛生教育指導員（インストラクター）講習カリキュラム	112
「基安発第30号	61. 7. 16」	建設業粉じん作業特別教育指導員講習	115
「基発第 270号	62. 5. 8」	再圧室操作業務従事者に対する特別教育指導員（インストラクター）講習カリキュラム	134
「基発第 136号	7. 3. 22」	腰痛予防のための労働衛生教育指導員講習カリキュラム（屋内労働型産業用）	339
「基発第 136号	7. 3. 22」	腰痛予防のための労働衛生教育指導員講習カリキュラム（屋外労働型産業用）	340

〔 5. 管理監督者(1) 〕

「基発第 217号	51. 2. 20」	3. 安全管理者に対する実務研修	9
「基発第 217号	51. 2. 20」	4. 衛生管理者に対する実務研修	9
「安全課長名内翰	60. 3. 12」	安全管理者実務教育カリキュラム	74
「基発第 246号	1. 5. 22」	1. 安全管理者能力向上教育（初任時）	164
「基発第 246号	1. 5. 22」	2. 安全管理者能力向上教育（定期又は随時）	164

「基発第 246号	1. 5. 22」	3. 安全衛生推進者能力向上教育（初任時）	165
「基発第 521号	1. 9. 28」	陸上貨物運送事業における安全管理者能力向上教育（初任時）カリキュラム	186, 187
「基発第 129号	2. 3. 15」	建設業における安全衛生推進者能力向上教育（初任時）カリキュラム	202
「基発第 130号	2. 3. 15」	陸上貨物運送事業における安全衛生推進者能力向上教育（初任時）カリキュラム	205
「基発第 131号	2. 3. 15」	港湾貨物運送事業における安全衛生推進者能力向上教育（初任時）カリキュラム	208
「基発第 723号	2. 12. 4」	15. 衛生管理者能力向上教育（初任時）	231
「基発第 723号	2. 12. 4」	16. 衛生管理者能力向上教育（定期又は随時）	231
「基発第 124号	4. 3. 17」	港湾貨物運送事業における安全管理者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	260
「基発第 319号	4. 6. 1」	安全管理者能力向上教育（初任時）カリキュラム	267
「基発第 30号	6. 1. 14」	20. 店社安全衛生管理者能力向上教育（初任時）	313
「基発第 82号	6. 2. 17」	衛生管理者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	316

〔 6. 管理監督者(2)〕

「基発第 212号	54. 5. 2」	3. 沿岸荷役主任者に対する安全教育	20
「基発第 205号	59. 4. 25」	仮設機材管理者安全教育カリキュラム	52
「基発第 187号	61. 3. 31」	VDT作業管理者に対する労働衛生教育カリキュラム	111
「基発第 200号	63. 3. 30」	石綿除去現場の管理者に対する労働衛生教育カリキュラム	155
「基発第 136号	7. 3. 22」	対象作業管理者に対する腰痛予防のための労働衛生教育カリキュラム（屋内労働型産業用）	338
「基発第 136号	7. 3. 22」	対象作業管理者に対する腰痛予防のための労働衛生教育カリキュラム（屋外労働型産業用）	338

〔 7. 作業主任者(3)〕

「基発第 91号	52. 2. 21」	3. 林業架線作業主任者に対する実務研修	12
「基発第 212号	54. 5. 2」	1. 木材加工用機械作業主任者に対する実務講習	19
「基発第 283号	60. 5. 23」	ボイラー取扱い作業主任者実務向上教育カリキュラム	84
「基発第 284号	60. 5. 23」	採石のための掘削作業主任者実務向上教育カリキュラム	86
「基発第 561号	60. 10. 1」	船内荷役作業主任者実務向上教育カリキュラム	90
「基発第 211号	62. 4. 13」	鉛作業主任者実務向上教育カリキュラム	129
「基発第 631号	62. 10. 27」	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者実務向上教育カリキュラム	138
「基発第 631号	62. 10. 27」	普通第一種圧力容器取扱作業主任者実務向上教育カリキュラム	138
「基発第 135号	63. 3. 7」	プレス機械作業主任者実務向上教育カリキュラム	152
「基発第 246号	1. 5. 22」	4. ガス溶接作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	165
「基発第 246号	1. 5. 22」	5. 林業架線作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	166
「基発第 246号	1. 5. 22」	6. ボイラー取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	166
「基発第 246号	1. 5. 22」	7. 木材加工用機械作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	167
「基発第 246号	1. 5. 22」	8. プレス機械作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	167
「基発第 246号	1. 5. 22」	9. 採石のための掘削作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	168
「基発第 246号	1. 5. 22」	10. 船内荷役作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	168
「基発第 246号	1. 5. 22」	11. 足場の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	169
「基発第 246号	1. 5. 22」	12. 木造建築物の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	169
「基発第 246号	1. 5. 22」	13. 普通第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	170
「基発第 246号	1. 5. 22」	14. 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	170
「基発第 469号	2. 7. 23」	ボイラー取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	213
「基発第 470号	2. 7. 23」	普通第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	215

「基発第 471号	2. 7. 23」	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	217
「基発第 539号	2. 9. 3」	プレス機械作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	225
「基発第 602号	2. 10. 1」	足場の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	227
「基発第 604号	2. 10. 1」	木造建築物の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	229
「基発第 723号	2. 12. 4」	17. 特定化学物質等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	232
「基発第 723号	2. 12. 4」	18. 鉛作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	232
「基発第 723号	2. 12. 4」	19. 有機溶剤作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	233
「基発第 536号	3. 9. 6」	木材加工用機械作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	247
「基発第 125号	4. 3. 17」	林業架線作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	262
「基発第 320号	4. 6. 1」	ガス溶接作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	270
「基発第 330号	4. 6. 10」	有機溶剤作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	275
「基発第 438号	6. 7. 6」	乾燥設備作業主任者能力向上教育（定期又は随時）カリキュラム	321

〔 8 . 職 長 等 (4) 〕

「基発第 387号	59. 8. 1」	ビル管理業及び清掃業における職長等教育に準じた教育のトレーナーの養成カリキュラム	62
-----------	-----------	------------------------------------------	----

〔 9 . 作 業 指 揮 者 〕

「基発第 515号	53. 9. 18」	1. 車両系荷役運搬機械等作業指揮者に対する安全教育	16
「基発第 133号	60. 3. 13」	積卸し作業の作業指揮者等安全教育カリキュラム	76
「基発第 141号	60. 3. 18」	造林作業の作業指揮者等安全衛生教育カリキュラム	78
「基発第 572号	62. 9. 25」	トラクター等による集材作業の指揮者等安全教育カリキュラム	135
「基発第 676号	62. 12. 4」	クレーン組立・解体作業指揮者（クライミングクレーン関係）安全教育カリキュラム	144
「基発第 782号	63. 12. 28」	電気工事作業指揮者安全教育カリキュラム	157
「基発第 485号	1. 9. 5」	木造建築物の解体工事の作業指揮者等に対する安全教育	183
「基発第 650号	4. 12. 11」	車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育カリキュラム	295

〔10. 経 営 首 脳 者 〕

「基発第 217号	51. 2. 20」	2. 経営首脳者に対する安全衛生教育（主として中小企業の経営首脳者に対するもの）	8
「基発第 91号	52. 2. 21」	1. 統括安全衛生責任者に対する安全衛生教育（建設業）	10
「基発第 545号	59. 10. 9」	安全・衛生管理特別指導事業場経営首脳者等安全衛生セミナーカリキュラム	69

〔11. 技 術 者 等 〕

「基発第 91号	52. 2. 21」	2. 生産技術者に対する安全衛生教育 (1) 化学工業	11
「基発第 91号	52. 2. 21」	2. 生産技術者に対する安全衛生教育 (2) 建設業	12
「基発第 424号	55. 8. 11」	クレーン等の設計技術者に対する安全教育カリキュラム	29
「安全課長名内翰	55. 8. 11」	クレーン等の設計技術者に対する安全教育	30, 31
「基発第 417号	58. 8. 1」	動力プレス機械設計技術者に対する安全教育カリキュラム	36
「基発第 544号	59. 10. 9」	車両系建設機械（整地・掘削用等）作業安全技術教育カリキュラム	66
「基発第 546号	59. 10. 9」	移動式クレーン定期自主検査者安全教育カリキュラム	71
「基発第 152号	60. 3. 25」	ボイラー・圧力容器の設計技術者・工作責任者安全教育カリキュラム	80
「基発第 321号	60. 6. 10」	型式検定対象機械等の工作責任者等安全教育カリキュラム	88
「基発第 543号	61. 9. 13」	建設工事における移動式クレーン作業の安全技術教育カリキュラム	117
「基発第 670号	61. 11. 21」	天井クレーン定期自主検査者安全教育カリキュラム	119
「基発第 163号	62. 3. 24」	ショベルローダー等定期自主検査者安全教育カリキュラム	127

「基発第 213号	62. 4. 13」	化学設備等定期自主検査者安全教育カリキュラム	131
「基発第 669号	62. 11. 26」	フォークリフト特定自主検査者実務向上教育カリキュラム	140
「基発第 670号	62. 11. 26」	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）特定自主検査者実務向上 教育カリキュラム	142
「基発第 600号	6 . 9. 29」	フォークリフト特定自主検査者能力向上教育カリキュラム	336

〔 12. その他 〕

「基発第 217号	51. 2. 20」	1. 就職予定者に対する安全衛生教育	8
「事務連絡	4 . 6. 8」	シニア・セーフティ・リーダー研修カリキュラム	273